資料1　国家安全保障戦略について

（令和4年12月16日　国家安全保障会議決定
閣　議　決　定）

国家安全保障戦略について別紙のとおり定める。

これに伴い、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定）は廃止する。

（別紙）

国家安全保障戦略

Ⅰ　策定の趣旨

国際社会は時代を画する変化に直面している。グローバリゼーションと相互依存のみによって国際社会の平和と発展は保証されないことが、改めて明らかになった。自由で開かれた安定的な国際秩序は、冷戦終焉以降に世界で拡大したが、パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、今、重大な挑戦に晒されている。その中で、気候変動問題や感染症危機を始め、国境を越えて各国が協力して対応すべき諸課題も同時に生起しており、国際関係において対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代になっている。

これまで、我が国を含む先進民主主義国は、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を擁護し、共存共栄の国際社会の形成を主導してきた。途上国を含む国際社会の多くの国も、こうした国際秩序を前提に、グローバリゼーションの中で、国際社会の平和と安定と経済発展の果実を享受してきた。

しかし、同時に、拡大する経済格差等に起因する不満は、国内、更には国家間の関係において新たな緊張をもたらしている。普遍的価値を共有しない一部の国家は、独自の歴史観・価値観に基づき、既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せている。人類が過去一世紀近くにわたって築き上げてきた武力の行使の一般的禁止という国際社会の大原則が、国際社会の平和及び安全の維持に関する主要な責任を有する国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）の常任理事国により、あからさまな形で破られた。また、海洋における一方的な現状変更及びその試みも継続している。そして、普遍的価値を共有しない一部の国家は、経済と科学技術を独自の手法で急速に発展させ、一部の分野では、学問の自由や市場経済原理を擁護してきた国家よりも優位に立つようになってきている。これらは、既存の国際秩序に挑戦する動きであり、国際関係において地政学的競争が激化している。このような状況において、多くの途上国等は地政学的競争に巻き込まれることを回避しようとしているが、中には普遍的価値を共有しない一部の国家に追随する国も出てきている。

このように地政学的競争が激化すると同時に、国際社会においては、国際社会全体の協力が不可欠な問題も生じてきている。気候変動、感染症危機等、国境を越えて人類の存在そのものを脅かす地球規模課題への対応のために、国際社会が価値観の相違、利害の衝突等を乗り越えて協力することが、かつてないほど求められている時代になっている。

我が国周辺に目を向ければ、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。ロシアによるウクライナ侵略により、国際秩序を形作るルールの根幹がいとも簡単に破られた。同様の深刻な事態が、将来、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて発生する可能性は排除されない。国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている。また、我が国周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展し、力による一方的な現状変更の圧力が高まっている。そして、領域をめぐるグレーゾーン事態、民間の重要インフラ等への国境を越えたサイバー攻撃、偽情報の拡散等を通じた情報戦等が恒常的に生起し、有事と平時の境目はますます曖昧になってきている。さらに、国家安全保障の対象は、経済、技術等、これまで非軍事的とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目も曖昧になっている。

国内に目を転じれば、我が国は、人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況等の困難な課題に直面している。こうした我が国国内の困難な経済的・社会的課題を解決し、経済成長を実現していくためにも、産業に不可欠な物資、エネルギー、食料等の貿易や人の移動等の国境をまたぐ経済・社会活動が円滑になされる国際的な環境を確保しなければならない。

このような世界の歴史の転換期において、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただ中にある。その中において、防衛力の抜本的強化を始めとして、最悪の事態をも見据えた備えを盤石なものとし、我が国の平和と安全、繁栄、国民の安全、国際社会との共存共栄を含む我が国の国益を守っていかなければならない。そのために、我が国はまず、我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための力強い外交を展開する。そして、自分の国は自分で守り抜ける防衛力を持つことは、そのような外交の地歩を固めるものとなる。

こうした目標を達成するためには、地政学的競争、地球規模課題への対応等、対立と協力が複雑に絡み合う国際関係全体を俯瞰し、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を最大限活用して、国家の対応を高次のレベルで統合させる戦略が必要である。このような視点に立ち、我が国の安全保障に関する最上位の政策文書となる国家安全保障戦略を定める。本戦略は、外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、海洋、宇宙、情報、政府開発援助（ODA）、エネルギー等の我が国の安全保障に関連する分野の諸政策に戦略的な指針を与えるものである。

2013年に我が国初の国家安全保障戦略（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定）が策定され、我が国は、国際協調を旨とする積極的平和主義の下

での平和安全法制の制定等により、安全保障上の事態に切れ目なく対応できる枠組みを整えた。本戦略に基づく戦略的な指針と施策は、その枠組みに基づき、我が国の安全保障に関する基本的な原則を維持しつつ、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである。

同時に、国家としての力の発揮は国民の決意から始まる。伝統的な外交・防衛の分野にとどまらない幅広い分野を対象とする本戦略を着実に実施していくためには、本戦略の内容と実施について国民の理解と協力を得て、国民が我が国の安全保障政策に自発的かつ主体的に参画できる環境を政府が整えることが不可欠である。

本戦略は次のとおり構成される。

本戦略は、まず、国家の安全保障戦略を定める際の原点となるべき我が国の国益を示す。次に、その国益を踏まえ、我が国の戦後の安全保障の歴史と経験、国民の選択の中から培われてきた我が国の安全保障に関する基本的な原則を示す。さらに、現在の我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題を示す。これらを踏まえて、我が国が達成すべき我が国の安全保障上の目標を設定し、この目標を我が国が総合的な国力を用いて達成するための手段と方法、すなわち戦略的なアプローチを明らかにする。さらに、戦略的なアプローチの実施を支える土台である我が国の様々な基盤を示す。

Ⅱ　我が国の国益

我が国が守り、発展させるべき国益を以下に示す。

1　我が国の主権と独立を維持し、領域を保全し、国民の生命・身体・財産の安全を確保する。そして、我が国の豊かな文化と伝統を継承しつつ、自由と民主主義を基調とする我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うする。また、我が国と国民は、世界で尊敬され、好意的に受け入れられる国家・国民であり続ける。

2　経済成長を通じて我が国と国民の更なる繁栄を実現する。そのことにより、我が国の平和と安全をより強固なものとする。そして、我が国の経済的な繁栄を主体的に達成しつつ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化し、我が国と他国が共存共栄できる国際的な環境を実現する。

3　自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を維持・擁護する。特に、我が国が位置するインド太平洋地域において、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させる。

Ⅲ　我が国の安全保障に関する基本的な原則

我が国の国益を守るための安全保障政策の遂行の前提として、我が国の安全保障に関する基本的な原則を以下に示す。

1　国際協調を旨とする積極的平和主義を維持する。その理念を国際社会で一層具現化しつつ、将来にわたって我が国の国益を守る。そのために、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、刻々と変化する安全保障環境を直視した上で、必要な改革を果断に遂行し、我が国の安全保障上の能力と役割を強化する。

2　自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を維持・擁護する形で、安全保障政策を遂行する。そして、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中においても、世界的に最も成熟し安定した先進民主主義国の一つとして、普遍的価値・原則の維持・擁護を各国と協力する形で実現することに取り組み、国際社会が目指すべき範を示す。

3　平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない。

4　拡大抑止の提供を含む日米同盟は、我が国の安全保障政策の基軸であり続ける。

5　我が国と他国との共存共栄、同志国との連携、多国間の協力を重視する。

Ⅳ　我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題

我が国の安全保障上の目標を定めるに当たり、我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題を以下に示す。

1　グローバルな安全保障環境と課題

（1）2013年の国家安全保障戦略の策定以降も、グローバルなパワーの重心が、我が国が位置するインド太平洋地域に移る形で、国際社会は急速に変化し続けている。この変化は中長期的に続き、国際社会の在り様を変えるほどの歴史的な影響を与えるものとなる可能性が高い。

（2）国際社会においては、経済発展、技術革新、人的交流、新たな文化の創出等の多くの機会と恩恵がもたらされている。しかし、同時に、我が国の同盟国であり世界最大の総合的な国力を有する米国や、G7等の国際的な枠組みが、国際社会におけるリスクを管理し、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させることは、ますます難しくなってきている。国際社会全体の意思を具現すべき国連では、対立が目立ち、その機能が十分に果たせていない。これは、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大し、国際社会におけるリスクが顕在化していることが大きな要因である。具体的には、他国の国益を減ずる形で自国の国益を増大させることも排除しない一部の国家が、軍事的・非軍事的な力を通じて、自国の勢力を拡大し、一方的な現状変更を試み、国際秩序に挑戦する動きを加速させている。このような動きが、軍事、外交、経済、技術等の幅広い分野での国家間の競争や対立を先鋭化させ、国際秩序の根幹を揺るがしている。その結

果、現在の国際的な安全保障環境は、国家間の関係や利害がモザイクのように入り組む、複雑で厳しいものとなっている。

（3）以下に、こうした現在の国際的な安全保障環境の複雑さ、厳しさを表す顕著な例を挙げる。

ア　他国の領域主権等に対して、軍事的及び非軍事的な手段を組み合わせる形で、力による一方的な現状変更及びその試みがなされている。特に、ロシアによるウクライナ侵略は、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすものである。

イ　サイバー空間、海洋、宇宙空間、電磁波領域等において、自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化している。特に、相対的に露見するリスクが低く、攻撃者側が優位にあるサイバー攻撃の脅威は急速に高まっている。サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取等は、国家を背景とした形でも平素から行われている。そして、武力攻撃の前から偽情報の拡散等を通じた情報戦が展開されるなど、軍事目的遂行のために軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイブリッド戦が、今後更に洗練された形で実施される可能性が高い。

ウ　サプライチェーンの脆弱性、重要インフラへの脅威の増大、先端技術をめぐる主導権争い等、従来必ずしも安全保障の対象と認識されていなかった課題への対応も、安全保障上の主要な課題となってきている。その結果、安全保障の対象が経済分野にまで拡大し、安全保障の確保のために経済的手段が一層必要とされている。

エ　本来、相互互恵的であるべき国際貿易、経済協力の分野において、一部の国家が、鉱物資源、食料、産業・医療用の物資等の輸出制限、他国の債務持続性を無視した形での借款の供与等を行うことで、他国に経済的な威圧を加え、自国の勢力拡大を図っている。

オ　先端技術研究とその成果の安全保障目的の活用等について、主要国が競争を激化させる中で、一部の国家が、他国の民間企業や大学等が開発した先端技術に関する情報を不法に窃取した上で、自国の軍事目的に活用している。

カ　国際社会におけるパワーバランスの変化や価値観の多様化により、国際社会全体の統治構造において強力な指導力が失われつつある。その結果、気候変動、自由貿易、軍備管理・軍縮・不拡散、テロ、感染症対策を含む国際保健、食料、エネルギー等の国際社会共通の課題への対応において、国際社会が団結しづらくなっている。また、中東、アフリカ、太平洋島嶼部の脆弱な国が、例えば、気候変動がもたらす異常気象・国土面積の減少、感染症の世界的な拡大、食料・エネルギー不足等により、相対的に大きな被害を被っている。

2　インド太平洋地域における安全保障環境と課題

上記のグローバルな安全保障環境と課題は、我が国が位置するインド太平洋地域で特に際立っており、将来、更に深刻さを増す可能性がある。これを踏まえ、インド太平洋地域における安全保障環境と課題、特に注目すべき国・地域の動向を以下に示す。

（1）インド太平洋地域における安全保障の概観

インド太平洋地域は、世界人口の半数以上を擁する世界の活力の中核であり、太平洋とインド洋の交わりによるダイナミズムは世界経済の成長エンジンとなっている。この地域にある我が国は、その恩恵を受けやすい位置にある。

同時に、インド太平洋地域は安全保障上の課題が多い地域でもある。例えば、核兵器を含む大規模な軍事力を有し、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家や地域が複数存在する。さらには、歴史的な経緯を背景とする外交関係等が複雑に絡み合っている。また、東シナ海、南シナ海等における領域に関する一方的な現状変更及びその試み、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害等の様々な種類と烈度の脅威や課題が存在する。

このようなインド太平洋地域において、我が国が、自由で開かれたインド太平洋（以下「FOIP」という。）というビジョンの下、同盟国・同志国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を実現し、地域の平和と安定を確保していくことは、我が国の安全保障にとって死活的に重要である。

（2）中国の安全保障上の動向

中国は、「中華民族の偉大な復興」、今世紀半ばまでの「社会主義現代化強国」の全面的完成、早期に人民解放軍を「世界一流の軍隊」に築き上げることを明確な目標としている。中国は、このような国家目標の下、国防費を継続的に高い水準で増加させ、十分な透明性を欠いたまま、核・ミサイル戦力を含む軍事力を広範かつ急速に増強している。

また、中国は、我が国の尖閣諸島周辺における領海侵入や領空侵犯を含め、東シナ海、南シナ海等における海空域において、力による一方的な現状変更の試みを強化し、日本海、太平洋等でも、我が国の安全保障に影響を及ぼす軍事活動を拡大・活発化させている。さらに、中国は、ロシアとの戦略的な連携を強化し、国際秩序への挑戦を試みている。

中国は、世界第二位の経済力を有し、世界経済を牽引する国としても、また、気候変動を含む地球規模課題についても、その国際的な影響力にふさわしい更なる取組が国際社会から強く求められている。

しかし、中国は、主要な公的債権国が等しく参加する国際的な枠組み等にも参加しておらず、開発金融等に関連する活動の実態も十分な透明性を欠いている。また、経済面での安全を確立すべく、戦略的な取組を強化しており、他国の中国への依存を利用して、相手国に経済的な威圧を加える事例も起きている。

中国は、台湾について平和的統一の方針は堅持しつつも、武力行使の可能性を否定していない。さらに、中国は我が国近海への弾道ミサイル発射を含め台湾周辺海空域において軍事活動を活発化させており、台湾海峡の平和と安定については、我が国を含むインド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている。

中国が、首脳レベルを含む様々なレベルでの意思疎通を通じて、国際社会と建設的な関係を構築すること、また、我が国を含む国際社会との対話と協力を重ねること等により、我が国と共にインド太平洋地域を含む国際社会の平和と安定に貢献することが期待されている。

しかしながら、現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、我が国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきものである。

（3）北朝鮮の安全保障上の動向

朝鮮半島においては、韓国と北朝鮮双方の大規模な軍事力が対峙している。北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。現在も深刻な経済的困難に直面しており、人権状況も全く改善しない一方で、軍事面に資源を重点的に配分し続けている。

北朝鮮は、近年、かつてない高い頻度で、新たな態様での弾道ミサイルの発射等を繰り返し、急速にその能力を増強している。特に、米国本土を射程に含む大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルの発射、変則軌道で飛翔するミサイルを含む新たな態様での発射、発射台付き車両（TEL）・潜水艦・鉄道といった様々なプラットフォームからの発射等により、ミサイル関連技術及び運用能力は急速に進展している。

さらに、北朝鮮は、核戦力を質的・量的に最大限のスピードで強化する方針であり、ミサイル関連技術等の急速な発展と合わせて考えれば、北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。また、基本的人権の侵害という国際社会の普遍的問題である。

（4）ロシアの安全保障上の動向

ロシアによるウクライナ侵略等、ロシアの自国の安全保障上の目的達成のために軍事力に訴えることを辞さない姿勢は顕著である。また、ロシアは核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返している。

ロシアは、我が国周辺における軍事活動を活発化させている。我が国固有の領土である北方領土でもロシアは軍備を強化しているが、これは、特にオホーツク海がロシアの戦略核戦力の一翼を担う戦略原子力潜水艦の活動領域であることが、その背景にあるとみられる。

さらに、ロシアは、中国との間で、戦略的な連携を強化してきている。特に、近年は、我が国周辺での中露両国の艦艇による共同航行や爆撃機による共同飛行等の共同演習・訓練を継続的に実施するなど、軍事面での連携が強化されている。

ロシアの対外的な活動、軍事動向等は、今回のウクライナ侵略等によって、国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面においては安全保障上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、我が国を含むインド太平洋地域におけるロシアの対外的な活動、軍事動向等は、中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念である。

Ⅴ　我が国の安全保障上の目標

以上のような我が国の安全保障上の課題が存在する中で、我が国が国益を確保できるようにするための我が国の安全保障上の目標を以下に示す。この目標は、上記Ⅲで示した我が国の安全保障に関する基本的な原則を踏まえたものである。

1　我が国の主権と独立を維持し、我が国が国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続け、我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守る。そのために、我が国自身の能力と役割を強化し、同盟国である米国や同志国等と共に、我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑止する。万が一、我が国に脅威が及ぶ場合も、これを阻止・排除し、かつ被害を最小化させつつ、我が国の国益を守る上で有利な形で終結させる。

2　安全保障政策の遂行を通じて、我が国の経済が成長できる国際環境を主体的に確保する。それにより、我が国の経済成長が我が国を取り巻く安全保障環境の改善を促すという、安全保障と経済成長の好循環を実現する。その際、我が国の経済構造の自律性、技術等の他国に対する優位性、ひいては不可欠性を確保する。

3　国際社会の主要なアクターとして、同盟国・同志国等と連携し、国際関係における新たな均衡を、特にイ

ンド太平洋地域において実現する。それにより、特定の国家が一方的な現状変更を容易に行い得る状況となることを防ぎ、安定的で予見可能性が高く、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化する。

4　国際経済や、気候変動、感染症等の地球規模課題への対応、国際的なルールの形成等の分野において、多国間の協力を進め、国際社会が共存共栄できる環境を実現する。

Ⅵ　我が国が優先する戦略的なアプローチ

我が国は、我が国の安全保障上の目標を達成するために、我が国の総合的な国力をその手段として有機的かつ効率的に用いて、戦略的なアプローチを実施する。

1　我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主な要素

（1）第一に外交力である。国家安全保障の基本は、法の支配に基づき、平和で安定し、かつ予見可能性が高い国際環境を能動的に創出し、脅威の出現を未然に防ぐことにある。我が国は、長年にわたり、国際社会の平和と安定、繁栄のための外交活動や国際協力を行ってきた。その伝統と経験に基づき、大幅に強化される外交の実施体制の下、今後も、多くの国と信頼関係を築き、我が国の立場への理解と支持を集める外交活動や他国との共存共栄のための国際協力を展開する。

（2）第二に防衛力である。防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国を守り抜く意思と能力を表すものである。国際社会の現実を見れば、この機能は他の手段では代替できない。防衛力により、我が国に脅威が及ぶことを抑止し、仮に我が国に脅威が及ぶ場合にはこれを阻止し、排除する。そして、抜本的に強化される防衛力は、我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための外交の地歩を固めるものとなる。

（3）第三に経済力である。経済力は、平和で安定した安全保障環境を実現するための政策の土台となる。我が国は、世界第三位の経済大国であり、開かれ安定した国際経済秩序の主要な担い手として、自由で公正な貿易・投資活動を行う。また、グローバル・サプライチェーンに不可欠な高付加価値のモノとサービスを提供し、我が国の経済成長を実現していく。

（4）第四に技術力である。科学技術とイノベーションの創出は、我が国の経済的・社会的発展をもたらす源泉である。そして、技術力の適切な活用は、我が国の安全保障環境の改善に重要な役割を果たし、気候変動等の地球規模課題への対応にも不可欠である。我が国が長年にわたり培ってきた官民の高い技術力を、従来の考え方にとらわれず、安全保障分野に積極的に活用していく。

（5）第五に情報力である。急速かつ複雑に変化する安全保障環境において、政府が的確な意思決定を行うには、質が高く時宜に適った情報収集・分析が不可欠である。そのために、政策部門と情報部門との緊密な連携の下、政府が保有するあらゆる情報収集の手段と情報源を活用した総合的な分析により、安全保障に関する情報を可能な限り早期かつ正確に把握し、政府内外での共有と活用を図る。また、我が国の安全保障上の重要な情報の漏洩を防ぐために、官民の情報保全に取り組む。

2　戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

（1）危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開

ア　日米同盟の強化

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、我が国の安全保障のみならず、インド太平洋地域を含む国際社会の平和と安定の実現に不可欠な役割を果たす。特に、インド太平洋地域において日米の協力を具体的に深化させることが、米国のこの地域へのコミットメントを維持・強化する上でも死活的に重要である。これらのことも念頭に、日米の戦略レベルで連携を図り、米国と共に、外交、防衛、経済等のあらゆる分野において、日米同盟を強化していく。

イ　自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化

我が国は、インド太平洋地域に位置する国家として、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印（クアッド）等の取組を通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組を更に進める。そのために、FOIPというビジョンの国際社会における更なる普遍化、自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、連結性の向上、各国・国際機関のガバナンスの強化、海洋安全保障の確保等の取組を拡充していく。

また、経済的にも発展し、国際社会における影響力が高まっている途上国等への外交的な関与を更に強化する。そのことにより、できるだけ多くの国と共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化する。

さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、カナダ、北大西洋条約機構（NATO）、欧州連合（EU）等との安全保障上の協力を強化する。具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定（ACSA）・円滑化協定（RAA）

の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置（FDO）等の取組を進める。

ウ　我が国周辺国・地域との外交、領土問題を含む諸懸案の解決に向けた取組の強化

日中両国は、地域と国際社会の平和と繁栄にとって、共に重要な責任を有する。我が国は、中国との間で、様々なレベルの意思疎通を通じて、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力をしていくとの「建設的かつ安定的な関係」を構築していく。このことは、インド太平洋地域を含む国際社会の平和と安定にとって不可欠である。

中国が力による一方的な現状変更の試みを拡大していることについては、これに強く反対し、そのような行為を行わないことを強く求め、冷静かつ毅然として対応する。また、中国の急速な軍事力の強化及び軍事活動の拡大に関しては、透明性等を向上させるとともに、国際的な軍備管理・軍縮等の努力に建設的な協力を行うよう同盟国・同志国等と連携し、強く働きかける。そして、日中間の信頼の醸成のため、中国との安全保障面における意思疎通を強化する。加えて、中国との間における不測の事態の発生を回避・防止するための枠組みの構築を含む日中間の取組を進める。

同時に、経済、人的交流等の分野において日中双方の利益となる形での協力は可能であり、我が国経済の発展と経済安全保障に資する形で、中国との適切な経済関係を構築しつつ、両国の人的交流を再活性化していく。また、同盟国・同志国や国際機関等と連携し、中国が、国際的なルール・基準を遵守し、自国の透明性と予見可能性を高め、地球規模課題等について協力すべきは協力しつつ、その国際的な影響力にふさわしい責任ある建設的な役割を果たすように促す。

台湾との関係については、我が国は、1972年の日中共同声明を踏まえ、非政府間の実務関係として維持してきており、台湾に関する基本的な立場に変更はない。台湾は、我が国にとって、民主主義を含む基本的な価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。また、台湾海峡の平和と安定は、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素であり、両岸問題の平和的解決を期待するとの我が国の立場の下、様々な取組を継続していく。

韓国は、地政学的にも我が国の安全保障にとっても極めて重要な隣国である。北朝鮮への対応等を念頭に、安全保障面を含め、日韓・日米韓の戦略的連携を強化していく。そのためにも、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき日韓関係を発展させていくべく、韓国側と緊密に意思疎通を図っていく。二国間の諸懸案については、我が国の一貫した立場に基づいて然るべく対応していく。我が国固有の領土である竹島の領有権に関する問題については、我が国の一貫した立場に基づき毅然と対応しつつ、国際法にのっとり、平和的に紛争を解決するとの方針に基づき、粘り強く外交努力を行う。

北朝鮮による核・ミサイル開発に関しては、米国及び韓国と緊密に連携しつつ、地域の抑止力の強化、国連安保理決議に基づくものを含む対北朝鮮制裁の完全な履行及び外交的な取組を通じ、六者会合共同声明や国連安保理決議に基づく北朝鮮の完全な非核化に向けた具体的行動を北朝鮮に対して求めていく。また、日朝関係については、日朝平壌宣言に基づき、拉致・核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて取り組んでいく。とりわけ、拉致問題については、時間的な制約のある深刻な人道問題であり、この問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの基本認識の下、一日も早い全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しに向けて全力を尽くす。

ロシアとの関係については、インド太平洋地域の厳しい安全保障環境を踏まえ、我が国の国益を守る形で対応していく。また、同盟国・同志国等と連携しつつ、ロシアによる国際社会の平和と安定及び繁栄を損なう行動を防ぐ。対露外交上の最大の懸案である北方領土問題については、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針は不変である。

エ　軍備管理・軍縮・不拡散

我が国周辺における核兵器を含む軍備増強の傾向を止め、これを反転させ、核兵器による威嚇等の事態の生起を防ぐことで、我が国を取り巻く安全保障環境を改善し、国際社会の平和と安定を実現する。そのために、軍備管理・軍縮・不拡散の取組を一層強化する。具体的には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的な取組を主導する。北朝鮮、イラン等の地域の不拡散問題も踏まえ、核兵器不拡散条約（NPT）を礎石とする国際的な核軍縮・不拡散体制を維持・強化し、現実の国際的な安全保障上の課題に適切に対処しつつ、実践的・現実的な取組を着実に進める。

また、武器や関連機微技術の拡散防止のための国際輸出管理レジームの維持・強化、我が国国内における不拡散措置の適切な実施や、各国の能力

構築支援を柱として不拡散政策に取り組む。

生物兵器、化学兵器及び通常兵器についても、自律型致死兵器システム（LAWS）を含め、多国間での取組、ルール作り等に積極的に取り組む。

オ　国際テロ対策

テロはいかなる理由をもってしても正当化できず、強く非難されるべきものであり、国際社会と共に、断固とした姿勢を示し、テロ対策を講じていく。具体的には、国際テロ対策を推進し、また、原子力発電所等の重要な生活関連施設の安全確保に関する我が国国内での対策を徹底する。

さらに、在外邦人等の安全を確保するための情報の共有を始め、各国、民間企業等との協力体制を構築する。また、国際テロ情勢に関する情報収集・分析の体制や能力を強化する。

カ　気候変動対策

気候変動は、人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題であり、気候変動がもたらす異常気象は、自然災害の多発・激甚化、災害対応の増加、エネルギー・食料問題の深刻化、国土面積の減少、北極海航路の利用の増加等、我が国の安全保障に様々な形で重大な影響を及ぼす。

同盟国・同志国を含むあらゆるステークホルダーと連携して、国内外での取組を主導していく。具体的には、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46％削減、2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた、再生可能エネルギーや原子力の最大限の活用を始めとするエネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出等を通じ、脱炭素社会の実現に向けて取り組む。

また、気候変動が国際的な安全保障環境に与える否定的な影響を最小限のものとするよう、国際社会での取組を主導する。その一環として、気候変動問題が切迫した脅威となっている島嶼国を始めとする途上国等に対して、持続可能で強靭な経済・社会を構築するための支援を行う。

キ　ODAを始めとする国際協力の戦略的な活用

FOIPというビジョンの下、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させ、国際社会の共存共栄を実現するためにODAを戦略的に活用していく。具体的には、質の高いインフラ、人材育成等による連結性、海洋安全保障、法の支配、経済安全保障等の強化のための支援を行う。そのことにより、開発途上国等との信頼・協力関係を強化する。また、FOIPというビジョンに賛同する幅広い国際社会のパートナーとの協力を進める。

そして、人間の安全保障の考え方の下、貧困削減、保健、気候変動、環境、人道支援等の地球規模課題の解決のための国際的な取組を主導する。

これらの取組を行うに当たり、我が国企業の海外展開の支援や、ODAとODA以外の公的資金との連携等を強化する。さらに、国際機関・NGOを始めとする多様なステークホルダーとの連携を引き続き強化する。

同志国との安全保障上の協力を深化させるために、開発途上国の経済社会開発等を目的としたODAとは別に、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、同志国に対して、装備品・物資の提供やインフラの整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな協力の枠組みを設ける。これは、総合的な防衛体制の強化のための取組の一つである。

ク　人的交流等の促進

人と人、国と国の相互理解の増進は、国家間の緊張を緩和し、平和で安定した国際関係を築く土台となる。海外における日本への理解を促進し、我が国と国民が好意的に受け入れられる国際環境を醸成するために、人的交流、文化交流等に取り組む。具体的には、各国・地域の政府関係者、有識者、文化人等との交流、留学生交流、青少年交流、スポーツ交流等、様々なレベル・分野での人的交流を促進する。さらに、豊かな我が国の文化の海外への紹介、海外での日本語の普及に対する支援等を行う。

（2）我が国の防衛体制の強化

ア　国家安全保障の最終的な担保である防衛力の抜本的強化

国際社会において、力による一方的な現状変更及びその試みが恒常的に生起し、我が国周辺における軍備増強が急速に拡大している。ロシアによるウクライナ侵略のように国際秩序の根幹を揺るがす深刻な事態が、将来、とりわけ東アジアにおいて発生することは排除されない。このような安全保障環境に対応すべく、防衛力を抜本的に強化していく。

そして、強力な軍事能力を持つ主体が、他国に脅威を直接及ぼす意思をいつ持つに至るかを正確に予測することは困難である。したがって、そのような主体の能力に着目して、我が国の安全保障に万全を期すための防衛力を平素から整備しなければならない。また、我が国の防衛力は、科学技術の進展等に伴う新しい戦い方にも対応できるものでなくてはならない。

このような視点に立ち、宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により自衛隊の全体の能力を増幅させる領域横断作戦能力に加え、侵攻部隊に対し、その脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力等により、重層的に対処す

る。また、有人アセットに加え、無人アセット防衛能力も強化すること等により、様々な防衛能力が統合された防衛力を構築していく。さらに、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動率向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靭化により、防衛力の実効性を一層高めていくことを最優先課題として取り組む。

我が国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である。近年、我が国周辺では、極超音速兵器等のミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運用能力が飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中、ミサイルの発射も繰り返されており、我が国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっている。こうした中、今後も、変則的な軌道で飛翔するミサイル等に対応し得る技術開発を行うなど、ミサイル防衛能力を質・量ともに不断に強化していく。

しかしながら、弾道ミサイル防衛という手段だけに依拠し続けた場合、今後、この脅威に対し、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつある。

このため、相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある。

この反撃能力とは、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう。

こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。その上で、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からの更なる武力攻撃を防ぎ、国民の命と平和な暮らしを守っていく。

この反撃能力については、1956年2月29日に政府見解として、憲法上、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかった能力に当たるものである。

この政府見解は、2015年の平和安全法制に際して示された武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるものであり、今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記三要件を満たす場合に行使し得るものである。

この反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことはいうまでもない。

また、日米の基本的な役割分担は今後も変更はないが、我が国が反撃能力を保有することに伴い、弾道ミサイル等の対処と同様に、日米が協力して対処していくこととする。

さらに、有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含め、自衛隊と海上保安庁との連携・協力を不断に強化する。

また、政府横断的な連携を図る形での自衛隊のアセットを活用した柔軟に選択される抑止措置（FDO）等を実施する。

現下の我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえれば、我が国の防衛力の抜本的強化は、速やかに実現していく必要がある。具体的には、本戦略策定から5年後の2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。さらに、おおむね10年後までに、より早期かつ遠方で我が国への侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。さらに、今後5年間の最優先課題として、現有装備品の最大限の有効活用と、将来の自衛隊の中核となる能力の強化に取り組む。

上記の自衛隊の体制整備や防衛に関する施策は、かつてない規模と内容を伴うものである。また、防衛力の抜本的強化は、一時的な支出増では対応できず、一定の支出水準を保つ必要がある。そのため、これら施策は、本戦略を踏まえ、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に基づき実現するとともに、その財源についてしっかりした措置を講じ、これを安定的に確保していく。

このように、必要とされる防衛力の内容を積み上げた上で、同盟国・同志国等との連携を踏まえ、国際比較のための指標も考慮し、我が国自身の判断として、2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2%に達するよう、所要の措置を講ずる。

イ　総合的な防衛体制の強化との連携等

我が国の防衛上の課題に対応する上で、防衛力の抜本的強化がその中核となる。しかし、安全保障の対象・分野が多岐にわたるため、防衛力のみ

ならず、外交力・経済力を含む総合的な国力を活用し、我が国の防衛に当たる。このような考えの下、防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の四つの分野における取組を関係省庁の枠組みの下で推進し、総合的な防衛体制を強化する。

これに加え、地方公共団体を含む政府内外の組織との連携を進め、国全体の防衛体制を強化する。

ウ　いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

我が国の防衛生産・技術基盤は、自国での防衛装備品の研究開発・生産・調達の安定的な確保等のために不可欠な基盤である。したがって、我が国の防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものと位置付けられるものであることから、その強化は必要不可欠である。具体的には、力強く持続可能な防衛産業を構築するために、事業の魅力化を含む各種取組を政府横断的に進めるとともに、官民の先端技術研究の成果の防衛装備品の研究開発等への積極的な活用、新たな防衛装備品の研究開発のための態勢の強化等を進める。

エ　防衛装備移転の推進

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する。

また、防衛装備移転を円滑に進めるための各種支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める。

オ　防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

防衛力の中核である自衛隊員が、その能力を一層発揮できるようにするため、人的基盤を強化する。そのために、より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図る。ハラスメントを一切許容しない組織環境や女性隊員が更に活躍できる環境を整備するとともに、隊員の処遇の向上を図り、そして、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮できる環境を整備する。

（3）米国との安全保障面における協力の深化

我が国の防衛力を抜本的に強化しつつ、米国との安全保障面における協力を深化すること等により、核を含むあらゆる能力によって裏打ちされた米国による拡大抑止の提供を含む日米同盟の抑止力と対処力を一層強化する。具体的には、日米の役割・任務・能力に関する不断の検討を踏まえ、日米の抑止力・対処力を強化するため、同盟調整メカニズム（ACM）等の調整機能を更に発展させつつ、領域横断作戦や我が国の反撃能力の行使を含む日米間の運用の調整、相互運用性の向上、サイバー・宇宙分野等での協力深化、先端技術を取り込む装備・技術面での協力の推進、日米のより高度かつ実践的な共同訓練、共同の柔軟に選択される抑止措置（FDO）、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動、日米の施設の共同使用の増加等に取り組む。その際、日米がその能力を十分に発揮できるよう、情報保全、サイバーセキュリティ等の基盤を強化する。

同時に、このような取組を進めつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編を着実に実施する。

（4）我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化

軍事と非軍事、有事と平時の境目が曖昧になり、ハイブリッド戦が展開され、グレーゾーン事態が恒常的に生起している現在の安全保障環境において、サイバー空間・海洋・宇宙空間、技術、情報、国内外の国民の安全確保等の多岐にわたる分野において、政府横断的な政策を進め、我が国の国益を隙なく守る。

ア　サイバー安全保障分野での対応能力の向上

サイバー空間の安全かつ安定した利用、特に国や重要インフラ等の安全等を確保するために、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる。

具体的には、まずは、最新のサイバー脅威に常に対応できるようにするため、政府機関のシステムを常時評価し、政府機関等の脅威対策やシステムの脆弱性等を随時是正するための仕組みを構築する。その一環として、サイバーセキュリティに関する世界最先端の概念・技術等を常に積極的に活用する。そのことにより、外交・防衛・情報の分野を始めとする政府機関等のシステムの導入から廃棄までのライフサイクルを通じた防御の強化、政府内外の人材の育成・活用の促進等を引き続き図る。

その上で、武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、こ

れを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために能動的サイバー防御を導入する。そのために、サイバー安全保障分野における情報収集・分析能力を強化するとともに、能動的サイバー防御の実施のための体制を整備することとし、以下の（ア）から（ウ）までを含む必要な措置の実現に向け検討を進める。

（ア）重要インフラ分野を含め、民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組を強化するなどの取組を進める。

（イ）国内の通信事業者が役務提供する通信に係る情報を活用し、攻撃者による悪用が疑われるサーバ等を検知するために、所要の取組を進める。

（ウ）国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃について、可能な限り未然に攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるよう、政府に対し必要な権限が付与されるようにする。

能動的サイバー防御を含むこれらの取組を実現・促進するために、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を発展的に改組し、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置する。そして、これらのサイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために法制度の整備、運用の強化を図る。これらの取組は総合的な防衛体制の強化に資するものとなる。

また、経済安全保障、安全保障関連の技術力の向上等、サイバー安全保障の強化に資する他の政策との連携を強化する。

さらに、同盟国・同志国等と連携した形での情報収集・分析の強化、攻撃者の特定とその公表、国際的な枠組み・ルールの形成等のために引き続き取り組む。

イ　海洋安全保障の推進と海上保安能力の強化

四方を海に囲まれ、世界有数の広大な管轄海域を有する海洋国家として、同盟国・同志国等と連携し、航行・飛行の自由や安全の確保、法の支配を含む普遍的価値に基づく国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を進める。具体的には、シーレーンにおける脅威に対応するための海洋状況監視、他国との積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を推進し、多国間の海洋安全保障協力を強化する。また、海上交通の安全を確保するために、海賊対処や情報収集活動等を実施する。

そして、これらの取組に関連する国際協力を進めつつ、南シナ海等における航行及び上空飛行の自由の確保、国際法に基づく紛争の平和的解決の推進、シーレーン沿岸国との関係の強化、北極海航路の利活用等を図る。さらに、シーレーンの安定的利用の確保等のためにも、ジブチにおける拠点を引き続き活用する。

我が国の安全保障において、海上法執行機関である海上保安庁が担う役割は不可欠である。尖閣諸島周辺を含む我が国領域の警備を万全にし、複数の重大事案発生時にも有効に対応していくため、我が国の海上保安能力を大幅に強化し、体制を拡充する。具体的には、新たな海上保安能力強化に関する方針に基づき、海上保安庁によるアセットの増強や新たな技術の導入、十分な運航費の確保や老朽船の更新、海上保安庁の職員の確保・育成等を速やかに図る。

また、有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含め、海上保安庁と自衛隊の連携・協力を不断に強化する。

さらに、米国、東南アジア諸国等の海上法執行機関との国際的な連携・協力も強化する。

ウ　宇宙の安全保障に関する総合的な取組の強化

経済・社会活動にとって不可欠な宇宙空間の安全かつ安定した利用等を確保するため、宇宙の安全保障の分野での対応能力を強化する。具体的には、自衛隊、海上保安庁等による宇宙空間の利用を強化しつつ、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等と自衛隊の連携の強化等、我が国全体の宇宙に関する能力を安全保障分野で活用するための施策を進める。

また、不測の事態における政府の意思決定に関する体制の構築、宇宙領域の把握のための体制の強化、スペースデブリへの対応の推進、相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力の整備の拡充、国際的な行動の規範策定を含む同盟国・同志国等との連携の強化を進める。

さらに、我が国の宇宙産業を支援・育成することで、衛星コンステレーションの構築を含め、我が国の民間の宇宙技術を我が国の防衛に活用する。そして、それが更に我が国の宇宙産業の発展を促すという好循環を実現する。

このような宇宙の安全保障の分野の課題と政策を具体化させる政府の構想を取りまとめた上で、それを宇宙基本計画等に反映させる。

エ　技術力の向上と研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のための官民の連携の強化

最先端の科学技術は加速度的に進展し、民生用の技術と安全保障用の技術の区別は実際には極めて困難となっている。このこと等を踏まえ、我が国の官民の高い技術力を幅広くかつ積極的に安全保障に活用するために、安全保障に活用可能な官

民の技術力を向上させ、研究開発等に関する資金及び情報を政府横断的に活用するための体制を強化する。具体的には、総合的な防衛体制の強化に資する科学技術の研究開発の推進のため、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させるとともに、当該事業を実施していくための政府横断的な仕組みを創設する。また、経済安全保障重要技術育成プログラムを含む政府全体の研究開発に関する資金及びその成果の安全保障分野への積極的な活用を進める。

さらに、先端重要技術の情報収集・開発・育成に向けた更なる支援の強化と体制の整備を図る。

そして、民間のイノベーションを推進し、その成果を安全保障分野において積極的に活用するため、関係者の理解と協力を得つつ、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む。また、防衛産業が他の民間のイノベーションの成果を十分に活かしていくための環境の整備に政府横断的に取り組む。

オ　我が国の安全保障のための情報に関する能力の強化

健全な民主主義の維持、政府の円滑な意思決定、我が国の効果的な対外発信に密接に関連する情報の分野に関して、我が国の体制と能力を強化する。具体的には、国際社会の動向について、外交・軍事・経済にまたがり幅広く、正確かつ多角的に分析する能力を強化するため、人的情報、公開情報、電波情報、画像情報等、多様な情報源に関する情報収集能力を大幅に強化する。特に、人的情報については、その収集のための体制の充実・強化を図る。

そして、画像情報については、情報収集衛星の機能の拡充・強化を図るとともに、内閣衛星情報センターと防衛省・自衛隊の協力・連携を強化するなどして、収集した情報の更なる効果的な活用を図る。

また、統合的な形での情報の集約を行うための体制を整備する。政策部門と情報部門の連携を強化し、情報部門については、人工知能（AI）等の新たな技術の活用も含め、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）により、政策部門への高付加価値の分析結果の提供を行えるよう、情報分析能力を強化する。

そして、経済安全保障分野における新たなセキュリティ・クリアランス制度の創設の検討に関する議論等も踏まえつつ、情報保全のための体制の更なる強化を図る。

また、偽情報等の拡散を含め、認知領域における情報戦への対応能力を強化する。その観点から、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化、政府外の機関との連携の強化等のための新たな体制を政府内に整備する。さらに、戦略的コミュニケーションを関係省庁の連携を図った形で積極的に実施する。

そして、地理空間情報の安全保障面での悪用を防ぐための官民の実効的な措置の検討を速やかに行う。

カ　有事も念頭に置いた我が国国内での対応能力の強化

我が国に直接脅威が及んだ場合も念頭に、我が国国内における幅広い分野での対応能力を強化する。具体的には、総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。これらの取組は、地方公共団体、住民等の協力を得つつ、推進する。

自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、自衛隊の弾薬、燃料等の輸送・保管の制度の整備、民間施設等の自衛隊、米軍等の使用に関する関係者・団体との調整、安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる。

原子力発電所等の重要な生活関連施設の安全確保対策、国境離島への不法上陸事案対策等に関し、武力攻撃事態のほか、それには至らない様々な態様・段階の危機にも切れ目なく的確に対処できるようにする。そのために、自衛隊、警察、海上保安庁等による連携枠組みを確立するとともに、装備・体制・訓練の充実など対処能力の向上を図る。

キ　国民保護のための体制の強化

国、地方公共団体、指定公共機関等が協力して、住民を守るための取組を進めるなど、国民保護のための体制を強化する。具体的には、武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実現すべく、円滑な避難に関する計画の速やかな策定、官民の輸送手段の確保、空港・港湾等の公共インフラの整備と利用調整、様々な種類の避難施設の確保、国際機関との連携等を行う。

また、こうした取組の実効性を高めるため、住民避難等の各種訓練の実施と検証を行った上で、

国、地方公共団体、指定公共機関等の連携を推進しつつ、制度面を含む必要な施策の検討を行う。

さらに、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の情報伝達機能を不断に強化しつつ、弾道ミサイルを想定した避難行動に関する周知・啓発に取り組む。

ク　在外邦人等の保護のための体制と施策の強化

紛争、自然災害、感染症、テロ等の脅威から在外邦人を守るための体制と施策を強化する。具体的には、平素からの邦人に対する啓発、時宜に適った現地危険情報の提供、退避手段の確保、関係国との連携強化等のための取組を行う。

この関連で、在外邦人を保護する上で最も重要な拠点となる在外公館における領事業務に関する体制と能力の強化を図る。

同時に、在外邦人等の退避等のために、必要かつ可能な場合には、自衛隊等を迅速に活用することとし、その実現のための関係省庁間の連携を強化する。

さらに、ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護に当たっても、海賊対処のために運営されているジブチにある自衛隊の活動拠点を活用していく。

ケ　エネルギーや食料など我が国の安全保障に不可欠な資源の確保

我が国の経済・社会活動を国内外において円滑にし、また、有事の際の我が国の持続的な対応能力等を確保するとの観点から、国民の生活や経済・社会活動の基盤となるエネルギー安全保障、食料安全保障等、我が国の安全保障に不可欠な資源を確保するための政策を進める。

エネルギー安全保障の確保に向けては、資源国との関係強化、供給源の多角化、調達リスク評価の強化等の手法に加え、再生可能エネルギーや原子力といったエネルギー自給率向上に資するエネルギー源の最大限の活用、そのための戦略的な開発を強化する。同盟国・同志国や国際機関等とも連携しながら、我が国のエネルギー自給率向上に向けた方策を強化し、有事にも耐え得る強靭なエネルギー供給体制を構築する。

食料安全保障に関し、国際社会における食料の需給や貿易等をめぐる状況が不安定かつ不透明であり、食料や生産資材の多くを海外からの輸入に依存する我が国の食料安全保障上のリスクが顕在化している中、我が国の食料供給の構造を転換していくこと等が重要である。具体的には、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせつつ、国内で生産できるものはできる限り国内で生産することとし、海外依存度の高い品目や生産資材の国産化を図る。その観点から、穀物等の生産拡大、飼料の増産、堆肥等の国内資源の利用拡大を進めるほか、国内で調達困難なものの安定的な輸入を確保するための対策や適切な備蓄等を併せて講ずることにより、国民への安定的な食料供給を確保し、我が国の食料安全保障の強化を図る。

そして、国際的な食料安全保障の危機に対応するために、同盟国・同志国や国際機関等と連携しつつ、食料供給に関する国際環境の整備、食料生産の向上及び脆弱な国への支援等を実施していく。

（5）自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進

我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等に向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていく。

具体的には、経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、民間と協調し、以下を含む措置に取り組む。なお、取り組んでいく措置は不断に検討・見直しを行い、特に、各産業等が抱えるリスクを継続的に点検し、安全保障上の観点から政府一体となって必要な取組を行う。

ア　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「推進法」という。）の着実な実施と不断の見直し、更なる取組を強化する。

イ　サプライチェーン強靭化について、特定国への過度な依存を低下させ、次世代半導体の開発・製造拠点整備、レアアース等の重要な物資の安定的な供給の確保等を進めるほか、重要な物資や技術を担う民間企業への資本強化の取組や政策金融の機能強化等を進める。

ウ　重要インフラ分野について、地方公共団体を含む政府調達の在り方や、推進法の事前審査制度の対象拡大の検討等を進める。

エ　データ・情報保護について、機微なデータのより適切な管理や情報通信技術サービスの安全性・信頼性確保に向けた更なる対策を講ずる。また、主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める。

オ　技術育成・保全等の観点から、先端重要技術の情報収集・開発・育成に向けた更なる支援強化・体制整備、投資審査や輸出管理の更なる強化、強制技術移転への対応強化、研究インテグリティの一層の推進、人材流出対策等について具体的な検

討を進める。

カ　外国からの経済的な威圧に対する効果的な取組を進める。

（6）自由、公正、公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化

特定の国家による非軍事的な圧力により、国家の自主的な外交政策の意思決定や健全な経済発展が阻害されることを防ぎ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化していく。具体的には、世界貿易機関（WTO）を中核とした多角的貿易体制の維持・強化を図りつつ、不公正な貿易慣行や経済的な威圧に対抗するために、我が国の対応策を強化しつつ、同盟国・同志国等と連携し国際規範の強化のために取り組んでいく。

また、インド太平洋地域の経済秩序の発展と持続可能で包摂的な経済成長を実現し、自由で公正な経済秩序を広げるために、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の高いレベルの維持や、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の完全な履行の確保、その他の経済連携協定交渉、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の具体化等に取り組む。

さらに、相互互恵的な経済協力の実施と国際的な枠組み・ルールの維持・強化を図る。具体的には、一部の国家等による不透明な形での途上国支援に起因して、被援助国が「債務の罠」に陥る状況を回避するために、各国等が国際的なルール・基準を遵守し、透明で公正な開発金融を行うよう、国際的な取組を主導する。

また、同盟国・同志国や開発金融機関等と協調した支援等を含め、途上国の自立性を高めるための能力強化支援や途上国の経済発展のための魅力ある選択肢の提示等を行う。

（7）国際社会が共存共栄するためのグローバルな取組

我が国の安全保障は、国際社会の平和と安定があってこそ全うされる。国際社会との共存共栄を図っていくため、我が国の国際的な地位と経済力・技術力にふさわしい国際社会への協力を行う。

ア　多国間協力の推進、国際機関や国際的な枠組みとの連携の強化

我が国はこれまで様々な協力を通じて、政治・経済体制等の相違にかかわらず、多くの国との間で信頼関係を築いてきた。これを基礎として、多国間外交の場を通じて、これらの国との丁寧な意思疎通や国連を始めとする国際機関等との連携強化により、我が国が重視する目標の実現を図るとともに、国際社会の共存共栄のために協力していく。

特に国連は、紛争対処、人道支援、平和構築、人権の擁護・促進、気候変動、食料危機、自然災害、難民問題等の幅広い分野で役割を果たしており、国連及び国連をめぐる各国との協力を強化し、多国間協力を一層進める。同時に、国連安保理常任理事国が紛争当事者の場合には国連安保理が十分に機能しないなど、国連に内在する限界が顕在化していることを踏まえ、国連安保理の改革を含めた国連の機能強化に向けた取組を主導する。

国連を始めとする国際機関等で邦人が職員として更に活躍できるための取組を強化する。

イ　地球規模課題への取組

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）は、誰一人取り残すことなく、平和、法の支配や人権も含む、地球規模課題に統合的に取り組むための国際社会全体の目標である。各目標に個別に対処するのではなく、人間の安全保障の考え方に基づき、相互に関連する複合的リスクへの対応及び予防に取り組み、国際社会のSDGs達成に貢献する。

また、我が国の安全保障に直接・間接に影響を及ぼしている気候変動、感染症、エネルギー・食料問題、環境等の地球規模課題について、同盟国・同志国のみならず、多くの国等との協力を広げ、国際的な取組を強化する。

感染症対策を含む国際保健が、経済・社会のみならず安全保障上の大きなリスクを包含する国際社会の重要課題であることを十分認識し、同盟国・同志国や国際機関等と連携し、新型コロナウイルスへの対応の経験を踏まえ、将来の感染症危機に対する予防、備えと対応を平素から万全にする。その際、同盟国・同志国や国際機関等と連携しつつ、感染症危機の初期段階から、国内における確実な医療の提供や、医薬品を含む感染症対策物資を確保できるようにしつつ、科学的知見等に基づく感染症対応能力の強化等に取り組む。そして、感染症危機に対応する司令塔機能の強化に取り組む。また、途上国等の感染症対応能力強化に資する保健システムや国際的な枠組みの強化等に取り組む。

そして、より強靭、より公平で、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現に向けた国際的な取組を主導していく。

近年、世界中で急速に高まっている人道支援の需要に適切に対応すべく、迅速かつ十分な規模の人道支援を行うために必要な取組を強化する。さらに、外国における戦争、自然災害等のために発生した避難民を積極的に受け入れていく。

人権擁護は全ての国の基本的な責務であり、深刻な人権侵害には声を上げると同時に、様々な国

と人権保護・促進に向けた対話と協力を重ねていく。

紛争下での女性の脆弱な立場を踏まえ、女性の人権保護・救済促進に向けた国際的な取組を主導する。また、あらゆる分野におけるジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進のために国際的な取組を行っていく。

我が国が国連平和維持活動（PKO）等の分野で長年貢献をしてきた国際平和協力は、国際社会の平和と安定に資するとともに、他の要員派遣国との連携促進及び我が国の人材の育成にも繋がるものである。要員派遣や能力構築支援の戦略的活用を含む多様な協力について引き続き積極的に取り組んでいく。

Ⅶ　我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤

1　経済財政基盤の強化

我が国の経済が成長できる安全保障環境を確保しつつ、経済成長が我が国の安全保障の更なる改善を促すという安全保障と経済成長の好循環を実現する。

また、幅広い分野において有事の際の持続的な対応能力を確保する。そのために、エネルギーや食料等の確保、インフラの整備、安全保障に不可欠な部品等の安定的なサプライチェーンの構築等のための官民の連携を強化する。

そして、我が国の経済は海外依存度が高いことから、有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信認を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要となる。このように我が国の安全保障の礎である経済・金融・財政の基盤の強化に不断に取り組む。このことは、防衛力の抜本的強化を含む安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提でもある。

2　社会的基盤の強化

平素から国民や地方公共団体・企業を含む政府内外の組織が安全保障に対する理解と協力を深めるための取組を行う。また、諸外国やその国民に対する敬意を表し、我が国と郷土を愛する心を養う。そして、自衛官、海上保安官、警察官など我が国の平和と安全のために危険を顧みず職務に従事する者の活動が社会で適切に評価されるような取組を一層進める。さらに、これらの者の活動の基盤となる安全保障関連施設周辺の住民の理解と協力を確保するための施策にも取り組む。

また、領土・主権に関する問題、国民保護やサイバー攻撃等の官民にまたがる問題、自衛隊、在日米軍等の活動の現状等への理解を広げる取組を強化する。

そして、将来の感染症危機に備えた官民の対応能力の向上、防災・減災のための施策等を進める。

3　知的基盤の強化

安全保障における情報や技術の重要性が増しており、それらを生み出す知的基盤の強化は、安全保障の確保に不可欠である。

そのような観点から、安全保障分野における政府と企業・学術界との実践的な連携の強化、偽情報の拡散、サイバー攻撃等の安全保障上の問題への冷静かつ正確な対応を促す官民の情報共有の促進、我が国の安全保障政策に関する国内外での発信をより効果的なものとするための官民の連携の強化等の施策を進める。

Ⅷ　本戦略の期間・評価・修正

国家安全保障戦略は、その内容が実施されて、初めて完成する。本戦略に基づく施策は、国家安全保障会議の司令塔機能の下、戦略的かつ持続的な形で適時適切に実施される。さらに、安全保障環境や本戦略に基づく施策の実施状況等は、国家安全保障会議が定期的かつ体系的な評価を行う。本戦略はおおむね10年の期間を念頭に置き、安全保障環境等について重要な変化が見込まれる場合には必要な修正を行う。

Ⅸ　結語

歴史の転換期において、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下に置かれることになった。将来の国際社会の行方を楽観視することは決してできない。

しかし、我々がこれまで築き上げてきた世界は、これからも、活力にあふれる貿易・投資活動から生まれる経済的な繁栄、異なる才能の国際的な交わりから生まれるイノベーション、そして、新しく魅力あふれる文化を生み出すことができる。我々は、このような希望を持ち続けるべきである。

我々は今、希望の世界か、困難と不信の世界のいずれかに進む分岐点にあり、そのどちらを選び取るかは、今後の我が国を含む国際社会の行動にかかっている。我が国は、国際社会が対立する分野では、総合的な国力により、安全保障を確保する。国際社会が協力すべき分野では、諸課題の解決に向けて主導的かつ建設的な役割を果たし続けていく。我が国の国際社会におけるこのような行動は、我が国の国際的な存在感と信頼を更に高め、同志国等を増やし、我が国を取り巻く安全保障環境を改善することに繋がる。

希望の世界か、困難と不信の世界かの分岐点に立ち、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下にあっても、安定した民主主義、確立した法の支配、成熟した経済、豊かな文化を擁する我が国は、普遍的価値に基づく政策を掲げ、国際秩序の強化に向けた取組を確固たる覚悟を持って主導していく。

資料２　国家防衛戦略について

（令和４年12月16日　国家安全保障会議決定
閣　議　決　定）

国家防衛戦略について別紙のとおり定める。

本決定は、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に代わるものとする。

（別紙）

国家防衛戦略

Ⅰ　策定の趣旨

国民の命と平和な暮らし、そして、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜く。

これは我が国政府の最も重大な責務であり、安全保障の根幹である。戦後、我が国は、東西冷戦とその終結後の安全保障環境の大きな変化の中にあっても、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、日米同盟を基軸として、各国との協力を拡大・深化させ、77年もの間、我が国の平和と安全を守ってきた。また、その際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を堅持してきた。今後とも、我が国は、こうした基本方針の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。

我が国を含む国際社会は、今、ロシアによるウクライナ侵略が示すように、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入している。中国は東シナ海、南シナ海において、力による一方的な現状変更やその試みを推し進め、北朝鮮はかつてない高い頻度で弾道ミサイルを発射し、核の更なる小型化を追求するなど行動をエスカレートさせ、ロシアもウクライナ侵略を行うとともに、極東地域での軍事活動を活発化させている。今後、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性が排除されない。我が国は、こうした動きの最前線に位置しており、我が国の今後の安全保障・防衛政策の在り方が地域と国際社会の平和と安定に直結すると言っても過言ではない。

国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）常任理事国であるロシアがウクライナへの侵略を行った事実は、自らの主権と独立の維持は我が国自身の主体的、自主的な努力があって初めて実現するものであり、他国の侵略を招かないためには自らが果たし得る役割の拡大が重要であることを教えている。また、今や、どの国も一国では自国の安全を守ることはできない。戦後の国際秩序への挑戦が続く中、我が国は普遍的価値と戦略的利益等を共有する同盟国・同志国等と協力・連携を深めていくことが不可欠である。この協力・連携が大きな成果を収めるためには、我が国自身の努力を従来にも増して強化することが必要であり、同盟国・同志国等も我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待している。我が国と、同盟国・同志国等が共通の努力を行い、更なる相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さないことが求められている。

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、その厳しい現実に正面から向き合って、相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の抜本的強化を行う必要がある。こうした防衛力の抜本的強化とともに国力を総合した国全体の防衛体制の強化を、戦略的発想を持って一体として実施することこそが、我が国の抑止力を高め、日米同盟をより一層強化していく道であり、また、同志国等との安全保障協力の礎となるものである。

特に、本年、米国は、新たな国家防衛戦略を策定したところであり、地域の平和と安定に大きな責任を有する日米両国がそれぞれの戦略を擦り合わせ、防衛協力を統合的に進めていくことは時宜にかなう。

こうした認識の下、政府は、1976年以降6回策定してきた自衛隊を中核とした防衛力の整備、維持及び運用の基本的指針である防衛計画の大綱に代わって、我が国の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチ及びその手段を包括的に示すため、「国家防衛戦略」を策定する。

今般、本戦略及び「防衛力整備計画」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、政府が決定した防衛力の抜本的強化とそれを裏付ける防衛力整備の水準についての方針は、戦後の防衛政策の大きな転換点となるものである。中長期的な防衛力強化の方向性と内容を示す本戦略の策定により、こうした大きな転換点の意義について、国民の理解が深まるよう政府として努力していく。

Ⅱ　戦略環境の変化と防衛上の課題

1　戦略環境の変化

情報化社会の進展や国際貿易の拡大等に伴い、国家間の経済や文化を巡る関係が一層拡大・深化する一方、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大している。また、力による一方的な現状変更やその試みは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する深刻な挑戦であり、ロシアによるウクライナ侵略は、最も苛烈な形でこれを顕在化させている。国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入しつつある。

また、グローバルなパワーバランスが大きく変化し、政治・経済・軍事等にわたる国家間の競争が顕在化している。特に、インド太平洋地域においては、こうした傾向が顕著であり、その中で中国が力による一方的な現状変更やその試みを継続・強化している。また、中国のみならず、北朝鮮やロシアが、これまで以上に行動を活発化させている。

特に、中国と米国の国家間競争は、様々な分野で今

後も激しさを増していくと思われるが、そのような中、米国は、中国との競争において今後の10年が決定的なものになるとの認識を示している。

さらに、科学技術の急速な進展が安全保障の在り方を根本的に変化させ、各国は将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなり得る先端技術の開発を行っている。その中でも中国は「軍民融合発展戦略」の名の下に、技術のイノベーションの活発化と軍事への応用を急速に推進しており、特に人工知能（AI）を活用した無人アセット等を前提とした軍事力の強化を加速させている。こうした動向によって従来の軍隊の構造や戦い方に根本的な変化が生じている。

加えて、サイバー領域等におけるリスクの深刻化、偽情報の拡散を含む情報戦の展開、気候変動等のグローバルな安全保障上の課題も存在する。

2　我が国周辺国等の軍事動向

中国は、2017年の中国共産党全国代表大会（以下「党大会」という。）での報告において、2035年までに「国防と軍隊の現代化を基本的に実現」した上で、今世紀半ばに「世界一流の軍隊」を築き上げることを目標に掲げ、2020年の第19期中央委員会第5回全体会議（5中全会）では、2027年には「建軍100年の奮闘目標」を達成することを目標に加えた。2022年の党大会における報告においては、「世界一流の軍隊」を早期に構築することが「社会主義現代化国家」の全面的建設の戦略的要請であることが新たに明記され、そうした目標の下、「新型挙国体制」を掲げ、「機械化・情報化・智能化」の融合発展を推進し、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化している。その上で、中国は、今後5年が自らの目指す「社会主義現代化国家」の全面的建設をスタートさせる肝心な時期と位置付けている。

中国の公表国防費は、1998年度に我が国の防衛関係費を上回って以降、急速なペースで増加しており、2022年度には我が国の防衛関係費の約4.8倍に達している。また、中国の公表国防費は、実際に軍事目的に支出している額の一部に過ぎないとみられ、国防費の急速な増加を背景に、中国は、我が国を上回る数の近代的な海上・航空アセットを保持するに至っており、さらに、宇宙・サイバー等の新たな領域における能力も強化している。核戦力については、2020年代末までに少なくとも1,000発の運搬可能な核弾頭の保有を企図している可能性が高いとみられる。ミサイル戦力については、中距離核戦力（INF）全廃条約の枠組みの外にあった中国は、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する軍事能力（いわゆる「接近阻止／領域拒否」（「A2／AD」）能力）の強化等の観点から、同条約が規制していた地上発射型中距離ミサイルを多数配備しつつ、対艦弾道ミサイルや長射程対地巡航ミサイルの戦力化及び極超音速滑空兵器（HGV）の開発・配備等を進めている。また、無人アセットの開発・配備を進めているとみられ、無人アセットの我が国周辺における活動の活発化も確認されている。

このような軍事力を背景として、中国は、尖閣諸島周辺を始めとする東シナ海、日本海、さらには伊豆・小笠原諸島周辺を含む西太平洋等、いわゆる第一列島線を越え、第二列島線に及ぶ我が国周辺全体での活動を活発化させるとともに、台湾に対する軍事的圧力を高め、さらに、南シナ海での軍事拠点化等を推し進めている。

特に、我が国周辺においては、中国海軍艦艇が、尖閣諸島周辺海域での活動を活発化させており、そうした状況の下、中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海への侵入を繰り返している。また、中国海軍艦艇が南西諸島周辺の我が国領海や接続水域を航行する例がみられている。

中国は、台湾に関して、2022年の党大会における報告で「最大の誠意と努力を尽くして平和的統一の実現を目指すが、決して武力行使の放棄を約束しない」と改めて表明した。同時に、「両岸関係の主導権と主動権をしっかり握った」「祖国の完全統一は必ず実現しなければならず、必ず実現できる」とも表明した。近年、中台の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に急速に傾斜する形で変化しているが、そうした中、中国は、台湾周辺での軍事活動を活発化させてきている。中国は、台湾周辺での一連の活動を通じ、中国軍が常態的に活動している状況の既成事実化を図るとともに、実戦能力の向上を企図しているとみられる。さらに、中国は、2022年8月4日に我が国の排他的経済水域（EEZ）内への5発の着弾を含む計9発の弾道ミサイルの発射を行った。このことは、地域住民に脅威と受け止められた。このように、台湾周辺における威圧的な軍事活動を活発化させており、台湾海峡の平和と安定については、我が国を含むインド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている。

このような中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、我が国の防衛力を含む総合的な国力と同盟国・同志国等との協力・連携により対応すべきものである。

北朝鮮は体制を維持するため、大量破壊兵器や弾道ミサイル等の増強に集中的に取り組んでおり、技術的には我が国を射程に収める弾道ミサイルに核兵器を搭載し、我が国を攻撃する能力を既に保有しているものとみられる。大量破壊兵器の運搬手段である弾道ミサ

イルについては、その発射の態様を多様化させるなどして、関連技術・運用能力を急速に向上させており、特に近年、低空を変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイルの実用化を追求し、これらを発射台付き車両（TEL）、潜水艦、鉄道といった様々なプラットフォームから発射することで、発射の兆候把握・探知・迎撃を困難にすることを企図しているとみられる。また、「極超音速滑空飛行弾頭」、米国本土を射程に含む「固体燃料推進式大陸間弾道ミサイル（ICBM）」等の実現を優先課題に掲げて研究開発を進めているとみられ、今後の技術進展が懸念される。このような北朝鮮の核・弾道ミサイル開発等は、累次の国連安保理決議等に違反するものであり、地域と国際社会の平和と安全を著しく損なっている。こうした軍事動向は、我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

ロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがすものであり、欧州方面における防衛上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、我が国周辺においても北方領土を含む極東地域において、ロシア軍は新型装備の配備や、大規模な軍事演習の実施等、軍事活動を活発化させている。さらに、近年は中国と共に、艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行を実施するなど、軍事面での連携を強化している。こうしたロシアの軍事動向は、我が国を含むインド太平洋地域において、中国との戦略的な連携と相まって防衛上の強い懸念である。

さらに、今後、インド太平洋地域において、こうした活動が同時に行われる場合には、それが地域にどのような影響を及ぼすかについて注視していく必要がある。

3　防衛上の課題

国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を負う国連安保理常任理事国であり、核兵器国でもあるロシアが、ウクライナを公然と侵略し、核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返す、前代未聞といえる事態が生起している。これは戦後国際社会が築いてきた国際秩序の根幹を揺るがすものであり、こうした欧州で起きている力による一方的な現状変更は、インド太平洋地域でも生起し得る。

ロシアがウクライナを侵略するに至った軍事的な背景としては、ウクライナのロシアに対する防衛力が十分ではなく、ロシアによる侵略を思いとどまらせ、抑止できなかった、つまり、十分な能力を保有していなかったことにある。

また、どの国も一国では自国の安全を守ることはできない中、外部からの侵攻を抑止するためには、共同して侵攻に対処する意思と能力を持つ同盟国との協力の重要性が再認識されている。

さらに、高い軍事力を持つ国が、あるとき侵略という意思を持ったことにも注目すべきである。脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するところ、意思を外部から正確に把握することには困難が伴う。国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在する。

このような国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した自らの能力、すなわち防衛力を構築し、相手に侵略する意思を抱かせないようにする必要がある。

戦い方も、従来のそれとは様相が大きく変化してきている。これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものに加えて、精密打撃能力が向上した弾道・巡航ミサイルによる大規模なミサイル攻撃、偽旗作戦を始めとする情報戦を含むハイブリッド戦の展開、宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核保有国が公然と行う核兵器による威嚇ともとれる言動等を組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。こうした新しい戦い方に対応できるかどうかが、今後の防衛力を構築する上で大きな課題となっている。

海に囲まれ長大な海岸線を持つ我が国は、本土から離れた多くの島嶼及び広大なEEZ・大陸棚を有しており、そこに広く存在する国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び各種資源を守り抜くことが課題である。また、海洋国家であり、資源や食料の多くを海外との貿易に依存する我が国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは必要不可欠である。

一方、我が国は、大きな被害を伴う自然災害が多発することに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所等の重要施設が多数存在しており、様々な脅威から、国民と重要施設を防護することも課題となっている。

これらに加えて、我が国においては、人口減少と少子高齢化が急速に進展しているとともに、厳しい財政状況が続いていることを踏まえれば、予算・人員をこれまで以上に効率的に活用することが必要不可欠である。

Ⅲ　我が国の防衛の基本方針

我が国の防衛の根幹である防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、我が国を守り抜くという意思と能力を表すものである。

この防衛力については、我が国は戦後一貫して節度ある効率的な整備を行うものとしてきた。特に、1976年の「防衛計画の大綱について」（昭和51年10月29日国防会議決定及び閣議決定）策定以来、我が国が防衛力を保持する意義は、特定の脅威に対抗するというよりも、我

が国自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないことにあるとされてきた。

冷戦終結後、自衛隊の役割と任務は、国内外での大規模災害等への対応や国際平和協力活動等に拡大され、様々な事態に対応するものとされた。また、2010年の「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成22年12月17日安全保障会議決定及び閣議決定）では防衛力の存在自体による抑止効果を重視した「基盤的防衛力構想」によらないこととされ、さらに、2013年の「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定）では、厳しさを増す安全保障環境を現実のものとして見据え、真に実効的な防衛力を構築することとし、防衛力を強化してきた。しかしながら、我が国周辺国等は、その後も、軍事的な能力の大幅な強化に加え、ミサイル発射や軍事的示威活動を急速に拡大・活発化させており、我が国と地域の安全保障を脅かしている。

今後、こうした活動のエスカレーションに伴って、いついかなる形で意思が変わり、力による一方的な現状変更が起こるのか予測が極めて困難な状況にある。一旦、力による一方的な現状変更が起こると、極めて甚大な人的・物的被害が発生するとともに、地域のみならず世界の経済・金融・エネルギー・海上交通・航空交通等が混乱し、人々の日常生活に大きな影響を与えることは、ロシアによるウクライナ侵略から明らかである。

このようなことから、今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、我が国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更やその試みは決して許さないとの意思を明確にしていく必要がある。こうした努力は、我が国一国でなし得るものではなく、同盟国・同志国等と緊密に協力・連携して実施していく必要がある。このため、本戦略において、我が国の防衛目標を明確にした上で、防衛目標を達成するためのアプローチと具体的な手段を示し、あらゆる努力を統合して実施していく必要がある。

○我が国の防衛目標は以下のとおり。

第一の目標は、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出することである。

第二の目標は、我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止することである。また、これが生起した場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を収拾することである。

第三の目標は、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生起した場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除することである。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、第一から第三までの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止等が相まって、あらゆる事態から我が国を守り抜く。

○防衛目標を実現するためのアプローチは以下のとおりであり、それぞれのアプローチの中で具体的な手段を示すものとする。

第一のアプローチは、我が国自身の防衛体制の強化として、我が国の防衛の中核となる防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化することである。

第二のアプローチは、同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力を更に強化することである。

第三のアプローチは、自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国等との連携を強化することである。

1　我が国自身の防衛体制の強化

我が国を守り抜くのは我が国自身の努力にかかっていることは言うまでもない。自らの国は自らが守るという強い意思と努力があって初めて、いざというときに同盟国等と共に守り合い、助け合うことができる。このため、第一のアプローチとして、防衛力の抜本的強化を中核として、国力を統合した我が国自身の防衛体制を今まで以上に強化していく。

（1）我が国の防衛力の抜本的強化

我が国の安全保障を最終的に担保する防衛力については、これまで、想定される各種事態に真に実効的に対処し、抑止できるものを目指してきた。具体的には、2018年の「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、平時から有事までのあらゆる段階における活動をシームレスに実施できるよう、宇宙・サイバー・電磁波の領域と陸・海・空の領域を有機的に融合させつつ、統合運用により機動的・持続的な活動を行い得る多次元統合防衛力を構築してきた。

国際社会が戦後最大の試練の時を迎える中で、相手の能力と新しい戦い方を踏まえ、想定される各種事態への対応について、能力評価等を通じた分析により将来の防衛力の在り方を検討してきた。こうしたことも踏まえつつ、力による一方的な現状変更やその試みから、今後も国民の命と平和な暮らしを守っていくため、これまでの多次元統合防衛力を抜本的に強化し、その努力を更に加速して進めていく。

防衛力の抜本的強化の基本的考え方は以下のとおりである。

ア　まず、抜本的に強化された防衛力は、防衛目標である我が国自体への侵攻を我が国が主たる責任をもって阻止・排除し得る能力でなくてはならない。これは相手にとって軍事的手段では我が国侵攻の目標を達成できず、生じる損害というコストに見合わないと認識させ得るだけの能力を我が国が持つことを意味する。さらに、我が国に対する侵攻を阻止・排除できる防衛力を我が国が保有できれば、同盟国たる米国の能力と相まって、我が国への侵攻のみならず、インド太平洋地域における力による一方的な現状変更やその試みを抑止でき、ひいてはそれを許容しない安全保障環境を創出することにつながる。

イ　さらに、抜本的に強化された防衛力は、我が国への侵攻を抑止できるよう、常続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）や事態に応じて柔軟に選択される抑止措置（FDO）としての訓練・演習等に加え、対領空侵犯措置等を行い、かつ事態にシームレスに即応・対処できる能力でなければならない。

これを実現するためには、部隊の活動量が増える中であっても、自衛隊員の能力や部隊の練度向上に必要な訓練・演習等を十分に実施できるよう、内外に訓練基盤を確保し、柔軟な勤務態勢を構築すること等により、高い即応性・対処力を保持した防衛力を構築する必要がある。

ウ　次に、抜本的に強化された防衛力は新しい戦い方に対応できるものでなくてはならない。領域横断作戦、情報戦を含むハイブリッド戦、ミサイルに対する迎撃と反撃といった多様な任務を統合し、米国と共同して実施していく必要がある。このため、国家安全保障戦略、本戦略及び防衛力整備計画に示された方針、さらにこれらと整合された統合的な運用構想により、我が国の防衛上必要な機能・能力を導き、その能力を陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊のいずれが保有すべきかを決めていく。

エ　上記ウの我が国の防衛上必要な機能・能力として、まず、我が国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるようにする必要がある。このため、「スタンド・オフ防衛能力」と「統合防空ミサイル防衛能力」を強化する。

また、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生起した場合には、これらの能力に加え、有人アセット、さらに無人アセットを駆使するとともに、水中・海上・空中といった領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保できるようにする必要がある。このため、「無人アセット防衛能力」、「領域横断作戦能力」、「指揮統制・情報関連機能」を強化する。

さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させられるようにする必要がある。このため、「機動展開能力・国民保護」、「持続性・強靱性」を強化する。

オ　このような防衛力の抜本的強化は、いついかなる形で力による一方的な現状変更が生起するか予測困難であることから、速やかに実現していく必要がある。

具体的には、5年後の2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。さらに、おおむね10年後までに、この防衛目標をより確実にするため更なる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

今後5年間の最優先課題は、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動率向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、将来の中核となる能力を強化することである。

この防衛力の構築は、刻々と変化する我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、不断に見直し、その変化に適応していくものとする。

カ　この防衛力の抜本的強化には大幅な経費と相応の人員の増加が必要となるが、防衛力の抜本的強化の実現に資する形で、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、自衛隊の組織定員と装備の最適化を実施するとともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト縮減を実現してきたこれまでの努力を、防衛生産基盤に配意しつつ、更に継続・強化していく。あわせて、人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していく。

キ　以上の防衛力の抜本的強化の目的は、あくまで力による一方的な現状変更やその試みを許さず、我が国への侵攻を抑止することにある。

我が国が自らの防衛力を抜本的に強化することによって、日米同盟の抑止力・対処力が更に強化され、同志国等との連携が強化される。そのことにより、我が国の意思と能力を相手にしっかりと認識させ、我が国を過小評価させず、相手方にその能力を過大評価させないことにより我が国への侵攻を抑止する。それが我が国の防衛力の抜本的強化の目的である。

ク　我が国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である。

近年、我が国周辺では、極超音速兵器等のミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運

用能力が飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中、ミサイルの発射も繰り返されており、我が国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっている。

こうした中、今後も、変則的な軌道で飛翔するミサイル等に対応し得る技術開発を行うなど、ミサイル防衛能力を質・量ともに不断に強化していく。

しかしながら、弾道ミサイル防衛という手段だけに依拠し続けた場合、今後、この脅威に対し、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつある。

このため、相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある。

この反撃能力とは、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう。

こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。その上で、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からの更なる武力攻撃を防ぎ、国民の命と平和な暮らしを守っていく。

この反撃能力については、1956年2月29日に政府見解として、憲法上、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかった能力に当たるものである。

この政府見解は、2015年の平和安全法制に際して示された武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるものであり、今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記三要件を満たす場合に行使し得るものである。

この反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことはいうまでもない。

また、日米の基本的な役割分担は今後も変更はないが、我が国が反撃能力を保有することに伴い、弾道ミサイル等の対処と同様に、日米が協力して対処していくこととする。

（2）国全体の防衛体制の強化

我が国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、我が国全体で連携しなければ、我が国を守ることはできないことも自明である。このため、防衛力を抜本的に強化することに加えて、我が国が持てる力、すなわち、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合して、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築していく。その際、政府一体となった取組を強化していくため、政府内の縦割りを打破していくことが不可欠である。こうした観点から、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、我が国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化する。また、政府と地方公共団体、民間団体等との協力を推進する。

ア　力による一方的な現状変更を許さない取組において重要なのは、我が国自身の防衛体制の強化に裏付けられた外交努力である。我が国として、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）というビジョンの推進等を通じて力強い外交を推進することにより、平和で安定し予見可能性が高い国際環境を能動的に創出し、力による一方的な現状変更を未然に防ぐとともに、我が国の平和と安全、地域と国際社会の平和と安定及び繁栄を確保していく。

このような外交努力と相まって、防衛省・自衛隊においては、同盟国との協力及び同志国等との多層的な連携を推進し、望ましい安全保障環境の創出に取り組んでいくこととする。また、力による一方的な現状変更やその試みを抑止するとの意思と能力を示し続け、相手の行動に影響を与えるために、FDOとしての訓練・演習等や、戦略的コミュニケーション（SC）を、政府一体となって、また同盟国・同志国等と共に充実・強化していく必要がある。

イ　平素からの常続的なISR及び分析を関係省庁が連携して実施することにより、事態の兆候を早期に把握するとともに、事態に応じて政府全体で迅速な意思決定を行い、関係機関が連携していくことが重要である。その際、認知領域を含む情報戦について、偽情報の流布等に対応したファクト・チェック機能やカウンター発信機能等を強化し、有事はもとより、平素から、政府全体での対応を強化していく。

ウ　政府全体の意思決定に基づき、関係機関が連携して行動することにより、力による一方的な現状変更を許さないことが重要である。このため、平素から政府全体として、連携要領を確立しつつ、

シミュレーションや統合的な訓練・演習を行い、対処の実効性を向上させる。特に、原子力発電所等の重要施設の防護、離島の周辺地域等における外部からの武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃事態への対応については、有事を念頭に平素から警察や海上保安庁と自衛隊との間で訓練や演習を実施し、特に武力攻撃事態における防衛大臣による海上保安庁の統制要領を含め、必要な連携要領を確立する。

エ　宇宙・サイバー・電磁波の領域は、国民生活にとっての基幹インフラであるとともに、我が国の防衛にとっても領域横断作戦を遂行する上で死活的に重要であることから、政府全体でその能力を強化していく。

宇宙空間については、情報収集、通信、測位等の目的での安定的な利用を確保することは国民生活と防衛の双方にとって死活的に重要であり、防衛省・自衛隊においては、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を含めた関係機関や民間事業者との間で、研究開発を含めた協力・連携を強化することとする。その際、民生技術の防衛分野への一層の活用を図ることで、民間における技術開発への投資を促進し、我が国全体としての宇宙空間における能力の向上につなげる。

サイバー領域においては、諸外国や関係省庁及び民間事業者との連携により、平素から有事までのあらゆる段階において、情報収集及び共有を図るとともに、我が国全体としてのサイバー安全保障分野での対応能力の強化を図ることが重要である。政府全体において、サイバー安全保障分野の政策が一元的に総合調整されていくことを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、自らのサイバーセキュリティのレベルを高めつつ、関係省庁、重要インフラ事業者及び防衛産業との連携強化に資する取組を推進することとする。

電磁波領域については、陸・海・空、宇宙、サイバー領域に至るまで、活用範囲や用途が拡大し、現在の戦闘様相における攻防の最前線となっている。このため、電磁波領域における優勢を確保することが抑止力の強化や領域横断作戦の実現のために極めて重要である。民生用の周波数利用と自衛隊の指揮統制や情報収集活動等のための周波数利用を両立させ、自衛隊が安定的かつ柔軟な電波利用を確保できるよう、関係省庁と緊密に連携する。

オ　先進的な技術に裏付けられた新しい戦い方が勝敗を決する時代において、先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要となっている。

この際、総合的な防衛体制の強化のための府省横断的な仕組みの下、防衛省・自衛隊のニーズを踏まえ、政府関係機関が行っている先端技術の研究開発を防衛目的に活用していく。また、防衛産業を活用しつつ、スタートアップ等各種企業、各種研究機関の研究開発の成果を早期の実装化につなげていく取組を実施することとする。

カ　国民の命を守りながら我が国への侵攻に対処し、また、大規模災害を含む各種事態に対処するに当たっては、国の行政機関、地方公共団体、公共機関、民間事業者が協力・連携して統合的に取り組む必要がある。

まず、防衛上のニーズを踏まえ、総合的な防衛体制の強化のための府省横断的な仕組みの下、特に南西地域における空港・港湾等を整備・強化するとともに、既存の空港・港湾等を運用基盤として、平素からの訓練を含めて使用するために、関係省庁間で調整する枠組みの構築等、必要な措置を講ずる。

また、自衛隊の機動展開のための民間船舶・民間航空機の利用拡大について関係機関等との連携を深めるとともに、当該船舶・航空機を利用した国民保護措置を計画的に行えるよう調整・協力する。加えて、防衛省・自衛隊においては、政府全体で実施する武力攻撃事態等を念頭に置いた国民保護訓練の強化、弾道ミサイル等による攻撃を受ける事態に備えた全国瞬時警報システム（J－ALERT）の情報伝達機能の強化等に協力していくこととする。

さらに、海空域や電波を円滑に利用し、防衛関連施設の機能を十全に発揮できるよう、風力発電施設の設置等の社会経済活動との調和を図る効果的な仕組みを確立する。

あわせて、自衛隊の弾薬・燃料等の輸送・保管について、関係省庁との連携を強化し、更なる円滑化のための措置を講ずる。

各種事態において日米共同対処を円滑に実施するため、これらと同様の取組を推進する。

キ　海洋国家である我が国にとって、海洋の秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、我が国の平和と安全にとって極めて重要である。このため、我が国の領海等における国益や我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保等に取り組んでいく。

まず、防衛省・自衛隊においては、我が国における海洋の安全保障の担い手である海上保安庁と緊密に協力・連携しつつ、同盟国・同志国、さらにインド太平洋地域の沿岸国と共に、FOIPというビジョンの下、海洋安全保障に関する協力を推進していくこととする。

また、シーレーンの安定的利用を確保するために、関係機関との協力・連携の下、海賊対処や日

本関係船舶の安全確保に必要な取組を実施していく。この際、ジブチにおける拠点を長期的・安定的に活用する。

ク　自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、さらには、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢に応じた調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業についても、我が国の防衛への協力促進という観点も踏まえ、引き続き推進する。

また、地方によっては、自衛隊の部隊による急患輸送や存在そのものが地域コミュニティーの維持・活性化に大きく貢献していることを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配備・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性や地元経済への寄与に配慮する。

2　日米同盟による共同抑止・対処

第二のアプローチは、日米同盟の更なる強化である。米国との同盟関係は、我が国の安全保障政策の基軸であり、我が国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果的な発揮にも繋がり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものとなる。日米は、こうした共同の意思と能力を顕示することにより、グレーゾーンから通常戦力による侵攻、さらに核兵器の使用に至るまでの事態の深刻化を防ぎ、力による一方的な現状変更やその試みを抑止する。その上で、我が国への侵攻が生起した場合には、日米共同対処によりこれを阻止する。このため、日米両国は、その戦略を整合させ、共に目標を優先付けることにより、同盟を絶えず現代化し、共同の能力を強化する。その際、我が国は、我が国自身の防衛力の抜本的強化を踏まえて、日米同盟の下で、我が国の防衛と地域の平和及び安定のため、より大きな役割を果たしていく。具体的には、以下の施策に取り組んでいく。

（1）日米共同の抑止力・対処力の強化

我が国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、我が国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく。

具体的には、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力及び相互運用性を高めるための取組を一層深化させる。あわせて、我が国の反撃能力については、情報収集を含め、日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力態勢を構築する。さらに、今後、防空、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）、アセットや施設の防護、後方支援等における連携の強化を図る。また、我が国の防衛力の抜本的強化を踏まえた日米間の役割・任務分担を効果的に実現するため、日米共同計画に係る作業等を通じ、運用面における緊密な連携を確保する。加えて、より高度かつ実践的な演習・訓練を通じて同盟の即応性や相互運用性を始めとする対処力の向上を図っていく。

さらに、核抑止力を中心とした米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するため、日米間の協議を閣僚レベルのものも含めて一層活発化・深化させる。

力による一方的な現状変更やその試み、さらには各種事態の生起を抑止するため、平素からの日米共同による取組として、共同FDOや共同ISR等をさらに拡大・深化させる。その際には、これを効果的に実現するため、同志国等の参画や自衛隊による米軍艦艇・航空機等の防護といった取組を積極的に実施する。

さらに、日米一体となった抑止力・対処力の強化の一環として、日頃から、双方の施設等の共同使用の増加、訓練等を通じた日米の部隊の双方の施設等への展開等を進める。

（2）同盟調整機能の強化

いついかなる事態が生起したとしても、日米両国による整合的な共同対処を行うため、同盟調整メカニズム（ACM）を中心とする日米間の調整機能をさらに発展させる。

これらに加え、日米同盟を中核とする同志国等との連携を強化するため、ACM等を活用し、運用面におけるより緊密な調整を実現する。

（3）共同対処基盤の強化

あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化する。

まず、日米がその能力を十分に発揮できるよう、あらゆるレベルにおける情報共有を更に強化するために、情報保全及びサイバーセキュリティに係る取組を抜本的に強化する。また、同盟の技術的優位性、相互運用性、即応性、さらには継戦能力を確保するため、先端技術に関する共同分析や共同研究、装備品の共同開発・生産、相互互換性の向上、各種ネットワークの共有及び強化、米国製装備品の国内における生産・整備能力の拡充、サプライチェーンの強化に係る取組等、装備・技術協力を一層強化す

る。

（4）在日米軍の駐留を支えるための取組

厳しい安全保障環境に対応する、日米共同の態勢の最適化を図りつつ、在日米軍再編の着実な進展や在日米軍の即応性・抗たん性強化を支援する取組等、在日米軍の駐留を安定的に支えるための各種施策を推進する。

特に、安全保障上極めて重要な位置にある沖縄においては、一層厳しさを増す安全保障環境に対応しつつ、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、部隊や訓練の移転等を着実に実施することにより、負担軽減を図っていく。

以上のような日米共同の取組を円滑かつ効果的に実施するためには、国民の理解が不可欠であり、その意義・必要性を積極的に発信するなどの取組を強化する。

3　同志国等との連携

第三のアプローチは、同志国等との連携の強化である。力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、我が国の安全保障を確保するためには、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要である。その観点から、FOIPというビジョンの実現に資する取組を進めていく。

まずは、日米同盟を重要な基軸と位置付けつつ、地域の特性や各国の事情を考慮した上で、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していく。その際、同志国等との連携強化を効果的に進める観点から、円滑化協定（RAA）、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進する。

オーストラリアとの間では、インド太平洋地域の「特別な戦略的パートナー」として新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」で方向付けたとおり、日米防衛協力に次ぐ緊密な協力関係を構築し、外務・防衛閣僚級協議（「2＋2」）を含む各レベルでの協議、共同訓練、防衛装備・技術協力等を深化させる。また、RAA等の整備を踏まえ、オーストラリアにおける訓練の実施やローテーション展開等を図り、事態生起時には、我が国、米国及びオーストラリアが協力することも念頭に置きながら、相互に協議し、後方支援や情報共有等を中心に連携する。こうした事態への効果的な対応を確保する観点から、平素より運用面の協力の範囲、目的及び形態に関する議論を推進する。

インドとの間では、特別戦略的グローバル・パートナーシップを構築しており、戦略的な連携を強化する観点から、「2＋2」等の枠組みも活用しつつ、海洋安全保障やサイバーセキュリティ等を始めとする幅広い分野において、二国間及び多国間の軍種間交流等を更に深化させるとともに、共同訓練、防衛装備・技術協力等を推進する。

英国、フランス、ドイツ、イタリア等との間では、グローバルな安全保障上の課題のみならず、欧州及びインド太平洋地域の課題に相互に関与を強化する。その上で、北大西洋条約機構（NATO）等による米国との同盟関係を基軸として、緊密な協力関係を構築し、「2＋2」等の各レベルでの協議、共同訓練、次期戦闘機の共同開発を含む防衛装備・技術協力、艦艇・航空機等の相互派遣等を実施する。その際、共同で実施する北朝鮮に向けた瀬取り監視やソマリア沖・アデン湾における海賊対処を通じて連携を強化する。

NATO及び欧州連合（EU）との間では、これら欧州諸国との二国間関係を基礎として、国際的なルール形成やインド太平洋地域における安全保障への関与に関して連携を強化していく。

韓国との間では、北朝鮮による核・ミサイルの脅威に対し、日米同盟及び米韓同盟の抑止力・対処力の強化の重要性を踏まえ、日米韓三か国による共同訓練を始めとした取組により日米韓の連携を強化する。

カナダ及びニュージーランドとの間では、インド太平洋地域の課題に更に連携して取り組むため、各レベルでの協議、共同訓練・演習、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。

ロシアによるウクライナ侵略を含む力による一方的な現状変更やその試みに直面し、情報戦、サイバーセキュリティ、SC、ハイブリッド戦等の先進的な取組を進める北欧・バルト諸国等との連携や、日本との関係強化に関心を示すチェコ・ポーランド等の中東欧諸国との連携を強化していく。

東南アジア諸国との間では、まず東南アジア諸国連合（ASEAN）の中心性・一体性の強化に向けて、東アジア首脳会議、ASEAN地域フォーラム、拡大ASEAN国防相会議、日ASEAN防衛担当大臣会合等を通じ、その動きを支援する。その上で、インド太平洋地域の安全保障を安定化させる観点から、各国の状況に合わせ、「2＋2」を含む各レベルでの協議、戦略的寄港・寄航、共同訓練等を実施する。また、地域の安定化を目指し、防衛力強化に資する防衛装備移転、能力構築支援等を実施する。

モンゴルとの間では、中露の間に位置する民主主義国家という戦略的重要性に鑑み、各レベルでの交流、能力構築支援、多国間共同訓練等に加え、政治・安全保障分野での協力を新たな次元に高めるべく、防衛装備・技術協力を推進する。

中央アジア諸国との間では、アジアと欧州の間に位置する地政学的に重要な地域である一方で、防衛交流実績が少なく空白地帯となっていることから、双方が関心のある分野において、能力構築支援を含む防衛交流を積み重ねていく。

太平洋島嶼国との間では、重要なパートナーとして、同盟国・同志国等とも連携して能力構築支援等の

協力に取り組んでいく。その際、軍隊以外の組織である沿岸警備隊等を対象とすること等を検討する。

インド洋沿岸国・中東諸国との間では、我が国のシーレーンの安定的利用やエネルギー・経済の観点からの重要性を踏まえ、防衛協力を進めていく。同時に、アフリカ諸国等との間でも、グローバルな課題に対応するという観点から、防衛協力を強化する。特に、海賊対処、在外邦人等の保護・輸送等、この地域における運用基盤の強化等のため、ジブチとの連携を強化し、同国において運営している自衛隊の活動拠点を長期的・安定的に活用する。

同志国等との連携の推進の一方で、中国やロシアとの意思疎通についても留意していく。

中国との間では、「建設的かつ安定的な関係」の構築に向けて、日中安保対話を含む多層的な対話や交流を推進していく。その際、中国がインド太平洋地域の平和と安定のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守するとともに、軍事力強化や国防政策に係る透明性を向上するよう引き続き促す一方で、我が国として有する懸念を率直に伝達していく。また、両国間における不測の事態を回避するため、ホットラインを含む「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」を運用していく。

ロシアとの関係については、力による一方的な現状変更は認められないとの考えの下、ウクライナ侵略を最大限非難しつつ、G7を始めとした国際社会と緊密に連携し、適切に対応する。同時に、隣国であるロシアとの間で、不測の事態や不必要な摩擦を招かないために必要な連絡を絶やさないようにする。

Ⅳ　防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力

本戦略等に示された基本方針及びこれらと整合された統合的な運用構想により導き出された、我が国の防衛上必要な7つの機能・能力の基本的な考え方とその内容は以下のとおり。

1　スタンド・オフ防衛能力

東西南北、それぞれ約3,000キロに及ぶ我が国領域を守り抜くため、島嶼部を含む我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力を抜本的に強化する。

まず、我が国への侵攻がどの地域で生起しても、我が国の様々な地点から、重層的にこれらの艦艇や上陸部隊等を阻止・排除できる必要かつ十分な能力を保有する。次に、各種プラットフォームから発射でき、また、高速滑空飛翔や極超音速飛翔といった多様かつ迎撃困難な能力を強化する。

このため、2027年度までに、地上発射型及び艦艇発射型を含めスタンド・オフ・ミサイルの運用可能な能力を強化する。その際、国産スタンド・オフ・ミサイルの増産体制確立前に十分な能力を確保するため、外国製のスタンド・オフ・ミサイルを早期に取得する。

今後、おおむね10年後までに、航空機発射型スタンド・オフ・ミサイルを運用可能な能力を強化するとともに、変則的な軌道で飛翔することが可能な高速滑空弾、極超音速誘導弾、その他スタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を獲得する。

あわせて、スタンド・オフ防衛能力に不可欠な、艦艇や上陸部隊等に関する精確な目標情報を継続的に収集し、リアルタイムに伝達し得る指揮統制に係る能力を保有する。対処実施後の成果の評価も含む情報分析能力や、情報ネットワークの抗たん性・冗長性も併せて保有する。

2　統合防空ミサイル防衛能力

四面環海の日本は、経空脅威への対応が極めて重要である。近年、弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の能力向上に加え、対艦弾道ミサイル、極超音速兵器や無人機等の出現により、この経空脅威は多様化・複雑化・高度化している。

このため、探知・追尾能力や迎撃能力を抜本的に強化するとともに、ネットワークを通じて各種センサー・シューターを一元的かつ最適に運用できる体制を確立し、統合防空ミサイル防衛能力を強化する。

相手からの我が国に対するミサイル攻撃については、まず、ミサイル防衛システムを用いて、公海及び我が国の領域の上空で、我が国に向けて飛来するミサイルを迎撃する。その上で、弾道ミサイル等の攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、有効な反撃を加える能力として、スタンド・オフ防衛能力等を活用する。こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、相手のミサイル発射を制約し、ミサイル防衛による迎撃を行い易くすることで、ミサイル防衛と相まってミサイル攻撃そのものを抑止していく。

このため、2027年度までに、警戒管制レーダーや地対空誘導弾の能力を向上させるとともに、イージス・システム搭載艦を整備する。また、指向性エネルギー兵器等により、小型無人機等に対処する能力を強化する。

今後、おおむね10年後までに、滑空段階での極超音速兵器への対処能力の研究や、小型無人機等に対処するための非物理的な手段による迎撃能力を一層導入することにより、統合防空ミサイル防衛能力を強化する。

3　無人アセット防衛能力

無人アセットは、有人装備と比べて、比較的安価であることが多く、人的損耗を局限し、長期連続運用ができるといった大きな利点がある。さらに、この無人アセットをAIや有人装備と組み合わせることにより、部隊の構造や戦い方を根本的に一変させるゲーム・チェンジャーとなり得ることから、空中・水上・水中

等での非対称的な優勢を獲得することが可能である。このため、こうした無人アセットを情報収集・警戒監視のみならず、戦闘支援等の幅広い任務に効果的に活用する。また、有人機の任務代替を通じた無人化・省人化により、自衛隊の装備体系、組織の最適化の取組を推進する。

このため、2027年度までに、無人アセットを早期装備化やリース等により導入し、幅広い任務での実践的な能力を獲得する。特に、水中優勢を獲得・維持するための無人潜水艇（UUV）の早期装備化を進める。

今後、おおむね10年後までに、無人アセットを用いた戦い方を更に具体化し、我が国の地理的特性等を踏まえた機種の開発・導入を加速し、本格運用を拡大する。さらに、AI等を用いて複数の無人アセットを同時制御する能力等を強化する。

4　領域横断作戦能力

宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、相乗効果によって全体の能力を増幅させる領域横断作戦により、個別の領域が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うすることがますます重要になっている。

（1）宇宙領域においては、衛星コンステレーションを含む新たな宇宙利用の形態を積極的に取り入れ、情報収集、通信、測位等の機能を宇宙空間から提供されることにより、陸・海・空の領域における作戦能力を向上させる。同時に、宇宙空間の安定的利用に対する脅威に対応するため、地表及び衛星からの監視能力を整備し、宇宙領域把握（SDA）体制を確立するとともに、様々な状況に対応して任務を継続できるように宇宙アセットの抗たん性強化に取り組む。

このため、2027年度までに、宇宙を利用して部隊行動に必要不可欠な基盤を整備するとともに、SDA能力を強化する。

今後、おおむね10年後までに、宇宙利用の多層化・冗長化や新たな能力の獲得等により、宇宙作戦能力を更に強化する。

（2）サイバー領域では、防衛省・自衛隊において、能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野における政府全体での取組と連携していくこととする。その際、重要なシステム等を中心に常時継続的にリスク管理を実施する態勢に移行し、これに対応するサイバー要員を大幅増強するとともに、特に高度なスキルを有する外部人材を活用することにより、高度なサイバーセキュリティを実現する。このような高いサイバーセキュリティの能力により、あらゆるサイバー脅威から自ら防護するとともに、その能力を生かして我が国全体のサイバーセキュリティの強化に取り組んでいくこととする。

このため、2027年度までに、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全できる態勢を確立し、また防衛産業のサイバー防衛を下支えできる態勢を確立する。

今後、おおむね10年後までに、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力、戦力発揮能力、作戦基盤を保全し任務が遂行できる態勢を確立しつつ、自衛隊以外へのサイバーセキュリティを支援できる態勢を強化する。

（3）電磁波領域においては、相手方からの通信妨害等の厳しい電磁波環境の中においても、自衛隊の電子戦及びその支援能力を有効に機能させ、相手によるこれらの作戦遂行能力を低下させる。また、電磁波の管理機能を強化し、自衛隊全体でより効率的に電磁波を活用する。

（4）宇宙・サイバー・電磁波の領域において、相手方の利用を妨げ、又は無力化するために必要な能力を拡充していく。

（5）領域横断作戦の基本となる陸上防衛力・海上防衛力・航空防衛力については、海上優勢・航空優勢を維持・強化するための艦艇・戦闘機等の着実な整備や、先進的な技術を積極的に活用し、無人アセットとの連携を念頭に置きつつ、新型護衛艦の導入や次期戦闘機の開発を進めるなど、抜本的に強化していく。

5　指揮統制・情報関連機能

今後、より一層、戦闘様相が迅速化・複雑化していく状況において、戦いを制するためには、各級指揮官の適切な意思決定を相手方よりも迅速かつ的確に行い、意思決定の優越を確保する必要がある。このため、AIの導入等を含め、リアルタイム性・抗たん性・柔軟性のあるネットワークを構築し、迅速・確実なISRTの実現を含む領域横断的な観点から、指揮統制・情報関連機能の強化を図る。

このため、2027年度までに、ハイブリッド戦や認知領域を含む情報戦に対処可能な情報能力を整備する。また、衛星コンステレーション等によるニアリアルタイムの情報収集能力を整備する。

今後、おおむね10年後までに、AIを含む各種手段を最大限に活用し、情報収集・分析等の能力を更に強化する。また、情報収集アセットの更なる強化を通じ、リアルタイムで情報共有可能な体制を確立する。

また、これまで以上に、我が国周辺国等の意思と能力を常時継続的かつ正確に把握する必要がある。このため、動態情報から戦略情報に至るまで、情報の収集・整理・分析・共有・保全を実効的に実施できるよう、情報本部を中心とした電波情報、画像情報、人的情報、公刊情報等の機能別能力を強化するとともに、地理空間情報の活用を含め統合的な分析能力を抜本的に強化していく。あわせて、情報関連の国内関係機関との協力・連携を進めていくとともに、情報収集衛星

により収集した情報を自衛隊の活動により効果的に活用するために必要な措置をとる。

これに加え、偽情報の流布を含む情報戦等に有効に対処するため、防衛省・自衛隊における体制・機能を抜本的に強化するとともに、同盟国・同志国等との情報共有や共同訓練等を実施していく。

6　機動展開能力・国民保護

島嶼部を含む我が国への侵攻に対しては、海上優勢・航空優勢を確保し、我が国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止するため、平素配備している部隊が常時活動するとともに、状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開させる必要がある。このため、自衛隊自身の海上輸送力・航空輸送力を強化するとともに、民間資金等活用事業（PFI）等の民間輸送力を最大限活用する。

また、これらによる部隊への輸送・補給等がより円滑かつ効果的に実施できるように、統合による後方補給態勢を強化し、特に島嶼部が集中する南西地域における空港・港湾施設等の利用可能範囲の拡大や補給能力の向上を実施していくとともに、全国に所在する補給拠点の近代化を積極的に推進する。

自衛隊は島嶼部における侵害排除のみならず、強化された機動展開能力を住民避難に活用するなど、国民保護の任務を実施していく。

このため、2027年度までに、PFI船舶の活用の拡大等により、輸送能力を強化することで、南西方面の防衛態勢を迅速に構築可能な能力を獲得し、住民避難の迅速化を図る。

今後、おおむね10年後までに、輸送能力を更に強化しつつ、補給拠点の改善により輸送・補給を一層迅速化する。

7　持続性・強靱性

（1）将来にわたり我が国を守り抜く上で、弾薬、燃料、装備品の可動数といった現在の自衛隊の継戦能力は、必ずしも十分ではない。こうした現実を直視し、有事において自衛隊が粘り強く活動でき、また、実効的な抑止力となるよう、十分な継戦能力の確保・維持を図る必要がある。このため、弾薬の生産能力の向上及び製造量に見合う火薬庫の確保を進め、必要十分な弾薬を早急に保有するとともに、必要十分な燃料所要量の確保や計画整備等以外の装備品が全て可動する体制を早急に確立する。

このため、2027年度までに、弾薬については、必要数量が不足している状況を解消する。また、優先度の高い弾薬については製造態勢を強化するとともに、火薬庫を増設する。さらに、部品不足を解消して、計画整備等以外の装備品が全て可動する体制を確保する。

今後、おおむね10年後までに、弾薬及び部品の適正な在庫の確保を維持するとともに、火薬庫の増設を完了する。装備品については、新規装備品分も含め、部品の適正な在庫の確保を維持する。

（2）さらに、平素においては自衛隊員の安全を確保し、有事においても容易に作戦能力を喪失しないよう、主要司令部等の地下化や構造強化、施設の離隔距離を確保した再配置、集約化等を実施するとともに、隊舎・宿舎の着実な整備や老朽化対策を行う。さらに、装備品の隠ぺい及び欺まん等を図り、抗たん性を向上させる。

また、気候変動の問題は、将来のエネルギーシフトへの対応を含め、今後、防衛省・自衛隊の運用や各種計画、施設、防衛装備品、さらに我が国を取り巻く安全保障環境により一層の影響をもたらすことは必至であるため、これに伴う各種課題に対応していく。

このため、2027年度までに、司令部の地下化、主要な基地・駐屯地内の再配置・集約化を進め、各施設の強靱化を図る。また、災害の被害想定が甚大かつ運用上重要な基地・駐屯地から津波等の災害に対する施設及びインフラの強靱化を推進する。

今後、おおむね10年後までに、防衛施設の更なる強靱化を図る。

（3）自衛隊員の生命を救い、身体に対する危険を軽減することによって、自衛隊がより長く、より強靱に我が国への侵攻に対処できるように、隊員の救命率向上のため、応急救護能力を強化するとともに、第一線から最終後送先に至るまでのシームレスな医療・後送体制を構築することによって、衛生機能を変革する。

Ⅴ　将来の自衛隊の在り方

1　7つの重視分野における自衛隊の役割

防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力の7つの分野において、各自衛隊は以下の役割を担う。

スタンド・オフ防衛能力については、侵攻してくる艦艇や上陸部隊に対し、脅威圏外から多様な対処を行い得るよう、各自衛隊は、車両、艦艇、航空機からのスタンド・オフ・ミサイル発射能力を必要十分な数量整備する。

統合防空ミサイル防衛能力については、海上自衛隊の護衛艦が上層、陸上自衛隊及び航空自衛隊の地対空誘導弾が下層における迎撃を担うことを基本として、極超音速兵器等の将来の経空脅威への対応能力を強化する。また、各自衛隊は、スタンド・オフ防衛能力等を反撃能力として活用する。

無人アセット防衛能力については、各自衛隊は、各々の任務分担に従い、既存部隊の見直しを進めつつ、航空・海上・水中・陸上の無人アセット防衛能力を大幅に強化する。

領域横断作戦のうち、宇宙領域では、航空自衛隊においてSDA能力を始めとする各種機能を強化する。

サイバー領域では、防衛省・自衛隊として我が国全体のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、自衛隊全体で強化を図り、特に、陸上自衛隊が人材育成等の基盤拡充の中核を担っていくこととする。電磁波領域については、各自衛隊において、電子戦装備を取得・増強し、電磁波を活用した欺まん装備の導入等を推進する。また、我が国周辺国等の通常戦力の急速な増強を踏まえ、これらの領域における能力と連携して領域横断作戦を展開する各自衛隊の装備品の質・量の強化も引き続き行う。

指揮統制・情報関連機能については、各自衛隊の情報収集能力の強化、収集した情報に基づく意思決定の迅速化、指揮命令を確実に行い得るネットワークの整備等を行う。また、スタンド・オフ・ミサイルの運用に必要なISRTを含む情報本部の情報機能を抜本的に強化するとともに、指揮統制機能との連携を強化する。

機動展開能力・国民保護については、我が国への侵攻が想定される事態において、島嶼部等への部隊の展開を迅速に行うため、陸上自衛隊は中型・小型船舶等を、海上自衛隊は輸送艦等を、航空自衛隊は輸送機等を確保することにより、機動・展開能力を強化する。陸上自衛隊においては、沖縄における国民保護をも目的として、部隊強化を含む体制強化を図る。

持続性・強靱性については、一連の任務遂行を持続的に行うため、各自衛隊は、平素より弾薬・燃料及び可動装備品を必要数確保するとともに、能力発揮の基盤となる防衛施設の抗たん性を強化させる。

2　自衛隊の体制整備の考え方

以上のような7つの分野における役割を踏まえ、統合運用体制並びに各自衛隊及び情報本部の体制は、次のような基本的考え方により整備を行う。

統合運用の実効性を強化するため、既存組織の見直しにより、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設する。また、統合運用に資する装備体系の検討を進める。

陸上自衛隊は、領域横断作戦能力の強化及び利点の多い地上発射型スタンド・オフ防衛能力の強化による遠方からの侵攻部隊の阻止、持続性・強靱性の保持、南西地域の島嶼部への迅速かつ分散した機動展開能力の強化、無人アセットの導入、ドローン等への対処を含む統合防空ミサイル防衛能力の向上、分散展開した部隊に必要なシステムを含む指揮統制・情報関連機能を重視した体制を整備する。

海上自衛隊は、近年のミサイルの脅威の高まり等を踏まえ、防空能力の強化及び省人化・無人化の推進、情報戦能力の強化、水中優勢の確保、スタンド・オフ防衛能力の強化、洋上後方支援能力の強化、持続性・強靱性の確保を重視し、高い迅速性と活動量を求められる部隊運用を持続的に遂行可能な体制を整備する。特に、領域横断作戦の中でも重要な水中優勢を獲得・維持し得る体制を整備することとする。

航空自衛隊は、高脅威環境下における強靱かつ柔軟な運用による粘り強い任務遂行のため、航空防衛力の質・量の見直し・強化、効果的なスタンド・オフ防衛能力の保持、実効的なミサイル防空態勢の確保、各種無人アセットの導入に必要な体制を整備する。また、宇宙作戦能力を強化し、宇宙利用の優位性を確保し得る体制を整備することにより、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする。

情報本部は、電波情報、画像情報、人的情報、公刊情報等の収集・分析に加え、我が国の防衛における情報戦対応の中心的な役割を担うこととし、他国の軍事活動等を常時継続的かつ正確に把握し、分析・発信する能力を抜本的に強化する。さらに、領域横断作戦能力の強化及びスタンド・オフ防衛能力の強化に併せ、既存の体制を強化するとともに、関係する他機関との協力・連携を切れ目なく実施できるように強化する。

防衛省・自衛隊においては、能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野に係る政府の取組も踏まえつつ、我が国全体のサイバーセキュリティに貢献する体制を抜本的に強化することとする。

3　政策立案機能の強化

自衛隊が能力を十分に発揮し、厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、宇宙・サイバー・電磁波の領域を含め、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要とされており、その機能を抜本的に強化していく。この際、有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置する。また、自衛隊の将来の戦い方とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携を強化しつつ、戦略的な観点から総合的に検討・推進する態勢を強化する。さらに、こうした取組を推進し、政策の企画立案を支援するため、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化する。

Ⅵ　国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組

1　国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組

我が国が備えるべき事態は、力による一方的な現状変更やその試み、そして我が国への侵攻のみではない。大規模テロやそれに伴う原子力発電所を始めとした重要インフラに対する攻撃、地震や台風等の大規模災害、新型コロナウイルス感染症といった感染症危機等は、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威であり、我が国として、国の総力をあげて全力で対応していく必要がある。

それらの対応に当たって、防衛省・自衛隊においては、抜本的に強化された防衛力を活用し、警察、海上

保安庁、消防、地方公共団体等の関係機関と緊密に連携して、大規模テロや重要インフラに対する攻撃に際しては実効的な対処を行い、大規模災害等に際しては効果的に人命救助、応急復旧、生活支援等を行うこととする。また、外国での災害・騒乱等が発生した際には、外交当局と緊密に連携して、在外邦人等を迅速かつ的確に保護し、輸送する。

防衛力を活用しつつ、このような対応を円滑に実施するためには、平素から関係機関と連携態勢を構築しておくことが必須である。地方公共団体やインフラ事業者を含む関係機関と共に、各種計画等を踏まえつつ、その実効性を担保するために、総合的な訓練を実施する。また、このような連携態勢を活用し、我が国への侵攻が予測される場合には、住民の避難誘導を含む国民保護のための取組を円滑に実施できるようにする。

2　国際的な安全保障協力への取組

我が国の平和と安全のためには、国際社会の平和と安定及び繁栄が確保されていなければならない。そのため、防衛省・自衛隊としても、抜本的に強化された防衛力を活用しつつ、国際協調を旨とする積極的平和主義の立場から、世界各地における紛争・対立の解決に向けた努力、気候変動等に起因する国際的な大規模災害に際しての人道支援・災害救援、大量破壊兵器の不拡散等の国際的な課題への対応に積極的に取り組んでいく必要がある。

国連平和維持活動（PKO）を始めとする国際平和協力業務、国際緊急援助活動等の国際平和協力活動については、平和安全法制も踏まえ、必要に応じ、遠隔地であっても、情報関連機能を用いて精緻な情報を収集し、機動展開能力により必要な部隊を迅速に移動させ、我が国が得意とする施設、衛生等といった分野を中心として活動を実施していく。また、高い専門性を有する自衛官の特性を生かし、引き続き、現地ミッション司令部要員等を派遣していく。加えて、これまで蓄積した経験を活かし、能力構築支援を実施していく。

我が国を取り巻く安全保障環境を改善する観点からは、核兵器・化学兵器・生物兵器といった大量破壊兵器等の軍備管理・軍縮及び不拡散についても、関係国や国際機関等と協力しつつ、取組を推進していく。その際、防衛省・自衛隊の知見を活かし、国際機関や国際輸出管理レジームの実効性の向上に協力していく。

Ⅶ　いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

防衛生産・技術基盤は、自国での装備品の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品に取り込むために不可欠な基盤であることから、いわば防衛力そのものと位置付けられるものであり、その強化は必要不可欠である。そのため、新たな戦い方に必要な力強く持続可能な防衛産業の構築、様々なリスクへの対処、販路の拡大等に取り組んでいく。汎用品のサプライチェーン保護、民生先端技術の機微技術管理・情報保全等の政府全体の取組に関しては、防衛省が防衛目的上必要な措置を実施していくことと併せて、関係省庁間の取組と連携していく。

1　防衛生産基盤の強化

我が国の防衛産業は、自衛隊の任務遂行に当たっての装備品の確保の面から、防衛省・自衛隊と共に国防を担うパートナーというべき重要な存在であり、高度な装備品を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していく必要がある。そのためには、防衛産業において、防衛技術基盤の強化を通じた高度な技術力及び品質管理能力を確保することに加え、装備品の生産・維持・整備、改修・能力向上等を確保していく。

防衛産業が、このような大きな役割を果たすために、サプライチェーン全体を含む基盤強化を図っていく。その際、防衛産業のコスト管理や品質管理に関する取組を適正に評価し、適正な利益を確保するための新たな利益率の算定方式を導入することで、事業の魅力化を図るとともに、既存のサプライチェーンの維持・強化と新規参入促進を推進する。

また、装備品の取得に際して、企業の予見可能性を図りつつ、国内基盤を維持・強化する観点を一層重視し、技術的、質的、時間的な向上を図るとともに、こうした措置を講じてもなお、他に手段がない場合、国自身が製造施設等を保有する形態を検討していく。

さらに、防衛産業のサプライチェーンリスクに対応するとともに、国際水準を踏まえたサイバーセキュリティを含む産業保全を強化し、併せて機微技術管理の強化に取り組む。こうした観点から、同盟国・同志国等の防衛当局と、防衛産業に関するサプライチェーン保護、機微技術管理等を実施していく。

2　防衛技術基盤の強化

新しい戦い方に必要な装備品を取得するためには、我が国が有する技術を如何に活用していくかが極めて重要である。そのために、防衛省・自衛隊においては、防衛関連企業等から提案を受け、新しい戦い方に適用し得るかを踏まえた上で、当該企業が有する装備品特有の技術や社内研究成果、さらには、非防衛産業から取り込んで装備品に活用できる技術を早期装備化に繋げていくための取組を積極的に推進していくこととする。特に、政策的に緊急性・重要性が高い事業の実施に当たっては、研究開発リスクを許容しつつ、想定される成果を考慮した上で、一層早期の研究開発や実装化を実現する。

また、試作品を部隊で運用しながら仕様を改善し、必要な装備品を部隊配備する取組を強化する。

さらに、我が国の防衛に資する装備品を取得する手段として、我が国主導の国際共同開発を推進するなど、同盟国・同志国等との協力・連携を進めていく。

加えて、スタートアップ企業や国内の研究機関・学術界等の民生先端技術を積極活用するための枠組みを構築するほか、総合的な防衛体制強化のための府省横断的な仕組みを活用する。

防衛装備庁の研究開発関連組織のスクラップ・アンド・ビルドにより、装備化に資するマルチユース先端技術を見出し、防衛イノベーションにつながる装備品を生み出すための新たな研究機関を創設するとともに、政策・運用・技術の面から総合的に先端技術の活用を検討・推進する体制を拡充する。こうした体制の下、予見可能性を高める観点から、新しい戦い方を踏まえて、重視する技術分野や研究開発の見通しについて戦略的に発信する。

3　防衛装備移転の推進

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する。また、防衛装備移転を円滑に進めるため、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める。

Ⅷ　防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

1　人的基盤の強化

防衛力の中核は自衛隊員である。防衛力の抜本的強化を実現するに当たっては、自衛官の定員は増やさずに必要な人員を確保するとともに、自衛隊員には、これまで以上の知識・技能・経験が求められているほか、偽情報等に惑わされない素養を身に着ける必要が生じていることも踏まえつつ、全ての隊員が高い士気と誇りを持ちながら、個々の能力を発揮できる環境を整備する必要がある。生活・勤務環境の改善、処遇の向上、栄典・礼遇に関する施策の推進、自衛隊員の家族や関係団体等との連携を含めた家族支援の拡充、人事管理の柔軟化等を通じた女性隊員が更に活躍できる環境醸成、ワークライフバランスの推進、若年で退職する自衛官の再就職支援の充実等に引き続き取り組む。特に、高い即応性、長期の任務、社会と隔絶された厳しい環境での勤務を求められる隊員には一定の配慮が必要である。また、ハラスメントは人の組織である自衛隊の根幹を揺るがすものであることを各自衛隊員が改めて認識し、ハラスメントを一切許容しない組織環境を構築する。これらの取組は、中途退職による戦力低下を防止するだけでなく、有為な人材を確保するためにも重要である。

採用については、質の高い人材を必要数確保するため、募集能力の一層の強化を図る。あわせて、精強性の維持に配慮しつつ、定年年齢を更に引き上げるとともに、退職する自衛官の再任用を拡大することにより、熟練した技能の有効活用を図る。さらに、柔軟な人材活用を進め、サイバー領域等の専門的な知識・技能を有する民間人材を含めた幅広い層からの人材確保を推進する。特に、充足率の低い艦艇乗組員や、レーダーサイトの警戒監視要員等の人材確保に資する施策を総合的に講じていく。なお、常備自衛官の補完等に当たる予備自衛官等については、サイバー領域を含め、採用を大幅に増やすべく、その制度の見直しや体制強化に取り組む。また、退職した自衛隊員等との連携を強化する。

採用した人材の育成については、自衛隊員へのリスキリングや防衛大学校、各自衛隊の学校等の教育基盤の強化を図る。この際、サイバー領域等の専門性が高い分野や、統合教育・研究を特に強化するとともに、希少な専門人材を有効に活用するための施策を講じる。また、防衛省における事務官等は、防衛力の一要素として自衛隊の活動を支えるとともに、防衛力の抜本的強化やそれに伴う政策の企画立案、部隊における運用支援等のために重要な役割を果たすものである。そのために必要となる事務官・技官等を確保し、さらに必要な制度の検討を行うなど、人的基盤の強化に取り組む。

このように、自衛隊員が育児、出産、介護といった各種のライフイベントを迎える中にあっても、遺憾なくその能力を発揮できる組織環境づくりにも配慮し、自衛隊員としてのライフサイクル全般に着目した大胆な施策を講じる。

2　衛生機能の変革

自衛隊衛生については、これまで自衛隊員の壮健性の維持を重視してきたが、持続性・強靱性の観点から、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織に変革する。

このため、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得るよう、各自衛隊で共通する衛生機能等を一元化して統合的な運用を推進するとともに、防衛医科大学校も含めた自衛隊衛生の総力を結集できる態勢を構築し、戦傷医療能力向上のための抜本的改革を推進する。

この際、南西地域の第一線から本州等の後送先病院までの役割の明確化を図った上で、第一線から後送先病院までのシームレスな医療・後送態勢を確立し、後送に係る衛生資器材の共通化を図るとともに、医療・後送に際して必要となる医療情報を第一線を含む全国

の医療拠点・施設で共有するシステムを整備する。また、部隊の救護能力の強化、外傷医療に不可欠な血液・酸素を含む衛生資器材の確保、南西地域の医療拠点の整備も行う。

さらに、防衛医科大学校での戦傷医療についての教育研究の強化を進めるとともに、医官及び看護官の臨床経験をより充実させるために必要な運営改善を進める。また、積極的な部外研修によって医官及び看護官の臨床経験を補完する。その上で、戦傷医療についての統合教育・訓練を通じ各自衛隊共通の知識・技能の向上を図る。

Ⅸ　留意事項

1　本戦略は、国家安全保障戦略の下、他の分野の戦略と整合をもって実施される。防衛目標達成のためのアプローチと手段が適切にとられているのか、特に国全体の防衛体制の強化が確実に実施されているのかについて、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行う。また、安全保障環境の変化、特に相手方の能力に着目し、統合的な運用構想に基づき、実効的に対処できる防衛力を構築していくため、必要な能力に関する評価を常に実施する。

2　本戦略に基づく防衛力の抜本的強化は、将来にわたり、維持・強化していく必要がある。このため、防衛力の抜本的強化の在り方について中長期的な観点から不断に検討を行う。

3　本戦略はおおむね10年間の期間を念頭に置いているが、国際情勢や技術的水準の動向等について重要な変化が見込まれる場合には必要な修正を行う。

資料３　防衛力整備計画について

（令和４年12月16日　国家安全保障会議決定
閣　議　決　定）

防衛力整備計画について、「国家防衛戦略について」（令和４年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

これに伴い、「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）は廃止する。

（別紙）

防衛力整備計画

Ⅰ　計画の方針

「国家防衛戦略」（令和４年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、宇宙・サイバー・電磁波領域を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする多次元統合防衛力を抜本的に強化し、相手の能力と新しい戦い方に着目して、５年後の2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。おおむね10年後までに、防衛力の目標をより確実にするため更なる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

以上を踏まえ、以下を計画の基本として、防衛力の整備、維持及び運用を効果的かつ効率的に行う。

１　我が国の防衛上必要な機能・能力として、まず、我が国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるようにする必要がある。このため、「スタンド・オフ防衛能力」と「統合防空ミサイル防衛能力」を強化する。

また、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生起した場合には、これらの能力に加え、有人アセット、さらに無人アセットを駆使するとともに、水中・海上・空中といった領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保できるようにする必要がある。このため、「無人アセット防衛能力」、「領域横断作戦能力」、「指揮統制・情報関連機能」を強化する。

さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させられるようにする必要がある。このため、「機動展開能力・国民保護」、「持続性・強靱性」を強化する。また、いわば防衛力そのものである防衛生産・技術基盤に加え、防衛力を支える人的基盤等も重視する。

２　装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入、既存の装備品の延命、能力向上等を適切に組み合わせることにより、必要十分な質・量の防衛力を確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、自衛隊の現在及び将来の戦い方に直結し得る分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性が高い事業については、民生先端技術の取り込みも図りながら、着実に早期装備化を実現する。

３　人口減少と少子高齢化が急速に進展し、募集対象者の増加が見込めない状況においても、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の中核をなす自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上を図る観点から、採用の取組強化、予備自衛官等の活用、女性の活躍推進、自衛官の定年年齢引上げ、再任用自衛官を含む多様かつ優秀な人材の有効な活用、生活・勤務環境の改善、人材の育成、処遇の向上、再就職支援等の人的基盤の強化に関する各種施策を総合的に推進する。

４　日米共同の統合的な抑止力を一層強化するため、宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦に係る協力及び相互運用性の向上等を推進するとともに、あらゆる段階における日米共同での実効的な対処力を支える基盤を強化するため、日米間の情報共有を促進するための情報保全及びサイバーセキュリティに係る取組並びに装備・技術協力を強化する。また、在日米軍の駐留を支えるための施策を着実に実施する。

自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進するため、円滑化協定（RAA）、物品役務相互提供協定（ACSA）、情報保護協定等、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備に更に推進するとともに、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流を含む取組等を推進する。

５　防衛力の抜本的強化に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、組織定員と装備の最適化を実施するとともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト縮減を実現してきたこれまでの努力を更に強化していく。あわせて、人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していく。

Ⅱ　自衛隊の能力等に関する主要事業

2027年度までに、我が国への侵攻に対し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できる防衛力を構築するため、防衛力の抜本的強化に当たって重視する主要事業を１から７までのとおり実施することとする。

１　スタンド・オフ防衛能力

我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して、脅威圏外から対処する能力を強化するため、12式地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型・艦艇発射型・航空機発射型）、島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾の開発・試作を実施・継続する。島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾を始め、各種誘導弾の長射程化を実施する。防衛力の抜本的強化を早期に実現するため、上記のスタンド・オフ・ミサイルの量産弾を

取得するほか、米国製のトマホークを始めとする外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入を実施・継続する。

また、発射プラットフォームの更なる多様化のための研究・開発を進めるとともに、スタンド・オフ・ミサイルの運用能力向上を目的として、潜水艦に搭載可能な垂直ミサイル発射システム（VLS）、輸送機搭載システム等を開発・整備する。

スタンド・オフ防衛能力の実効性確保のため、目標情報の一層効果的な収集を行う観点から、衛星コンステレーションを活用した画像情報等の取得や無人機（UAV）、目標観測弾の整備等を行い、情報収集・分析機能及び指揮統制機能を強化する。スタンド・オフ・ミサイルの運用は、目標情報の収集、各部隊への目標の割当てを含む一連の指揮統制を一元的に行う必要があるため、統合運用を前提とした態勢を構築する。スタンド・オフ・ミサイル等を保管するための火薬庫を増設するとともに、射場利用の確保を含め、試験・整備等に必要な施策を着実に実施することで、スタンド・オフ・ミサイルの開発・運用に必要な一連の機能を確保する。

2　統合防空ミサイル防衛能力

極超音速滑空兵器（HGV）等の探知・追尾能力を強化するため、固定式警戒管制レーダー（FPS）等の整備及び能力向上、次期警戒管制レーダーの換装・整備を図る。また、地対空誘導弾ペトリオット・システムを改修し、新型レーダー（LTAMDS）を導入することで、能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）による極超音速滑空兵器（HGV）等への対処能力を向上させる。

各種事態により実効的に対応するため、航空自衛隊の高射部隊の編成及び配置の見直しに着手するとともに、中距離地対空誘導弾部隊と合わせた重層的な要域防空体制を構築し、平素からの展開配置のための部隊運用を行う。また、基地防空用地対空誘導弾の能力向上を推進する。加えて、滑空段階での極超音速滑空兵器（HGV）等への対処を行い得る誘導弾システムの調査及び研究を実施する。

極超音速滑空兵器（HGV）等に対処する能力を強化するため、03式中距離地対空誘導弾（改善型）の能力向上を図るほか、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）、能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）、長距離艦対空ミサイル（SM-6）等を取得する。

ネットワーク化による効果的かつ効率的な対処の実現のため、護衛艦等の間で連携した射撃を可能とするネットワークシステム（FCネットワーク）を取得し、共同交戦能力（CEC）を保持する。また、地対空誘導弾ペトリオット・システムの情報調整装置（ICC）を改修することで、各種誘導弾システムをネットワークで連接する。

我が国の防空能力強化のため、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦を整備する。

高出力レーザーや高出力マイクロ波（HPM）等の指向性エネルギー技術の組み合わせにより、小型無人機（UAV）等への非物理的な手段による対処能力を早期に整備する。

なお、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力を反撃能力として用いる。この反撃能力の運用は、統合運用を前提とした一元的な指揮統制の下で行う。

3　無人アセット防衛能力

人的損耗を局限しつつ任務を遂行するため、既存の装備体系・人員配置を見直しつつ、各種無人アセットを早期に整備する。その整備に当たっては、安全性の確保と効果的な任務遂行の両立を図るものとする。

隙のない情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）を実施するため、洋上監視に資する滞空型無人機（UAV）及び艦載型の無人アセットや相手の脅威圏内において目標情報を継続的に収集し得る偵察用無人機（UAV）のほか、用途に応じた様々な情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）用無人アセットを整備する。また、広域に分散展開した部隊、離隔した基地、艦艇等への迅速な補給品の輸送を実施するため、輸送用無人機（UAV）の導入について検討の上、必要な措置を講じる。

我が国への侵攻を阻止・排除するため、空中から人員・車両・艦艇等を捜索・識別し、迅速に目標に対処することが可能となるよう、各種攻撃機能を効果的に保持した多用途／攻撃用無人機（UAV）及び小型攻撃用無人機（UAV）を整備する。

艦艇と連携し、効果的に各種作戦運用が可能な無人水上航走体（USV）を開発・整備する。また、水中優勢を獲得するための各種無人水中航走体（UUV）を整備する。

このほか、無人車両（UGV）と無人機（UAV）を効果的に組み合わせることにより、駐屯地・基地等や重要施設の警備及び防護体制の効率化を図る。加えて、有人機と無人機（UAV）の連携を強化するとともに、複数の無人アセットを同時に運用する能力の強化を図る。

4　領域横断作戦能力

（1）宇宙領域における能力

スタンド・オフ・ミサイルの運用を始めとする領域横断作戦能力を向上させるため、宇宙領域を活用

した情報収集、通信等の各種能力を一層向上させる。具体的には、米国との連携を強化するとともに、民間衛星の利用等を始めとする各種取組によって補完しつつ、目標の探知・追尾能力の獲得を目的とした衛星コンステレーションを構築する。また、衛星を活用した極超音速滑空兵器（HGV）の探知・追尾等の対処能力の向上について、米国との連携可能性を踏まえつつ、必要な技術実証を行う。さらに、増大する衛星通信の需要に対応するため、従来のXバンド通信に加え、より抗たん性の高い通信帯域を複層化する取組を進める。

宇宙領域の安定的利用に対する脅威が増大する中、宇宙領域への対応として、相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力を更に強化する。また、平素からの宇宙領域把握（SDA）に関する能力を強化するため、2026年度に打ち上げ予定の宇宙領域把握（SDA）衛星の整備に加え、更なる複数機での運用についての検討を含めた各種取組を推進する。さらに、我が国の衛星を含む宇宙システムの抗たん性を強化するため、準天頂衛星を含む複数の測位信号の受信や民間衛星等の利用を推進しつつ、衛星通信の抗たん性技術の開発実証に着手する。

諸外国との協力について、米国等と宇宙領域把握（SDA）に係る情報共有を推進するほか、高い抗たん性を有する通信波を多国間で共同使用するなどの連携強化を推進する。

宇宙領域に係る組織体制・人的基盤を強化するため、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の関係機関や米国等の同盟国・同志国との交流による人材育成を始めとした連携強化を図るほか、関係省庁間で蓄積された宇宙分野の知見等を有効に活用する仕組みを構築するなど、宇宙領域に係る人材の確保に取り組む。

（2）サイバー領域における能力

政府全体において、サイバー安全保障分野の政策が一元的に総合調整されることを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、自らのサイバーセキュリティのレベルを高めつつ、関係省庁、重要インフラ事業者及び防衛産業との連携強化に資する取組を推進することとする。

サイバー攻撃を受けている状況下において、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全し、自衛隊の任務遂行を保証できる態勢を確立するとともに、防衛産業のサイバー防衛を下支えできる態勢を構築する。

このため、最新のサイバー脅威を踏まえ、境界型セキュリティのみでネットワーク内部を安全に保ち得るという従来の発想から脱却し、もはや安全なネットワークは存在しないとの前提に立ち、サイバー領域の能力強化の取組を進める。この際、ゼロトラストの概念に基づくセキュリティ機能の導入を検討するとともに、常時継続的にリスクを管理する考え方を基礎に、情報システムの運用開始後も継続的にリスクを分析・評価し、適切に管理する「リスク管理枠組み（RMF）」を導入する。さらに、装備品システムや施設インフラシステムの防護態勢を強化するとともに、ネットワーク内部に脅威が既に侵入していることも想定し、当該脅威を早期に検知するためのサイバー・スレット・ハンティング機能を強化する。また、防衛関連企業に対するサイバーセキュリティ対策の強化を下支えするための取組を実施する。

防衛省・自衛隊のサイバーセキュリティ態勢の強化のため、陸上自衛隊通信学校を陸上自衛隊システム通信・サイバー学校に改編し、サイバー要員を育成する教育基盤を拡充する。さらに、我が国へのサイバー攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方のサイバー空間の利用を妨げる能力の構築に係る取組を強化する。

これらの取組を行う組織全体としての能力を強化するため、2027年度を目途に、自衛隊サイバー防衛隊等のサイバー関連部隊を約4,000人に拡充し、さらに、システム調達や維持運営等のサイバー関連業務に従事する隊員に対する教育を実施する。これにより、2027年度を目途に、サイバー関連部隊の要員と合わせて防衛省・自衛隊のサイバー要員を約2万人体制とし、将来的には、更なる体制拡充を目指す。

（3）電磁波領域における能力

自衛隊の通信妨害やレーダー妨害能力の強化と併せて、電磁波の探知・識別能力の強化や電磁波を用いた欺まんの手段を獲得するなど電子戦能力を向上させるとともに、レーザー等を活用した小型無人機（UAV）への対処等の電磁波の利用方法を拡大する。また、自衛隊の使用する電磁波の利用状況を適切に管理・調整する機能を強化する。

このため、通信・レーダー妨害機能を有するネットワーク電子戦システム（NEWS）の整備、脅威圏外から通信妨害等を行うスタンド・オフ電子戦機及び脅威圏内において各種電子妨害を行うスタンド・イン・ジャマー等の開発、電波探知器材の搭載による艦艇及び固定翼哨戒機の信号探知・識別能力の向上、陸上からレーダー妨害を行う対空電子戦装置の整備を行う。また、固定翼哨戒機等への電子妨害能力の付与について、試験的に検証し、必要な措置を講じる。加えて、小型無人機（UAV）に対処する車両搭載型レーザー装置の運用を開始するとともに、高出力レーザー、高出力マイクロ波（HPM）等の指向性エネルギー技術の早期装備化を図る。防衛省・自衛隊のシステムに電磁波の利用状況を把

握・管理するための機能を整備するとともに、関係省庁と緊密に連携し、自衛隊の各種活動に必要な電波利用を確保していく。

（4）陸・海・空の領域における能力

各自衛隊において、装備品等の取得及び能力向上等を加速し、領域横断作戦の基本となる陸・海・空の領域の能力を強化する。先進的な技術を積極的に活用し、各自衛隊の装備品等を着実に整備するとともに、無人アセットと連携する高度な運用能力を獲得する。

5　指揮統制・情報関連機能

（1）指揮統制機能の強化

迅速・確実な指揮統制を行うため、抗たん性のある通信、システム・ネットワーク及びデータ基盤を構築し、スタンド・オフ防衛能力及び統合防空ミサイル防衛能力を始めとする各種能力を統合的に運用するため、リアルタイムに指揮統制を行う態勢を概成するとともに、各自衛隊の一元的な指揮を可能とする指揮統制能力に関する検討を進め、必要な措置を講じる。

このため、領域横断作戦に資する情報共有機能の強化を図るため、共通基盤としてのクラウドの整備、自衛隊の指揮統制機能及び関係省庁等との連接機能を強化する中央指揮システムの換装を行う。また、陸上自衛隊の自律的な作戦遂行能力を強化する将来指揮統制システムの整備、海上自衛隊の意思決定サイクルを一層高速化する指揮統制システムの換装、航空自衛隊の指揮統制機能の抗たん性を強化する自動警戒管制システム（JADGE）の換装、指揮統制機能の機動性・柔軟性の強化、宇宙関連装備品の運用を一元的に指揮統制する宇宙作戦指揮統制システムの整備及び衛星利用の抗たん性強化を行う。さらに、それらの情報を共有するために必要な防衛情報通信基盤（DII）の強化を行う。

（2）情報収集・分析等機能の強化

我が国周辺における軍事動向等を常時継続的に情報収集し、その処理、分析、共有等を行う能力及び態勢を抜本的に強化することにより、隙のない情報収集・分析体制を構築するとともに、政策判断や部隊運用に資する情報を迅速に提供することができる態勢を確立する。加えて、米軍との情報共有態勢及び無人アセットに係る統合運用の在り方について検討し、必要な措置を講じる。

このため、我が国の防衛における情報機能の中核を担う情報本部を中心に、電波情報、画像情報、人的情報、公刊情報等の機能別能力を強化するとともに、分析官等の育成基盤の拡充や地理空間情報の活用、防衛駐在官制度の充実を始めとする情報収集・分析等に関する体制を強化する。特に、情報収集衛星・民間衛星等を活用した宇宙領域からの情報収集能力を強化するとともに、米国との連携強化や、民間衛星の利用等を始めとする各種取組によって補完しつつ、目標の探知・追尾能力の獲得を目的とした衛星コンステレーションを構築する。また、効果的な情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）の実施に必要な無人機（UAV）等を取得する。

（3）認知領域を含む情報戦等への対処

国際社会において、紛争が生起していない段階から、偽情報や戦略的な情報発信等を用いて他国の世論・意思決定に影響を及ぼすとともに、自らの意思決定への影響を局限することで、自らに有利な安全保障環境の構築を企図する情報戦に重点が置かれている状況を踏まえ、我が国として情報戦に確実に対処できる体制・態勢を構築する。

このため、情報戦対処の中核を担う情報本部において、情報収集・分析・発信に関する体制を強化する。さらに、各国等の動向に関する情報を常時継続的に収集・分析することが可能となる人工知能（AI）を活用した公開情報の自動収集・分析機能の整備、各国等による情報発信の真偽を見極めるためのSNS上の情報等を自動収集する機能の整備、情勢見積りに関する将来予測機能の整備を行う。

6　機動展開能力・国民保護

島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送するため、輸送船舶（中型級船舶（LSV）、小型級船舶（LCU）及び機動舟艇）、輸送機（C-2）、空中給油・輸送機（KC-46A等）、輸送・多用途ヘリコプター（CH-47J／JA、UH-2）等の各種輸送アセットの取得を推進する。また、海上輸送力を補完するため、車両及びコンテナの大量輸送に特化した民間資金等活用事業（PFI）船舶を確保する。

南西地域への輸送における自己完結性を高めるため、輸送車両（コンテナトレーラー）及び荷役器材（大型クレーン、大型フォークリフト等）を取得する。また、港湾規模に制約のある島嶼部への輸送の効率性を高めるため、揚陸支援システムの研究開発を進める。同時に、輸送を必要とする補給品の南西地域への備蓄により、輸送所要を軽減する取組を講じる。

また、自衛隊の機動展開や国民保護の実効性を高めるために、平素から各種アセット等の運用を適切に行えるよう、政府全体として、特に南西地域における空港・港湾等を整備・強化する施策に取り組むとともに、既存の空港・港湾等を運用基盤として使用するために必要な措置を講じる。さらに、自衛隊の機動展開のための民間船舶・航空機の利用の拡大について関係機関等との連携を深めるとともに、当該船舶・航空機に加え自衛隊の各種輸送アセットも利用した国民保護措置を計画的に行えるよう調整・協力する。その際、政府全体として、武力攻撃事態等を念頭に置いた国民

保護訓練の強化や様々な種類の避難施設の確保を行う。また、国民保護にも対応できる自衛隊の部隊の強化、予備自衛官の活用等の各種施策を推進する。

7　持続性・強靱性

（1）弾薬等の整備

12式地対艦誘導弾能力向上型等のスタンド・オフ・ミサイル、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）、能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）、長距離艦対空ミサイル（SM-6）、03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上型等の各種弾薬について、必要な数量を早期に整備する。加えて、早期かつ安定的に弾薬を量産するために、防衛産業による国内製造態勢の拡充等を後押しする。さらに、弾薬の維持整備体制の強化を図る。

また、増加する弾薬の保管所要に対応するため、火薬庫の増設及び不用弾薬の廃棄を促進する。

（2）燃料等の確保

自衛隊が行う作戦に必要な燃料所要量を早期かつ安定的に確保するため、燃料タンクの新規整備及び民間燃料タンクの借り上げを実施する。加えて、糧食・被服の必要数量を確保する。

（3）防衛装備品の可動数向上

防衛装備品の高度化・複雑化に対応しつつ、リードタイムを考慮した部品費と修理費の確保により、部品不足による非可動を解消し、2027年度までに装備品の可動数を最大化する。

このため、需給予測の精緻化を図るとともに、部隊が部品を受け取るまでの時間を短縮化するため、補給倉庫の改修を進める。可動数の増加に当たっては、限られた資源を有効に活用するため、維持整備等の部外委託を推進するなど、部外力を活用する。加えて、後方支援分野においてもデジタルトランスフォーメーション（DX）の導入を推進し、維持整備の最適化を図る。また、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う契約方式（PBL）等を含む包括契約の拡大を図る。

（4）施設整備

スタンド・オフ・ミサイルを始めとした各種弾薬の取得に連動して、必要となる火薬庫を整備する。また、火薬庫の確保に当たっては、各自衛隊の効率的な協同運用、米軍の火薬庫の共同使用、弾薬の抗たん性の確保の観点から島嶼部への分散配置を追求、促進する。

主要な装備品、司令部等を防護し、粘り強く戦う態勢を確保するため、主要司令部等の地下化・構造強化・電磁パルス（EMP）攻撃対策、戦闘機用の分散パッド、アラート格納庫のえん体化、ライフライン多重化等を実施する。あわせて、省人化を図りつつ、基地警備機能を強化する。

また、無人アセット等の新たな装備品を効率的に運用可能な施設整備を行う。

既存施設の更新に際しては、爆発物、核・生物・化学兵器、電磁波、ゲリラ攻撃等に対する防護性能を付与するものとし、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置、集約化等を実施する。

大規模災害時等における自衛隊施設の被災による機能低下を防ぐため、被害想定が甚大かつ運用上重要な駐屯地・基地等から、津波等の災害対策等を推進する。今後、気候変動に伴う各種課題へ適応・対応し、的確に任務・役割を果たしていけるよう、駐屯地・基地等の施設及びインフラの強靱化等を進める。

こうした施設整備は、関係省庁や民間の知見を活用しつつ、5年間で集中して、円滑に執行していく。

Ⅲ　自衛隊の体制等

計画の方針に基づき、各自衛隊の体制等を1から5までのとおり整備する。

1　統合運用体制

（1）各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現できる体制を構築するため、常設の統合司令部を創設する。この際、我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増していることを踏まえ、速やかに当該司令部を創設するとともに、共同の部隊を含め、各自衛隊の体制の在り方を検討する。

（2）サイバー領域における更なる能力向上のため、防衛省・自衛隊のシステム・ネットワークを常時継続的に監視するとともに、我が国へのサイバー攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊を保持する。

（3）また、南西地域への機動展開能力を向上させるため、共同の部隊として海上輸送部隊を新編する。

2　陸上自衛隊

（1）保有すべき防衛力の水準

ア　作戦基本部隊に関して、南西地域における防衛体制を強化するため、第15旅団を師団に改編するとともに、各種事態に即応し、実効的かつ機動的に抑止及び対処し得るよう、その他の8個師団、5個旅団、1個機甲師団については機動運用を基本とする。また、専門的機能を備えた空挺部隊、水陸機動部隊、空中機動部隊を機動的に運用する。

この際、良好な訓練環境を踏まえ、統合輸送能力により迅速に展開・移動させることを前提として、高い練度を維持した1個師団、2個旅団、1個機甲師団を北海道に配置する。

こうした施策の前提として、組織の最適化を徹底するとともに、中長期的な体制の在り方を検討する。

イ　スタンド・オフ防衛能力を強化するため、12式地対艦誘導弾能力向上型を装備した地対艦ミサイル部隊を保持するとともに、島嶼防衛用高速滑空弾を装備した部隊、島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）及び極超音速誘導弾を装備した長射程誘導弾部隊を新編する。

ウ　多様な経空脅威から重要拠点等を防護するため、03式中距離地対　空誘導弾（改善型）能力向上型を装備した高射特科部隊を保持する。

（2）基幹部隊の見直し等

ア　領域横断作戦能力を強化するため、対空電子戦部隊を新編するとともに、島嶼部の電子戦部隊を強化する。さらに、情報収集、攻撃機能等を保持した多用途無人航空機部隊を新編する。また、サイバー戦や電子戦との連携により、認知領域を含む情報戦において優位を確保するための部隊を新編する。

イ　持続性・強靱性を強化するため、南西地域に補給処支処を新編するとともに、補給統制本部を改編し、各補給処を一元的に運用することで後方支援体制を強化する。

ウ　スタンド・オフ防衛能力、サイバー領域等における能力の強化に必要な増員所要を確保するため、即応予備自衛官を主体とする部隊を廃止し、同部隊所属の常備自衛官を増員所要に充てる。また、即応予備自衛官については、補充要員として管理する。

3　海上自衛隊

（1）保有すべき防衛力の水準

ア　平素からの周辺海域における常時継続的かつ重層的な情報収集・警戒監視態勢の保持に資するとともに、安定した経済活動の基盤となる海上交通の安全確保、各国との安全保障協力等のための海外展開の実施等、増加する活動量に対応し得るよう、哨戒艦等の導入により増強された水上艦艇部隊を保持する。また、有事においては、我が国の領域及び周辺海域を防衛するとともに、所要の海上交通の安全を確保するため、対潜水艦戦、対水上戦、対機雷戦等の各種作戦を有効かつ持続的に遂行し得るよう、増強及び強化された護衛艦部隊、掃海艦艇部隊を保持するとともに、強化された哨戒ヘリコプター部隊を保持する。加えて、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦を整備する。

イ　平素からの周辺海域における常時継続的かつ重層的な情報収集・警戒監視態勢の保持に資するとともに、有事においては、領域横断作戦の中でも重要な水中優勢を獲得・維持し得るよう、強化された潜水艦部隊を保持する。

ウ　平素からの周辺海域における常時継続的かつ重層的な情報収集・警戒監視態勢の保持に資するとともに、有事においては、平素からの活動に加え、偵察、ターゲティング及び対潜水艦戦を始めとする各種作戦を有効かつ持続的に遂行し得るよう、強化された固定翼哨戒機部隊を保持する。

（2）基幹部隊の見直し等

ア　認知領域を含む情報戦への対応能力を強化し、迅速な意思決定が可能な態勢を整備するため、所要の研究開発を実施するとともに、情報、サイバー、通信、気象海洋等といった機能・能力を有する部隊を整理・集約し、総合的に情報戦を遂行するため、体制の在り方を検討した上で海上自衛隊情報戦基幹部隊を新編する。

イ　重層的な警戒監視態勢を構築するとともに水中及び海上優勢の確保や人的資源の損耗を低減させるため、各種無人アセット（滞空型無人機（UAV）、既存艦艇の活用を含む無人水上航走体（USV）、無人水中航走体（UUV）等）を導入するとともに、無人機部隊を新編する。

ウ　統合運用体制の下、高い迅速性と活動量を求められる部隊運用を持続的に遂行可能な体制を構築するため、基幹部隊の体制の見直し等に着手し、所要の改編等を実施する。

エ　統合任務部隊を運用し得る自衛艦隊等の司令部の継戦能力を向上させるとともに、部隊運用の持続性・強靱性を確保するためのロジスティクスに係る態勢の見直し等に着手し、必要な措置を講じる。

オ　護衛艦（DDG・DD・FFM）等に12式地対艦誘導弾能力向上型等のスタンド・オフ・ミサイルを搭載する。

カ　上記のオに加え、水中優勢獲得のための能力強化として、潜水艦（SS）に垂直ミサイル発射システム（VLS）を搭載し、スタンド・オフ・ミサイルを搭載可能とする垂直発射型ミサイル搭載潜水艦の取得を目指し開発する。

キ　就役から相当年数が経過し、拡張性等に限界がある艦艇等の早期除籍等を図り、省人化した護衛艦（FFM）等を早期に増勢する。加えて、分散機動運用等の多様な作戦を可能にするため、防空中枢艦を増勢するとともに、護衛艦（DDG・DD・FFM）の防空能力、電子戦能力等の能力を向上させる。さらに、機雷戦能力を強化するため、掃海用無人アセットを管制する掃海艦艇を増勢するとともに、洋上における後方支援能力強化のため、補給艦を増勢する。また、有事における航空攻撃への対処等のため、戦闘機（F-35B）の

運用が可能となるよう、護衛艦（「いずも」型）の改修を推進する。

ク　能力向上した固定翼哨戒機（P-1）及び哨戒ヘリコプター（SH-60K（能力向上型））の整備を進めるとともに、固定翼哨戒機の電子戦、対艦攻撃等の能力を向上させる。

4　航空自衛隊

（1）保有すべき防衛力の水準

ア　太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域を常時継続的に警戒監視するとともに、我が国に飛来する弾道ミサイルに加え、極超音速滑空兵器（HGV）等の新たな経空脅威を探知・追尾し得る固定式警戒管制レーダーを備えた警戒管制部隊のほか、いわゆるグレーゾーン事態等の情勢緊迫時において、より広域で長期間にわたり我が国周辺の空域における警戒監視・管制を有効に行うため、増強された警戒航空部隊から構成される航空警戒管制部隊を保持する。

イ　戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行うため、質・量ともに大幅に洗練・増強された戦闘機部隊を保持する。また、戦闘機部隊等が我が国周辺空域等で高烈度化する各種航空作戦において粘り強く戦闘を継続するため、増強された空中給油・輸送部隊及び航空救難部隊を保持する。

ウ　部隊等の機動展開、国際平和協力活動等を効果的に実施するため、増強された航空輸送部隊を保持する。

エ　重要地域の防空を実施する上で陸上自衛隊の地対空誘導弾部隊と連携するとともに、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護する際に終末段階で対処する機能を備え、多様化・複雑化する経空脅威に対応するため、増強された高射部隊を保持する。

オ　宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙領域把握（SDA）能力を増強した宇宙領域専門部隊を保持する。

カ　我が国から比較的離れた地域での情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施するため、無人機部隊を保持する。

（2）基幹部隊の見直し等

ア　我が国の航空戦力の質・量を更に洗練・強化するため、近代化改修に適さない戦闘機（F-15）について、戦闘機（F-35A及びF-35B）への代替ペースを加速させる。また、近代化改修を行った戦闘機（F-15）について、電子戦能力の向上、スタンド・オフ・ミサイルの搭載、搭載ミサイル数の増加等の能力向上を引き続き行う。さらに、戦闘機（F-2）については、スタンド・オフ防衛能力の強化の観点から、12式地対艦誘導弾能力向上型の搭載能力等を付与するため、計2個飛行隊分の能力向上事業を推進する。加えて、航空戦力の量的強化を更に進めるため、2027年度までに必要な検討を実施し、必要な措置を講じる。この際、無人機（UAV）の活用可能性について調査を行う。

イ　次期戦闘機について、戦闘機（F-2）の退役が見込まれる2035年度までに、将来にわたって航空優勢を確保・維持することが可能な戦闘機を配備できるよう、改修の自由や同盟国との相互運用性を確保しつつ、英国及びイタリアと次期戦闘機の共同開発を推進する。この際、戦闘機そのものに加え、無人機（UAV）等を含むシステムについても、国際協力を視野に開発に取り組む。

ウ　さらに、戦闘機（F-35）や次期戦闘機といった最先端の戦闘機のパイロットの効率的な育成のため、地上教育及び練習機による飛行訓練を教育システムとして一体化することも含め、あるべき教育体系について検討の上、必要な措置を講じる。

エ　粘り強く戦闘を継続するため、各所に機動分散運用を実施し得るよう、展開基盤の迅速な整備等を行う体制を構築する。また、航空戦力を我が国への侵攻正面に柔軟に集中・指向し得るよう、航空戦力の運用の在り方について必要な検討を行う。

オ　高烈度な航空作戦にも対応し、また、粘り強く戦闘を継続する観点から、空中給油機能を強化するため、空中給油・輸送機（KC-46A等）を増勢するとともに、救難機（UH-60J）を更新する。また、太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空態勢を強化するため、太平洋側の島嶼部等への移動式警戒管制レーダー等の整備を推進するとともに、早期警戒機（E-2D）を増勢する。陸上部隊等の迅速な機動展開等を実施するため、輸送機（C-2）を整備する。

カ　スタンド・オフ・ミサイルの運用能力を向上させるため、相手の脅威圏内において目標情報を継続的に収集し得る無人機（UAV）を導入するほか、部隊の任務遂行に必要な情報機能の強化のため、空自作戦情報基幹部隊を新編する。

キ　多様化・複雑化する経空脅威に対応するため、地対空誘導弾ペトリオット・システム等の能力向上を引き続き進める。

ク　宇宙作戦能力を強化するため、宇宙領域把握（SDA）態勢の整備を着実に推進し、将官を指揮官とする宇宙領域専門部隊を新編するとともに、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする。

5　組織定員の最適化

2027年度末の常備自衛官定数については、2022年度末の水準を目途とし、陸上自衛隊、海上自衛隊及び

航空自衛隊それぞれの常備自衛官定数は組織定員の最適化を図るため、適宜見直しを実施することとする。また、統合運用体制の強化に必要な定数を各自衛隊から振り替えるとともに、海上自衛隊及び航空自衛隊の増員所要に対応するため、必要な定数を陸上自衛隊から振り替える。このため、おおむね2,000名の陸上自衛隊の常備自衛官定数を共同の部隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にそれぞれ振り替える。

なお、2027年度末までは、自衛官の定数の総計を増やさず、所要の施策を講じることで、必要な人員を確保する。

Ⅳ　日米同盟の強化

1　日米防衛協力の強化

日米共同の統合的な抑止力を一層強化するため、平素からの連携を図る態勢を構築するとともに、宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦に係る協力、相互運用性を高めるための取組、我が国による反撃能力の行使に係る協力、防空、対水上戦・潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）、アセットや施設の防護、後方支援等における連携を推進する。また、より高度かつ実践的な演習・訓練を通じて同盟の即応性や相互運用性を始めとする対処力の向上を図る。

力による一方的な現状変更やその試み、更には各種事態の生起を抑止するため、日米共同による、事態に応じて柔軟に選択される抑止措置（FDO）、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）等を拡大・深化させるとともに、平素から、日米双方の施設等の共同使用の増加、訓練等を通じた日米の部隊の双方の施設等への展開等を進める。また、日米間の調整機能を一層強化するとともに、日米同盟を中核とした同志国等との運用面における緊密な調整を実現する。

あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化するため、日米間の情報共有を促進するための情報保全及びサイバーセキュリティに係る取組を強化するとともに、先端技術に関する共同分析や共同研究、装備品の共同開発・生産、相互互換性の向上、各種ネットワークの共有及び強化、米国製装備品の国内における生産・整備能力の拡充、サプライチェーンの強化に係る取組等、装備・技術協力を一層強化する。

2　在日米軍の駐留を支えるための施策の着実な実施

在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるだけでなく、日米同盟の抑止力・対処力を強化していく観点から、「同盟強靱化予算」を始めとする在日米軍の駐留に関連する経費を安定的に確保する。

Ⅴ　同志国等との連携

我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することは、我が国の防衛の根幹に関わり、また、我が国の防衛そのものに資する極めて重要かつ不可欠な取組であるとの認識の下、自由で開かれたインド太平洋というビジョンも踏まえつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流を一層推進する。特に、国家防衛戦略に示す同志国等との連携の方針を踏まえ、ハイレベル交流、政策対話、軍種間交流、連絡官等の人的交流に加え、自衛隊と各国軍隊との相互運用性の向上や我が国のプレゼンスの強化等を目的として、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、戦略的寄港・寄航、共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、国際平和協力活動等といった具体的な取組を各軍種の特性に応じ適切に組み合わせて、戦略的に実施する。

こうした防衛協力・交流の意義を踏まえ、より相互に連携し、具体的かつ踏み込んだ取組を行うべく、業務要領の改善、体制の整備、処遇を含む制度の見直しや秘匿回線を含む各国とのホットラインの整備といった基盤の整備等を進めるとともに、部隊運用に際して、防衛協力・交流に関する所要を一層反映していく。また、防衛協力・交流に係る取組を実施するに当たっては、関係省庁との連携、諸外国や非政府組織、民間部門等との連携を図るとともに、取組について戦略的に発信する。その際、特に以下を重視する。

1　共同訓練・演習

防衛協力・交流としての意義も十分に踏まえつつ、ロジスティクス協力を含む二国間・多国間の共同訓練・演習を積極的に推進する。これにより、望ましい安全保障環境の創出に向けた我が国の意思と能力を示すとともに、各国との相互運用性の向上や他国との関係強化等を図る。

2　装備・技術協力

装備品に関する協力は、構想から退役まで半世紀以上に及ぶ取組であることを踏まえ、防衛装備の海外移転や国際共同開発を含む、装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る。特に、防衛協力・交流、訓練・演習、能力構築支援等の他の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。その際、就役から相当年数が経過し、拡張性等に限界がある装備品の早期用途廃止、早期除籍等の活用による同志国への移転を検討する。

3　能力構築支援

インド太平洋地域の各国軍隊等に対し、能力構築支援の取組を一層強化し、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出を目指すとともに、支援対象国との関係強化も推進する。その際、外交政策との調整を十分図るほか、米国、オーストラリア等の同盟国・同志国等とも緊密に連携することで、最大の効果が得られるように努める。東南アジア諸国等に対するものに加え、太平洋島嶼国に対する能力構築支援を拡充する。

Ⅵ　防衛力を支える要素

1　訓練・演習

各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習に加え、オーストラリア、インド、欧州・東南アジア諸国等との二国間、多国間の訓練・演習についても計画的かつ目に見える形で実施し、力による一方的な現状変更やその試みは認められないとの意思と能力を示していく。その際、事態に応じて柔軟に選択される抑止措置（FDO）としての訓練・演習等の充実強化を図るとともに、円滑化協定（RAA）の整備等を踏まえ、海外の良好な訓練環境を活かした訓練内容の充実や新たな訓練の実施を図る。

また、有事において、部隊等の能力を最大限発揮するため、北海道を始めとする国内の演習場等を整備し、その活用を拡大するとともに、国内において必要な訓練基盤の整備・充実を着実に進める。米軍施設・区域の自衛隊による共同使用や民間の空港、港湾施設等の利用拡大を図るとともに、南西地域の島嶼部等に部隊を迅速に展開するための訓練を強化し、島嶼部における外部からの武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃に適切に対応するため、警察、海上保安庁、消防、地方公共団体等との共同訓練、国民保護訓練等を強化する。

こうした訓練を拡大していくためには、関係する地方公共団体や地元住民の理解や協力を得る必要があるため、訓練の安全確保に万全を期しつつ、北海道を始めとする国内の演習場等を含め、訓練基盤の周辺環境への配慮をしていく。

2　海上保安庁との連携・協力の強化

あらゆる事態に適切に対応するため、海上保安庁との連携・協力を一層強化する。このため、海上保安庁との情報共有・連携体制を深化するとともに、武力攻撃事態時における防衛大臣による海上保安庁の統制要領の作成や共同訓練の実施を含め、各種の対応要領や訓練の充実を図る。

3　地域コミュニティーとの連携

自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢に応じた調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業についても、我が国の防衛への協力促進という観点も踏まえ、引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防等の関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティーの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

4　政策立案機能の強化等

自衛隊が能力を十分に発揮し、厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、宇宙・サイバー・電磁波領域を含め、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要とされており、その機能を抜本的に強化していく。この際、有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置する。また、自衛隊の将来の「戦い方」とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携を強化しつつ、戦略的な観点から総合的に検討・推進する態勢を強化する。さらに、こうした取組を推進し、政策の企画立案を支援するため、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化する。

また、国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関等への講師派遣、公開シンポジウムの充実等を通じ、安全保障教育の推進に寄与するほか、安全保障に係る研究成果等への国民のアクセスが向上するよう効率的かつ信頼性の高い情報発信に努めるとともに、多様化が進むソーシャルネットワークの一層の活用や、外国語によるものも含む情報発信の能力を高める各種施策を推進する。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究・教育機能を一層強化するため、国内外の研究・教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携を拡充する。

Ⅶ　国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組

1　大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、統合運用を基本としつつ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、無人機（UAV）（狭域用）汎用型、ヘリコプター衛星通信システム、人命救助システム及び非常用電源の整備を始めとする対処態勢を強化するための措置を講じる。

また、関係省庁、地方公共団体及び民間部門と緊密に連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策定、被災時の代替機能、展開基盤の確保等の各種施策を推進する。

さらに、原子力発電所が多数立地する地域等におい

て、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の確保等について検討の上、必要な措置を講じる。

2　海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用に関する取組

開かれ安定した海洋及び既存の国際的なルールに基づく空の利用は、海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で開かれたインド太平洋というビジョンも踏まえ、海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有等の様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港・寄航等の取組を推進する。これにより、海洋秩序及び既存の国際的なルールに基づく空の利用の安定のための我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示す。

3　国際平和協力活動等

国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治的・経済的関係等を総合的に勘案しながら、引き続き推進する。特に、これまでに蓄積した経験をいかしつつ、安全保障環境の改善に寄与するため、現地ミッション司令部等への要員派遣、国連三角パートナーシッププログラム（TPP）等の国連PKOに係る能力構築支援、国連本部等への幕僚派遣等を積極的に推進する。また、国際情勢の不安定化を踏まえ在外邦人等の保護措置及び輸送に係るものを含め、国際的な活動に係る体制を強化するため、中央即応連隊及び国際活動教育隊の一体化による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊を新編する。

国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係省庁や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける自衛隊員以外への教育を拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。

なお、ジブチにおいて海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、中東・アフリカ地域における在外邦人等の保護措置及び輸送等に際する活用を含め地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用のため、老朽化した設備の更新や施設の整備を推進する。

Ⅷ　早期装備化のための新たな取組

スタンド・オフ防衛能力、海洋アセット、ソフトキル、無人アセット防衛能力、人工知能（AI）、次世代情報通信、宇宙、デジタルトランスフォーメーション（DX）、高出力エネルギー、情報戦といった分野のほか、自衛隊の現在及び将来の戦い方に直結し得る分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性の高いものについて、防衛関連企業等から提案を受けて、又は、スタートアップ企業や国内の研究機関等の技術を活用することにより、民生先端技術の取り込みも図りながら、着実に早期装備化を実現する。そのため、早期装備化の障害となり得る防衛省内の業務上の手続、契約方式等を柔軟に見直すほか、運用実証・評価・改善等の集中的な反復を通じて、5年以内に装備化し、おおむね10年以内に本格運用するための枠組みを新設する。

Ⅸ　いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

1　防衛生産基盤の強化

我が国の防衛産業は装備品のライフサイクルの各段階を担っており、装備品と防衛産業は一体不可分であり、防衛生産・技術基盤はいわば防衛力そのものと位置付けられるものである。

企業にとって、防衛事業は高度な要求性能や保全措置への対応に多大な経営資源の投入を必要とする一方で、収益性は調達制度上の水準より低く、現状では、販路が自衛隊に限られ成長が期待されないなど産業としての魅力が乏しいこと、サプライチェーン上のリスクやサイバー攻撃といった様々なリスクが顕在化しているなど、多様な課題を抱えている。

これらの課題に対応するため、各企業の防衛事業に対する品質管理、コスト管理、納期管理等を評価して企業のコストや利益を適正に算定する方式を導入し、防衛産業の魅力化を図る。また、企画提案方式等、企業の予見可能性を図りつつ、国内基盤を維持・強化する観点を一層重視した装備品の取得方式を採用していく。有償援助（FMS）調達する装備品についても、国内企業の参画を促進するための取組を行うとともに、合理化・効率化に努める。

様々なリスクへの対応や防衛生産基盤の維持・強化のため、製造等設備の高度化、サイバーセキュリティ強化、サプライチェーン強靱化、事業承継といった企業の取組に対し、適切な財政措置、金融支援等を行う。

サプライチェーンリスクを把握するため、サプライチェーン調査を実施する。新規参入を促進することでサプライチェーン強靱化と民生先端技術の取り込みを図る。さらに、同盟国・同志国等の防衛当局と協力してサプライチェーンの相互補完を目指す。これにより、安定的な調達に資するサプライチェーンの強靱化を行っていく。

サイバー攻撃を含む諸外国の情報活動等からの情報保護は、防衛生産及び国際装備・技術協力の前提であり、防衛産業サイバーセキュリティ基準の防衛産業における着実な実施、防衛産業保全マニュアルを策定・適用するための施策を講じるとともに、産業保全制度の強化を行う。また、特許出願非公開制度等の経済安全保障施策と連携した機微技術管理を実施する。

2　防衛技術基盤の強化

将来の戦い方に必要な研究開発事業を特定し、装備品の取得までの全体像を整理することにより、研究開

発プロセスにおける各種取組による早期装備化を実現する。将来の戦い方を実現するための装備品を統合運用の観点から体系的に整理した統合装備体系も踏まえ、将来の戦い方に直結する以下（1）から（6）までの装備・技術分野に集中的に投資を行うとともに、従来装備品の能力向上等も含めた研究開発プロセスの効率化や新しい手法の導入により、研究開発に要する期間を短縮し、早期装備化につなげていく。その際、成果の見込みが低い研究開発については、速やかに事業廃止する仕組みを構築する。

将来にわたって技術的優越を確保し、他国に先駆け、先進的な能力を実現するため、民生先端技術を幅広く取り込む研究開発や海外技術を活用するための国際共同研究開発を含む技術協力を追求及び実施するとともに、防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的に投資し、早期の技術獲得を目指す。その際、関係省庁におけるプロジェクトとの連携、その成果の積極活用を進める。

以上を踏まえ、政策部門、運用部門及び技術部門が一体となった体制で、将来の戦い方の検討と先端技術の活用に係る施策を推進する。

我が国の科学技術力を結集する観点から、防衛省が重視する技術分野や研究開発の見通しを戦略的に発信し、企業等の予見可能性を高める。加えて、防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を抜本的に強化するため、防衛装備庁の研究開発関連組織のスクラップ・アンド・ビルドにより、2024年度以降に新たな研究機関を防衛装備庁に創設するほか、研究開発体制の充実・強化を実行する。さらに、先端技術に関する取組を効果的に実施する観点から、国内の研究機関のほか、米国・オーストラリア・英国といった同盟国・同志国との技術協力を強力に推進する。

開発段階から装備移転を見越した装備品の開発や、自衛隊独自仕様の見直しを推進する。装備品の開発に当たっては、量産段階・維持整備段階のコスト低減を考慮する。また、弾薬や車両等の従来技術について、その生産・技術基盤を維持するための措置を講じる。

（1）スタンド・オフ防衛能力

我が国に侵攻してくる艦艇、上陸部隊等に対して、脅威圏の外から対処する能力を獲得する。

ア　12式地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型・艦艇発射型・航空機発射型）について開発を継続し、地上発射型については2025年度まで、艦艇発射型については2026年度まで、航空機発射型については2028年度までの開発完了を目指す。

イ　高い隠密性を有して行動できる潜水艦から発射可能な潜水艦発射型スタンド・オフ防衛能力の構築を進める。

ウ　高高度・高速滑空飛しょうし、地上目標に命中する島嶼防衛用高速滑空弾の研究を継続し、早期装備型について2025年度までの事業完了を目指すとともに、本土等のより遠方から、島嶼部に侵攻する相手部隊等を撃破するための島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）を開発する。

エ　極超音速の速度域で飛行することにより迎撃を困難にする極超音速誘導弾について、研究を推進し2031年度までの事業完了を目指すとともに、派生型の開発についても検討する。

オ　長射程化、低レーダー反射断面積（RCS）化、高機動化を図りつつ、モジュール化による多機能性を有した島嶼防衛用新対艦誘導弾を研究する。

（2）極超音速滑空兵器（HGV）等対処能力

既存装備品での探知や迎撃が困難である極超音速滑空兵器（HGV）等に対処するための技術を獲得する。

ア　巡航ミサイル等に加えて、極超音速滑空兵器（HGV）や弾道ミサイル対処を可能とする03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上型を開発する。

イ　極超音速で高高度を高い機動性を有しながら飛しょうする極超音速滑空兵器（HGV）に対処する、極超音速滑空兵器（HGV）対処用誘導弾システムの調査及び研究を実施する。

（3）ドローン・スウォーム攻撃等対処能力

脅威が急速に高まっているドローン・スウォームの経空脅威に対して、経済的かつ効果的に対処するための技術を獲得し、早期装備化を目指す。

ア　小型無人機（UAV）等の経空脅威を迎撃する高出力レーザーの各種研究を継続する。

イ　高出力マイクロ波（HPM）を照射して小型無人機（UAV）等を無力化する技術の研究を継続する。

（4）無人アセット

防衛装備品の無人化・省人化を推進するため、既存の装備体系・人員配置を見直しつつ、無人水中航走体（UUV）等に係る技術を獲得する。

ア　管制型試験無人水中航走体（UUV）から被管制用無人水中航走体（UUV）を管制する技術等の研究を実施し、水中領域における作戦機能を強化する。

イ　有人車両から複数の無人戦闘車両（UGV）をコントロールする運用支援技術や自律的な走行技術等に関する研究を実施する。

ウ　水上艦艇の更なる省人化・無人化を実現するため、無人水上航走体（USV）に関する技術等の研究を継続する。

（5）次期戦闘機に関する取組

ア　次期戦闘機の英国及びイタリアとの共同開発を着実に推進し、2035年度までの開発完了を目指す。次期戦闘機等の有人機と連携する戦闘支援無

人機（UAV）についても研究開発を推進する。

イ　これらの研究開発に際しては、我が国主導を実現すべく、数に勝る敵に有効に対処できる能力を保持することを前提に、将来にわたって適時適切な能力向上が可能となる改修の自由や高い即応性等を実現する国内生産・技術基盤を確保するものとする。

（6）その他抑止力・対処力の強化

ア　各種経空脅威への対処能力向上のための将来レールガンに関する研　究を継続する。

イ　脅威となるレーダー等の電波器材に誤情報を付与して複数の脅威が存在すると誤認させる欺まん装置技術に関する研究を実施する。

ウ　複雑かつ高速に推移する戦闘様相に対して、人工知能（AI）により行動方針を分析し、指揮官の意思決定を支援する技術を装備品に反映するための研究を行う。

エ　情報収集能力等を向上した多用機（EP-3）の後継機となる次期電子情報収集機について必要な検討を実施の上、研究開発を進める。

オ　警戒監視中の艦艇等から迅速に機雷を敷設するため、小型かつ遠隔から管制が可能な新型小型機雷を開発する。

カ　極超音速誘導弾の要素研究の成果を活用した極超音速地対空誘導弾の研究開発に着手する。

3　防衛装備移転の推進

防衛装備移転については、同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻を抑止するための外交・防衛政策の戦略的な手段となるのみならず、防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的である。このため、政府が主導し、官民の一層の連携の下に装備品の適切な海外移転を推進するとともに、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行っていく。

4　各種措置と制度整備の推進

以上のような政策を実施するため、必要な予算措置等、これに必要な法整備、及び政府系金融機関等の活用による政策性の高い事業への資金供給を行うとともに、その執行状況を不断に検証し、必要に応じて制度を見直していく。

X　防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

1　人的基盤の強化

防衛力の抜本的強化のためには、これまで以上に個々の自衛隊員に知識・技能・経験が求められていること、また、領域横断作戦、情報戦等に確実に対処し得る素養を身に着けた隊員を育成する必要があることに留意しつつ、必要な自衛官及び事務官等を確保し、更に必要な制度の検討を行うなど、人的基盤を強化していく。その一環として、研究開発事業に係る職員を確保し、技能等の能力を向上させる。この際、特にサイバー領域等を含む分野については、教育体制の強化や民間人材の活用を図る。

このため、育児、出産及び介護といったライフイベントを迎える中でも、全ての自衛隊員が能力を発揮できる環境を整備するとともに、自衛隊員へのリスキリングを含め、採用から始まるライフサイクル全般に着目した施策を総合的に講じる。

（1）採用の取組強化

少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で優秀な人材を安定的に確保するため、採用広報のデジタル化・オンライン化等を含めた多様な募集施策を推進するとともに、地方協力本部の体制強化や地方公共団体及び関係機関等との連携を強化する。

また、任期制自衛官の魅力を向上する観点から、自衛官候補生の在り方の見直し、任期満了後の再就職、大学への進学等に対する支援の充実を図る。さらに、少子高学歴化を踏まえ、非任期制自衛官の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進する。この際、貸費学生制度の拡充を通じ、有為な人材の早期確保を図る。

さらに、サイバー領域等で活躍が見込まれる専門的な知識・技能を有する人材を取り込むため、柔軟な採用・登用が可能となる新たな自衛官制度を構築するほか、自衛隊を退職した者を含む民間の人材を活用するために必要な施策を講じる。

（2）予備自衛官等の活用

作戦環境の変化や自衛隊の任務が多様化する中で、予備自衛官等が常備自衛官を効果的に補完するため、充足率の向上のみならず、予備自衛官等に係る制度を抜本的に見直し、体制強化を図る。このため、即応予備自衛官及び予備自衛官が果たすべき役割を再整理した上で、自衛官未経験者からの採用の拡大や、年齢制限、訓練期間等について現行制度の見直しを行う。

（3）人材の有効活用

女性隊員の採用や、意欲・能力・適性に応じた登用を引き続き積極的に行うとともに、女性の活躍を支える教育基盤の整備や、女性自衛官の増勢を見据えた隊舎・艦艇等における女性用区画の計画的な整備を行う。

また、知識・技能・経験等を豊富に備えた人材の一層の活用を図るため、精強性にも配慮しつつ、自衛官の定年年齢の引上げを行うとともに、再任用自衛官が従事できる業務を大幅に拡大し、再任用による退職自衛官の活用を強力に推進する。

中途退職者の抑制は急務であり、効果的な施策の検討の資とするため、中途退職に関する自衛隊員の意識等の調査を実施する。任務や勤務環境の特殊性

も踏まえ、必要となる施策については不断に検討し、講じていく。

（4）生活・勤務環境の改善等

ハラスメントは、自衛隊員相互の信頼関係を失墜させ組織の根幹を揺るがす決してあってはならないものであるとの認識の下、ハラスメント防止に係る有識者会議における検討結果等を踏まえた新たな対策を確立し、全ての自衛隊員に徹底させる。さらに、時代に即した対策が講じられるよう、その見直しを継続的に行い、ハラスメントを一切許容しない組織環境とする。

また、部隊の新編・改編や即応性を確保するために必要な宿舎の着実な整備を進めるほか、隊舎・宿舎の近代化や予防保全を含む計画的な老朽化及び耐震化のための対策を講じる。さらに、生活・勤務用備品の所要数整備や確実な老朽更新、また、日用品等の所要数の確実な確保といった隊員の生活・勤務環境の改善を図る。この際、艦艇のように特殊な環境であっても働きやすい環境となるよう留意する。これらの施策により自衛隊員の士気向上を図る。

家庭との両立を支援する制度の整備・普及を始めとするワークライフバランス確保の取組を進めるとともに、隊員のニーズを踏まえた託児施設の整備、緊急登庁時におけるこどもの一時預かり等の施策を推進する。また、地方公共団体や関係団体等と連携した家族支援施策を拡充する。

（5）人材の育成

より高度な領域横断作戦における統合運用に資する人材確保のため、統合幕僚学校や各自衛隊の幹部学校等における統合教育を強化する。各自衛隊、防衛大学校及び防衛研究所においては、部隊の中核となり得る優秀な人材の確保・輩出のため、サイバー領域等を含む教育・研究の内容及び体制を強化する。また、陸上自衛隊高等工科学校については各自衛隊の共同化及び男女共学化を実施する。

さらに、各自衛隊の相互補完を一層推進するため、教育課程の共通化を図るとともに、先端技術を活用し、効果的かつ効率的な教育・研究を推進する。加えて、一元的な教育の実施及び教育効果の向上のため、海上自衛隊第1術科学校及び第2術科学校を統合するほか、いわゆる第5世代戦闘機操縦者養成等のための飛行教育・練成訓練環境の最適化等に資する初等練習機（T-7）・中等練習機（T-4）後継機及び関連するシステムの整備等を実施する。

（6）処遇の向上及び再就職支援

自衛隊員の超過勤務の実態調査等を通じ、任務や勤務環境の特殊性を踏まえた給与・手当とし、特に艦艇やレーダーサイト等で厳しい任務に従事する隊員を引き続き適正に処遇するとともに、反撃能力を始めとする新たな任務の増加を踏まえた隊員の処遇の向上を図る。諸外国の軍人の給与制度等を調査し、今後の自衛官の給与等の在り方について検討する。自衛官として長年にわたり任務に精励した功績にふさわしい栄典・礼遇に関する施策を進める。

また、若年定年制又は任期制の下にある自衛官の退職後の生活基盤の確保は国の責務であることを踏まえ、退職予定自衛官に対する進路指導体制や職業訓練機会等を充実させるとともに、地方公共団体、関係機関及び民間企業等との連携を強化するなど、再就職支援の一層の充実・強化を図る。

2　衛生機能の変革

各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得るよう、各自衛隊で共通する衛生機能等を一元化して統合衛生運用を推進するとともに、防衛医科大学校も含めた自衛隊衛生の総力を結集できる態勢を構築し、戦傷医療対処能力向上の抜本的改革を推進する。

有事において、危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救うため、第一線から後送先までのシームレスな医療・後送態勢を確立することが必要である。このため、応急的な措置を講じる第一線、戦傷者を後送先病院まで輸送する各自衛隊の各種アセットを有効に利用した後送間救護、最終後送先となる病院それぞれの機能を強化していく必要がある。

まず、第一線救護については、実際に第一線で活動を行う衛生隊員に准看護師及び救急救命士の資格取得を推進するとともに、これらの養成基盤の更なる強化を図る。また、第一線救護に引き続いて実施する緊急外科手術に関して、新たに統合の教育課程を新設し、計画的な要員の育成を図る。さらに、艦艇での洋上外科手術についても上記課程修了者に必要な教育訓練を実施し洋上医療の強化を図る。

航空後送間救護については、新たに航空後送間救護のための訓練装置を導入し、傷病者搬送時の救護能力向上のための教育訓練環境を整備する。これらの教育訓練の実施に当たっては、各自衛隊間での共通化、統合化を推進し、共通の知識・技能の向上を図る。

南西地域における衛生機能の強化に当たっては、自衛隊那覇病院の機能及び抗たん性を拡充することが有効と考えられることから、同病院の病床の増加、診療科の増設、地下化等の機能強化を図る。その他の後送先となる自衛隊病院についても、建替え等の機会を捉え、同様の機能強化を図る。

衛生機能については、各自衛隊で共通する機能が多いことから、衛生資器材の整備について、各自衛隊間の相互運用性を考慮して共通化を推進する。また、医療・後送に際して必要となる各自衛隊員の医療情報を自衛隊病院等において陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊の隊員の区別なくタイムリーに取得できるよう、隊員の身体歴情報を電子化し、各隊員の医療情報

を速やかに検索・閲覧できる態勢を整える。

戦傷医療における死亡の多くは爆傷、銃創等による失血死であり、これを防ぐためには輸血に使用する血液製剤の確保が極めて重要であることから、自衛隊において血液製剤を自律的に確保・備蓄する態勢の構築について検討する。また、血液製剤と並び戦傷医療において重要な医療用酸素の確保のため、酸素濃縮装置等についても整備を行う。

さらに、防衛医科大学校においては、近年の医療技術等の進展が著しい中、戦傷医療対処能力向上を始めとした教育研究の強化を進めるとともに、臨床の現場となる防衛医科大学校病院については、医官及び看護官への高度な医療教育や自衛隊の衛生隊員の技能向上を図るほか、戦傷者の受け入れに対応するため、運営の抜本的改革を図るとともに、病院の建替え等の機会を捉え、機能強化を図る。また、それを補完するものとして、医官及び看護官の部外研修についてもその確保に努める。

Ⅺ　最適化の取組

1　装備品

陸上自衛隊については、航空体制の最適化のため、一部を除き師団・旅団の飛行隊を廃止し、各方面隊にヘリコプター機能を集約するとともに、対戦車・戦闘ヘリコプター（AH）及び観測ヘリコプター（OH）の機能を多用途／攻撃用無人機（UAV）及び偵察用無人機（UAV）等に移管し、今後、用途廃止を進める。その際、既存ヘリコプターの武装化等により最低限必要な機能を保持する。

海上自衛隊については、広域での洋上監視能力強化のため、滞空型無人機（UAV）を取得することに伴い、固定翼哨戒機（P-1）の取得数を一部見直す。護衛艦（「いずも」型）への戦闘機（F-35B）の搭載等、艦載所要の見直しにより、哨戒ヘリコプター（SH-60K（能力向上型））の取得数を一部見直す。多用機（U-36A）の用途廃止を進める。

航空自衛隊については、保有機種の最適化のため、救難捜索機（U-125A）等の用途廃止を進める。

更なる装備品の効果的・効率的な取得の取組として、長期契約の適用拡大による装備品の計画的・安定的な取得を通じてコスト低減を図り、企業の予見可能性を向上させ効率的な生産を促すことに加え、他国を含む装備品の需給状況を考慮した調達、コスト上昇の要因となる自衛隊独自仕様の絞り込み等により、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性を高める。

2　人員

統合運用体制強化に必要な定数を各自衛隊から振り替えるとともに、海上自衛隊及び航空自衛隊の増員所要に対応するために必要な定数を陸上自衛隊から振り替える。このため、陸上自衛隊の常備自衛官定数のおおむね2,000名を共同の部隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に振り替え、自衛隊の組織定員の最適化を図る。

また、自衛官の定数の総計を増やさず、既存部隊の見直しや民間委託等の部外力の活用を進める。

Ⅻ　整備規模

この計画の下で抜本的に強化される防衛力の5年後とおおむね10年後の達成目標は、別表1のとおりとする。

前記Ⅱ及びⅢに示す装備品のうち、主要なものの具体的な整備規模は、別表2のとおりとする。

また、おおむね10年後における各自衛隊の主要な編成定数、装備等の具体的規模については、別表3のとおりとする。

ⅩⅢ　所要経費等

1　2023年度から2027年度までの5年間における本計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、43兆円程度とする。

2　本計画期間の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、以下の措置を別途とることを前提として、40兆5,000億円程度（2027年度は、8兆9,000億円程度）とする。

（1）自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（1兆6,000億円程度）。

（2）一般会計の決算剰余金が6の想定よりも増加した場合にこれを活用すること（9,000億円程度）。

なお、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得等の装備調達の最適化、その他の収入の確保等を行うこととし、上記剰余金が増加しない場合にあっては、この取組を通じて実質的な財源確保を図る。

各年度の予算編成においては、情勢の変化等の不測の事態にも対応できるよう配意するとともに、別表2に示す装備品の整備を含め、各事業の進捗状況、実効性、実現可能性を精査し、必要に応じてその見直しを柔軟に行う。

3　この計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、43兆5,000億円程度（維持整備等の事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く）とし、各年度において後年度負担についても適切に管理することとする。

4　本計画期間中、2023年度から2027年度までの5年間において、装備品の取得・維持整備、施設整備、研究開発、システム整備等を集中的に実施するため、その後の整備計画においては、これを適正に勘案した内容とし、2027年度の水準を基に安定的かつ持続可能な防衛力整備を進めるものとする。

5　この計画については、中長期的な防衛と財政の見通しを踏まえつつ、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、防衛力強化の裏付けとなる経済力・財政基盤の状況等の内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

6　2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとする。

Ⅻ　留意事項

沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及び沖縄に関する特別行動委員会（SACO）関連事業については、着実に実施する。

別表1　抜本的に強化された防衛力の目標と達成時期

分　野	2027年度までの5年間（※）	おおむね10年後まで
	我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等からの支援を受けつつ、これを阻止・排除し得る防衛力を構築	左記防衛構想をより確実にするための更なる努力（より早期・遠方で侵攻を阻止・排除し得る防衛力を構築）
スタンド・オフ防衛能力	●スタンド・オフ・ミサイルを実践的に運用する能力を獲得	●より先進的なスタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を獲得 ●必要かつ十分な数量を確保
統合防空ミサイル防衛能力	●極超音速兵器に対処する能力を強化 ●小型無人機（UAV）に対処する能力を強化	●広域防空能力を強化 ●より効率的・効果的な無人機（UAV）対処能力を強化
無人アセット防衛能力	●無人機（UAV）の活用を拡大し、実践的に運用する能力を強化	●無人アセットの複数同時制御能力等を強化
領域横断作戦能力	●宇宙領域把握（SDA）能力、サイバーセキュリティ能力、電磁波能力等を強化 ●領域横断作戦の基本となる陸・海・空の領域の能力を強化	●宇宙作戦能力を更に強化 ●自衛隊以外の組織へのサイバーセキュリティ支援を強化 ●無人機と連携する陸海空能力を強化
指揮統制・情報関連機能	●ネットワークの抗たん性を強化しつつ、人工知能（AI）等を活用した意思決定を迅速化 ●認知領域の対応も含め、戦略・戦術の両面で情報を取得・分析する能力を強化	●人工知能（AI）等を活用し、情報収集・分析能力を強化しつつ、常時継続的な情報収集・共有体制を強化
機動展開能力・国民保護	●自衛隊の輸送アセットの強化、PFI船舶の活用等により、輸送・補給能力を強化（部隊展開・国民保護）	●輸送能力を更に強化 ●補給拠点の改善等により、輸送・補給を迅速化
持続性・強靱性	●弾薬・誘導弾の数量を増加 ●整備中以外の装備品が最大限可動する体制を確保 ●有事に備え、主要な防衛施設を強靱化 ●保管に必要な火薬庫等を確保	●弾薬・誘導弾の適正在庫を維持・確保 ●可動率を維持 ●防衛施設を更に強靱化 ●弾薬所要に見合った火薬庫等を更に確保
防衛生産・技術基盤	●サプライチェーンの強靱化対策等により、強力な防衛生産基盤を確立 ●将来の戦い方に直結する装備分野に集中投資するとともに、研究開発期間を大幅に短縮し、早期装備化を実現	●革新的な装備品を実現し得る強力な防衛生産基盤を維持 ●将来における技術的優位を確保すべく、技術獲得を追求
人的基盤	●募集能力強化や新たな自衛官制度の構築等により、民間を含む幅広い層から優秀な人材を必要数確保 ●教育・研究を強化（サイバー等の新領域、統合、衛生） ●隊舎・宿舎の老朽化や備品不足を解消し、生活・勤務環境及び処遇を改善	●募集対象者人口の減少の中でも、専門的な知識・技能を持つ人材を含め、必要な人材を継続的・安定的に確保 ●教育・研究を更に強化 ●全ての隊員が高い士気を持ちながら個々の能力を発揮できる組織環境を醸成

※　現有装備品を最大限活用するため、弾薬確保や可動率向上、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、スタンド・オフ防衛能力や無人アセット防衛能力等、将来の防衛力の中核となる分野の抜本的強化に重点。

別表2

区　分	種　類	整備規模
(1) スタンド・オフ防衛能力	12式地対艦誘導弾能力向上型 (地上発射型、艦艇発射型、航空機発射型) 島嶼防衛用高速滑空弾 極超音速誘導弾 トマホーク	地上発射型 11個中隊 — — —
(2) 統合防空ミサイル防衛能力	03式中距離地対空誘導弾(改善型)能力向上型 イージス・システム搭載艦 早期警戒機(E-2D) 弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル (SM-3ブロックⅡA) 能力向上型迎撃ミサイル(PAC-3MSE) 長距離艦対空ミサイルSM-6	14個中隊 2隻 5機 — — —
(3) 無人アセット防衛能力	各種UAV USV UGV UUV	— — — —
(4) 領域横断作戦能力	護衛艦 潜水艦 哨戒艦 固定翼哨戒機(P-1) 戦闘機(F-35A) 戦闘機(F-35B) 戦闘機(F-15)の能力向上 スタンド・オフ電子戦機 ネットワーク電子戦システム(NEWS)	12隻 5隻 10隻 19機 40機 25機 54機 1機 2式
(5) 指揮統制・情報関連機能	電波情報収集機(RC-2)	3機
(6) 機動展開能力・国民保護	輸送船舶 輸送機(C-2) 空中給油・輸送機(KC-46A等)	8隻 6機 13機

別表3（おおむね10年後）

区　分	将来体制		
共同の部隊	サイバー防衛部隊 海上輸送部隊		1個防衛隊 1個輸送群
陸上自衛隊	常備自衛官定数		149,000人
	基幹部隊	作戦基本部隊	9個師団 5個旅団 1個機甲師団
		空挺部隊 水陸機動部隊 空中機動部隊	1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		スタンド・オフ・ミサイル部隊	7個地対艦ミサイル連隊
			2個島嶼防衛用高速滑空弾大隊
			2個長射程誘導弾部隊
		地対空誘導弾部隊	8個高射特科群
		電子戦部隊（うち対空電子戦部隊）	1個電子作戦隊 （1個対空電子戦部隊）
		無人機部隊	1個多用途無人航空機部隊
		情報戦部隊	1個部隊
海上自衛隊	基幹部隊	水上艦艇部隊（護衛艦部隊・掃海艦艇部隊） 潜水艦部隊 哨戒機部隊（うち固定翼哨戒機部隊） 無人機部隊 情報戦部隊	6個群（21個隊） 6個潜水隊 9個航空隊（4個隊） 2個隊 1個部隊
	主要装備	護衛艦（うちイージス・システム搭載護衛艦） イージス・システム搭載艦 哨戒艦 潜水艦 作戦用航空機	54隻（10隻） 2隻 12隻 22隻 約170機
航空自衛隊	主要部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 空中給油・輸送部隊 航空輸送部隊 地対空誘導弾部隊 宇宙領域専門部隊 無人機部隊 作戦情報部隊	4個航空警戒管制団 1個警戒航空団（3個飛行隊） 13個飛行隊 2個飛行隊 3個飛行隊 4個高射群（24個高射隊） 1個隊 1個飛行隊 1個隊
	主要装備	作戦用航空機（うち戦闘機）	約430機（約320機）

注1：上記、陸上自衛隊の15個師・旅団のうち、14個師・旅団は機動運用を基本とする。
注2：戦闘機部隊及び戦闘機数については、航空戦力の量的強化を更に進めるため、2027年度までに必要な検討を実施し、必要な措置を講じる。
この際、無人機（UAV）の活用可能性について調査を行う。

資料4　国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

（平成26年7月1日　国家安全保障会議決定
閣　議　決　定）

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない。

一方、日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとって行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性に基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

1　武力攻撃に至らない侵害への対処

（1）我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

（2）具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取組を一層強化することとする。

（3）このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合（武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。）の対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないよう、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。

（4）さらに、我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が国の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法第95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参

考にしつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。

2　国際社会の平和と安定への一層の貢献

（1）いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

ア　いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。例えば、国際の平和及び安全が脅かされ、国際社会が国際連合安全保障理事会決議に基づいて一致団結して対応するようなときに、我が国が当該決議に基づき正当な「武力の行使」を行う他国軍隊に対してこうした支援活動を行うことが必要な場合がある。一方、憲法第9条との関係で、我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

イ　こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、我が国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の平和及び安全の確保の観点からも極めて重要である。

ウ　政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。

（ア）我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

（イ）　仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

（2）国際的な平和協力活動に伴う武器使用

ア　我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去20年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

イ　我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。また、自国領域内に所在する外国人の保護は、国際法上、当該領域国の義務であるが、多くの日本人が海外で活躍し、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の受入れ同意がある場合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応できるようにする必要がある。

ウ　以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

（ア）国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされており、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。このことは、過去20年以上にわたる

我が国の国際連合平和維持活動等の経験からも裏付けられる。近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め、任務の遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。

（イ）自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということを意味する。

（ウ）受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。

（エ）なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

3　憲法第9条の下で許容される自衛の措置

（1）我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

（2）憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

（3）これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

（4）我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

（5）また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際し

ては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

4　今後の国内法整備の進め方

これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行うこととする。こうした手続を含めて、実際に自衛隊が活動を実施できるようにするためには、根拠となる国内法が必要となる。政府として、以上述べた基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始することとし、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、国会における御審議を頂くこととする。

資料５　主要な陸上装備（火器・装甲車など）の保有数

（2024.3.31現在）

種　類	拳銃・小銃	迫撃砲	機動戦闘車	装甲車	軽装甲機動車	水陸両用車	地対艦誘導弾
保有概数	約158,500丁	約1,200門	約180両	約970両	約1,800両	約50両	６個地対艦ミサイル連隊

（注）戦車・火砲については、効率化・合理化の徹底により、令和５年度末にそれぞれ約300両／約300門の体制を完成。

資料6　主要航空機の保有数・性能諸元

（2024.3.31 現在）

所属	形式	機　種	用　途	保有数（機）	最大速度（ノット）	乗員（人）	全長（m）	全幅（m）	エンジン
陸上自衛隊	固定翼	LR-2	連絡偵察	8	300	2（8）	14.2	17.7	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH-1S	対戦車	40	120	2	13.6	3.6	ターボシャフト、単発
		OH-1	観測	37	140	2	12.0	3.3	ターボシャフト、双発
		UH-1J	多用途	106	110	2（11）	12.7	2.8	ターボシャフト、単発
		UH-2	多用途	9	130	2（11）	13.1	2.9	ターボシャフト、双発
		CH-47J／JA	輸送	49	150／140	3（55）	15.9	3.8／4.8	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	39	150	2（12）	15.6	5.5	ターボシャフト、双発
		AH-64D	戦闘	12	150	2	15.0	5.7	ターボシャフト、双発
	ティルト・ローター機	V-22	輸送	14	280	3（24）	17.5	15.5	ターボシャフト、双発
海上自衛隊	固定翼	P-1	哨戒	34	450	11	38.0	35.4	ターボファン、4発
		P-3C	哨戒	32	400	11	35.6	30.4	ターボプロップ、4発
		US-2	救難	7	320	11	33.3	33.2	ターボプロップ、4発
	回転翼	SH-60J	哨戒	7	150	4	15.3	4.4	ターボシャフト、双発
		SH-60K	哨戒	73	140	4	15.9	4.4	ターボシャフト、双発
		SH-60L	哨戒	2	140	4	15.9	4.4	ターボシャフト、双発
		MCH-101	掃海・輸送	10	150	4	19.5	5.1	ターボシャフト、3発
航空自衛隊	固定翼	F-15J／DJ	戦闘	200	2.5マッハ	1／2	19.4	13.1	ターボファン、双発
		F-2A／B	戦闘	91	2マッハ	1／2	15.5	11.1	ターボファン、単発
		F-35A	戦闘	38	1.6マッハ	1	15.6	10.7	ターボファン、単発
		C-1	輸送	4	0.76マッハ	5（60）	29.0	30.6	ターボファン、双発
		C-2	輸送	16	0.82マッハ	2〜5（110）	43.9	44.4	ターボファン、双発
		C-130H	輸送	13	320	6（92）	29.8	40.4	ターボプロップ、4発
		KC-767	空中給油・輸送	4	0.84マッハ	4〜8（200）	48.5	47.6	ターボファン、双発
		KC-46A	空中給油・輸送	4	0.86マッハ	3〜14（104）	50.4	47.6	ターボファン、双発
		KC-130H	空中給油・輸送	3	320	6（92）	29.8	40.4	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	10	320	5	17.6	24.6	ターボプロップ、双発
		E-2D	早期警戒	5	350	5	17.6	24.6	ターボプロップ、双発
		E-767	早期警戒管制	4	450	20	48.5	47.6	ターボファン、双発
		RQ-4B	偵察	3	310	0	14.5	39.9	ターボファン、単発
	回転翼	CH-47J	輸送	15	160	5（48）	15.9	4.8	ターボシャフト、双発
		UH-60J	救難	38	140	5	15.7	5.4	ターボシャフト、双発

（注）1　保有数は、2024.3.31 現在の国有財産台帳数値である。
2　乗員の項で（　）内の数値は、輸送人員を示す。
3　回転翼機およびティルト・ローター機の全長、全幅はローター径を含まない数値である。
4　最大速度は概数である。

資料7　主要艦艇の就役数

（2024.3.31 現在）

区　分	護衛艦	潜水艦	機雷艦艇	哨戒艦艇	輸送艦艇	補助艦艇
数（隻）	50	22	20	6	10	30
基準排水量（千トン）	278	63	21	1	28	133

（注）数字は四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

資料8 防衛関係費（当初予算）の推移

（単位：億円、%）

区分／年度	GNP・GDP（当初見通し）（A）	一般会計歳出（B）	対前年度伸び率	一般歳出（C）	対前年度伸び率	防衛関係費（D）	対前年度伸び率	防衛関係費の対GNP・GDP比（D／A）	防衛関係費の対一般会計歳出比（D／B）	防衛関係費の対一般歳出比（D／C）
昭30（1955）	75,590	9,915	△0.8	8,107	△2.8	1,349	△3.3	1.78	13.61	16.6
40（1965）	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50（1975）	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60（1985）	3,146,000	524,996	3.7	325,854	△0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平7（1995）	4,928,000	709,871	△2.9	421,417	3.1	47,236	0.9	0.959	6.65	11.2
17（2005）	5,115,000	821,829	0.1	472,829	△0.7	48,301	△1.0	0.944	5.88	10.2
						48,564	△1.0	0.949	5.91	10.3
25（2013）	4,877,000	926,115	2.5	539,774	5.3	46,804	0.8	0.960	5.05	8.67
						47,538	0.8	0.975	5.13	8.81
26（2014）	5,004,000	958,823	3.5	564,697	4.6	47,838	2.2	0.956	4.99	8.47
						48,848	2.8	0.976	5.09	8.65
27（2015）	5,049,000	963,420	0.5	573,555	1.6	48,221	0.8	0.955	5.01	8.41
						49,801	2.0	0.986	5.17	8.68
28（2016）	5,188,000	967,218	0.4	578,286	0.8	48,607	0.8	0.937	5.03	8.41
						50,541	1.5	0.974	5.23	8.74
29（2017）	5,535,000	974,547	0.8	583,591	0.9	48,996	0.8	0.885	5.03	8.40
						51,251	1.4	0.926	5.26	8.78
30（2018）	5,643,000	977,128	0.3	588,958	0.9	49,388	0.8	0.875	5.05	8.39
						51,911	1.3	0.920	5.31	8.81
令元（2019）	5,661,000	994,291（1,014,571）	3.8	599,359（619,639）	5.2	50,070	1.4	0.884	5.04	8.35
						52,574	1.3	0.929	5.18	8.48
2（2020）	5,702,000	1,008,791（1,026,580）	1.2	617,184（634,972）	2.5	50,688	1.2	0.889	5.02	8.21
						53,133	1.1	0.932	5.18	8.37
3（2021）	5,595,000	1,066,097	3.8	669,020	5.4	51,235	1.1	0.916	4.81	7.66
						53,422	0.5	0.955	5.01	7.99
4（2022）	5,646,000	1,075,964	0.9	673,746	0.7	51,788	1.1	0.917	4.81	7.69
						54,005	1.1	0.957	5.02	8.02
5（2023）	5,719,000	1,143,812	6.3	727,317	8.0	66,001	27.4	1.154	5.77	9.07
						68,219	26.3	1.193	5.96	9.38
6（2024）	6,153,000	1,125,717	△1.6	677,764	△6.8	77,249	17.0	1.255	6.86	11.40
						79,496	16.5	1.292	7.06	11.73

（注）1　平成17年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費（平成17（2005）年度：263億円、平成26（2014）年度：120億円、平成27（2015）年度：46億円、平成28（2016）年度：28億円、平成29（2017）年度：28億円、平成30（2018）年度：51億円、令和元（2019）年度：256億円、令和2（2020）年度：138億円、令和3（2021）年度：144億円、令和4（2022）年度：137億円、令和5（2023）年度：115億円、令和6（2024）年度：116億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（平成26（2014）年度：890億円、平成27（2015）年度：1,426億円、平成28（2016）年度：1,766億円、平成29（2017）年度：2,011億円、平成30（2018）年度：2,161億円、令和元（2019）年度：1,679億円、令和2（2020）年度：1,799億円、令和3（2021）年度：2,044億円、令和4（2022）年度：2080億円、令和5（2023）年度：2103億円、令和6（2024）年度：2130億円）、新たな政府専用機導入に伴う経費（平成27（2015）年度：108億円、平成28（2016）年度：140億円、平成29（2020）年度：216億円、平成30（2018）年度：312億円、令和元（2019）年度：62億円、令和2（2020）年度：0.3億円、令和3（2021）年度：0.3億円、令和4（2022）年度：0.08億円）及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策にかかる経費（令和元（2019）年度：508億円、令和2（2020）年度：508億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

2　令和元年度及び令和2年度の一般会計歳出及び一般歳出における下段（　）書きは、臨時・特別の措置を含んだものである。

3　デジタル庁に係る経費として、令和3（2021）年度予算額には187億円、令和4（2022）年度予算額には318億円、令和5（2023）年度予算額には339億円、令和6（2024）年度予算額には324億円を含む。

資料９　各国国防費の推移

国名＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024
日本 （億円）	50,070 52,574 1.4% 1.3%	50,688 53,133 1.2% 1.1%	51,235 53,422 1.1% 0.5%	51,788 54,005 1.1% 1.1%	66,001 68,219 27.4% 26.3%	77,249 79,496 17.0% 16.5%
米国 （百万ドル）	653,690 8.9%	690,363 5.6%	717,577 3.9%	726,458 1.3%	775,874 6.1%	859,539 10.8%
中国 （億元）	11,899 7.5%	12,680 6.6%	13,553 6.8%	14,505 7.1%	15,537 7.2%	16,655 7.2%
ロシア （億ルーブル）	29,974 6.0%	31,688 5.7%	35,761 12.9%	46,787 30.8%	64,067 36.9%	107,754 68.2%
韓国 （億ウォン）	466,971 8.2%	501,527 7.4%	528,401 5.4%	546,112 3.4%	570,143 4.4%	594,244 4.2%
オーストラリア （百万豪ドル）	38,562 6.4%	42,612 10.5%	44,568 4.6%	47,979 7.7%	51,028 6.4%	53,400 4.6%
英国 （百万ポンド）	38,800 2.6%	41,400 6.7%	46,000 11.1%	48,200 4.8%	50,900 5.6%	51,700 1.6%
フランス （百万ユーロ）	44,400 4.0%	46,000 3.6%	47,700 3.7%	49,600 4.0%	53,100 7.1%	56,700 7.1%
ドイツ （百万ユーロ）	43,228 12.2%	45,053 4.2%	46,930 4.2%	50,495 7.6%	58,526 15.9%	71,752 22.6%

（注）１　各国予算書、国防白書などを基に作成。
２　％表示は、対前年度伸び率。
３　日本については、上段は、SACO関係経費（2018年度：51億円、2019年度：256億円、2020年度：138億円、2021年度：144億円、2022年度：137億円、2023年度：115億円、2024年度：116億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（2018年度：2,161億円、2019年度：1,679億円、2020年度：1,799億円、21年度：2,044億円、2022年度：2,080億円、2023年度：2,103億円、2024年度：2,130億円）、新たな政府専用機導入に伴う経費（2018年度：312億円、2019年度：62億円、2020年度：0.3億円、2021年度：0.3億円、2022年度：0.1億円）および防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策にかかる経費（2019年度：508億円、2020年度：508億円）を除いたもの、下段はそれらを含んだ当初予算である。
４　米国については、Historical Tablesによる国防省予算支出額。2024年度の数値は推定額。
５　中国については、国防費は全人代財政報告における当初予算額を記載（基本的に中央本級支出（中央財政支出の一部）における国防費のみ公表。）対前年度伸び率については、中央本級支出における国防費を比較して算出。伸び率の数値は中国公表値を含む。
６　ロシアについては、ロシア連邦財務省及びロシア連邦国庫公表資料における2019-2023年度の執行額及び2024年度の予算額。
７　韓国については、国防部HPによる予算額。
８　オーストラリアについては、豪国防省公表「Defence Portfolio Budget Statements」における予算額。
９　英国については、財務省公表による予算案。
10　フランスについては、フランス軍事省公表「Projet de loi de finances 」における予算額。（年金関連費含む。）
11　ドイツについては、ドイツ連邦予算法による予算額。2022年、2023年、2024年については、連邦軍特別基金を含む。

資料10 自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限など

区　分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
防衛出動 ［自衛隊法 第76条］	①　我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合 ②　我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合	①　命令権者：内閣総理大臣 ②　国会の承認：必要（原則として事前承認） ③　閣議決定：必要	○　我が国を防衛するため必要な武力の行使等 ○　海上保安庁の統制（武力攻撃事態におけるものに限る）
防御施設構築の措置 ［自衛隊法 第77条の２］	事態が緊迫し防衛出動命令（武力攻撃事態におけるものに限る）が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域（展開予定地域）があるとき	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後） ③　閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認）	○　展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築 【武器の使用】 ○　防御施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
防衛出動下令前の 行動関連措置 ［自衛隊法第77条の3 及び米軍等行動関連措置法］	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	①　命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供）防衛大臣 ②　国会の承認：（物品提供）不要、（役務提供）必要（対処基本方針の閣議決定後） ③　閣議決定：（物品提供）不要（役務提供）必要（内閣総理大臣の承認）	○　米軍等行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 ○　行動関連措置としての役務の提供 【武器の使用】 ○　行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国民保護等派遣 ［自衛隊法 第77条の４］	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は事態対策本部長（又は緊急対処事態対策本部長）から同法の規定による求めがあったとき	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④　その他：都道府県知事の要請又は事態対策本部長（内閣総理大臣）の求め	○　国民保護法に規定する避難住民の誘導に関する措置、応急措置、交通の規制等 ○　警察官職務執行法の一部準用（避難、犯罪の予防・制止、立入等。警察官がその場にいない場合に限る。） ○　海上保安庁法の一部準用（協力要請等） 【武器の使用】 ○　国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第７条を準用する。
命令による治安出動 ［自衛隊法 第78条］	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	①　命令権者：内閣総理大臣 ②　国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議） ③　閣議決定：必要	○　警察官職務執行法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止等） ○　海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） ○　海上保安庁の統制 【武器の使用】 ○　治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第７条を準用する。 ○　治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について、準用する警察官職務執行法第７条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人等が暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合において、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合等の武器の使用を規定。

区　分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
治安出動下令前に行う情報収集 ［自衛隊法第79条の2］	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃等の武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④　その他：防衛大臣と国家公安委員会と協議	【武器の使用】 ○　治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
要請による治安出動 ［自衛隊法第81条］	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	①　命令権者：内閣総理大臣 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：必要 ④　その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	○　警察官職務執行法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止等） ○　海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） 【武器の使用】 ○　治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○　治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人等が暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合において、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合等の武器の使用を規定。
自衛隊の施設等の警護出動 ［自衛隊法第81条の2］	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	①　命令権者：内閣総理大臣 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：必要 ④　その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安委員会とが協議	○　警察官職務執行法の一部準用（質問、避難、立入（以上は警察官がその場にいない場合のみ）、犯罪の予防・制止） 【武器の使用】 ○　警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○　警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
海上における警備行動 ［自衛隊法第82条］	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認）	○　海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） 【武器の使用】 ○　海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○　海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用する。
海賊対処行動 ［自衛隊法第82条の2及び海賊対処法］	海賊行為に対処するため特別の必要がある場合	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：不要（海賊対処行動を総理が承認したとき及び海賊対処行動が終了したとき、国会報告） ③　閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④　その他：防衛大臣が対処要項を内閣総理大臣に提出	○　海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） 【武器の使用】 ○　海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○　現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で武器を使用できる。
弾道ミサイル等に対する破壊措置 ［自衛隊法第82条の3］	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：不要（措置がとられたときの事後報告） ③　閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④　その他：緊急の場合に備え、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる。	【武器の使用】 ○　我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用できる。

区　分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
災害派遣 ［自衛隊法 第83条］	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合等	①　命令権者：防衛大臣又はその指定する者 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：不要 ④　その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く。）	○　警察官職務執行法の一部準用（避難、立入等。警察官がその場にいない場合に限る。） ○　海上保安庁法の一部準用（協力要請） ○　災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保等。市町村長、警察官等がその場にいない場合に限る。）
領空侵犯に対する措置 ［自衛隊法 第84条］	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反して我が国の領域の上空に侵入したとき	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：不要	○　領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため必要な措置（警告、誘導、武器使用等）
機雷等の除去 ［自衛隊法 第84条の2］	—	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：不要	○　海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
在外邦人等の保護措置 ［自衛隊法 第84条の3］	外国における緊急事態	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④　その他：外務大臣から生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の保護措置の依頼があった場合、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ戦闘行為が行われることがないと認められること、保護措置を行うことについて当該外国の同意があること等	【武器の使用】 ○　在外邦人等の保護措置の職務に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、①自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命・身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
在外邦人等の輸送 ［自衛隊法 第84条の4］	外国における災害、騒乱その他の緊急事態	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：不要 ④　その他：外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があった場合	【武器の使用】 ○　在外邦人等の輸送に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又は輸送対象者その他職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
後方支援活動等 ［自衛隊法第84条の5 重要影響事態安全確保法 及び船舶検査活動法］	我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	①　命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供、捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ②　国会の承認：必要（原則として措置の実施前） ③　閣議決定：必要（対応措置を実施すること及び基本計画の案並びに基本計画に従い定められた実施要項につき内閣総理大臣の承認）	【武器の使用】 ○　後方支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって米軍等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 ○　船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

区　分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
協力支援活動等 ［自衛隊法第84条の5 国際平和支援法 及び船舶検査活動法］	国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに関し、国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合	①　命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供、捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ②　国会の承認：必要（例外なき事前承認） ③　閣議決定：必要（対応措置を実施すること及び基本計画の案並びに基本計画に従い定められた実施要項につき内閣総理大臣の承認）	【武器の使用】 ○　協力支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって諸外国の軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 ○　船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国際緊急援助活動 ［自衛隊法第84条の5 及び国際緊急援助隊法］	海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合	①　命令権者：防衛大臣 ②　国会の承認：不要 ③　閣議決定：不要 ④　その他：被災国政府等より国際緊急援助隊派遣の要請及び外務大臣との協議	―
国際平和協力活動 ［自衛隊法第84条の5 及び国際平和協力法］	国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動	①　命令権者：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）（個人派遣される自衛官） 防衛大臣（部隊派遣される自衛官） ②　国会の承認：（自衛隊の部隊等がいわゆる本体業務及び安全確保業務を行う場合）必要（原則事前承認）、（いわゆる本体業務及び安全確保業務以外）不要 ③　閣議決定：必要（国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案） ④　その他：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）の要請	【武器の使用】 ○　国際平和協力業務について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②宿営する宿営地であって国際平和協力業務に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、③いわゆる「安全確保業務」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又は他人の生命・身体・財産を防護し、又はその業務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、④いわゆる「駆け付け警護」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

資料11 自衛隊法第95条の2の運用に関する指針

（平成28年12月22日　国家安全保障会議決定）

1　趣旨

この運用指針は、自衛隊法第95条の2（以下「本条」という。）の基本的な考え方及び本条の運用に際しての内閣の関与等について定めるものである。

防衛大臣は、本条の運用に際しては、法令に定めるもののほか、この運用指針によるものとする。

2　本条の基本的な考え方

（1）本条の趣旨

本条は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（以下「合衆国軍隊等」という。）の部隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるものである。

本条第1項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定することにより、同項の警護が合衆国軍隊等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展することもないようにしている。

このような武器の使用は、憲法第9条で禁止された「武力の行使」には当たらない。

なお、本条における「その他の外国」については、これらの国の部隊は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事する部隊であることから、防衛分野において我が国と緊密な協力関係にある外国に限られる。

（2）我が国の防衛に資する活動

本条における「我が国の防衛に資する活動」に当たり得る活動については、個別具体的に判断するが、主に以下の活動が考えられる。

ア　弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動

イ　我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給等の活動

ウ　我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練

（3）警護の実施の判断

合衆国軍隊等から警護の要請があった場合には、防衛大臣は、当該合衆国軍隊等の部隊が自衛隊と連携して従事する活動が「我が国の防衛に資する活動」に該当するか及び自衛官が警護を行うことが必要かについて、当該活動の目的・内容、当該部隊の能力、要請に係る当該部隊の武器等の種類、戦闘行為が行われるおそれを含む周囲の情勢等を踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮した上で主体的に判断する。

3　内閣の関与

（1）国家安全保障会議での審議

本条第2項の規定による合衆国軍隊等からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、次の場合には、国家安全保障会議で審議するものとする。ただし、緊急の要請に際しそのいとまがない場合には、防衛大臣は、速やかに、警護の実施の判断について国家安全保障会議に報告するものとする。

ア　当該合衆国軍隊等から、初めて警護の要請があった場合

イ　第三国の領域における警護の要請があった場合（第三国の領域における本条に係る警護については、その活動について当該第三国の同意がある場合に限り実施するものとする。）

ウ　その他特に重要であると認められる警護の要請があった場合

このほか、重要影響事態（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号。以下「重要影響事態安全確保法」という。）第1条に規定する重要影響事態をいう。）における警護の実施が必要と認める場合は、内閣総理大臣は、その旨基本計画（重要影響事態安全確保法第4条第1項に規定する基本計画をいう。）に明記し、国家安全保障会議で審議の上、閣議の決定を求めるものとする。

（2）国家安全保障会議幹事会での審議

本条第2項の規定による合衆国軍隊等からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、次の場合には、国家安全保障会議幹事会で審議するものとする。ただし、緊急の要請に際しそのいとまがない場合には、防衛省は、速やかに、警護の実施の判断について国家安全保障会議幹事会に報告するものとする。

これらの審議又は報告がなされた件については、国家安全保障会議に報告するものとする。

ア　警護対象となる合衆国軍隊等の部隊が行う「我が国の防衛に資する活動」について、過去に同様の活動を行う当該合衆国軍隊等の部隊の武器等の警護を実施した実績がない場合

イ　その他重要であると認められる警護の要請があった場合

（3）関係省庁との連携

防衛省は、本条の運用に関し、合衆国軍隊等から警護の要請があった場合における内閣官房国家安全保障局との情報の共有を含め、関係省庁と緊密に連携するものとする。

4　国家安全保障会議への報告及び情報の公開

（1）国家安全保障会議への報告

防衛大臣は、毎年、前年に実施した警護の結果について、国家安全保障会議に報告するものとする。

（2）情報の公開

本条の運用の状況については、次のア及びイに規定するもののほか、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として適切に情報の公開を図ることとする。

ア　防衛大臣は、本条の運用に際し、自衛隊又は合衆国軍隊等の部隊に具体的な侵害が発生した場合等、本条による警護の実施中に特異な事象が発生した場合には、速やかに公表すること。

イ　内閣総理大臣は、3（1）の基本計画を公表すること。

資料12　国際平和協力活動関連法の概要比較

項　目	国際平和支援法	国際平和協力法	国際緊急援助隊法	旧イラク人道復興支援特措法（2009年7月31日失効）	旧補給支援特措法（2010年1月15日失効）
目　的	○　国際社会の平和及び安全の確保に資すること	○　国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	○　国際協力の推進に寄与すること	○　国家の速やかな再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○　イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること	○　国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与 ○　わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること
自衛隊法の規　定	○　84条の5（6章）に規定	○　84条の5（6章）に規定	○　84条の5（6章）に規定	○　自衛隊法附則に規定	○　自衛隊法附則に規定
主要な活動	○　協力支援活動（注1） ○　捜索救助活動（注1） ○　船舶検査活動（注3）	○　国連平和維持活動 ○　国際連携平和安全活動 ○　人道的な国際救援活動 ○　国際的な選挙監視活動 ○　上記活動のための物資協力	○　救助活動 ○　医療活動（防疫活動を含む） ○　災害応急対策及び災害復旧のための活動 ○　上記活動を行う人員又は機材・物資輸送	○　人道復興支援活動 ○　安全確保支援活動	○　補給支援活動
活動地域	○　わが国領域 ○　外国の領域（当該外国等の同意が必要） ○　公海及びその上空	○　わが国以外の領域（公海を含む。）（紛争当事者間の停戦合意及び受入れ国の同意が必要）	○海外の地域、特に開発途上にある海外の地域	○　わが国領域 ○　外国の領域（当該外国等の同意が必要）（注2） ○　公海およびその上空（注2）	○　わが国領域 ○　外国（インド洋沿岸国などに限る）の領域（当該外国の同意が必要）（注2） ○　公海（インド洋などに限る）およびその上空（注2）
国会承認	○　例外なき事前承認	○　自衛隊の部隊等がいわゆる停戦監視業務や安全確保業務を行う場合に限り、原則として、事前に国会付議（注4）	なし	○　自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議（注4）	（注5）
国会報告	○　基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○　実施計画の内容などについて遅滞なく報告	なし	○　基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○　実施計画の内容などについて遅滞なく報告

（注）1　現に戦闘が行われていない現場に限る。
2　現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。
3　外国による船舶検査活動に相当する活動と明確に区別された海域において行う。
4　国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。
5　法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の領域を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めるまで必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

資料13 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について

（令和元年12月27日　国家安全保障会議決定
閣議決定
令和2年12月11日
一部変更
令和3年12月24日
一部変更
令和4年11月1日
一部変更）

中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源である中東地域において、日本関係船舶（日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船のほか、我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又は我が国の積荷を輸送している外国籍船であって我が国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。以下同じ。）の航行の安全を確保することは非常に重要である。

中東地域において高い緊張状態が継続する中、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、令和元年6月には日本関係船舶の被害も発生している。このような状況に鑑み、各国は、同地域において艦船、航空機などを活用した航行の安全確保に取り組んでいる。米国は、海洋安全保障イニシアティブの下、英国等と共に、艦船等による活動を行っており、フランスも、欧州諸国のイニシアティブに取り組んでおり、アラブ首長国連邦に司令部を設置した。このほか、インドや韓国も艦船による活動を独自に行っている。このように、国際社会において、多様な手段で船舶の航行の安全のための情報を収集し、あるいは安全確保に万全を期すという取組が行われている状況にある。

以上の点に鑑み、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため、我が国独自の取組として、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底並びに情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について、政府一体となった総合的な施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議決定を行い、下記により対応する。

記

1．更なる外交努力

我が国は、米国と同盟関係にあり、同時にイランと長年良好な関係を維持するなど、中東の安定に関係する各国と良好な関係を築いている。これを活かし、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向け、関係国に対する様々なレベルでの働きかけを含む更なる外交努力を行う。また、船舶の安全な航行に大きな役割を有する沿岸諸国に対し、航行安全確保のための働きかけを引き続き実施する。中東地域における自衛隊の活動については、これまでも地域の関係国の理解を得るよう努めてきているが、下記3. における自衛隊の情報収集活動について、地域の関係国の理解を得られるよう努力を継続する。

2．航行安全対策の徹底

関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策を徹底する。具体的には、下記3. の自衛隊による情報収集活動で得られた情報及び関係省庁が得た情報の共有を含めた政府内及び政府と関係業界との間の連携体制を構築する。また、船舶の航行安全に影響を及ぼし得る情報に基づき、関係業界に対する迅速な情報提供及び適時の警戒要請を行うとともに、関係業界による航行上の措置の実施などの自主的な安全対策の徹底を促す。

3．自衛隊による情報収集活動

中東地域においては、日本関係船舶の防護の実施を直ちに要する状況にはないものの、中東地域で高い緊張状態が継続している状況を踏まえると、日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集態勢を強化することが必要である。そのため、我が国から中東地域までの距離、この地域における活動実績及び情報収集に際して行う各国部隊・機関との連携の重要性を勘案し、自衛隊による情報収集活動を行うこととする。

この自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものであり、これは、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応として以下（4）に定める自衛隊法（昭和29 年法律第165 号）第82 条に規定する海上における警備行動（以下「海上警備行動」という。）に関し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法（昭和29 年法律第164 号）第4条第1項第18 号の規定に基づき実施する。

基本的な実施方針は以下のとおりであり、その詳細は、防衛大臣の命令に定めることとする。

（1）収集する情報

下記（3）に示す海域において、船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報の収集を行う。

（2）装備

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号。以下「海賊対処法」という。）第7条第1項の規定による海賊対処行動に現に従事する自衛隊の部隊の護衛艦及び固定翼哨戒機Ｐ－3Cを活用する。

（3）活動の地理的範囲

（2）の護衛艦及び固定翼哨戒機による情報収集活動の地理的範囲は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域を含む。）とする。護衛艦が補給等を行う場合には、当該三海域に面する港に寄港するものとする。

（4）不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応

不測の事態が発生するなど状況が変化する場合には、関係省庁は連携して状況の把握に努め、相互に緊

密かつ迅速に情報共有するとともに、政府全体としての対応を強化する。その上で、当該状況への対応として、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、自衛隊法第82 条の規定に基づき、海上警備行動を発令して対応する。当該発令に際しては、迅速な意思決定に努めることとする。

海上警備行動に際してとり得る措置は、旗国主義の原則をはじめとする国際法を踏まえ、保護対象船舶が日本籍船か外国籍船かの別、侵害の態様といった個別具体的な状況に応じて対応することとなる。

（5）自衛隊の部隊の安全確保

情報収集活動の実施に当たっては、活動海域の情勢に係る十分な情報収集、安全確保に必要な機材の搭載、事前の適切な教育訓練等を通じ、自衛隊の部隊の安全の確保に万全を期す。

（6）関係省庁間の協力

情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の実効性確保のため、関係省庁は連携を密にし、当該対応についての認識を共有するとともに、訓練等を通じて対処能力向上等を図り、状況に迅速に対応することができる態勢を整備する。

（7）諸外国等との連携

我が国は中東地域の航行の安全に係る特定の枠組みには参加せず、自衛隊の情報収集活動は我が国独自の取組として行うものであるが、諸外国等と必要な意思疎通や連携を行う。

（8）自衛隊の活動期間

本閣議決定に基づく自衛隊による活動を行うべき期間（訓練等の準備期間を含む。）は、令和元年12 月27 日から令和5年11月19日までとする。なお、本閣議決定に基づく自衛隊による活動を延長する必要があると認められる場合には、再度閣議決定を行う。右期間の満了前に、本項に記す必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、その時点において当該活動を終了するほか、情勢に顕著な変化があった場合は、国家安全保障会議において対応を検討する。

4．国会報告

海賊対処法に基づく自衛隊の行動に係る事項については、海賊対処法第7条第3項の規定により国会に報告されていることにも鑑み、本閣議決定（これを変更する場合を含む。）及び当該活動が終了したときはその結果を国会に報告する。

以上

資料14 中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況

領海への侵入日数・のべ隻数

西暦（暦年）	期	侵入日数	侵入隻数
2018年	1～4月	8	27
	5～8月	8	31
	9～12月	3	12
2019年	1～4月	12	48
	5～8月	12	46
	9～12月	8	32
2020年	1～4月	7	28
	5～8月	13	38
	9～12月	9	22
2021年	1～4月	15	36
	5～8月	19	52
	9～12月	6	22
2022年	1～4月	5	18
	5～8月	20	50
	9～12月	12	35
2023年	1～4月	12	43
	5～8月	14	42
	9～12月	16	44
2024年	1～3月	7	20

接続水域における確認状況

年	確認日数（日）	のべ確認隻数（隻）
2012	79	407
2013	232	819
2014	243	729
2015	240	709
2016	211	752
2017	171	696
2018	159	615
2019	282	1,097
2020	333	1161
2021	332	1,222
2022	336	1,201
2023	352	1,282
2024	91	352

（注）2012年は9月以降、2024年は3月末時点

資料15 わが国のBMD整備への取組の変遷

1993年	5月29日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
1995年	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」及び「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
1998年	8月31日：北朝鮮が日本上空を越える1発の弾道ミサイルを発射 海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛（BMD）に係わる日米共同技術研究」について安保会議了承
1999年	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした共同研究開始
2002年	米国がBMDの初期配備を決定
2003年	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安保会議及び閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
2005年	自衛隊法改正（弾道ミサイル等に対する破壊措置） 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安保会議及び閣議で決定
2006年	7月5日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、6発は日本海上に落下、1発は発射直後に爆発
2007年	ペトリオットPAC-3の部隊配備開始 イージス艦によるSM-3発射試験開始
2009年	3月27日：初めて弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月5日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、東北地方上空から太平洋に通過 7月4日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
2012年	3月30日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月13日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、1分以上飛翔し、数個に分かれて黄海上に落下 12月7日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 12月12日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、沖縄県上空から太平洋に通過
2014年	北朝鮮が3月、6月及び7月に弾道ミサイル計11発を発射
2015年	3月2日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下
2016年	北朝鮮が「人工衛星」と称するものを含め、1年間に23発の弾道ミサイルを発射 2月3日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 12月22日：国家安全保障会議（NSC）9大臣会合において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の共同生産・配備段階への移行について決定
2017年	北朝鮮が2月以降、17発の弾道ミサイルを発射 6月22日：SM-3 ブロック IIA海上発射試験実施 12月19日：陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）2基の導入について国家安全保障会議決定および閣議決定
2018年	1月31日：米国がSM-3 ブロック IIA発射試験実施 6月1日：イージス・アショア2基の配備候補地（秋田県陸上自衛隊新屋演習場、山口県陸上自衛隊むつみ演習場）を公表 7月30日：イージス・アショアの構成品（LMSSR）を選定 10月26日：米国がSM-3 ブロック IIA海上発射試験実施 10月29日：イージス・アショア配備に係る各種調査を開始 12月11日：米国がSM-3 ブロック IIA発射試験実施
2019年	北朝鮮が5月以降、25発の弾道ミサイル等を発射 5月27日・28日：イージス・アショア配備に係る各種調査の結果及び防衛省の検討結果を秋田県・山口県の首長等に説明 12月17日：イージス・アショア配備に係る再調査の結果を踏まえた再説明を山口県の首長等に実施
2020年	北朝鮮が3月に8発の弾道ミサイルを発射 6月15日：イージス・アショアの配備に関するプロセスの停止を発表 12月18日：イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することを国家安全保障会議決定および閣議決定
2021年	北朝鮮が3月以降、6発の弾道ミサイル等を発射
2022年	北朝鮮が1月以降、59発の弾道ミサイル等を発射 11月16日：イージス艦によるSM-3 ブロック IIA海上発射試験実施
2023年	北朝鮮が1月以降、25発の弾道ミサイル等を発射
2024年	北朝鮮が1月以降、5発の弾道ミサイル等を発射

資料16 防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組

2012年	4月：日米首脳会談において、サイバー問題についての政府一体となった関与を強化するべく包括的対話を立ち上げることで一致 6月：「内閣官房情報セキュリティセンター（NISC：National Information Security Center）」に「情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT：CYber incident Mobile Assistance Team）」設置 9月：「防衛省・自衛隊によるサイバー空間の安定的・効果的な利用に向けて」策定
2013年	5月：日米首脳会談を踏まえ、「第1回日米サイバー対話」開催 7月：防衛省及びサイバーセキュリティに関心の深い防衛産業にて「サイバーディフェンス連携協議会（CDC：Cyber Defense Council）」を設置 8月：日米防衛相会談において、サイバーセキュリティ分野における日米防衛協力を一層促進する観点から、防衛当局間の協力の新たな枠組みを検討することで一致 10月：日米防衛当局間で「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（CDPWG：Cyber Defense Policy Working Group）」を設置
2014年	3月：「自衛隊指揮通信システム隊」のもとに「サイバー防衛隊」新編 11月：「サイバーセキュリティ基本法」成立
2015年	1月：内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」設置 1月：内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）」設置 5月：CDPWG共同声明発表 9月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定
2016年	4月：防衛省に「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を設置
2018年	1月：エストニアに所在するNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）への日本の参加が承認される 7月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定 12月：「サイバーセキュリティ基本法」改正
2019年	3月：エストニアに所在するNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）に防衛省職員を派遣 4月：NISCを中心とした官民の枠組み「サイバーセキュリティ協議会」設置 4月：日米安全保障協議委員会（日米2＋2）において、サイバー分野における協力を一層強化していくことで一致するとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認 12月：NATO主催のサイバー防衛演習「サイバー・コアリション2019」に初めて正式に参加
2021年	3月：防衛省サイバーコンテストを初開催 4月：NATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）主催のサイバー防衛演習「ロックド・シールズ2021」に初めて正式に参加 9月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定
2022年	3月：陸海空自衛隊の共同の部隊として、「自衛隊サイバー防衛隊」を新編 9月：日米防衛相会談において、情報保全・サイバーセキュリティが日米防衛協力の深化のために死活的に重要であることで一致 10月：エストニアに所在するNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）の活動に防衛省が正式に参加することとなった
2023年	1月：日米安全保障協議委員会（2＋2）において、日米協力の下での反撃能力の効果的な運用、宇宙・サイバー分野での連携の強化、装備・技術協力の深化といった、幅広い分野における取組を進めていくことに合意した 7月：整備計画局情報通信課を改編しサイバー整備課を新設するとともに、サイバー攻撃への対処等を組織横断的に推進する大臣官房参事官を増員

資料17 国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況（2023年度）

形　態	訓練内容（想定）	日　付	場　所（累積回数）
実動・図上訓練	緊急対処事態想定訓練	5.11.7	富山県（15回）
	武力攻撃事態等想定訓練	6.1.18および21	熊本県（6回）
		6.1.18および21	鹿児島県（7回）
		6.2.1	徳島県（16回）
	緊急対処事態想定訓練	6.2.6	神奈川県（9回）
実動訓練	ミサイル事案を想定した訓練	6.1.15	東京都（8回）
図上訓練	地域ブロック検討会	5.5.25	島根県（7回）
	緊急対処事態想定訓練	5.7.21	鳥取県（7回）
	地域ブロック検討会	5.7.27	福井県（16回）
	ミサイル事案を想定した訓練	5.8.4	北海道（5回）
	緊急対処事態想定訓練	5.10.18	山形県（10回）
		5.11.7	栃木県（5回）
		5.11.8	大分県（10回）
	地域ブロック検討会	5.11.10	鹿児島県（8回）
	緊急対処事態想定訓練	5.11.15	秋田県（7回）
		5.12.11	島根県（8回）
	ミサイル事案を想定した訓練	5.12.15	三重県（9回）
	緊急対処事態想定訓練	6.1.23	福島県（6回）
	地域ブロック検討会	6.1.25	山形県（11回）
	緊急対処事態想定訓練	6.1.25	福岡県（9回）
	武力攻撃事態等想定訓練	6.1.26	愛知県（9回）
		6.1.26	宮崎県（7回）
		6.1.30	沖縄県（6回）
	地域ブロック検討会	6.2.5	神奈川県（10回）
	緊急対処事態想定訓練	6.2.8	青森県（6回）
	武力攻撃事態等想定訓練	6.2.11	長崎県（8回）
	緊急対処事態想定訓練	6.2.13	広島県（4回）

資料18 災害派遣の実績（過去5年間）

年度	令和元（2019）	令和元年房総半島台風（台風第15号）	令和元年東日本台風（台風第19号）	令和2（2020）	令和2年7月豪雨	令和3（2021）	令和3年7月1日からの大雨	令和4（2022）	令和5（2023）	令和6年能登半島地震
件　数	447	1	1	530	1	382	1	381	386	1
人　員（人）	43,285	現地活動人員約54,000 活動人員約96,000	現地活動人員約84,000 活動人員約880,000	58,828	現地活動人員約61,000 活動人員約350,000	約18,000	現地活動人員約11,000 活動人員約27,000	約50,000	約13,000	
車　両（両）	7,597	約19,000	約49,400	8,132	約13,000	約3,200	約3,500	約5,600	約1,600	
航空機（機）	707	約20	約1,610	567	約270	約450	約30	約660	約540	
艦　艇（隻）	9	約20	約100	4	4	0	0	約20	約20	

（注）1　平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨、令和6年能登半島地震については、それぞれの年度の派遣実績から除く。
2　活動人員とは、現地活動人員に加えて整備・通信要員、司令部要員、待機・交代要員などの後方活動人員を含めた人員数
3　令和2（2020）年度に含まれている新型コロナウイルスにかかる教育支援は人員のみ計上
4　令和6年能登半島地震の災害派遣実績は、令和6年（2024）度以降も活動を継続中のため、実績は未確定。

資料19 自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について

（令和４年４月22日閣議決定）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第26号）の施行に伴い、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第84条の4に基づく、在外邦人等の輸送については、下記の方針に従って実施されるものとし、「自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について」（平成25年11月29日閣議決定）は、廃止する。

記

1　政府としては、緊急時における在外邦人等の保護について、令和3年8月に実施した在アフガニスタン邦人等輸送の経験等を踏まえ、急速な情勢変化に備えた政府部内の連携の強化、我が国と同様の輸送を行っている各国との連携の強化、自衛隊法第84条の4第1項に規定する邦人及び同項に規定する外国人についての在外公館による平素からの把握、自衛隊による態勢の強化等、在外邦人等の輸送に係る総合的な措置の一層の充実を図るものとする。

2　今後の在外邦人等の輸送の実施に備え、平素から、輸送拠点や輸送経路の使用可能性等について、情報収集に努めるものとする。

3　緊急事態における輸送機の有用性を勘案し、在外邦人等の輸送において政府専用機の使用を原則とする規定が廃止されたことを踏まえ、輸送のために使用することが想定される航空機、船舶又は車両（以下「使用航空機等」という。）の特性を踏まえた効果的な輸送要領につき、平素から検討するとともに、緊急事態に際しては、最適な輸送手段を一層柔軟に選択し、迅速な派遣に努めるものとする。

4　従来、在外邦人等の輸送は、防衛大臣が当該輸送を安全に実施することができると認めるときに実施してきており、具体的には、輸送において予想される危険に応じ、例えば、当事国又は第三国の管制・保安による飛行場の機能の維持、当事国又は第三国の警備による飛行場内外における群衆の統制、我が国の情報収集や関係国との調整を踏まえた輸送方法の選択（チャフ、フレア、防弾板等の自己防護装置の使用を含む。）等の方策を講じた上で輸送を実施してきた。

自衛隊法第84条の4第1項において、在外邦人等の輸送の実施に当たり、輸送において予想される危険を避けるための方策を講ずることが規定されていることを踏まえ、今後も、在外邦人等の輸送の実施に当たって、その安全はこれまでどおり確保するものとする。

5　在外邦人等の輸送を実施する可能性があり、当該在外邦人等の輸送を実施することとした後に本邦から出発したのでは在外邦人等の輸送の任務を適時に実施し得ない可能性があると認められる場合には、防衛大臣は、外務大臣からの依頼に基づき、当該在外邦人等の輸送の準備行為として、使用航空機等を国外に移動させ、在外邦人等の輸送のための待機を行わせるものとし、当該移動・待機について一層迅速な意思決定に努めるものとする。

6　在外邦人等の輸送を実施する自衛官が携行する武器は、現地の輸送拠点、輸送経路、輸送の実施に必要な業務の内容その他の諸条件に照らし、及び自衛隊法の関連規定の範囲内で、必要かつ適切なものとする。

7　自衛隊法第84条の4第1項に規定する邦人及び同項に規定する外国人については、在外公館において平素からの把握に努めるとともに、輸送の実施に当たっては、関係省庁が連携して現地における人定、出入国手続、我が国への入国後の処遇の検討等を行うものとする。なお、同項に規定する外国人の同乗については、人道的見地から邦人と同じような状況の下で退避が必要とされ、当該外国人の属する国の政府から我が国に対して、当該外国人の輸送につき要請があることを原則とする。

資料20 在外邦人等の輸送実績

実施時期	概　要	細　部
2004年4月	在イラク邦人等の輸送	（背景）日本人を含む外国人の拘束事件が多発。報道各社からサマーワからの速やかな退避の希望が表明され、特に必要が高いと判断 （活動）イラク（タリル飛行場）からクウェート（ムバラク飛行場）までのC－130による邦人（報道関係者）10名の輸送
2013年1月	在アルジェリア邦人等の輸送	（背景）アルジェリア民主人民共和国において邦人拘束事件が発生し、同邦人を可及的速やかに本邦に輸送する必要が生起 （活動）アルジェリア（ウアリ・ブーメディアン空港）から本邦（羽田空港）までのB－747政府専用機による邦人7名及び邦人9名の遺体を輸送
2016年7月	在バングラデシュ邦人等の輸送	（背景）バングラデシュ人民共和国において邦人襲撃事案が発生し、同邦人を可及的速やかに本邦に輸送する必要が生起 （活動）バングラデシュ（ハズラト・シャージャラル空港）から本邦（羽田空港）までのB－747政府専用機による邦人7名の遺体及び17名の家族の輸送
2016年7月	在南スーダン邦人等の輸送	（背景）南スーダン共和国において発砲事案が発生し、同国の邦人を可及的速やかに南スーダン国外に輸送する必要が生起 （活動）C－130により、南スーダン（ジュバ空港）からジブチ共和国（ジブチ空港）まで邦人（大使館員）4名を輸送
2021年8月	在アフガニスタン邦人等の輸送	（背景）アフガニスタン・イスラム共和国においてタリバンが首都カブールを制圧し、同国の邦人等を可及的速やかにアフガニスタン国外に輸送する必要が生起 （活動）統合任務部隊を編成し、C－130により、アフガニスタン（カブール空港）から周辺国内拠点まで邦人1名及び米国から依頼を受けたアフガニスタン人14名を輸送。 この際、初めてとなる誘導輸送隊（陸自部隊）を派遣
2023年4月	在スーダン邦人等の輸送	（背景）スーダン共和国において首都ハルツームを中心にスーダン国軍と即応支援部隊の武力衝突が発生し、同国の邦人等を可及的速やかにスーダン国外に輸送する必要が生起 （活動）統合任務部隊を編成し、C－2により、スーダン（ポートスーダン空港）からジブチ共和国まで邦人及びその家族計45名を輸送。
2023年 10月、11月	在イスラエル邦人等の輸送	（背景）イスラエル国においてハマスを含むパレスチナ武装勢力がガザ地区から越境攻撃を行ったことを端緒にイスラエル・パレスチナ情勢が悪化したことを受け、同国の邦人等を可及的速やかにイスラエル国外に輸送する必要が生起 （活動）統合任務部隊を編成し、KC-767により、イスラエル（ベングリオン空港）から本邦（羽田空港）まで邦人等計129名（注）を輸送。 （注）2023年10月および11月に各1回（計2回）の輸送を実施。

資料21 中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について

（令和5年12月22日 閣議決定）

中東・アフリカ地域において政治・治安情勢の不安定化が見られる中、政府としては、これらの地域の情勢の安定化に向けた更なる外交努力を進めるとともに、情勢が急速に変化した際には、在外公館等を通じた情報収集を行い、在外邦人等の安全の確保及び状況に応じた在外邦人等の退避に全力を挙げてきている。

その上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第84条の3に規定する在外邦人等の保護措置及び同法第84条の4に規定する在外邦人等の輸送（以下「在外邦人等の保護・輸送」という。）をより迅速かつ適切に実施するためには、在外公館等による情報収集に加え、自衛隊が態勢の整備を行うことが不可欠である。この点、ジブチ共和国は、中東・アフリカ地域において在外邦人等の保護・輸送が必要となった際に、従来よりも迅速な対応を行う拠点となることができる位置にある。こうした考えの下、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）においては、「ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護に当たっても、海賊対処のために運営されているジブチにある自衛隊の活動拠点を活用していく」とされた。その後も、令和5年4月には、ジブチ共和国の自衛隊の活動拠点を活用し、在スーダン邦人等輸送を実施したことなどを踏まえれば、今後も、中東・アフリカ地域において、在外邦人等の保護・輸送の必要性が生じる可能性は排除されない。こうしたことを踏まえ、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号。以下「海賊対処法」という。）に基づき活動する自衛隊の部隊等を活用し、下記のとおり実施することとする。

記

1　中東・アフリカ地域においては、紛争や政変、自然災害等の発生により、在外邦人等の保護・輸送の必要性が生じる可能性があるところ、政府として在外邦人等の保護・輸送の実施に万全を期すため、海賊対処法に基づき活動する自衛隊の部隊が使用するジブチ共和国における活動拠点（以下「ジブチ拠点」という。）において、在外邦人等の保護・輸送の可能性を見据えた臨時の態勢の整備として、ジブチ共和国政府の理解を得つつ、装備品等の集積・管理、防衛協力・交流の強化及び情報収集・分析の強化を行わせるとともに、教育訓練を実施させる。

2　この自衛隊による活動は、中東・アフリカ地域の情勢を踏まえ、在外邦人等の保護・輸送に関し、発令時の円滑な部隊運用に必要なものであり、装備品等の集積・管理も含むことから、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第9号、第13号、第18号及び第33号の規定に基づき、海賊対処法第7条第1項の規定により海賊行為に対処するために必要な業務を行う部隊等を活用して実施するものとし、細部については、防衛大臣の定めるものとする。

3　なお、中東・アフリカ地域の情勢を踏まえ、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）に基づく人道的な国際救援活動等のために国際平和協力業務を実施する等の必要性が生じた場合には、ジブチ共和国政府の理解を得て、必要に応じ、ジブチ拠点を活用することとする。

資料22 米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係）

時　期	国名	対　象 （自衛隊の主体）	合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数				合計
			弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動	重要影響事態に際して行われる輸送、補給等の活動	わが国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練	その他	
2017年	米国	艦　艇（艦　艇）	0	0	1	0	2
		航空機（航空機）	0	0	1	0	
2018年	米国	艦　艇（艦　艇）	3	0	3	0	16
		航空機（航空機）	0	0	10	0	
2019年	米国	艦　艇（艦　艇）	4	0	1	0	14
		航空機（航空機）	0	0	9	0	
2020年	米国	艦　艇（艦　艇）	4	0	0	0	25
		航空機（航空機）	0	0	21	0	
2021年	米国	艦　艇（艦　艇）	4	0	10	0	22
		航空機（航空機）	0	0	7	0	
	豪州	艦　艇（艦　艇）	0	0	1	0	
		航空機（航空機）	0	0	0	0	
2022年	米国	艦　艇（艦　艇）	4	0	18（注）	0	31
		航空機（航空機）	0	0	5	0	
	豪州	艦　艇（艦　艇）	0	0	4（注）	0	
		航空機（航空機）	0	0	0	0	
2023年	米国	艦　艇（艦　艇）	4	0	13（注）	0	27
		航空機（航空機）	0	0	5	0	
	豪州	艦　艇（艦　艇）	0	0	4（注）	0	
		航空機（航空機）	0	0	1	0	

（注）日米豪3か国で連携した警護について、2023年については米国および豪州にそれぞれ2件ずつ計上。2022年については米国および豪州にそれぞれ1件ずつ計上。

資料23 日米防衛協力のための指針（2015年4月27日）（仮訳）

Ⅰ．防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
・政府一体となっての同盟としての取組
・地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
・日米同盟のグローバルな性質

日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はまた、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維持する。

日米防衛協力のための指針（以下「指針」という。）は、二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、指針は、平和及び安全を促進し、紛争を抑止し、経済的な繁栄の基盤を確実なものとし、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

Ⅱ．基本的な前提及び考え方

指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び考え方に従う。

A．日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安全保障条約）及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

B．日本及び米国により指針の下で行われる全ての行動及び活動は、紛争の平和的解決及び国家の主権平等に関するものその他の国際連合憲章の規定並びにその他の関連する国際約束を含む国際法に合致するものである。

C．日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

D．指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

Ⅲ．強化された同盟内の調整

指針の下での実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。

二国間の安全保障及び防衛協力の成功を確かなものとするため、日米両政府は、十分な情報を得て、様々なレベルにおいて調整を行うことが必要となる。この目標に向かって、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実効的な、全ての関係機関を含む政府全体にわたる同盟内の調整を確保するため、あらゆる経路を活用する。この目的のため、日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A．同盟調整メカニズム

持続する、及び発生する脅威は、日米両国の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する。このメカニズムは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。このメカニズムはまた、適時の情報共有並びに共通の情勢認識の構築及び維持に寄与する。日米両政府は、実効的な調整を確保するため、必要な手順及び基盤（施設及び情報通信システムを含む。）を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。

日米両政府は、同盟調整メカニズムにおける調整の手順及び参加機関の構成の詳細を状況に応じたものとする。この手順の一環として、平時から、連絡窓口に係る情報が共有され及び保持される。

B．強化された運用面の調整

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための強化された二国間の運用面の調整は、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈において、日米両政府は、自衛隊と米軍との間の協力を強化するため、運用面の調整機能が併置されることが引き続き重要であることを認識する。

自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有を確保し、平時から緊急事態までの調整を円滑にし及び国際的な活動を支援するため、要員の交換を行う。自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。

C．共同計画の策定

日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する。日米両政府は、計画の実効性及び柔軟、適時かつ適切な対処能力を確保するため、適切な場合に、運用面及び後方支援面の所要並びにこれを満たす方策をあらかじめ特定することを含め、関連情報を交換する。

日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う。共同計画は、適切な場合に、関係機関からの情報を得つつ策定される。日米安全保障協議委員会は、引き続き、方向性の提示、このメカニズムの下での計画の策定に係る進捗の確認及び必要に応じた指示の発出について責任を有する。日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織により補佐される。

共同計画は、日米両政府双方の計画に適切に反映される。

Ⅳ．日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境において、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。

日米両政府は、これらの措置が、各状況に応じた柔軟、適時かつ実効的な二国間の調整に基づいてとられる必要があること、及び同盟としての適切な対応のためには省庁間調整が不可欠であることを認識する。したがって、日米両政府は、適切な場合に、次の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用する。

・状況を評価すること
・情報を共有すること、及び
・柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること

日米両政府はまた、これらの二国間の取組を支えるため、日本の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。

A．平時からの協力措置

日米両政府は、日本の平和及び安全の維持を確保するため、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための、外交努力によるものを含む広範な分野にわたる協力を推進する。

自衛隊及び米軍は、あらゆるあり得べき状況に備えるため、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、次のものを含むが、これに限られない措置をとる。

1．情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆる兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機関間の調整及び協力の強化を含む。

自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動を行う。これには、日本の平和及び安全に影響を与え得る状況の推移を常続的に監視することを確保するため、相互に支援する形で共同のISR活動を行うことを含む。

2．防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。日米両政府は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さらに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサイル発射及びその他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

3．海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する。

4．アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なときは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。

5．訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支えるため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

6．後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に

行う。自衛隊及び米軍は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

7．施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並びに柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力する。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する。

B．日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にいまだ至ってない状況において、両国の各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。早期の状況把握及び二国間の行動に関する状況に合わせた断固たる意思決定は、当該事態の抑止及び緩和に寄与する。

日米両政府は、日本の平和及び安全を確保するため、平時からの協力的措置を継続することに加え、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これらに限らない追加的措置をとる。

1．非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要がある場合、各政府は、自国民の退避及び現地当局との関係の処理について責任を有する。日米両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国国民である非戦闘員の退避を計画するに当たり調整し及び当該非戦闘員の退避の実施に当たって協力する。これらの退避活動は、輸送手段、施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施される。日米両政府は、各々、第三国の非戦闘員に対して退避に係る援助を行うことを検討することができる。

日米両政府は、退避者の安全、輸送手段及び施設、通関、出入国管理及び検疫、安全な地域、衛生等の分野において協力を実施するため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ初期段階からの調整を行う。日米両政府は、適切な場合に、訓練・演習の実施によるものを含め、非戦闘員を退避させるための活動における調整を平時から強化する。

2．海洋安全保障

日米両政府は、各々の能力を考慮しつつ、海洋安全保障を強化するため、緊密に協力する。協力的措置には、情報共有及び国際連合安全保障理事会決議その他の国際法上の根拠に基づく船舶の検査を含み得るが、これらに限らない。

3．避難民への対応のための措置

日米両政府は、日本への避難民の流入が発生するおそれがある又は実際に始まるような状況に至る場合には、国際法上の関係する義務に従った人道的な方法で避難民を扱いつつ、日本の平和及び安全を維持するために協力する。当該避難民への対応については、日本が主体的に実施する。米国は、日本からの要請に基づき、適切な支援を行う。

4．捜索・救難

日米両政府は、適切な場合に、捜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘捜索・救難活動に対して支援を行う。

5．施設・区域の警護

自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的な警護を実施する。

6．後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。）を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。

7．施設の使用

日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

C．日本に対する武力攻撃への対処行動

日本に対する武力攻撃への共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、日本の防衛のために必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し及び事態を緩和するための措置をとる。

日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、極力早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。日米両政府はまた、第Ⅳ章に掲げるものを含む必要な措置をとる。

1．日本に対する武力攻撃が予測される場合

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、攻撃を抑止し及び事態を緩和するため、包括的かつ強固な政府一体となっての取組を通じ、情報共有及び政策面の協議を強化し、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。

自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。

2．日本に対する武力攻撃が発生した場合

a．整合のとれた対処行動のための基本的考え方

外交努力及び抑止にもかかわらず、日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両国は、迅速に武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するために協力し、日本の平和及び安全を回復する。当該整合のとれた行動は、この地域の平和及び安全の回復に寄与する。

日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回復するような方法で、この地域の環境を形成するための行動をとる。

日米両政府は、日本を防衛するためには国力の全ての手段が必要となることを認識し、同盟調整メカニズムを通じて行動を調整するため、各々の指揮系統を活用しつつ、各々政府一体となっての取組を進める。

米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用し、所要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必要な基盤を確立し及び維持する。

日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。

b．作戦構想

ⅰ．空域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ⅱ．弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。

自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ⅲ．海域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸防衛、対水上戦、対潜戦、機雷戦、対空戦及び航空阻止を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

こうした活動の実効性は、関係機関間の情報共有その他の形態の協力を通じて強化される。

ⅳ．陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。

自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破

する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ｖ．領域横断的な作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。

領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護する。

米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。

日米両政府は、第Ⅵ章に示す二国間協力に従い、宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力する。

自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力する。

ｃ．作戦支援活動

日米両政府は、共同作戦を支援するため、次の活動において協力する。

ⅰ．通信電子活動

日米両政府は、適切な場合に、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

自衛隊及び米軍は、共通の状況認識の下での共同作戦のため、自衛隊と米軍との間の効果的な通信を確保し、共通作戦状況図を維持する。

ⅱ．捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び相互に支援する。

ⅲ．後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時の後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

ⅳ．施設の使用

日本政府は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、施設の追加提供を行う。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

ｖ．CBRN（化学・生物・放射線・核）防護

日本政府は、日本国内でのCBRN事案及び攻撃に引き続き主体的に対処する。米国は、日本における米軍の任務遂行能力を主体的に維持し回復する。日本からの要請に基づき、米国は、日本の防護を確実にするため、CBRN事案及び攻撃の予防並びに対処関連活動において、適切に日本を支援する。

Ｄ．日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。

日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。

自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。

協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

１．アセットの防護

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、アセットの防護において協力する。当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。

２．捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び支援を行う。

３．海上作戦

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

４．弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、弾道ミサイルの迎撃において協力する。日米両政府は、弾道ミサイル発射の早期探知を確実に行うため、情報交換を行う。

5．後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

E．日本における大規模災害への対処における協力

日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に当該災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。日本における大規模災害からの迅速な復旧が日本の平和及び安全の確保に不可欠であること、及び当該災害が日本における米軍の活動に影響を与える可能性があることを認識し、米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対する適切な支援を行う。当該支援には、捜索・救難、輸送、補給、衛生、状況把握及び評価並びにその他の専門的能力を含み得る。日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。

日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たっての相互理解が深まる。

Ⅴ．地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。半世紀をはるかに上回る間、日米両国は、世界の様々な地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力してきた。

日米両政府の各々がアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場合、自衛隊及び米軍を含む日米両政府は、適切なときは、次に示す活動等において、相互に及びパートナーと緊密に協力する。この協力はまた、日米両国の平和及び安全に寄与する。

A．国際的な活動における協力

日米両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。

日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ、当該活動の調整を行うことができ、また、これらの活動において三か国及び多国間の協力を追求する。自衛隊及び米軍は、円滑かつ実効的な協力のため、適切な場合に、手順及びベストプラクティスを共有する。日米両政府は、引き続き、この指針に必ずしも明示的には含まれない広範な事項について協力する一方で、地域的及び国際的な活動における日米両政府による一般的な協力分野は次のものを含む。

1．平和維持活動

日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる。

2．国際的な人道支援・災害救援

日米両政府が、大規模な人道災害及び自然災害の発生を受けた関係国政府又は国際機関からの要請に応じて、国際的な人道支援・災害救援活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、参加する自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用しつつ、相互に支援を行うため緊密に協力する。協力して行う活動の例には、相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3．海洋安全保障

日米両政府が海洋安全保障のための活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、緊密に協力する。協力して行う活動の例には、海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

4．パートナーの能力構築支援

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的として、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動のための部隊の即応性の向上を含み得る。

5．非戦闘員を退避させるための活動

非戦闘員の退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6．情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府が国際的な活動に参加する場合、自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に基づき、適切なときは、ISR活動において協力する。

7．訓練・演習

自衛隊及び米軍は、国際的な活動の実効性を強化するため、適切な場合に、共同訓練・演習を実施し及びこれに参加し、相互運用性、持続性及び即応性を強化する。また、日米両政府は、引き続き、同盟との相互運用性の強化並びに共通の戦術、技術及び手順の構築に寄与するため、訓練・演習においてパートナーと協力する機会を追求する。

8．後方支援

日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

B．三か国及び多国間協力

日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化する。特に、日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。

日米両政府はまた、国際法及び国際的な基準に基づく協力を推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力する。

Ⅵ．宇宙及びサイバー空間に関する協力

A．宇宙に関する協力

日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。

当該取組の一環として、日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性を確保し及び宇宙状況監視に係る協力を強化する。日米両政府は、能力を確立し向上させるため、適切な場合に、相互に支援し、宇宙空間の安全及び安定に影響を与え、その利用を妨げ得る行動や事象についての情報を共有する。日米両政府はまた、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、また、海洋監視並びに宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇宙関係の装備・技術（ホステッド・ペイロードを含む。）における協力の機会を追求する。

自衛隊及び米軍は、各々の任務を実効的かつ効率的に達成するため、宇宙の利用に当たって、引き続き、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信並びに任務保証のために不可欠な関係する宇宙システムの抗たん性の確保等の分野において協力し、かつ政府一体となっての取組に寄与する。各々の宇宙システムが脅威にさらされた場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、危険の軽減及び被害の回避において協力する。被害が発生した場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、関係能力の再構築において協力する。

B．サイバー空間に関する協力

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利用の確保に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。また、日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。

自衛隊及び米軍は、次の措置をとる。

・各々のネットワーク及びシステムを監視する態勢を維持すること
・サイバーセキュリティに関する知見を共有し、教育交流を行うこと
・任務保証を達成するために各々のネットワーク及びシステムの抗たん性を確保すること
・サイバーセキュリティを向上させるための政府一体となっての取組に寄与すること
・平時から緊急事態までのいかなる状況においてもサイバーセキュリティのための実効的な協力を確実に行うため、共同演習を実施すること

自衛隊及び日本における米軍が利用する重要インフラ及びサービスに対するものを含め、日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、緊密な二国間調整に基づき、米国は日本に対し適切な支援を行う。日米両政府はまた、関連情報を迅速かつ適切に共有する。日本が武力攻撃を受けている場合に発生するものを含め、日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、日米両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。

Ⅶ．日米共同の取組

日米両政府は、二国間協力の実効性を更に向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。

A．防衛装備・技術協力

日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備を推進するため、次の取組を行う。

・装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品の構成品及び役務の相互提供において協力する。
・相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化する。
・効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため、互恵的な防衛調達を促進する。
・防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探求する。

B．情報協力・情報保全

・日米両政府は、共通の情勢認識が不可欠であることを認識し、国家戦略レベルを含むあらゆるレベルにおける情報協力及び情報共有を強化する。

・日米両政府は、緊密な情報協力及び情報共有を可能とするため、引き続き、秘密情報の保護に関連した政策、慣行及び手続の強化における協力を推進する。

・日米両政府はまた、情報共有に関してパートナーとの協力の機会を探求する。

C．教育・研究交流

日米両政府は、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化する。そのような取組は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するための恒久的な基盤となる。

Ⅷ．見直しのための手順

日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織の補佐を得て、この指針が変化する情況に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価する。日米同盟関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況を踏まえて必要と認める場合には、日米両政府は、適時かつ適切な形でこの指針を更新する。

資料24 日米同盟にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年		旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958(昭和33)年		藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年		(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年		佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年	78年指針の策定と拡大する日米防衛協力	(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年		1978年の「日米防衛協力のための指針」策定
1991(平成 3)年		(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996(平成 8)年	冷戦の終結と97年指針の策定	「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
		「SACO最終報告」
1997(平成 9)年		1997年の「日米防衛協力のための指針」策定
2001(平成13)年		(米国同時多発テロ)
2003(平成15)年		「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2006(平成18)年	米国同時多発テロ以降の日米関係	「再編の実施のための日米ロードマップ」策定
		「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2007(平成19)年		「かけがえのない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2010(平成22)年		日米安全保障条約締結50周年
2012(平成24)年		「未来に向けた共通のビジョン」(野田・オバマ会談)
2013(平成25)年		「日米防衛協力のための指針」見直し合意
2014(平成26)年		「アジア太平洋およびこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国」(安倍・オバマ会談)
2015(平成27)年	新たな安全保障環境と15年指針の策定	新「日米防衛協力のための指針」策定 日米共同ビジョン声明(安倍・オバマ会談)
2017(平成29)年		共同声明(安倍・トランプ会談)
2018(平成30)年		共同声明(安倍・トランプ会談)
2020(令和 2)年		日米安全保障条約締結60周年
2021(令和 3)年		共同声明(菅・バイデン会談)
2022(令和 4)年	国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画の策定	共同声明(岸田・バイデン会談)
2020(令和 5)年		共同声明(岸田・バイデン会談)
2024(令和 6)年		共同声明(岸田・バイデン会談)

資料25 日米協議の実績（2020年以降）

	概要・成果など
2020/1/14 日米防衛相会談 ／ワシントンD.C. 出席者 河野防衛大臣 エスパー 米国防長官	・中東地域の情勢について意見交換。 ・日本側からは中東地域が緊迫の度を高めていくことを深く憂慮している旨述べ、事態のさらなるエスカレーションを避けるべきという点で一致。 ・閣議決定した中東地域への自衛隊派遣について説明。 ・北朝鮮のたび重なる弾道ミサイルの発射は、我が国のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であることを確認。 ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認。 ・北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が関係国と連携して取り組むことで一致。 ・東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由の定着等に向けた協力の重要性を確認。 ・日米安全保障条約署名から60周年を迎える現在において、日米同盟が最も強固な関係にあることを歓迎。 ・両国の戦略を具体化するため、引き続き日米間で緊密に連携し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致。 ・自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施を含め、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認。 ・恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）の候補地となっている馬毛島について、日本政府による土地の取得に関する最近の進展を歓迎するとともに、引き続き、米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致。 ・普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認。 ・日本側から、沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請。 ・PFOS等への対応についても日米間の協力に関する議論を行い、包括的に検討を進めていくことで一致。 ・在日米軍の即応性維持の重要性を確認するとともに、その即応性維持のためにも地元の理解と協力が不可欠であるとの認識の下、引き続き日米で協力していくことで一致。 ・米軍の安全な運用の確保の重要性を確認。
2020/8/29 日米防衛相会談 ／グアム 出席者 河野防衛大臣 エスパー 米国防長官	・東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由の定着等に向けた協力の重要性を確認。 ・東シナ海の平和と安定の確保のため、より緊密に協働していくことで一致し、日米安全保障条約第５条が尖閣諸島に適用されること、及び両国は同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認。 ・自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施などを通じ、多様なパートナーと協力を強化していくことの重要性を確認。 ・北朝鮮問題を巡る直近の状況について意見交換を行うとともに、北朝鮮のたび重なる弾道ミサイルの発射は、国連安保理決議違反であり、我が国のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であることを確認。 ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認。 ・北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致。 ・ポストコロナの時代も見据え、強固な日米同盟関係を基盤として日米両国がアジア太平洋地域の平和と繁栄により一層大きな役割を果たしていくことを確認。 ・整合する両国の戦略を具体化するため、引き続き日米間で緊密に連携し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致。 ・上記の一環として、周辺国における軍事活動の活発化や軍事技術の進展も踏まえ、総合ミサイル防空能力やISR能力を強化していく必要性について一致。 ・グアム移転事業の進捗を確認し、その着実な進展を歓迎。 ・普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びその影響を緩和するべく、日米で緊密に連携していくことを確認。 ・在日米軍の即応性維持の重要性を確認するとともに、その即応性維持のためにも地元の理解と協力が不可欠であるとの認識の下、引き続き日米で協力していくことで一致。

	概要・成果など
2021/3/16 日米安全保障協議委員会（「2＋2」）／東京 出席者 岸防衛大臣 茂木外務大臣 オースティン 米国防長官 ブリンケン 米国務長官	・日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たにした。また、拡大する地政学的な競争や新型コロナウイルス、気候変動、民主主義の再活性化といった課題の中で、四閣僚は、自由で開かれたインド太平洋とルールに基づく国際秩序を推進していくことで一致。 ・厳しい安全保障環境を踏まえ、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致。また、日本は、国防及び同盟の強化に向け、自らの能力を向上させる決意を表明し、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調。 ・「2＋2」の議論や共同発表を踏まえ、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示。また、その成果を確認するべく、年内に日米安全保障協議委員会を改めて開催することで一致。 ・中国による、既存の国際秩序と合致しない行動は、日米同盟及び国際社会に対する政治的、経済的、軍事的及び技術的な課題を提起しているとの認識で一致。また、ルールに基づく国際体制を損なう、地域の他者に対する威圧や安定を損なう行動に反対することを確認。 ・東シナ海及び南シナ海を含め、現状変更を試みるいかなる一方的な行動にも反対するとともに、中国による海警法に関する深刻な懸念を表明。また、日本側から、日本の領土をあらゆる手段で守る決意を表明。尖閣諸島に対する日米安保条約第５条の適用を再確認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認。 ・南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張及び活動への反対を改めて表明。 ・台湾海峡の平和と安定の重要性を強調。また、香港及び新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻な懸念を共有。 ・北朝鮮の完全な非核化の実現に向けて、国連安保理決議の完全な履行の重要性を確認し、日米及び日米韓３か国で引き続き協力していくことで一致。拉致問題の即時解決の必要性についても確認。 ・日米豪印を通じた協力を確認。また、ASEANの中心性及び一体性並びに「インド太平洋に関するASEANアウトルック」への強固な支持を確認しつつ、ASEANと協働することを誓約。 ・一層深刻化する地域の安全保障環境を認識した上で、役割・任務・能力に関する協議を通じ、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより深めることで一致。 ・米国で各種政策レビューが行われる中、日米の戦略・政策を緊密にすり合わせていくことで一致。 ・全ての領域を横断する防衛協力を深化させ、拡大抑止を強化することで一致。また、宇宙及びサイバーに関する協力の重要性並びに情報保全を更に強化していくことを強調。 ・同盟の運用の即応性・抑止態勢を維持し、将来的な課題に対処するため、実践的な二国間及び多国間の演習及び訓練の必要性を改めて表明。 ・日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することで一致。 ・米軍再編の取組に係る進展を歓迎するとともに、地元への影響を軽減しつつ、運用の即応性及び持続可能なプレゼンスを維持できるように現在の取決めを実施していくことに対するコミットメントを再確認。 ・普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であり、早期完了に取り組むことを再確認。 ・在日米軍駐留経費負担につき、現行の特別協定を１年延長する改正に合意したことを受け、双方の交渉官に、双方が裨益する新たな複数年度の合意に向けて取り組むことを指示。 ・日本側から、米軍再編を着実に進める重要性を強調し、在日米軍の地元への影響に最大限配慮した安全な運用や事件・事故での円滑な対応等について要請。 ・日本側から、東日本大震災における米側の支援に対して改めて謝意を表した上で、四閣僚は、犠牲者を追悼し、日米同盟の協力の精神を再確認。
2021/3/16 日米防衛相会談／東京 出席者 岸防衛大臣 オースティン 米国防長官	・急激に厳しさを増す安全保障環境の中、日米同盟が地域の平和と安定にとってこれまでになく重要であることを確認。 ・自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって取り組んでいくことを確認。 ・日本側から、日本の防衛に対する断固たる決意を述べるとともに、地域の平和と安定のために日本が積極的に役割を果たしていく考えを述べた。米側から、これを歓迎するとともに、米国による日本の防衛に対するコミットメントが揺るぎないことを確認。 ・日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致。 ・中国による、既存の国際秩序と整合的でない行動が、同盟及び国際社会に対して課題となっている中、防衛当局としてとるべき対応について協議していくことで一致。 ・日本側から、国際法との整合性に問題のある規定を含む中国海警法により、東シナ海や南シナ海などの海域において緊張を高めることになることは断じて受け入れられない旨を述べ、両閣僚は深刻な懸念を表明。また、両閣僚は、台湾海峡の平和と安定の重要性について認識を共有。 ・北朝鮮の完全な非核化に向けたコミットメントを再確認するとともに、北朝鮮に対して国連安保理決議の下での義務に従うことを求めた。また、北朝鮮関連船舶による違法な「瀬取り」対策に関し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致。 ・自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、地域内外の多様なパートナーとの協力を強化していくことの重要性を確認。 ・双方の戦略を緊密な協議を通じて擦り合わせ、宇宙・サイバー領域を含む全ての領域において、協力を深めていくことで一致。 ・同盟の抑止力・対処力を高めるためには、自衛隊と在日米軍の双方が、日米共同訓練を含む各種の高度な訓練の実施等を通じ、即応性を強化していくことが重要であることで一致。 ・米国による「世界的な戦力態勢見直し（ＧＰＲ）」に関し、今後緊密に調整していくことを確認。 ・普天間飛行場の辺野古移設及び馬毛島の施設整備を含む米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致。 ・普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認し、これを進めていくことで一致。 ・在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の理解と協力が不可欠であること、また、米軍の安全かつ環境に配慮した運用の確保が重要であることを確認。

	概要・成果など
2021/4/16 日米首脳会談 ／ワシントンD.C. 出席者 菅内閣総理大臣 バイデン 米大統領	・自由、民主主義、人権、法の支配等の普遍的価値を共有し、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟をより一層強化していくことで一致。 ・「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米両国が、豪州やインド、ASEANといった同志国等と連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認。 ・東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更の試みや、威圧に反対することで一致するとともに、こうした問題に対処する観点から、中国との率直な対話の必要性が指摘されるとともに、普遍的価値を擁護しつつ、国際関係における安定を追求していくことで一致。 ・北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対して国連安保理決議の下での義務に従うことを求めることで一致。 ・ミャンマー国軍・警察の実力行使により多数の民間人が死傷している状況を強く非難し、民間人に対する暴力の即時停止、被拘束者の解放、民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に対し日米で連携しながら強く求めていく方針を改めて確認。 ・一層深刻化する地域の安全保障環境を踏まえ、両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を強化していくことで一致。 ・沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、普天間飛行場の固定化を避けるための唯一の解決策である辺野古への移設を含め、在日米軍再編を着実に推進することで一致。 ・日米間の緊密な経済関係を更に発展させていくことで一致するとともに、インド太平洋地域やグローバルな経済における日米協力の重要性を確認し、両首脳は、こうした議論を踏まえて、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」を発出することで一致。 ・両国が「より良い回復」をリードしていく観点から、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、コロナ対策、グリーン成長・気候変動などの分野での協力を推進していくことで一致。 ・気候変動については、米国主催の気候サミットを始め、COP26及びその先に向け、日米で世界の脱炭素化をリードしていくことを確認。
2022/1/7 日米安全保障協議委員会（「2+2」） ／テレビ会議 出席者 岸防衛大臣 林外務大臣 オースティン 米国防長官 ブリンケン 米国務長官	・日米は、自由で開かれたインド太平洋へのコミットメント、地域の平和、安全及び繁栄の礎としての日米同盟の重要な役割を確認。日米が一体となって新たな安全保障上の課題に対応するため、同盟の能力を継続的に前進させることにつき一致。 ・日本側は、自国の防衛を強固なものとし、地域の平和と安定に貢献するため、防衛力を抜本的に強化する旨述べ、米側は、これを歓迎するとともに、インド太平洋における態勢及び能力を最適化させていくとの決意を表明。 ・米国は、核を含むあらゆる種類の能力を用いた対日防衛義務への揺るぎないコミットメントを表明し、日米安保条約第５条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認。日米は、拡大抑止が信頼でき、強靱なものであることを確保する決定的な重要性を確認。 ・日米は、尖閣諸島に対する日本の施政を損なおうとする、いかなる一方的な行動にも引き続き日米が結束して反対すること、南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張、軍事化及び威圧的な活動への強い反対、地域における安定を損なう行動をともに抑止し、必要であれば対処することについて一致。 ・日米は、新疆ウイグル自治区及び香港の人権問題について、深刻な、かつ継続する懸念を表明。 ・台湾に関し、日米は台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、両岸問題の平和的解決を促した。 ・北朝鮮について、日米は北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、核・ミサイル開発の進展への強い懸念を表明。 ・同志国との協力について、日米は2021年９月の日米豪印首脳会合において確認した自由で開かれたルールに基づく秩序の推進へのコミットメントを改めて確認したほか、豪州、欧州、韓国、ASEAN等との連携及び協力の強化の重要性に関して一致。 ・日米は、ウクライナ情勢を含む共通の関心事項について意見交換を行い、ウクライナの主権及び領土一体性への一貫した支持を改めて表明。 ・日米は、情報保全の一層の強化、宇宙・サイバー分野での協力深化、新興技術を取り込む技術協力の推進など、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するための継続的な努力を精力的に進め、将来を見越した同盟の能力強化のための投資を行っていくことの重要性について一致。 ・日米は、両国の戦略及び政策をすり合わせるために引き続き緊密に連携することを確認。 ・日米は、役割・任務・能力の進化及び共同計画作業に関する力強い進展を歓迎。 ・日米は、領域横断的な能力の強化の重要性を強調。宇宙及びサイバーにおける安全保障協力の更なる強化を確認。 ・日米は、共同研究・開発・生産等に関する枠組み交換公文に基づき、新興技術での協力を進展させることを確認。 ・日米は、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することの重要性について一致。 ・日米は、普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとして、その推進にコミット。 ・日米は、沖縄統合計画に基づく嘉手納以南の土地返還の取組及び2024年に開始される約4,000人の米海兵隊の要員の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認。 ・日本から、在日米軍による地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件事故での適切な対応、PFOS等をめぐる課題について協力を要請し、日米は、引き続き緊密に連携することを確認。 ・日米は、同盟の即応性と抗たん性を高める、新たな在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る実質合意及び特別協定への署名を歓迎。
2022/1/21 日米首脳会談 ／テレビ会議 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	・「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、豪州、インド、ASEAN、欧州等の同志国との協力を深化させることで一致。 ・東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更の試みや経済的威圧に反対するとともに、中国をめぐる諸課題への対応に当たり日米両国で緊密に連携していくことで一致。 ・台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸関係の平和的解決を促した。 ・香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻な懸念を共有。 ・弾道ミサイル発射を始めとした北朝鮮による核・ミサイル活動は、日本、地域及び国際社会の平和と安定を脅かすものであるとの共通認識のもと、安保理決議に沿った北朝鮮の完全な非核化に向け、引き続き日米・日米韓で緊密に連携していくことで一致。 ・ウクライナ情勢について、引き続き日米で連携していくことで一致するとともに、ロシアによるウクライナへの侵攻を抑止するために共に緊密に取り組むことにコミット。 ・2022年１月７日の日米「２＋２」の共同発表を支持するとともに、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することで一致。 ・米側より、日米安保条約第５条の尖閣諸島への適用を含む、ゆるぎない対日防衛コミットメント及び拡大抑止について力強い発信。 ・宇宙・サイバー、情報保全、先進技術等に関する協力を進めていくことを確認。 ・在日米軍施設・区域及びその周辺における日米の取組の調整を含め、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために引き続き緊密に協力することで一致。 ・閣僚レベルの日米経済政策協議委員会（経済版「２＋２」）の立ち上げに合意するとともに、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」等に基づき、日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致。

	概要・成果など
2022/5/4 日米防衛相会談 ／ワシントンD.C. 出席者 岸防衛大臣 オースティン 米国防長官	・ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更であるとともに、国際秩序に対する深刻な挑戦であり断じて容認できないとして、これを厳しく非難。日米が連携し、ウクライナに対しできる限りの支援を継続していくことを確認。 ・米側は、ウクライナへの支援において日本が発揮しているリーダーシップに謝意を表明。日本側は、インド太平洋地域と欧州の安全保障は区別して考えることができない、欧州の安全保障へのコミットメントを強化していく旨発言。 ・自由で開かれたインド太平洋へのコミットメントを再確認。 ・東シナ海・南シナ海における威圧的な行動など、インド太平洋地域における中国の最近の行動について議論。インド太平洋地域における力による一方的な現状変更を許容せず、これを抑止し、必要であれば対処するために連携を強化していくことを確認。 ・米側は、尖閣諸島は日本の施政下にある領域であり、日米安全保障条約第５条が尖閣諸島に適用されること、尖閣諸島の現状変更を試みる、または、日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する旨を表明。 ・双方は、台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて強調。 ・北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射や核開発等は、地域と国際社会の平和と安定に対する深刻な脅威であり、断じて容認できないとの認識で一致。北朝鮮の挑発行動に対して、日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認。 ・豪州、インド、東南アジア、太平洋島嶼国及び欧州諸国といった地域内外のパートナー国との防衛協力を強化していくことで一致。 ・日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた取組を速やかに具体化していくことで一致。 ・日本側は、国家安全保障戦略等の策定を通じた、日本の防衛力の抜本的強化に対する断固たる決意を述べ、米側は、これを歓迎する旨発言。双方の戦略を緊密な協議を通じて擦り合わせていくことを確認。 ・米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨発言。日本側は、現下の国際情勢において核抑止が信頼でき、強靱なものであり続けるためのあらゆるレベルでの二国間の取組が従来にも増して重要である旨発言し、双方で認識を共有。 ・日米防衛協力の基盤である情報保全・サイバーセキュリティの重要性を確認するとともに、その強化に取り組んでいくことで一致。 ・同盟の技術的優位性を確保するため、極超音速技術に対抗するための技術を含め、装備・技術分野での協力をさらに深化させることで一致。 ・普天間飛行場の辺野古移設及び馬毛島の施設整備を含む米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致。 ・日米双方が引き続き緊密に連携し、本年、本土復帰50周年を迎える沖縄の負担軽減について、協力を一層加速させていくことの重要性を共有。
2022/5/23 日米首脳会談 ／東京 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	・日本側から、今回の訪日は、米国がいかなる状況にあってもインド太平洋地域にコミットし続けることを示すものであり、心から歓迎する旨述べ、米側から、今回の訪日を通じて、米国のインド太平洋地域への揺るぎないコミットメントを示していきたい旨発言。 ・ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を断固として守り抜く必要性を改めて確認。その上で、インド太平洋地域こそがグローバルな平和、安全及び繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米が国際社会を主導していくことで一致。 ・ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、対露制裁措置を講じつつウクライナ支援を進めていくことを改めて確認。国際社会の連帯強化に向けた連携で一致。 ・今回の侵略のような力による一方的な現状変更の試みをいかなる地域においても許してはならず、その試みには重大なコストが伴うことを明確に示していくことが重要との認識で一致。 ・ウクライナ情勢がインド太平洋地域に及ぼし得る影響について議論し、最近の中露両国による共同軍事演習等の動向を注視していくことで一致。東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや経済的威圧に強く反対し、香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況を深刻に懸念するとともに、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。 ・台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを確認し、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促した。 ・ICBM級弾道ミサイルの発射を始めとする北朝鮮による核・ミサイル開発活動を非難。安保理決議に沿った朝鮮半島の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対してこれらの決議の下での義務に従うことを求めた。安全保障協力を含む日米韓の三か国協力を一層強化していくことで一致。 ・日本側から、バイデン大統領が拉致被害者の御家族と面会することに謝意を伝えつつ、拉致問題の即時解決に向けた全面的な理解と協力を改めて求め、バイデン大統領から、一層の支持を得た。 ・日米同盟の抑止力・対処力を早急に強化していくことで一致。米側から、日本の防衛へのコミットメントが改めて表明され、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続けることを確保するため、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていくことで一致。 ・尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて表明。 ・日本側から、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明し、米側から、強い支持を得た。
2022/6/27 日米首脳会談 ／エルマウ 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	・日本側から、５月のバイデン大統領の訪日の意義に言及した上で、両首脳は、日米同盟の更なる強化及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認。 ・両首脳は、７月に開催予定の閣僚級の日米経済政策協議委員会（経済版「２＋２」）の成功に向け協力していくことで一致。 ・両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略に対し、引き続き緊密に連携していくことを確認。この関連で、両首脳は、プライスキャップ等石油価格高騰への対応についても議論。

	概要・成果など
2022/9/14 日米防衛相会談 ／ワシントンD.C. 出席者 浜田防衛大臣 オースティン米国防長官	・両閣僚は、日米同盟を取り巻く厳しい安全保障環境について幅広く意見交換。 ・両閣僚は、我が国のEEZ内への着弾を含む、先月上旬の中国による弾道ミサイルの発射について、日本の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題として強く非難。両閣僚は、改めて台湾海峡の平和と安定の重要性を確認するとともに、両岸問題の平和的解決を促すことで一致。また、両閣僚は、インド太平洋地域における力による一方的な現状変更を許容しないこと、そのために緊密かつ隙のない連携を図っていくことを確認。 ・両閣僚は、ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、引き続き、日米が連携し、ウクライナへの支援を継続していくことを確認。 ・また、両閣僚は、北朝鮮の核・ミサイル問題に関し、先月のミサイル警戒演習「パシフィック・ドラゴン」における日米韓共同訓練の実施を歓迎し、北朝鮮の挑発行為に対して一致して迅速に対応できるよう、日米、日米韓の連携をさらに緊密なものにしていくことを確認。 ・両閣僚は、自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、地域内外のパートナー国との協力を強化していくことで一致。 ・日本側は、新たな国家安全保障戦略等の策定において、いわゆる「反撃能力」を含めたあらゆる選択肢を検討し、日本の防衛力の抜本的強化を実現するとの決意を表明。さらに、日本側は、その裏付けとなる防衛予算の相当な増額に取り組んでいることを述べた。米側は、これらの取組に対する強い支持を表明。両閣僚は、双方の戦略の方向性が一致していることを確認し、同盟の強化に向け、さらに緊密に擦り合わせていくことで一致。 ・米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨を改めて発言。両閣僚は、核を含めた米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けるための取組について、閣僚レベルでも議論を深めていくことを確認。 ・両閣僚は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）能力の強化が、日米同盟の抑止力・対処力の強化にとって重要であることを確認。かかる観点から、両閣僚は、米空軍無人機MQ-9の海上自衛隊鹿屋航空基地への一時展開に向けた進捗を歓迎。日本側は、MQ-9の一時展開は、自衛隊における無人機によるISR活動の深化に資する旨発言。両閣僚は、MQ-9を含む日米のアセットが取得した情報を日米共同で分析することで一致。 ・両閣僚は、同盟の技術的優位性を確保するための装備技術分野での協力をさらに加速していくことで一致。かかる観点から、両閣僚は、極超音速技術に対抗するための技術について、共同分析の進捗を踏まえ、要素技術・構成品レベルでの日米共同研究の検討を開始することで合意。また両閣僚は、次期戦闘機等と連携する無人機に係る協力、サプライチェーン強化のための取組等を加速させることで一致。 ・両閣僚は、情報保全・サイバーセキュリティが日米防衛協力の深化のために死活的に重要であることで一致し、日本側は、サイバーセキュリティの抜本的強化に取り組む考えを説明。 ・両閣僚は、在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の理解と協力、また、米軍の安全かつ環境に配慮した運用が重要であることを確認。また、両閣僚は、緊密な協力の下、普天間飛行場の辺野古への移設及び馬毛島の施設整備も含め、米軍再編計画を着実に進展させていくことで一致。両閣僚は、沖縄をはじめとする地元の負担軽減について、引き続き取り組んでいくことを確認。
2022/11/13 日米首脳会談 ／プノンペン 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン米大統領	・冒頭、両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略、北朝鮮の度重なる挑発行動、東シナ海・南シナ海における力による一方的な現状変更の試みの継続等により、我々を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しているとの認識を共有。その上で、両首脳は、強固な日米関係が地域及び国際社会の平和と安定に果たすべき役割は大きいとの認識を共有し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化を図るとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を推進し、地域及び国際社会の平和と繁栄を確保すべく日米で協働していくことで一致。 ・両首脳は、地域情勢について意見交換。 （1）両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。また、両首脳は、地域の平和と安定の重要性を確認。 （2）両首脳は、北朝鮮による前例のない頻度と態様での弾道ミサイル発射は断じて容認できないことで一致した上で、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向け、引き続き日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認。また、岸田総理大臣から、拉致問題の解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、全面的な支持を得た。 （3）両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする同志国と結束して、強力な対露制裁及びウクライナ支援に取り組んでいくとともに、グローバル・サウスへの働きかけを強化していくことで一致。また、両首脳は、ロシアによる核の脅しを深刻に懸念しており、断じて受け入れられず、ましてやその使用は決してあってはならないことを確認。 ・日本側から、日本を取り巻く安全保障環境が一段と厳しさを増す中、本年末までに新たな国家安全保障戦略を策定すべくプロセスを進めている旨述べ、我が国の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を改めて示したのに対し、米側から、力強い支持を得た。 ・両首脳は、IPEF及び経済版「2＋2」に係る進展を歓迎するとともに、地域の経済秩序や経済安保に対する米国の関与がますます重要となっているとの認識を共有し、米側から、戦略的観点を踏まえ、米国の早期のTPP復帰を改めて促した。また、日本側から、米国による環境配慮車両への優遇措置に対する我が国の考えを伝達。 ・両首脳は、2023年のG7広島サミットの成功に向けて、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。

	概要・成果など
2023/1/11 日米安全保障協議委員会（「2＋2」）／ワシントンD.C. 出席者 浜田防衛大臣 林外務大臣 オースティン米国防長官 ブリンケン米国務長官	・冒頭、米側から、両大臣の訪米を心から歓迎する、今般、日米「2＋2」を日米両国の戦略文書発表直後という時宜を得た形で約2年ぶりに対面で開催することができたのは大変喜ばしい、安全保障環境が一層厳しさを増す中で、日米同盟の重要性はかつてないほど高まっており、自由で開かれたインド太平洋を実現するため、米国のインド太平洋地域への揺るぎないコミットメントを示していきたい旨発言。日本側から、双方の戦略文書を踏まえ、安全保障環境についての両国の認識をすり合わせつつ、日米同盟の更なる深化について議論する絶好の機会である、日米同盟を絶えず強化することに完全にコミットしており、両長官と緊密に連携していくことを心から楽しみにしている、戦略は策定して終わるものではなく、今後、日米が連携してそれぞれの戦略を速やかに実行していくことが重要である旨発言。 ・日米双方は、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認。 ・日本側から、相当増額した防衛予算の下で、新たな能力の獲得や継戦能力の増強等を早期に行い、防衛力を強化していく旨発言。これに対して米側から、同盟の抑止力・対処力を強化する重要な取組であり、強く支持する旨発言。 ・米側は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを再確認するとともに、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認。 ・日本側から、日本は平和で安定した国際環境を能動的に創出すべく、外交・安全保障上の役割を強化し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化していく旨発言した上で、日米双方は、下記のとおり情勢認識のすりあわせを行った。 ・日米双方は、自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指す中国の外交政策に基づく行動は同盟及び国際社会全体にとっての深刻な懸念であり、インド太平洋地域及び国際社会全体における最大の戦略的挑戦であるとの見解で一致。 ・また、米側は、尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとする行為を通じたものを含む、中国による東シナ海における力による一方的な現状変更の試みが強まっていることに強い反対の意を改めて表明。 ・日米双方は、台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを認識するとともに、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の維持の重要性を改めて表明し、両岸問題の平和的解決を促した。 ・日米双方は、北朝鮮による昨年来の、前例のない数の不法かつ無謀な弾道ミサイルの発射を強く非難。日本側から、戦術核の大量生産の方針等を明らかにしている北朝鮮が核実験に踏み切れば、過去6回の核実験とは一線を画すものである旨発言。また、拉致問題について、米側から引き続き全面的な支援を得た。 ・日米双方は、ロシアによるウクライナに対する残虐でいわれのない不当な戦争を強く非難。日本側から、欧州とインド太平洋地域の安全保障は相互に不可分と言えるものであり、本年のG7議長国として、ロシアへの対応及びウクライナ支援に向けた議論をリードしていく旨発言。 ・日本側から、日米双方の戦略は、抑止力を強化するため、自らの防衛力を抜本的に強化し、そのための投資も増加させること、そして同盟国や同志国等との連携強化を目指すといった点において、軌を一にしている旨発言した上で、そのような戦略の下、同盟としての抑止力・対処力を最大化する方策について議論。 ・日本側から、抜本的に強化された日本の防衛力を前提とした、日米間でのより効果的な役割・任務の分担を実現していく必要がある旨発言。日米双方は、起こり得るあらゆる事態に適時かつ統合された形で対処するため、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整を更に強化する必要性を改めて強調。また、米側からは、日本による常設の統合司令部設置の決定を歓迎する旨発言。 ・日米双方は、米国との緊密な連携の下での、日本の反撃能力の効果的な運用に向けて、日米間での協力を深化させることを決定。 ・日米双方は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動並びに柔軟に選択される抑止措置（FDO）を含む二国間協力を深化させることを決定。 ・日本側から、装備・技術面での協力は、同盟の技術的優位性の確保、日本の防衛力強化の速やかな実現の双方において重要であり、更に加速する必要がある旨発言し、米側から、技術的優位性の確保に向け、日米で共に努力していきたい旨発言があった。 ・日本側から、宇宙・サイバー領域における協力の深化は同盟の近代化における核となるものである旨発言。日米双方は、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミット。その上で、日米双方は、宇宙領域に関し、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることがあり得ることを確認。日本側から、本件は同盟全体の抑止力強化の観点で重要な成果である旨発言。 ・日本側から、多国間協力については、同盟国・同志国のネットワークの重層的な構築・拡大を図り、抑止力を強化していく旨発言した。 ・日米双方は、米国の「核態勢の見直し」の公表も踏まえ、拡大抑止を議題の1つとし、時間を割いて突っ込んだ議論を行った。 ・日米双方は、米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保することの決定的な重要性を改めて確認。 ・さらに、日米双方は、日米拡大抑止協議及び様々なハイレベル協議を通じ、実質的な議論を深めていくことで一致。 ・日米双方は、地域における安全保障上の増大する課題に対処するために、日本の南西諸島の防衛のためのものを含め、向上された運用構想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認するとともに、普天間飛行場の固定化を避けるための唯一の解決策である辺野古への移設を含め、在日米軍再編を着実に推進することの重要性について一致。 ・日米双方は、現下の厳しい安全保障環境を踏まえ、在日米軍の態勢見直しに関する再調整で一致。日米双方は、厳しい競争環境に直面し、日本における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び対処力を強化するため、強化された情報収集・警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備えた、より多面的な能力を有し、より強靱性があり、そして、より機動的な戦力を配置することで向上されるべきであることを確認。そのような政策に即して、2012年4月27日の日米安全保障協議委員会で調整された再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は沖縄に残留し、第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編されることを確認。この取組は、地元の負担に最大限配慮した上で、2012年の再編計画の基本的な原則を維持しつつ進められる。 ・日本側から、厳しい安全保障環境に対応するための、在日米軍の献身的な活動への謝意を述べた。また、日本側から普天間飛行場代替施設の建設事業や馬毛島における施設整備が着実に進捗していることを紹介した上で、日米双方は、在日米軍の施設及び区域の再編を支える現在行われている事業の着実な実施並びに地元との関係の重要性を再確認し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調。また、馬毛島における自衛隊施設の整備の進展及び将来の見通しを歓迎。 ・日米双方は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに2024年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認。日本側から、地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件・事故での適切な対応、環境問題などについても米側に改めて要請し、日米双方は緊密に連携していくことを確認。

	概要・成果など
2023/1/12 日米防衛相会談 ／ワシントンD.C. 出席者 浜田防衛大臣 オースティン米国防長官	・両閣僚は、日米「2＋2」を踏まえ、それぞれの新たな国家安全保障戦略及び国家防衛戦略について、速やかに実行に移していくことで一致し、その具体的な取組について議論を行った。 ・日本側は、新たな戦略の下、相当な増額をされる防衛予算によって、反撃能力を含めた防衛力の抜本的強化を早期に実現する強い決意を述べた。米側は、日本の取組に対して、強い支持を表明。 ・両閣僚は、抜本的に強化される日本の防衛力の下での同盟の役割・任務の分担について集中的な議論を速やかに実施させることを確認。両閣僚は、そのような議論においては、日米協力の下での反撃能力の効果的な運用、事態の発生を抑止するための平素からの日米共同による取組、あらゆる段階における迅速かつ効果的な日米間の調整などについて議論を深めていく必要があることで一致。 ・米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨を改めて発言。両閣僚は、日米「2＋2」における議論も含め、核を含めた米国の拡大抑止がより信頼でき、より強靱なものであり続けるための取組をさらに深化させていくことを確認。 ・両閣僚は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）能力強化の観点から、米空軍無人機MQ-9の鹿屋航空基地への一時展開及び日米共同情報分析組織（BIAC）の運用開始を歓迎。 ・両閣僚は、同盟の抑止力・対処力にとって技術的優位性の確保が死活的に重要であるとの認識に立ち、装備・技術協力を加速させることで一致。その基盤を構成する枠組として、両閣僚は、研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する了解覚書及びサプライチェーン協力の強化に向けた防衛装備品等の供給の安定化に係る取決めに署名。また、両閣僚は、極超音速技術に対抗するための技術、高出力マイクロ波及び自律型システムでの共同研究・開発に向けた議論の進捗を歓迎。 ・両閣僚は、情報保全・サイバーセキュリティが同盟の根幹であるとの認識を共有し、連携をさらに強化することを確認。日本側は、その抜本的強化に向けた取組を徹底していく決意を表明。 ・両閣僚は、同盟の抑止力・対処力を実質的に強化することになる、日米「2＋2」で確認された米軍の態勢の取組を実行することで合意し、これらの取組の実施に向けて協議を継続することを確認。日本側から、沖縄の負担軽減の重要性を述べるとともに、両閣僚は、在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の理解と協力が重要であることで一致。
2023/1/13 日米首脳会談 ／ワシントンD.C. 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン米大統領	・冒頭、日本側から、2023年という新しい年を迎え、総理大臣として初めて米国・ワシントンD.C.を訪問し、親しい友人であるバイデン大統領と会談できることを嬉しく思う旨述べたのに対し、米側から、岸田総理大臣の訪米を歓迎する、両首脳間のパートナーシップ、そして日米同盟はかつてなく強固である旨発言。 ・日本側から、日米両国が近年で最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中、我が国として、昨年12月に発表した新たな国家安全保障戦略等に基づき、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化及び防衛予算の相当な増額を行っていく旨述べたのに対し、米側から、改めて全面的な支持を得た。 ・また、日本側から、同年10月に発表された米国の国家安全保障戦略を高く評価する旨述べたのに対し、米側から、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明。その上で、両首脳は、日米両国の国家安全保障戦略が軌を一にしていることを歓迎するとともに、日米両国の戦略を実施するに当たって相乗効果を生み出すようにすることを含め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくとの決意を新たにした。 ・両首脳は、11日に開催された日米安全保障協議委員会（「2＋2」）でのやり取りも踏まえつつ、安全保障分野での日米協力に関する具体的協議を更に深化させるよう指示。 ・両首脳は、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、力による一方的な現状変更の試みを許してはならないという観点も踏まえつつ、地域情勢について意見交換を行った。 ・(1) 両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。また、両首脳は、中国と共通の課題については協力していくことの重要性を確認。さらに、両首脳は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促した。 ・(2) 両首脳は、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向け、日米韓の安全保障協力を含む地域の抑止力強化や安保理での対応において、引き続き日米、日米韓で緊密に連携していくことで一致。また、日本側から、拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、米側から、改めて全面的な支持を得た。 ・(3) 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする同志国と緊密に連携しながら、対露制裁及びウクライナ支援を強力に推進していくことで一致。また、両首脳は、ロシアによる核の威嚇は断じて受け入れられず、ましてやその使用は決してあってはならないことを改めて確認。 日本側から、G7広島サミットでは、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くというG7のビジョンや決意を示していく、また、インド太平洋についてもしっかり議論したいとの考えを説明。また、日本側から、唯一の戦争被爆国である日本の総理大臣として、バイデン大統領を含むG7首脳と共に、核兵器の惨禍を人類が二度と起こさないとの誓いを広島から世界に向けて発信したい旨述べた上で、両首脳は、厳しい安全保障環境も踏まえつつ、「核兵器のない世界」に向けて、日米で共に取り組んでいくことで一致。さらに、両首脳は、エネルギー・食料安全保障を含む世界経済、経済安全保障、そして気候変動、保健、開発といった地球規模の課題等の分野でG7が結束して取り組むことが重要との認識で一致。両首脳は、G7広島サミットの成功に向けて、引き続き日米で緊密に連携していくことを改めて確認。 ・両首脳は、2022年は、日米経済政策協議委員会（経済版「2＋2」）やインド太平洋経済枠組み（IPEF）の立上げ・進展が見られ、日米経済関係が戦略的な段階に押し上げられた一年であったとの認識で一致。その上で、両首脳は、本年は日本がG7、米国がAPECの議長国を務める中、持続的・包摂的な経済成長の実現及びルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化に向けて、本年の経済版「2＋2」も活用しながら、日米で国際社会を主導していくことで一致。 ・また、日本側から、米国による環境配慮車両への優遇措置に対する我が国の考えを改めて伝達。 ・さらに、両首脳は、地域の経済秩序に対する米国の関与がますます重要となっているとの認識を共有し、IPEFの交渉進展に向けて協力していくことで一致するとともに、日本側から、戦略的観点を踏まえ、TPPについての我が国の立場を伝達。そして、両首脳は、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を推進していくことで一致。 ・両首脳は、経済的威圧を含む経済安全保障上の課題に対処すべく、同志国でサプライチェーン強靱化を進めていくことで一致。 ・さらに、両首脳は、エネルギー安全保障の強化に向けて取り組む重要性を共有。 ・両首脳は、宇宙分野での日米協力を一層推進していくことで一致。 ・両首脳は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序へのコミットメントがかつてなく重要になっているとの認識を共有。 ・その上で、日本側から、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」実現に向けた取組を強化していく考えである旨述べたのに対し、米側から、日本側の取組への支持を得るとともに、米国の地域に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明。 ・両首脳は、地域及び国際社会の平和と繁栄の確保に向けて、日米でFOIP実現に向けた取組を推進していくことで一致。 ・両首脳は、自由で開かれたインド太平洋と平和で繁栄した世界という共通のビジョンに根ざし、法の支配を含む共通の価値に導かれた、前例のない日米協力を改めて確認し、日米共同声明を発出。

	概要・成果など
2023/5/18 日米首脳会談 ／広島 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	・冒頭、日本側から、本年１月の訪米以来の再会を嬉しく思う旨述べた上で、日米同盟はインド太平洋地域の平和と安定の礎であり、日米関係は、安全保障や経済にとどまらず、あらゆる分野で重層的な協力関係にあると述べたのに対し、米側から、日米両国は基本的価値を共有しており、日米同盟はかつてなく強固である旨発言。 ・日本側から、ディープテック分野のイノベーション及びスタートアップのエコシステムを構築するため、「グローバル・スタートアップ・キャンパス」を東京都心（目黒・渋谷）に創設すべく、米国のリーディング大学の一つであるマサチューセッツ工科大学（MIT）と連携しフィージビリティ・スタディを実施し、米国の協力も得つつ構想の具体化を強力に進める旨述べ、両首脳はスタートアップ、イノベーションの分野で両国が緊密に連携することの重要性で一致。また、両首脳は、教育・科学技術分野における日米間の協力に関する覚書が作成されることを歓迎。 ・両首脳は、日米安全保障協力について意見交換を行い、１月の日米安全保障協議委員会（日米「２＋２」）や日米首脳会談の成果を踏まえた日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた協力を継続していくことを改めて確認。また、両首脳は、米国の拡大抑止が日本の強化される防衛力と相まって、日本の安全及び地域の平和と安定の確保に果たす不可欠な役割を再確認。 ・米側からは、核を含むあらゆる種類の米国の能力によって裏付けられた、日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する米国のコミットメントが改めて表明され、両首脳は、そうした文脈において、情勢が進展する際のあらゆる段階において二国間の十分な調整を確保する意思を改めて確認。両首脳は、直近の日米「２＋２」や日米拡大抑止協議における、米国の拡大抑止に関する活発かつ突っ込んだ議論を評価し、こうした議論を一層強化していくことの重要性を改めて確認。 ・両首脳は、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、力による一方的な現状変更の試みを許してはならないという観点も踏まえつつ、地域情勢について意見交換を行った。 ・（1）両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。また、両首脳は、中国と共通の課題については協力していくことの重要性を確認。さらに、両首脳は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促した。 ・（2）日本側から、今月上旬の訪韓に触れつつ、日韓関係を更に進展させていく旨述べたのに対し、米側から、日韓関係の改善を歓迎する旨発言。両首脳は、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向け、日米韓の安全保障協力を含む地域の抑止力強化や安保理での対応において、引き続き日米、日米韓で緊密に連携していくことで一致。また、日本側から、拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、米側から、改めて全面的な支持を得た。 ・（3）両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする同志国と緊密に連携しながら、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していくことで一致。 ・（4）両首脳は、いわゆるグローバル・サウスへの関与や支援の重要性を確認。 ・両首脳は、19日から行われるG7広島サミットに向け、国際社会や地域の課題に対するG7の揺るぎない結束を世界に示すべく、日米でも緊密に連携していくことで一致。 ・両首脳は、地域の経済秩序に対する米国の関与がますます重要となっているとの認識を共有し、IPEFについても意見交換するとともに、日本側から、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）についての我が国の考えと取組を伝達。 ・両首脳は、重要技術の育成・保護の重要性に関する認識を共有し、量子及び半導体分野における日米間の大学及び企業間でのパートナーシップ締結が予定されていることを歓迎するとともに、バイオやAIといった分野にも協力を広げていくことで一致。さらに、両首脳は、エネルギー安全保障の強化に向けて取り組む重要性を共有。また、日米経済政策協議委員会（経済版「２＋２」）において、経済安全保障の協力を具体化させることで一致。
2023/6/1 日米防衛相会談 ／東京 出席者 浜田防衛大臣 オースティン 米国防長官	・両閣僚は、この厳しい競争の時代において、ルールに基づく国際秩序と、自由で開かれたインド太平洋を維持していく決意を改めて確認した。また、両閣僚は、インド太平洋地域において力による一方的な現状変更やその試みを許容しないこと、そのためにこれまで以上に日米が緊密に連携していくことを確認した。 ・両閣僚は、ロシアによる違法で、不当で、いわれのないウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、引き続き、日米が連携し、ウクライナへできる限りの支援を継続していくことを確認した。 ・両閣僚は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。また、両閣僚は、中国との率直な対話の重要性を確認した。さらに、両閣僚は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促した。 ・両閣僚は、北朝鮮の核・ミサイル問題に関し、４月に開催された日米韓防衛実務者協議（DTT）の成果を歓迎するとともに、日米、日米韓の連携をさらに緊密なものにしていくことを確認した。 ・両閣僚は、日米豪３か国の協力がかつてないレベルにまで深まっていることを歓迎した。両閣僚は、日本と豪州との間の円滑化協定により、訓練機会を拡大し、３か国の相互運用性を向上させていくことを確認した。 ・両閣僚は、G7広島サミットで確認された、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜く決意を着実に実行に移すため、本年１月の日米「２＋２」においても確認した日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた取組について議論を行った。 ・両閣僚は、日米協力の下での反撃能力の効果的な運用を含めた、同盟の役割・任務・能力に係る議論が進展していることを歓迎した。 ・米側から、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨を改めて述べた。両閣僚は、核を含めた米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けるため、拡大抑止に関する議論を一層強化していくことを確認した。 ・両閣僚は、反撃能力を含む日本の防衛力の抜本的強化が同盟の抑止力を強化するものであることを認識し、抑止力の強化に向けて引き続き日米で連携していくことを確認した。 ・両閣僚は、海上自衛隊鹿屋航空基地に一時展開している米空軍無人機MQ-9及び日米共同情報分析組織が、同盟の情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）能力の強化に大きな役割を果たしていることを確認した。また、両閣僚は、地域におけるISR能力を維持・強化していくことの必要性を確認した。 ・両閣僚は、無人機に関する協力に加え、極超音速技術に対抗するための将来のインターセプターの共同開発の可能性に関する議論を前進させ協力を深めて行くことを確認した。 ・両閣僚は、情報保全・サイバーセキュリティの確保が同盟の根幹であることを確認した。日本側から、サイバーセキュリティを抜本的に強化していく強い決意を表明した。 ・両閣僚は、日米「２＋２」で確認された米軍の態勢の取組の実施に向けて引き続き協議を継続していくことを確認した。両閣僚は、普天間飛行場の辺野古移設及び馬毛島の施設整備を含む米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致した。 ・両閣僚は、沖縄をはじめとする地元の負担軽減について、引き続き取り組んでいくことを確認するとともに、在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の理解と協力が重要であることで一致した。

	概要・成果など
2023/8/18 日米首脳会談 ／キャンプ・デービット 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	・冒頭、日本側から、ハワイ州マウイ島での山火事に関し改めてお見舞いの言葉を述べるとともに、我が国として、被災者救援のための支援を行うことを決めた旨述べ、今般の日米韓首脳会合の開催は極めて有意義である旨述べたのに対し、米側から、安全保障環境が一層厳しさを増す中で日米、日米韓の協力を深めていきたい旨述べた。 両首脳は、地域情勢について意見交換を行った。 (1) 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする同志国と緊密に連携しながら、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していくことで一致した。 (2) 両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。また、両首脳は、中国と共通の課題については協力していくことの重要性を確認した。さらに、両首脳は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促した。 (3) 日本側から、米国側がALPS処理水に関する我が国の取組について支持と理解を表明していることに謝意を述べた。また、両首脳は、ALPS処理水に関する偽情報の拡散防止における連携等についても意見交換を行った。 ・両首脳は、あらゆる種類の米国の能力によって裏付けられた、日本の防衛に対する米国のコミットメントを認識し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化のため、GPI（Glide Phase Interceptor：滑空段階迎撃用誘導弾）の共同開発を開始できることを歓迎した。
2023/9/28 日米防衛相会談 ／電話会談 出席者 木原防衛大臣 オースティン 米国防長官	・冒頭、日本側から防衛大臣就任の挨拶を行うとともに、防衛力の抜本的強化と日米同盟の強化に取り組む決意を述べ、米側から就任に対する祝意が示された。 ・両閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた取組について議論し、反撃能力の効果的な運用を含めた、同盟の役割・任務・能力に係る議論を更に進捗させていくことを確認した。 ・両閣僚は、インド太平洋地域において力による一方的な現状変更やその試みを抑止するため、これまで以上に日米で緊密に連携をしていくことを確認した。また、現下の北朝鮮情勢を踏まえ、日米韓における防衛協力を更に推進していくことで一致した。 ・両閣僚は、米軍の態勢の最適化に向けた取組及び米軍再編計画の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致した。 ・両閣僚は、引き続き緊密に連携し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化及び自由で開かれたインド太平洋の実現に取り組んでいくことを確認した。
2023/10/5 日米防衛相会談 ／ワシントンD.C. 出席者 木原防衛大臣 オースティン 米国防長官	・両閣僚は、力による一方的な現状変更やその試みは、インド太平洋を含めたどの地域でも許容してはならず、そのためにも同盟の抑止力・対処力を強化していく必要があることを確認した。また、両閣僚は、日米安全保障条約第５条が尖閣諸島に適用される旨米国が表明していることの重要性に留意した。 ・両閣僚は、ロシアによるウクライナ侵略は、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であって、断じて容認できず、引き続き、日米が連携して、ウクライナ支援を継続していくことを確認した。 ・両閣僚は、ロシアとの連携を含む中国の軍事活動の活発化を踏まえ、これまで以上に連携を強化していくことで一致した。また、両閣僚は、台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて強調した。 ・また、両閣僚は、本年８月の首脳会合で確認された、日米韓のパートナーシップが３か国全ての国民、地域、そして世界の安全と繁栄を増進するとの考え方のもと、地域の安全保障上の課題に日米韓が連携して対応する重要性を確認した。両閣僚は、北朝鮮の核・ミサイル脅威に関し、本年末までのミサイル警戒情報のリアルタイムでの共有の運用開始に向けた取組を始めとして、引き続き日米韓の３か国で防衛協力を推進することを確認した。 ・両閣僚は、日本と豪州との間で円滑化協定（RAA）を適用して訓練機会が拡大していることを歓迎した。また、共同訓練を含む様々な分野で日米豪３か国の防衛協力を深化させることを確認した。 ・両閣僚は、新たな戦略の下で同盟の抑止力・対処力を強化する取組を着実に進めていくことを確認した。日米協力の下での反撃能力の効果的な運用を含め、同盟の役割・任務・能力に係る議論を加速することを確認した。 ・米側から、日本の常設の統合司令部の設置に向けた取組を歓迎し、両閣僚は日米間の連携要領の在り方について議論をしていくことを確認した。 ・米側から、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨を改めて述べた。両閣僚は、拡大抑止について、日米間の実質的な議論が深化していることを歓迎し、今後も継続的に突っ込んだ議論をしていくことで一致した。 ・両閣僚は、南西地域における日米の共同プレゼンスを拡大していく重要性について一致した。 ・両閣僚は、海上自衛隊鹿屋航空基地に一時展開している米空軍無人機MQ-9及び日米共同情報分析組織が、同盟の情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）能力の強化にとって極めて重要であることを改めて確認した。 ・両閣僚は、技術的優位性の確保の観点から、無人機関連の協力を拡大するとともに、GPI（Glide Phase Interceptor：滑空段階迎撃用誘導弾）について、共同開発の成功に向けて協力を深めていくことを確認した。 ・両閣僚は、情報保全・サイバーセキュリティが同盟の根幹であるとの認識を共有し、日本側は、米側と共に抜本的強化に取り組んでいく強い決意を述べ、米側はそれを歓迎した。 ・両閣僚は、日米「２＋２」で確認された米軍の態勢に係る取組を着実に実施するとともに、引き続き日米で連携していくことを確認した。両閣僚は、米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致した。 ・両閣僚は、在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の理解と協力が不可欠であることを確認し、沖縄をはじめとする地元の負担軽減について、引き続き取り組んでいくことを確認した。
2023/11/16 日米首脳会談 ／サンフランシスコ 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	・冒頭、日本側から、歴史的なキャンプ・デービッドでの日米韓首脳会合以来の再会を嬉しく思う旨述べた上で、中東、ウクライナ、中国や北朝鮮を含むインド太平洋地域の諸課題もあり、日米の連携はこれまで以上に必要である旨述べたのに対し、米側から、日米同盟の重要性はこれまでになく高まっており、日米間の連携を一層強化していきたい旨述べた。 ・また、日本側から、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の大きな進展を歓迎するとともに、日米経済政策協議委員会（経済版「２＋２」）の開催も時宜を得たものである旨述べた。 ・両首脳は、地域情勢について意見交換を行った。 (1) 日本側から、イスラエル・パレスチナ情勢をめぐるバイデン大統領のリーダーシップ及び人道的休止の実現を含む米国の外交努力を高く評価する旨述べ、両首脳は、ハマス等のテロ攻撃を非難するとともに、ガザ地区の人道状況の改善と「二国家解決」の実現に向け、引き続き緊密に連携していくことで一致した。 (2) 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していくことで一致した。 (3) 両首脳は、15日に行われた米中首脳会談の結果を踏まえつつ、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。また、両首脳は、中国と共通の課題については協力していくことの重要性を確認した。

	概要・成果など
2023/12/12 日米防衛相会談 ／電話会談 出席者 木原防衛大臣 オースティン 米国防長官	・日本側から、米空軍のCV-22オスプレイの事故において亡くなった８名の乗員及びそのご家族に対してのお悔やみを申し上げるとともに、防衛省・自衛隊として速やかな収容・回収のため引き続き全力を尽くしていきたい旨を述べた。また、日本国内のオスプレイについて、飛行にかかる安全が確認されてから、飛行を行うことを改めて要請するとともに、事故の状況や今後の安全対策について情報提供を求めた。 ・米側は、日本側の捜索及び回収任務への支援に感謝するとともに、国防省にとって、米隊員及び日本のコミュニティの安全が最優先事項である旨を述べた。 ・両閣僚は、今後のオスプレイの飛行に関し、飛行の安全が最優先であるという認識を共有し、本件について、引き続き緊密に連携していくことを確認した。 ・両閣僚は、紅海及びアデン湾における情勢について意見交換を行うとともに、海洋安全保障及び国際社会の平和と安定のため日米で連携して対応していくことで一致した。 ・両閣僚は、本年８月の歴史的なキャンプ・デービッドにおける日米韓首脳会合及び本年11月の日米韓防衛相会談で確認された、３か国の安全保障協力の取組を加速させることで一致した。 ・両閣僚は、拡大抑止について、今月の拡大抑止協議（EDD）を含め日米間の実質的な議論が深化していることを歓迎し、今後も継続的に突っ込んだ議論をしていくことで一致した。 ・両閣僚は、引き続き緊密に連携し、自由で開かれたインド太平洋を確保するため、日米同盟の抑止力及び能力の一層の強化に取り組んでいくことを確認した。
2024/3/13 日米防衛相会談 ／電話会談 出席者 木原防衛大臣 オースティン 米国防長官	・冒頭、木原大臣は、１月１日に発生した能登半島地震における米国からのお見舞い及び支援並びに災害派遣活動に対する在日米軍による協力に対して、感謝の意を述べた。 ・木原大臣は、昨年11月に発生した米空軍CV-22オスプレイの事故について、亡くなった８名の乗員及びそのご家族に対して、改めてお悔やみを述べた。これに対して、オースティン長官からは、本事故について、自衛隊、海上保安庁及び地域の皆様による捜索救難活動への支援に対して感謝の意が示された。 ・また、両閣僚は、今般の屋久島沖におけるオスプレイの事故を受け、日米間で緊密に連携を行いながら進めた安全対策等の確認作業の成果を確認した。木原大臣は、前例のないレベルでの技術情報の提供に感謝するとともに、今後、事故調査報告書の公表に際して、防衛省がその内容をより適切な形で日本国民に説明するための協力を要望した。両閣僚は、本件について更なる協力をしていくことを確認した。 ・両閣僚は、飛行の安全を最優先として、今般示された安全対策を講じた上で、引き続き、日米間で緊密に連携しながら、日本国内におけるオスプレイの運用を段階的かつ慎重に進めていくことを確認した。 ・両閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化及び自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、引き続き取り組んでいくことで一致した。

	概要・成果など
2024/4/10 日米首脳会談 ／ワシントンD.C. 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	・冒頭、岸田総理大臣から、公式訪問に招待いただき光栄である旨述べた上で、日米両国は深い信頼と重層的な友好関係で結ばれており、このかつてなく強固な友好・信頼関係に基づき、日米両国が二国間や地域にとどまらず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を共に維持・強化するグローバル・パートナーとなっている旨述べた。その上で、岸田総理大臣から、今次公式訪米を通じて、かつてなく強固に結ばれた日米が、いかなる未来を構築していくのかを内外に示したい旨述べた。両首脳は、日米両国が国際社会の問題に取り組むグローバル・パートナーであるとの点で一致した。 ・両首脳は、国際社会が分断の度合いを深め、かつてないレベルでの挑戦を受けているとの認識を共有した上で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を共に維持・強化していくことで一致した。 ・日米同盟の役割がかつてなく高まる中、日米安全保障協力について、岸田総理大臣から、国家安全保障戦略に基づき、反撃能力の保有や、2027年度の防衛費とそれを補完する取組に要する予算水準を2022年度のGDPの2%に引き上げるなど、強い決意を持って防衛力の強化に取り組んでいることを伝え、バイデン大統領から改めて強い支持を得た。その上で、両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化が急務であることを再確認し、米軍と自衛隊の相互運用性強化のため、それぞれの指揮・統制枠組みを向上させることを含め、安全保障・防衛協力を拡大・深化していくことで一致した。また、バイデン大統領から、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明された。 ・両首脳は、地域情勢について意見交換を行った。 (1) 両首脳は、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは、世界のいかなる場所であれ、断じて許容できず、同盟国・同志国と連携し、引き続き毅然として対応することを再確認した。 (2) 両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。また、両首脳は、中国と対話を継続し、共通の課題については協力していくことの重要性を確認した。さらに、両首脳は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促した。 (3) 両首脳は、核・ミサイル開発や露朝関係を含む北朝鮮をめぐる最新の情勢について率直な意見交換を行った。両首脳は、昨年8月のバイデン大統領の招きによるキャンプ・デービッドでの日米韓首脳会合の成果に立って、多くの分野で日米韓協力が進展していることを歓迎しつつ、深刻に懸念すべき現下の情勢に対して、引き続き日米、日米韓で一層緊密に連携して対応していくことで一致した。また、岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、改めて全面的な支持を得た。 (4) 両首脳は、東南アジア諸国や太平洋島嶼国を始めとする様々な国との更なる関係強化の必要性を共有し、11日に予定される日米比首脳会合の場を含め、引き続き緊密に連携していくことで一致した。 (5) ロシアによるウクライナ侵略について、岸田総理大臣から、「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」との認識の下、我が国が自らの問題として厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していく決意を述べ、バイデン大統領との間で、G7を始めとする同志国と緊密に連携していくことで一致した。 (6) 岸田総理大臣から、中東情勢をめぐるバイデン大統領の外交努力を高く評価する旨述べるとともに、人道状況の改善や持続可能な停戦の実現に向けて外交努力を重ねている状況について説明した。両首脳は、ハマス等のテロ攻撃を非難するとともに、ガザ地区の人道状況の改善及び復興と「二国家解決」の実現、さらに中東地域の安定化に向け、引き続き緊密に協力していくことで一致した。 ・両首脳は、日米両国が世界の経済成長を共に牽引していく上で、民間企業を始めとする双方向の投資の促進が重要であるとの認識で一致した。岸田総理大臣からは、米国滞在中に訪問予定のノースカロライナ州における日本企業の投資にも触れつつ、日本企業が投資や雇用創出を通じて米国経済に大きく貢献していることを説明し、バイデン大統領から賛意が示された。その上で、両首脳は、半導体、AI、量子等の先端技術分野での競争力の維持・強化に向け、研究開発協力の具体化を歓迎するとともに、イノベーションを促進するスタートアップ環境の整備や人材育成交流といった連携を加速化することを確認した。 ・両首脳はまた、経済的威圧、非市場的政策・慣行や過剰生産の問題への対応、サプライチェーンの強靱化や、脱炭素化等による持続可能で包摂的な経済成長の実現に向け、協力を強化していくことで一致した。この文脈で、経済安全保障の確保に向けて、二国間やG7を含め、様々な枠組みを通じて連携を更に深めていくことで一致した。さらに、岸田総理大臣から、米国のインド太平洋地域への経済的関与が不可欠である旨述べ、同地域の経済秩序についてやり取りを行った。 ・両首脳は、宇宙分野での日米協力を一層推進していくことで一致した。また、日本からの月面与圧ローバの提供と日本人宇宙飛行士の2回の月面着陸を含む、与圧ローバによる月面探査の実施取決めの署名を歓迎した。さらに、両首脳は、重要なベンチマークが達成されることを前提に、アルテミス計画の将来のミッションで日本人宇宙飛行士が米国人以外で初めて月面に着陸するという共通の目標を発表した。 ・両首脳は、昨年の「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」の発出を含む、核軍縮に関する現実的・実践的な取組が進んでいることを確認し、岸田総理大臣から、米国の「FMCTフレンズ」への参加を歓迎する旨述べた。 ・両首脳は、揺るぎない日米関係の礎は人と人との絆であり、これを一層強化するべく、人的交流を更に促進していくことが重要であることを再確認した。 ・両首脳は、国際社会の平和と繁栄の礎である法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を何としても維持・強化していくという日米両国の不退転の決意を表明し、その指針を記したものとして、日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」を発出した。
2024/5/2 日米防衛相会談 ／ハワイ 出席者 木原防衛大臣 オースティン 米国防長官	・両閣僚は、力による一方的な現状変更やその試みは、インド太平洋を含めたどの地域でも許容してはならず、そのためにも日米同盟の抑止力・対処力を強化していく必要があることを改めて確認した。 ・両閣僚は、本年4月の日米首脳会談で確認された、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための戦略的イニシアティブについて確認し、その実現に向けて、緊密に連携していくことを確認した。また、両閣僚は、自由で開かれたインド太平洋を実現するため、志を同じくする地域のパートナーとも引き続き協力を強化していくことを確認した。 ・両閣僚は、米軍と自衛隊の相互運用性強化のため、それぞれの指揮・統制枠組の向上等について、進捗状況を確認しつつ、引き続き議論をしていくことで一致した。 ・両閣僚は、日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）の早期開催に向けて準備を進めていくことを確認するとともに、同協議の枠組を通じて日米の共同開発、共同生産及び共同維持整備にかかる議論を加速し、日米間の装備協力を一段と深化させることで一致した。 ・両閣僚は、拡大抑止について、次回の日米安全保障協議委員会（「2＋2」）の機会に閣僚級で議論を深めることで一致した。 ・両閣僚は、南西地域における日米の共同プレゼンスを着実に拡大していく重要性について改めて一致した。 ・両閣僚は、抑止力を維持し、地元への影響を軽減する観点から、普天間飛行場の辺野古移設及び返還を含む米軍再編計画の着実な進展のため、引き続き日米間で緊密に協力していくことで一致した。また、両閣僚は、在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の協力が重要であることで一致し、地元との強固な関係を後押しすることを含め引き続き連携していくことを確認した。

資料26 日米安全保障協議委員会（「2＋2」）共同発表（仮訳）

（2023年1月）

日米安全保障協議委員会（2＋2）共同発表（仮訳）

ブリンケン国務長官、オースティン国防長官、林外務大臣及び浜田防衛大臣（以下、併せて「閣僚」という。）は、2023年1月11日、ワシントンDCにおいて日米安全保障協議委員会（SCC）を開催した。

閣僚は、統合された形での抑止力強化に向けてそれぞれの国の新たな国家安全保障戦略及び国家防衛戦略が軌を一にしていることを認識し、戦略的競争の新たな時代において勝利する態勢をとるための現代化された同盟のビジョンを提示した。

閣僚は、日米同盟が地域の平和、安全及び繁栄の礎であることを宣言し、自由で開かれたインド太平洋地域を擁護するとのコミットメントを改めて力強く表明した。閣僚は、抑止力を強化し、変化する地域及び世界の安全保障上の課題に対処する、より能力があり、統合され、機動的な同盟を構築するための現代化に向けた二国間の取組を推進することを決意した。閣僚は、同盟がこれらの課題に直面しても強固であり、ルールに基づく国際秩序を支える共通の価値と規範を確固として支持するものであることを確認した。閣僚は、世界中の場所のいかんに関わらず、いかなる力による一方的な現状変更にも反対するとのコミットメントを新たにした。

閣僚は、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。これは、一層厳しさを増す安全保障環境に対処するために、同盟を継続的に現代化するための取組の堅固な基盤を形成するものである。

日本は、新たな戦略の下、防衛予算の相当な増額を通じて、反撃能力を含めた防衛力を抜本的に強化するとの決意を改めて表明した。日本はまた、自国の防衛を主体的に実施し、米国や他のパートナーとの協力の下、地域の平和と安定の維持に積極的に関与する上での役割を拡大するとの決意を再確認した。米国は、日本の新たな国家安全保障政策について、同盟の抑止力を強化する重要な進化として、強い支持を表明した。

米国は、より多面的で、より強靱で、そしてより機動的な能力を前方に展開することで、日本を含むインド太平洋における戦力態勢を最適化するとの決意を表明した。日本は、米国の戦力態勢を最適化する計画を支持し、地域における強固なプレゼンスを維持するとの米国の強いコミットメントを歓迎した。

米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた、日米安全保障条約第5条の下での、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを再表明した。閣僚は、米国の日本に対する拡大抑止、及び、最近公表された米国の「核態勢の見直し」について突っ込んだ議論を行い、日本の能力によって強化される米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保することの決定的な重要性を再確認した。閣僚は、日米両国が日米拡大抑止協議及び様々なハイレベルでの協議を通じ、実質的な議論を深めていく意図を有していることを改めて表明した。

日米両国の新たな戦略に従い、閣僚は、現在及び将来の安全保障上の課題に対処するため、同盟の役割及び任務を進化させる作業を加速させ、また、相互運用可能で高度な能力を活用していくことを決定した。閣僚は、また、日米同盟による地域内外での同盟国やパートナーとの活動を共同で強化することを決意した。

戦略的競争の新たな時代

閣僚は、中国の外交政策は自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指しており、伸張する同国の政治力、経済力、軍事力及び技術力をその目的のために用いようとしているとの見解で一致した。この行動は、同盟及び国際社会全体にとっての深刻な懸念であり、インド太平洋地域及び国際社会全体における最大の戦略的挑戦である。

閣僚は、尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとする行為を通じたものを含む、中国による東シナ海における力による一方的な現状変更の試みが強まっていることへの強い反対の意を改めて表明した。米国は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。閣僚は、一部のミサイルが日本の先島諸島周辺の水域に着弾した、2022年8月の中国の弾道ミサイル発射を含む、日本周辺における中国の危険な軍事活動及び挑発的な軍事活動を非難した。閣僚は、中国の、透明性の欠如によっても特徴付けられる、現に行われており、かつ加速しつつある核戦力の増強に関する継続的な懸念を共有した。

閣僚はまた、南シナ海における中国の不法な海洋権益に関する主張、埋立地形の軍事化及び威嚇的で挑発的な活動に対する強い反対を改めて表明した。閣僚は、自由かつ適法な通商への支持並びに航行及び上空飛行の自由並びにその他の適法な海洋の利用を含む国際法の完全な尊重を改めて確認した。この文脈で、閣僚は、1982年の国連海洋法条約（UNCLOS）の下で設置された南シナ海仲裁（フィリピン共和国対中華人民共和国）における2016年7月12日付けの判断を、それが当該手続の当事国に対して最終的かつ法的拘束力を有することを強調しつつ想起した。閣僚はまた、この文脈において、非市場的政策及び慣行並びに経済的威圧に対処するため、共に緊密に取り組んでいくことを確認した。閣僚は、台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを述べ、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の維持の重要性を改めて表明した。閣僚は両岸問題の平和的解決を促した。閣僚は、香港の自治及び自由の状況、並びに新疆ウイグル自治区におけるものを含む人権問題に対する深刻な懸念を表明した。

閣僚は、複数の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級ミサイ

ル及び日本上空を飛翔した弾道ミサイルを含む、過去1年間に北朝鮮が行った前例のない数の不法かつ無謀な弾道ミサイルの発射を強く非難した。閣僚は、北朝鮮がその核戦力を質・量共に最大限の速度で強化するとの方針を表明したことに強い懸念を表明し、北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを改めて確認した。閣僚は、北朝鮮に対し、国連安保理決議の下での義務に従うことを求めるとともに、拉致問題の即時解決の必要性を確認した。閣僚はまた、北朝鮮がもたらす重大な脅威に対処し、インド太平洋地域及び国際社会における安全、平和及び繁栄を促進するために極めて重要な日本、米国及び韓国それぞれの二国間協力及び三か国間協力を深化させることにコミットした。

閣僚は、ロシアによるウクライナに対する残虐でいわれのない不当な戦争を強く非難した。閣僚は、ロシアによる国連憲章違反と、進行中のウクライナに対する侵略等を通じた、力により一方的に国境を変更する試みは、欧州地域への深刻な安全保障上の脅威であり、国際秩序の根幹を揺るがすものであることを認識した。閣僚は、ロシアによる無謀な核のレトリックと民生インフラに対する攻撃を非難し、ロシアがウクライナにおける残虐行為の責任を負う必要性を改めて表明した。閣僚はまた、日本周辺での共同行動及び訓練を含む、ロシアによる中国との、増加する挑発的な戦略的軍事協力への懸念を強調した。

同盟の現代化

同盟の役割及び任務の進化並びに上述の安全保障上の課題に対応するための相互運用能力の強化に鑑み、閣僚は、以下の分野に関するものを含めて両国間の協議を加速させることを決定した。

（1）同盟における調整

閣僚は、起こり得るあらゆる事態に適時かつ統合された形で対処するため、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整を更に強化する必要性を改めて強調した。この文脈で、米国は、日本による常設の統合司令部設置の決定を歓迎した。閣僚は、相互運用性と即応性を高めるため、同盟におけるより効果的な指揮・統制関係を検討することにコミットした。閣僚はまた、より強固な政策及び運用協力のために、パートナー国との効果的な調整を向上させる必要性を共有した。

（2）平時における同盟の取組

閣僚は、日本に対する武力攻撃及び地域における安定を損なう行動を抑止するための、平時における共同の取組の決定的な重要性を強調した。閣僚は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動並びに柔軟に選択される抑止措置（FDO）を含む二国間協力を深化させることを決定した。閣僚は、米国による鹿屋航空基地へのMQ-9無人航空機の展開及び情報共有を増加させるための日米共同情報分析組織の発足を歓迎した。閣僚は、これらの取組の効果を最大化するため、武器等防護任務、パートナーへの広範な関与及び戦略的メッセージングの分野における協力を更に拡大することを決定した。閣僚は、自衛隊による嘉手納弾薬庫地区の追加的な施設の共同使用を歓迎した。閣僚はまた、日本の南西諸島を含む地域において、日米の施設の共同使用を拡大し、共同演習・訓練を増加させることにコミットした。

閣僚は、空港及び港湾の柔軟な使用が有事における防衛アセットの抗たん性及びその運用効果を確保するために重要であることを強調し、そのような使用を可能にするために、演習や検討作業を通じて協力することを決定した。

（3）同盟の抑止力・対処力

閣僚は、新たな戦略文書と整合している同盟の取組は、統合防空ミサイル防衛、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）、兵站及び輸送といった任務分野に焦点を当てるべきであることで一致した。閣僚は、米国との緊密な連携の下での日本の反撃能力の効果的な運用に向けて、日米間の協力を深化させることを決定した。閣僚は、緊急事態に関する共同計画作業並びにキーン・ソード23、レゾリュート・ドラゴン22、オリエント・シールド22及びMV-22低空飛行訓練等の実践的な訓練及び演習の着実な進展を歓迎した。

閣僚は、とりわけ陸、海、空、宇宙、サイバー、電磁波領域及びその他の領域を統合した領域横断的な能力の強化が死活的に重要であることを強調した。

（4）宇宙・サイバー・情報保全

閣僚は、同盟の平和、安全及び繁栄に対する宇宙空間の重要性の高まりを認識し、2023年に予定されている日本の宇宙状況監視システムの運用開始後の宇宙領域把握における協力の強化を通じたものを含む、機能保証、相互運用性及び運用協力を強化する宇宙関連能力に係る協力の深化へのコミットメントを新たにした。

閣僚は、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることがあり得ることを確認した。閣僚はまた、いかなる場合に当該攻撃が第5条の発動につながることがあり得るかは、他の脅威の場合と同様に、日米間の緊密な協議を通じて個別具体的に判断されることを確認した。

閣僚は、同盟にとっての、サイバーセキュリティ及び情報保全の基盤的な重要性を強調した。閣僚は、2022年3月の自衛隊サイバー防衛隊の新編を歓迎し、更に高度化・常続化するサイバー脅威に対抗するため、協力を強化することで一致した。米国は、より広範な日米協力の基盤を提供することとなる、政府全体のサイバーセキュリティ政策を調整する新たな組織の設置及びリスク管理の枠組みの導入など、国家のサイ

バーセキュリティ態勢を強化する日本のイニシアティブを歓迎した。閣僚は、日本の防衛産業サイバーセキュリティ基準の策定に係る取組を含む、産業サイバーセキュリティ強化の進展を歓迎した。そして、閣僚は、情報保全に関する日米協議の下でのこれまでの重要な進展を強調した。

（5）技術的優位性の確保

閣僚は、技術の発展を同盟の能力に統合していくことの重要性を強調しつつ、同盟の競争上の優位性を更に研ぎ澄ますために、技術協力及び新興技術への共同投資を強化することにコミットした。閣僚はまた、防衛装備品の強靱で、多様化され、安全なサプライチェーンが国家安全保障を確保するために不可欠であることを強調した。

この関連で、閣僚は、研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する了解覚書、防衛装備品等の供給の安定化に係る取決めへの署名並びに日米間の政府品質管理に係る取決めに関する相当の進展を歓迎した。

これらの成果並びに高出力マイクロ波及び自律型システムの共同研究プロジェクトに関する議論を含む防衛科学技術協力の着実な進展を基に、閣僚は、防衛装備品の共同研究・開発に向けた取組をより一層推進することで一致した。極超音速技術に対抗するための共同分析の進展を踏まえ、閣僚は、先進素材及び極超音速環境での試験を含む重要な要素に関する共同研究を開始することで一致した。閣僚はまた、将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することで一致した。閣僚はまた、二国間の取組を補完する、志を同じくする同盟国やパートナーとの技術協力の深化の重要性を共有した。

同盟パートナーシップの拡大

閣僚は、2022年8月の日米豪閣僚級戦略対話並びに2022年6月及び10月の日米豪防衛相会談の成果を基に、また、2022年10月に署名された安全保障協力に関する日豪共同宣言の下で拡大していく活動を活かし、豪州とのパートナーシップを更に推進していくことへのコミットメントを新たにした。この文脈で、閣僚は、2022年11月に三か国が連携した形では初となる警護活動が成功裏に完了したことを強調した。閣僚はまた、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動を含む相互運用性を強化するために三か国間の訓練・演習を増加させるとともに、技術協力の機会を追求するとの決意を表明した。この文脈で、閣僚は、2022年12月の米豪外務・防衛担当閣僚協議での共同声明に基づいた、豪州北部におけるものを含む三国間の訓練の機会を増加させることの重要性を改めて確認した。閣僚は、インド太平洋地域のパートナーのニーズに対応する質の高い、透明性のあるインフラ整備を支援するとのコミットメントを改めて確認し、インフラ投資に関する日米豪パートナーシップに関する了解覚書の更新を歓迎した。

閣僚はまた、韓国との協力を一層深化させることの重要性、並びに、弾道ミサイル防衛、対潜水艦戦、海洋安全保障、捜索・救難、人道支援及び災害救助活動等の分野を含む、多国間及び三か国間の演習やその他の活動の機会を追求することの重要性を強調した。

閣僚は、ASEAN一体性・中心性及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック」への強い支持を改めて確認した。閣僚は、共同訓練、能力構築、あり得べき防衛装備品の移転等の活動を通じて、東南アジア及び太平洋島嶼国のパートナーとの経済及び安全保障協力を更に促進することの重要性を認識した。閣僚は、太平洋諸島フォーラムの「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」を支援する「ブルーパシフィックにおけるパートナー」イニシアティブの下での更なる協力を歓迎した。閣僚は、様々な分野における実践的な協力の促進を通じ地域への積極的な貢献を行っている日米豪印（クアッド）の重要性を再確認した。

閣僚は、同志国が、インド太平洋及び欧州・大西洋地域において、ルールに基づくグローバルな秩序に対する同様の、かつ、相互に増幅し合う脅威に直面していることに留意し、二国間及びNATOやEUといった多国間組織を通じた、欧州・大西洋地域のパートナーによるインド太平洋への関与の増大を歓迎した。閣僚は、豪州及び英国との間の円滑化協定を含む日本の新たな二国間合意により促進される演習や展開の拡大への支持を表明した。米国は、NATOとの国別適合パートナーシップ計画をまとめるための日本の取組を支持し、また、日本がウクライナへの支援の提供を通じ、欧州安全保障を一層重視していることを歓迎した。米国は同様に、日本によるNATOとの協力関係の強化及びNATOのアジア太平洋パートナーグループの中での日本の主導的な役割を歓迎した。この観点から、米国は、日本の総理大臣として初のNATO首脳会合への参加となった、岸田総理大臣の2022年6月のマドリードでのNATO首脳会合への出席を歓迎した。

同盟の態勢の最適化

閣僚は、地域における安全保障上の増大する課題に対処するために、日本の南西諸島の防衛のためのものを含め、向上された運用構想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認した。

閣僚は、厳しい競争的な環境に直面し、日本における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び対処力を強化するため、強化された情報収集・警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備えた、より多面的な能力を有し、より強靱性があり、そして、より機動的な戦力を配置することで向上されるべきであることを確認した。

そのような政策に従って、2012年4月27日のSCCで調整された再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は沖縄に残留する。第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編される。

閣僚は、2012年の再編計画の基本的な原則に対するコ

ミットメントを改めて表明するとともに、これら再調整が、沖縄統合計画において返還が予定される土地に影響を及ぼさず、かつキャンプ・シュワブにおける普天間飛行場代替施設のための継続的な進展に影響を及ぼさないことを確認した。

閣僚は、沖縄における米海兵隊の最終的なプレゼンスを、2012年に見直された再編のロードマップに示された水準と整合的な形とするとのコミットメントを再確認した。閣僚はまた、これらの再調整が、改正されたグアム協定に基づく、日本の資金提供にも、建設事業にもいかなる変更も必要としないことを確認した。

閣僚は、日本における同盟の海上機動力を更に強化するため、2023年に予定される、横浜ノース・ドックにおける小型揚陸艇部隊の新編を歓迎した。

閣僚は、これらの取組が、日本の防衛に対する米国の確固たるコミットメントを示すものであり、そして日本の防衛力の抜本的強化と方向性を同じくすることを確認した。閣僚は、日本における最適化された米国の戦力態勢が、南西諸島を含む地域における強化された自衛隊の能力及び態勢とともに、同盟の抑止力及び対処力を実質的に強化することを確認した。

閣僚は、これらの取組及び日本における米国の戦力態勢を一層最適化するための方策について緊密な協議を継続することを決定した。

閣僚はまた、在日米軍の施設及び区域の再編を支える現在行われている事業の着実な実施並びに地元との関係の重要性を再確認した。閣僚は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調した。閣僚は、空母艦載機着陸訓練を含めた目的のために使用される、馬毛島における自衛隊施設の整備の進展及び将来の見通しを歓迎した。閣僚は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに2024年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。閣僚は、事件・事故に関する適時な情報共有を行うこと、環境に係る協力を強化すること、及び、同盟の活動の重要性について地元とのコミュニケーションを行いつつ、地元への影響を軽減し、地元との強固な関係を後押しすることに係る二国間の継続的な連携の重要性を確認した。

資料27 日米安全保障協議委員会（「2＋2」）閣僚会合（概要）（2023年1月）

総論

・冒頭、米側から、両大臣の訪米を心から歓迎する、今般、日米「2＋2」を日米両国の戦略文書発表直後という時宜を得た形で約2年ぶりに対面で開催することができたのは大変喜ばしい、安全保障環境が一層厳しさを増す中で、日米同盟の重要性はかつてないほど高まっており、自由で開かれたインド太平洋を実現するため、米国のインド太平洋地域への揺るぎないコミットメントを示していきたい旨発言があった。日本側から、双方の戦略文書を踏まえ、安全保障環境についての両国の認識をすり合わせつつ、日米同盟の更なる深化について議論する絶好の機会である、日米同盟を絶えず強化することに完全にコミットしており、両長官と緊密に連携していくことを心から楽しみにしている、戦略は策定して終わるものではなく、今後、日米が連携してそれぞれの戦略を速やかに実行していくことが重要である旨発言した。
・日米双方は、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。
・日本側から、相当増額した防衛予算の下で、新たな能力の獲得や継戦能力の増強等を早期に行い、防衛力を強化していく旨発言した。これに対して米側から、同盟の抑止力・対処力を強化する重要な取組であり、強く支持する旨発言があった。
・米側は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを再確認するとともに、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。

地域情勢

・日本側から、日本は平和で安定した国際環境を能動的に創出すべく、外交・安全保障上の役割を強化し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化していく旨発言した上で、日米双方は、下記のとおり情勢認識のすりあわせを行った。
・日米双方は、自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指す中国の外交政策に基づく行動は同盟及び国際社会全体にとっての深刻な懸念であり、インド太平洋地域及び国際社会全体における最大の戦略的挑戦であるとの見解で一致した。
・また、米側は、尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとする行為を通じたものを含む、中国による東シナ海における力による一方的な現状変更の試みが強まっていることに強い反対の意を改めて表明した。
・日米双方は、台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを認識するとともに、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の維持の重要性を改めて表明し、両岸問題の平和的解決を促した。
・日米双方は、北朝鮮による昨年来の、前例のない数の不法かつ無謀な弾道ミサイルの発射を強く非難した。日本側から、戦術核の大量生産の方針等を明らかにしている北朝鮮が核実験に踏み切れば、過去6回の核実験とは一線を画すものである旨発言した。また、拉致問題について、米側から引き続き全面的な支援を得た。
・日米双方は、ロシアによるウクライナに対する残虐でいわれのない不当な戦争を強く非難した。日本側から、欧州とインド太平洋地域の安全保障は相互に不可分と言えるものであり、本年のG7議長国として、ロシアへの対応及びウクライナ支援に向けた議論をリードしていく旨発言した。

同盟の現代化

・日本側から、日米双方の戦略は、抑止力を強化するため、自らの防衛力を抜本的に強化し、そのための投資も増加させること、そして同盟国や同志国等との連携強化を目指すといった点において、軌を一にしている旨発言した上で、そのような戦略の下、同盟としての抑止力・対処力を最大化する方策について議論を行った。
・日本側から、抜本的に強化された日本の防衛力を前提とした、日米間でのより効果的な役割・任務の分担を実現していく必要がある旨発言した。日米双方は、起こり得るあらゆる事態に適時かつ統合された形で対処するため、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整を更に強化する必要性を改めて強調した。また、米側からは、日本による常設の統合司令部設置の決定を歓迎する旨発言があった。
・日米双方は、米国との緊密な連携の下での、日本の反撃能力の効果的な運用に向けて、日米間での協力を深化させることを決定した。
・日米双方は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動並びに柔軟に選択される抑止措置（FDO）を含む二国間協力を深化させることを決定した。
・日本側から、装備・技術面での協力は、同盟の技術的優位性の確保、日本の防衛力強化の速やかな実現の双方において重要であり、更に加速する必要がある旨発言し、米側から、技術的優位性の確保に向け、日米で共に努力していきたい旨発言があった。
・日本側から、宇宙・サイバー領域における協力の深化は同盟の近代化における核となるものである旨発言した。日米双方は、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミットした。その上で、日米双方は、宇宙領域に関し、宇宙への、

宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることがあり得ることを確認した。日本側から、本件は同盟全体の抑止力強化の観点で重要な成果である旨発言した。
・日本側から、多国間協力については、同盟国・同志国のネットワークの重層的な構築・拡大を図り、抑止力を強化していく旨発言した。

拡大抑止

・日米双方は、米国の「核態勢の見直し」の公表も踏まえ、拡大抑止を議題の1つとし、時間を割いて突っ込んだ議論を行った。
・日米双方は、米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保することの決定的な重要性を改めて確認した。
・さらに、日米双方は、日米拡大抑止協議及び様々なハイレベル協議を通じ、実質的な議論を深めていくことで一致した。

同盟態勢の最適化

・日米双方は、地域における安全保障上の増大する課題に対処するために、日本の南西諸島の防衛のためのものを含め、向上された運用構想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認するとともに、普天間飛行場の固定化を避けるための唯一の解決策である辺野古への移設を含め、在日米軍再編を着実に推進することの重要性について一致した。
・日米双方は、現下の厳しい安全保障環境を踏まえ、在日米軍の態勢見直しに関する再調整で一致した。日米双方は、厳しい競争環境に直面し、日本における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び対処力を強化するため、強化された情報収集・警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備えた、より多面的な能力を有し、より強靱性があり、そして、より機動的な戦力を配置することで向上されるべきであることを確認した。そのような政策に即して、2012年4月27日の日米安全保障協議委員会で調整された再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は沖縄に残留し、第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編されることを確認した。この取組は、地元の負担に最大限配慮した上で、2012年の再編計画の基本的な原則を維持しつつ進められる。
・日本側から、厳しい安全保障環境に対応するための、在日米軍の献身的な活動への謝意を述べた。また、日本側から普天間飛行場代替施設の建設事業や馬毛島における施設整備が着実に進捗していることを紹介した上で、日米双方は、在日米軍の施設及び区域の再編を支える現在行われている事業の着実な実施並びに地元との関係の重要性を再確認し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調した。また、馬毛島における自衛隊施設の整備の進展及び将来の見通しを歓迎した。
・日米双方は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに2024年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。日本側から、地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件・事故での適切な対応、環境問題などについても米側に改めて要請し、日米双方は緊密に連携していくことを確認した。

資料28 主な日米共同訓練の実績（2023年度）

統合幕僚監部

訓練名	期間（年月日）	場　所	参加部隊	人員など（日本）	人員など（米国）
日米共同訓練	23.4.13	日本海上の空域	【自衛隊】 第7航空団 【米軍】 第35戦闘航空団	F-2×4機	F-16×4機
日米共同訓練	23.4.14	日本海上の空域	【自衛隊】 第6航空団	F-15×4機	B-52×2機、F-35×4機、KC-135×2機
日米共同訓練	23.6.16	日本海上の空域	【自衛隊】 第8航空団	F-2×4機	F-35A×4機、KC-135×1機
日米共同訓練	23.6.19	日本海	【自衛隊】 護衛艦「はぐろ」 【米軍】 駆逐艦「ジョン・フィン」	艦艇　1隻	艦艇　1隻
日米共同訓練	23.7.12	九州西方の空域	【自衛隊】 第8航空団	F-2×4機	F-15C×2機、KC-135×1機
日米共同訓練	23.7.13	九州西方の空域	【自衛隊】 第8航空団	F-2×4機	B-52×1機、KC-135×1機
日米共同訓練	23.8.30	日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団、第7航空団、第8航空団	F-15×4機、 F-2×8機	B-1×2機
日米共同訓練	23.11.22	日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団	F-15×4機	F-16×4機
日米共同訓練	23.12.19	日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団	F-15×4機	F-16×4機
日米共同統合演習（指揮所演習）（キーン・エッジ24）	24.2.1～2.8	防衛省市ヶ谷地区、その他の演習参加部隊などの所在地、在日米軍横田基地およびアメリカ合衆国ハワイ州パールハーバー・ヒッカム統合基地	【自衛隊】 （陸上自衛隊）陸上総隊、各方面隊など（海上自衛隊）自衛艦隊、各地方隊など（航空自衛隊）航空総隊、航空支援集団など（共同の部隊）自衛隊情報保全隊、自衛隊サイバー防衛隊（幕僚監部など）内部部局、各幕僚監部および情報本部 【外国軍隊】 米軍および豪軍	人員　約7,000名	－
令和5年度日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練	24.2.16、2.19～2.22	陸上自衛隊松戸駐屯地、下志津駐屯地、青野原駐屯地、飯塚駐屯地、竹松駐屯地、宮古島駐屯地および八重瀬分屯地、海上自衛隊横須賀地区および佐世保地区、航空自衛隊千歳基地、三沢基地、横田基地、入間基地、百里基地、小松基地、春日基地、築城基地、新田原基地および那覇基地など	【自衛隊】 統合幕僚監部、陸上総隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊、陸上自衛隊高射学校、自衛艦隊および航空総隊 【米軍】 第94防空ミサイル防衛司令部、第7艦隊司令部、第5空軍、第1海兵航空団、艦艇数隻など	－	－

陸上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場　所	参加部隊	人員など（日本）	人員など（米国）
令和5年度国内における米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン23）前段（指揮所演習）	23.7.10～7.17	健軍駐屯地、北熊本駐屯地、南那覇駐屯地（那覇病院）および牧港補給地区など	【自衛隊】 西部方面総監部、第8師団、西部方面情報隊、西部方面特科隊、第2高射特科団、第5施設団、西部方面航空隊、西部方面システム通信群、西部方面後方支援隊、西部方面衛生隊および九州補給処など 【米軍】 第3海兵機動展開部隊司令部、第3機動展開部隊情報群、第12海兵連隊、第1海兵航空団および第3海兵兵站群など	－	－
令和5年度米陸軍との実動訓練（オリエント・シールド23）	23.9.14～9.23	東千歳駐屯地、上富良野演習場、矢臼別演習場、静内対空射場、帯広駐屯地、丘珠駐屯地、奄美駐屯地および瀬戸内分屯地など	【自衛隊】 北部方面総監部、第5旅団、第1特科団、第1高射特科団、第1電子隊および北部方面システム通信群など 【米軍】 在日米陸軍司令部、第1マルチドメイン・タスクフォース、第5-20歩兵大隊、第1-181野戦砲連隊、第38防空砲兵旅団および第10支援群など	－	－

訓練名	期間（年月日）	場　所	参加部隊	人員など（日本）	人員など（米国）
令和5年度国内における米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン23）後段（実動訓練）	23.10.14～10.31	健軍駐屯地、高遊原分屯地、日出生台演習場、十文字原演習場、霧島演習場、瀬戸内分屯地、矢臼別演習場、沖縄県内の一部の自衛隊施設、在日米軍施設など	【自衛隊】 西部方面総監部、第8師団、第15旅団、西部方面情報隊、西部方面特科隊、第2高射特科団、第5施設団、西部方面航空隊、西部方面システム通信群、西部方面後方支援隊、西部方面衛生隊、九州補給処および陸上総隊（第1ヘリコプター団）など 【米軍】 第3海兵機動展開部隊司令部、第3海兵師団司令部、第4海兵連隊、第12海兵連隊、第3機動展開部隊情報群、第1海兵航空団、第3海兵兵站群および米陸軍・米海軍・米空軍の一部など	－	－
令和5年度米国における実動訓練（ライジング・サンダー23）	23.10.29～11.13	アメリカ合衆国ワシントン州ヤキマ演習場	【自衛隊】 第8普通科連隊、第15即応機動連隊、第14情報隊、第5対戦車ヘリコプター隊および西部方面システム通信群など 【米軍】 第17砲兵旅団など	－	－
令和5年度米陸軍との実動訓練（ノース・ウインド24）	24.1.22～1.31	東千歳駐屯地、南恵庭駐屯地、丘珠駐屯地、北海道大演習場	【自衛隊】 第11旅団第28普通科連隊など 【米軍】 第11空挺師団第2-11空挺旅団第1-501歩兵大隊など	－	－
令和5年度第3海兵機動展開部隊との共同訓練（アイアン・フィスト24）	24.2.25～3.17	相浦駐屯地、沖永良部島およびキャンプ・ハンセン（訓練地区）など	【自衛隊】 （1）陸上自衛隊 陸上総隊（水陸機動団、第1ヘリコプター団など）および西部方面隊（西部方面航空隊など） （2）海上自衛隊 掃海隊群（輸送艦「くにさき」） 【米軍】 （1）米海兵隊 第31海兵機動展開隊など （2）第7艦隊（強襲揚陸艦「アメリカ」、ドッグ型輸送揚陸艦「グリーンベイ」およびドッグ型揚陸艦「アシュランド」）	－	－

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場　所	参加部隊	人員など（日本）	人員など（米国）
日米共同訓練	23.4.4～4.6	東シナ海から太平洋	【自衛隊】 護衛艦「うみぎり」	艦艇　1隻	空母「ニミッツ」、巡洋艦「バンカー・ヒル」、駆逐艦「ディケイター」、「ウェイン・E・メイヤー」
日米共同訓練	23.4.13	相模湾	【自衛隊】 SH-60K	航空機	MH-60R
日米共同訓練	23.4.13～4.14	南シナ海	【自衛隊】 護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	駆逐艦「ミリウス」
日米共同訓練	23.4.19～4.20	日本周辺（太平洋上）	【自衛隊】 P-3C	航空機	P-8A
日米共同訓練	23.4.21	相模湾	【自衛隊】 護衛艦「むらさめ」	艦艇　1隻	UH-60L
対潜特別訓練	23.4.21	房総沖	【自衛隊】 P-3C、潜水艦	艦艇　1隻、 航空機	P-8A
日米共同訓練	23.5.8～5.10	日本周辺（太平洋上）	【自衛隊】 EP-3、OP-3C	航空機	EA-18G
日米共同訓練	23.5.18～5.19	太平洋から東シナ海	【自衛隊】 護衛艦「ありあけ」	艦艇　1隻	空母「ニミッツ」、駆逐艦「ウェイン・E・メイヤー」
日米共同訓練	23.5.23～5.24	本州南方	【自衛隊】 護衛艦「しらぬい」	艦艇　1隻	空母「ニミッツ」、巡洋艦「バンカー・ヒル」、駆逐艦「ウェイン・E・メイヤー」
日米共同訓練	23.5.25	相良湾	【自衛隊】 SH-60K	航空機	MH-60R
日米共同訓練	23.6.4	アメリカ合衆国アラスカ州ダッチハーバー周辺	【自衛隊】 練習艦「かしま」、「はたかぜ」	艦艇　2隻	巡視船「バーソロフ」
令和5年度実機雷処分訓練および掃海特別訓練（日米共同訓練）	23.6.20～6.29	硫黄島周辺	【自衛隊】 掃海母艦「うらが」、輸送艦「おおすみ」、掃海艇「ひらしま」、「みやじま」、「つのしま」、「なおしま」、「ししじま」	艦艇　7隻	水中処分員など　約20名

訓練名	期間（年月日）	場　所	参加部隊	人員など（日本）	人員など（米国）
日米共同訓練	23.7.11	四国南方	【自衛隊】 護衛艦「すずつき」	艦艇　1隻	揚陸指揮艦「ブルー・リッジ」
日米共同訓練 （ILEX23-3）	23.7.17	日本海	【自衛隊】 補給艦「ましゅう」	艦艇　1隻	駆逐艦「ラルフ・ジョンソン」
日米共同訓練 （ILEX23-4）	23.7.28	紀伊半島南東	【自衛隊】 補給艦「ときわ」	艦艇　1隻	駆逐艦「ベンフォールド」
日米共同訓練	23.8.21 ～8.25	沖縄東方から関東南方	【自衛隊】 護衛艦「まや」	艦艇　1隻	空母「ロナルド・レーガン」
日米共同訓練	23.8.29 ～9.1	東シナ海	【自衛隊】 EP-3、OP-3C	航空機	EP-3E
日米共同訓練 （ILEX23-5）	23.9.19	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ沖	【自衛隊】 練習艦「かしま」、「はたかぜ」	艦艇　2隻	補給艦「ヘンリー・J・カイザー」
日米共同訓練 （輸送特別訓練）	23.9.25 ～10.3	九州西方から四国沖を経て駿河湾に至る海空域および沼津海浜訓練場	【自衛隊】 輸送艦「しもきた」、LCAC、護衛艦「みくま」、掃海艇「やくしま」、「たかしま」、MCH-101	艦艇　5隻、 航空機	LCAC
日米共同訓練	23.9.21	相模湾	【自衛隊】 護衛艦「ゆうだち」	艦艇　1隻	巡洋艦「ロバート・スモールズ」
令和5年度米国派遣訓練 （電磁機動戦）	23.9.22 ～10.6	アメリカ合衆国ワシントン州ウィッビーアイランド海軍航空基地および同周辺空域	【自衛隊】 EP-3	航空機、 派遣人員　約40名	－
日米共同訓練	23.9.27	関東南方	【自衛隊】 護衛艦「くまの」	艦艇　1隻	沿海域戦闘艦「オークランド」、無人水上艦「レンジャー」、「マリナー」
日米共同訓練	23.9.30 ～10.7	関東南方から東シナ海	【自衛隊】 護衛艦「ゆうだち」、「のしろ」	艦艇　2隻	空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「アンティータム」、「ロバート・スモールズ」、駆逐艦「シャウプ」
令和5年度 海上自衛隊演習 （図上演習（共同演習））	23.10.3 ～10.6	海上作戦センターおよび演習参加部隊などの所在地	【自衛隊】 自衛艦隊、各地方隊、システム通信隊群および海上自衛隊補給本部など	－	－
日米共同訓練 （ILEX23-6）	23.10.6 ～10.8	佐世保港および九州西方海域	【自衛隊】 補給艦「おうみ」	艦艇　1隻	油槽船「アカディア・トレーダー」
日米共同訓練	23.10.16 ～10.18	南シナ海	【自衛隊】 護衛艦「あけぼの」	艦艇　1隻	駆逐艦「デューイ」、沿海域戦闘艦「ガブリエル・ギフォーズ」
日米共同訓練	23.10.16 ～10.18	東シナ海	【自衛隊】 護衛艦「のしろ」	艦艇　1隻	空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「アンティータム」、「ロバート・スモールズ」、駆逐艦「シャウプ」
日米共同訓練 （Rescue Flag Okinawa）	23.10.23 ～10.27	与那国島東方、宮古島東方および沖縄本島南方	【自衛隊】 US-2、U-125A、UH-60J	航空機	MC-130J、HH-60G
日米共同訓練	23.10.30 ～10.31	日本周辺（太平洋上）	【自衛隊】 P-3C	航空機	P-8A
日米共同訓練	23.10.30 ～10.31	沖縄南方	【自衛隊】 P-3C	航空機	P-8A
日米共同訓練	23.11.4 ～11.7	沖縄南方	【自衛隊】 護衛艦「ひゅうが」	艦艇　1隻	空母「ロナルド・レーガン」、「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「アンティータム」、「ロバート・スモールズ」、「プリンストン」、駆逐艦「シャウプ」、「ホッパー」、「キッド」、「スタレット」、「ウィリアム・P・ローレンス」
令和5年度機雷戦訓練 （日向灘） および掃海特別訓練 （日米共同訓練）	23.11.17 ～11.27	日向灘	【自衛隊】 護衛艦×1隻、掃海母艦×2隻、掃海艦×2隻、掃海艇×15隻、MCH-101×2機、水中処分員	艦艇　20隻、 航空機　2機、 水中処分員	掃海艦×2隻、MH-53E×2機、水中処分員、UUV操作員など
日米共同訓練	23.11.19 ～11.21	四国南方から東シナ海	【自衛隊】 護衛艦「ゆうだち」	艦艇　1隻	空母「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「プリンストン」、駆逐艦「ホッパー」、「キッド」、「スタレット」、「ウィリアム・P・ローレンス」
日米共同訓練	23.11.26 ～11.30	東シナ海から沖縄南方	【自衛隊】 護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	空母「カール・ヴィンソン」、駆逐艦「キッド」、「スタレット」、貨物弾薬補給艦「チャールズ・ドリュー」、補給艦「ユーコン」
日米共同訓練	23.11.30	相模湾	【自衛隊】 SH-60K	航空機	MH-60R
令和5年度米国派遣訓練 （航空機）	23.12.2 ～12.9	アメリカ合衆国グアム島アンダーセン空軍基地および同周辺海空域	【自衛隊】 P-1	航空機、 派遣人員　約20名	－
日米共同訓練	23.12.6 ～12.7	南シナ海	【自衛隊】 護衛艦「いかづち」	艦艇　1隻	沿海域戦闘艦「ガブリエル・ギフォーズ」

訓練名	期間（年月日）	場　所	参加部隊	人員など（日本）	人員など（米国）
衛生特別訓練	23.12.13	自衛隊横須賀病院および横須賀米海軍病院	【自衛隊】 横須賀地方総監部、自衛隊横須賀病院および横須賀衛生隊	人員　約70名	横須賀米海軍病院、人員　約40名
日米共同訓練	24.1.17 ～1.19	東シナ海から沖縄南方	【自衛隊】 護衛艦「こんごう」、「ひゅうが」	艦艇　2隻	空母「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「プリンストン」駆逐艦「キッド」、「スタレット」
令和5年度機雷戦訓練（伊勢湾） および掃海特別訓練（日米共同訓練）	24.2.1 ～2.10	伊勢湾	【自衛隊】 護衛艦×1隻、掃海母艦×1隻、掃海艦×3隻、掃海艇×8隻、MCH-101×1機、水中処分員	艦艇　13隻、 航空機　1機、 水中処分員	水中処分員、UUV操作員など
日米共同訓練	24.1.24 ～1.25	沖縄東方	【自衛隊】 P-3C	航空機	P-8A
日米共同訓練	24.1.29 ～2.1	沖縄南方	【自衛隊】 護衛艦「いせ」	艦艇　1隻	空母「カール・ヴィンソン」、「セオドア・ルーズベルト」、巡洋艦「レイク・エリー」、「プリンストン」、駆逐艦「ダニエル・イノウエ」、「デューイ」、「ジョン・フィン」、「ハルゼー」、「ラファエル・ペラルタ」、「スタレット」、「ウィリアム・P・ローレンス」
日米共同訓練	24.2.14 ～2.15	南シナ海	【自衛隊】 護衛艦「すずなみ」、練習艦「しまかぜ」	艦艇　2隻	駆逐艦「ジョン・フィン」
掃海特別訓練（日米共同訓練）	24.3.1 ～3.6	角力灘（九州西方）	【自衛隊】 掃海艦「ひらど」、掃海艇「たかしま」	艦艇　2隻	掃海艦×2隻

航空自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場　所	参加部隊	人員など（日本）	人員など（米国）
米軍との共同訓練	23.4.24	東シナ海上の空域	【自衛隊】 第8航空団および西部航空警戒管制団	F-2×4機	B-52×2機、F-35A×6機、KC-135×1機
米軍との共同訓練	23.5.16	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、警戒航空団および南西航空警戒管制団	F-15×8機、 E-2C×1機	F-15E×6機、KC-135×2機、F/A-18×4機、EA-18G×2機、E-2C×1機、F-35B×4機
米空軍の実施する演習（レッド・フラッグ・アラスカ）	23.5.26 ～7.1	米国アラスカ州アイルソン空軍基地、エレメンドルフ・リチャードソン統合基地および同周辺空域	【自衛隊】 第2航空団、警戒航空団および第3輸送航空隊	F-15J/DJ×6機、 E-767×1機、 C-2×1機、 人員　約260名	－
米軍との共同訓練	23.6.28	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団	F-15×4機	F-35A×4機、B-52×2機、KC-135×1機
米軍との共同訓練	23.6.30	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団および南西航空警戒管制団	F-15×2機	B-52×2機
日米共同訓練（ノーザン・エッジ23-2）	23.7.4 ～7.18	百里基地、築城基地、海上自衛隊硫黄島航空基地、日本周辺空域	【自衛隊】 第7航空団、第5航空団、第8航空団、第9航空団、警戒航空団および航空救難団	F-2、 F-15、 E-767、 E-2C、 U-125A、 UH-60	－
米軍との共同訓練	23.8.8	青森県東方の太平洋上の空域	【自衛隊】 第3航空団および北部航空警戒管制団	F-35A×2機	F-16×7機、EA-18G×1機、F-35B×2機
米軍との共同訓練	23.8.10	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団および南西航空警戒管制団	F-15×2機	B-52×1機
米軍との共同訓練	23.9.15	青森県西方の日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団および北部航空警戒管制団	F-15×4機	F-16×15機、AC-130×1機、EA-18G×5機、F-35B×8機
米軍との共同訓練	23.9.28	四国南方の太平洋上の空域	【自衛隊】 第8航空団および西部航空警戒管制団	F-2×4機	F-15E×2機、KC-135×1機、F-35B×4機
米軍との共同訓練	23.10.6	茨城県東方の太平洋上の空域および沖縄周辺空域	【自衛隊】 第7航空団、第9航空団、中部航空警戒管制団および南西航空警戒管制団	F-2×2機、 F-15×4機	B-52×2機、F-35A×4機、F-15E×4機、F-35B×4機
米空軍との共同訓練	23.10.17	日本海上の空域および沖縄周辺空域	【自衛隊】 第2航空団、第6航空団、第9航空団、北部航空警戒管制団、中部航空警戒管制団および南西航空警戒管制団	F-15×12機	B-52×2機、F-35A×6機、KC-135×1機

訓練名	期間（年月日）	場　所	参加部隊	人員など（日本）	人員など（米国）
日米共同訓練（Rescue Flag Okinawa）	23.10.23～10.27	与那国島東方、宮古島東方および沖縄本島南方	－	US-2、U-125A、UH-60J	MC-130J、HH-60G
米軍との共同訓練	23.11.7	沖縄周辺空域	【自衛隊】第９航空団および南西航空警戒管制団	F-15×４機	B-52×２機、KC-135×２機、KC-46A×２機、F-35C×４機、F/A-18×12機、EA-18G×２機、F-35B×４機
日米共同訓練	23.12.14	青森県西方の日本海上の空域	【自衛隊】第３航空団および北部航空警戒管制団	F-35A×４機	F-16×７機、KC-135×１機、EA-18G×２機
米軍との共同訓練	23.12.12、12.15	沖縄周辺空域	【自衛隊】第９航空団および南西航空警戒管制団	F-15×８機	F-35A×６機、EA-18G×６機、F-35B×５機、KC-130×２機
米軍との共同訓練	24.1.17、1.19	沖縄周辺空域	【自衛隊】第９航空団、警戒航空団、警戒航空団、第３輸送航空隊および南西航空警戒管制団	F-15×27機、E-767×１機、E-2C×２機、KC-46A×２機	F-35A×約10機
米軍との共同訓練	24.1.18	日本海上の空域	【自衛隊】第２航空団および北部航空警戒管制団	F-15×４機	B-1×２機
米軍との共同訓練	24.1.24	四国南方の太平洋上の空域	【自衛隊】第５航空団および西部航空警戒管制団	F-15×２機	B-1×２機
米軍との共同訓練	24.1.30	日本海および東シナ海上の空域	【自衛隊】第２航空団、第７航空団、第８航空団、北部航空警戒管制団、中部航空警戒管制団および西部航空警戒管制団	F-15×４機、F-2×８機	B-52×１機
米軍との共同訓練	24.3.1	日本海および東シナ海上の空域	【自衛隊】第６航空団、第８航空団、中部航空警戒管制団および西部航空警戒管制団	F-15×４機、F-2×４機	B-52×２機

資料29　日米共同研究・開発プロジェクト

項　目	概　要	共同研究・開発実施のための政府間取極の締結時期	終了時期
ダクテッドロケット・エンジン、先進鋼技術、戦闘車両用セラミック・エンジン、アイセーフ・レーザーレーダー、射出座席、先進ハイブリッド推進技術、浅海域音響技術、弾道ミサイル防衛技術、野戦砲用高安全性発射薬、P-3Cの後継機の搭載電子機器、ソフトウェア無線機、先進船体材料・構造技術、艦載型対空レーダ、艦載型戦闘指揮システム、携帯型化学剤自動検知器、航空燃料及びそれらのエンジン排気にさらされる者への影響、航空機器への応用のための画像ジャイロ、ハイブリッド電気駆動、高速多胴船の最適化、化学剤呈色反応識別装置、日米間のネットワーク間インターフェース、部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露の比較		終了	
弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル	将来の弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの開発	2006年６月	2019年３月（共同生産・配備段階に移行）
高耐熱性ケース技術	ロケットモータ用の高耐熱性CFRP（注）モータケースを設計・製造し、試験を実施する研究	2018年７月	継続中
次世代水陸両用技術	水陸両用車のデジタルモデルを基に、シミュレーションにより実現可能性の検討を実施する研究	2019年５月	継続中
モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システム	モジュール型のハイブリッド電気駆動車両システムを設計、製造し、試験評価を行う研究	2020年10月	継続中
無人航空機へ適用するAI技術	無人機の行動判断に適用されるAI技術の研究	2023年12月	継続中

（注）CFRP：Carbon Fiber Reinforced Plastic　炭素繊維強化プラスチック

資料30 再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳）

（ワシントンDC、2006年5月1日）

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1　沖縄における再編

（a）普天間飛行場代替施設

●日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

●合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

●普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。

●普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。

●普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。

●民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

●普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。

●米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

（b）兵力削減とグアムへの移転

●約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。

●対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。

●沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

●第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

（c）土地の返還及び施設の共同使用

●普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。

●双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。

○キャンプ桑江：全面返還。

○キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。

○普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。

○牧港補給地区：全面返還。

○那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。

○陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。

●返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

●SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。

●キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。

●航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

（d）再編案間の関係

●全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。

●特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。

●沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2　米陸軍司令部能力の改善

●キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。

●在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。

●この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。

○相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。

○相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。

○キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3　横田飛行場及び空域

●航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。

●横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。

●軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。

○民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。

○横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。

○横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。

○日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。

●日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。

○この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。

○両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4　厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

●第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F／A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、（1）必要な施設が完成し、（2）訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。

●厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊

EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

●KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

●海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

●訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。

●恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

●将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5　ミサイル防衛

●双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。

●新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。

●米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。

●米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6　訓練移転

●双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。

●当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

●日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

●移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。

●一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。

●共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。

●日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

（別添概念図省略）

資料31 普天間飛行場代替施設に関する経緯

年　月	経　緯
1996年 4月	・橋本総理（当時）・モンデール大使（当時）会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO中間報告 →今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還
12月	・SACO最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設（撤去可能なもの）
1999年11月	・稲嶺沖縄県知事（当時）、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明
12月	・岸本名護市長（当時）、受入を表明 ・「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定） →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設
2002年 7月	・防衛庁長官と沖縄県知事などとの間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 ・「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定
2003年11月	・ラムズフェルド国防長官（当時）、沖縄訪問
2004年 8月	・沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落
2005年10月	・「2＋2」共同発表 →新たな案（キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結ぶL字型）で合意
2006年 4月	・防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意（V字案）
5月	・「2＋2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 ・防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（閣議決定） →1999（平成11）年12月閣議決定は廃止
8月	・「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置
2007年 8月	・環境影響評価方法書を沖縄県知事などに送付
2009年 4月	・環境影響評価準備書を沖縄県知事などに送付
9月	・民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意
11月	・「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決することで一致
12月	・基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置
2010年 5月	・「2＋2」共同発表 →普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認 ・「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定
8月	・普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書
2011年 6月	・「2＋2」共同発表 →代替の施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替の施設の計画を2014（平成26）年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
2011年12月 ～12年 1月	・環境影響評価書を沖縄県知事に送付
2012年 2月	・在日米軍再編に関する日米共同報道発表 →海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて公式な議論を開始
4月	・「2＋2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場を辺野古に移設する現在の計画が、引き続き、唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認 ・海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて、合意
12月	・環境影響評価書（補正後の評価書）を沖縄県知事などに送付
2013年 3月	・公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出
4月	・「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」公表 →移設等により2022（平成34）年度又はその後に普天間飛行場を返還可能
10月	・「2＋2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとの認識を再確認
12月	・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立を承認
2014年 7月	・代替施設建設事業に着手
2015年 4月	・「2＋2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認
10月	・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認を取消し ・沖縄防衛局長から国土交通大臣に対し、沖縄県知事による公有水面の埋立承認の取消処分に対する審査請求及び執行停止申立て ・国土交通大臣が埋立承認取消処分の執行停止を決定

年　月	経　緯
11月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・国土交通大臣が埋立承認取消処分の取消しを求め、代執行訴訟を提起 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策である旨発言
2016年 3月	・国が裁判所の和解案受入れ ・埋立工事の中止 ・国土交通大臣が沖縄県知事に対して公有水面の埋立承認の取消処分の取消しをするよう是正の指示 ・沖縄県知事が、国土交通大臣による是正の指示を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出
4月	・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場は不変であり、「急がば回れ」の考えの下、和解を決断したものである旨説明したうえで、辺野古移設を一日も早く完了することにより、普天間返還を実現したい旨述べるとともに、沖縄の負担軽減について、引き続きともに取り組んでいきたい旨発言。米側から、普天間飛行場の辺野古移設に関する訴訟の和解について、安倍内閣総理大臣の戦略的な判断として理解している、引き続き緊密に協力して取り組んでいきたい旨発言
6月	・国地方係争処理委員会が審査結果を通知 ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを確認
7月	・国土交通大臣が不作為の違法確認訴訟を提起
9月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを確認
12月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・不作為の違法確認訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告を棄却（国勝訴が確定） ・沖縄県知事が公有水面の埋立承認の取消処分を取消し ・普天間飛行場代替施設建設事業を再開 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策との立場は不変であり、最高裁判決を受け、工事を再開した、今後政府として工事を着実に進めていきたい旨発言
2017年 2月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを再確認 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
4月	・公有水面埋立ての本体部分に当たる護岸工事を開始
6月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを再確認
7月	・沖縄県が、国に対し、知事の許可を受けることなく、岩礁破砕等行為をしてはならないことを求める訴訟（差止訴訟）を提起
8月	・「2＋2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認
11月	・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
2018年 3月	・岩礁破砕等行為の差止訴訟について、那覇地裁が沖縄県の訴えを却下
4月	・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認
8月	・沖縄県副知事が公有水面の埋立承認を取消し（撤回）
10月	・沖縄防衛局長から国土交通大臣に対し、沖縄県副知事による公有水面の埋立承認の撤回処分に対する審査請求及び執行停止申立て ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・国土交通大臣が埋立承認の撤回処分の執行停止を決定
11月	・沖縄県知事が、国土交通大臣の執行停止決定を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出
12月	・岩礁破砕等行為の差止訴訟について、福岡高裁那覇支部が沖縄県の控訴を棄却 ・キャンプ・シュワブ南側の海域における埋立工事に着手
2019年 1月	・岩屋防衛大臣（当時）とシャナハン国防長官代行（当時）との会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
2月	・国地方係争処理委員会が、国土交通大臣が行った執行停止に対する沖縄県知事の審査申出を却下 ・沖縄県は普天間飛行場の名護市辺野古への移設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票を実施 →「賛成」が11万4,933票、「反対」が43万4,273票、「どちらでもない」が5万2,682票であった（投票総数60万5,385票、投票率52.48％）
3月	・沖縄県知事が、埋立承認の撤回処分の執行停止決定の取消しを求める訴訟を提起 ・岩礁破砕等行為の差止訴訟について、沖縄県が最高裁への上告受理申立てを取下げ（国勝訴が確定）

年　月	経　緯
4月	・国土交通大臣が沖縄防衛局長の審査請求に対し、沖縄県副知事による埋立承認の撤回処分を取り消す裁決 ・「2＋2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・埋立承認の撤回処分の執行停止決定の取消訴訟について、沖縄県知事が訴えを取下げ ・沖縄県知事が、国土交通大臣の裁決を不服として、国地方係争処理委員会に審査申出
6月	・岩屋防衛大臣（当時）とシャナハン国防長官代行（当時）との会談 →普天間飛行場の辺野古移設を含めた米軍再編計画の着実な進展のため、緊密に協力していくことで一致 ・国地方係争処理委員会が、国土交通大臣が行った裁決に対する沖縄県知事の審査申出を却下
7月	・沖縄県知事が、国地方係争処理委員会の却下を不服として、福岡高裁那覇支部に国の関与（裁決）の取消訴訟を提起
8月	・沖縄県が、国土交通大臣の裁決を不服として、裁決の取消しを求める訴訟（抗告訴訟）を提起 ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
10月	・国の関与（裁決）の取消訴訟について、福岡高裁那覇支部が沖縄県知事の訴えを却下する裁決 ・国の関与（裁決）の取消訴訟について、沖縄県知事が最高裁に上告受理申立て
11月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
2020年 1月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
3月	・国の関与（裁決）の取消訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告を棄却（国勝訴が確定）
4月	・地盤改良工事の追加等に伴う埋立の変更承認申請書を沖縄県知事に提出
8月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
11月	・裁決の取消訴訟（抗告訴訟）について、那覇地裁が沖縄県の訴えを却下
12月	・裁決の取消訴訟（抗告訴訟）について、沖縄県が福岡高裁那覇支部に控訴
2021年 3月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・「2＋2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認
4月	・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認 ・キャンプ・シュワブ南側の海域における海水面から3.1m（一部護岸沿いは4.0m）までの埋立てが完了
8月	・キャンプ・シュワブ南側の海域の埋立てについて海水面から4.0mまで到達
11月	・沖縄県知事が変更承認申請を不承認
12月	・沖縄防衛局長から国土交通大臣に対し、不承認処分の取消しを求める審査請求を申立て ・裁決の取消訴訟（抗告訴訟）について、福岡高裁那覇支部が沖縄県の控訴を棄却 ・裁決の取消訴訟（抗告訴訟）について、沖縄県が最高裁に上告受理申立て
2022年 1月	・「2＋2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設継続を確認
4月	・国土交通大臣が沖縄防衛局長の審査請求に対し、沖縄県知事による不承認処分を取り消す裁決 ・国土交通大臣が沖縄県知事に対して変更承認申請を承認するよう是正の指示
5月	・沖縄県知事が、国土交通大臣の裁決を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出 ・沖縄県知事が、国土交通大臣による是正の指示を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
7月	・国地方係争処理委員会が、国土交通大臣が行った裁決に対する沖縄県知事の審査申出を却下
8月	・沖縄県知事が、国地方係争処理委員会の却下を不服として、福岡高裁那覇支部に国の関与（裁決）の取消訴訟を提起 ・国地方係争処理委員会が、国土交通大臣の是正の指示は違法ではない旨を決定 ・沖縄県知事が、国地方係争処理委員会の決定を不服として、福岡高裁那覇支部に国の関与（是正の指示）の取消訴訟を提起
9月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設及び馬毛島の施設整備も含め、米軍再編計画を着実に進展させていくことで一致 ・沖縄県が、国土交通大臣の裁決を不服として、裁決の取消しを求める訴訟（抗告訴訟）を提起
12月	・裁決の取消訴訟（抗告訴訟）について、最高裁が沖縄県の上告を棄却
2023年 1月	・「2＋2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設継続を確認
3月	・国の関与（裁決及び是正の指示）の取消訴訟について、福岡高裁那覇支部が判決言い渡し（裁決に係る訴えを却下、是正の指示に係る請求を棄却） ・国の関与（裁決及び是正の指示）の取消訴訟について、沖縄県知事が最高裁に上告受理申立て
6月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古移設および馬毛島の施設整備を含む米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致
8月	・国の関与（裁決）の取消訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告受理申立てを不受理決定

年　月	経　緯
9月	・国の関与（是正の指示）の取消訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告を棄却 ・国土交通大臣が沖縄県知事に対し、変更承認申請を承認するよう勧告 ・国土交通大臣が沖縄県知事に対し、変更承認申請を承認するよう指示
10月	・日米防衛相会談 →米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致 ・沖縄県知事が指示された期限内に承認しなかったことから、国土交通大臣が福岡高裁那覇支部に、地方自治法に基づき、沖縄県知事に承認すべきことを命ずる旨の裁判を求め提訴（代執行訴訟）
12月	・代執行訴訟について、福岡高裁那覇支部が判決言い渡し（沖縄県知事に対し、変更承認申請を承認することを命じる） ・代執行訴訟について、沖縄県知事が最高裁に上告受理申立て ・国土交通大臣が沖縄県知事に代わり、変更承認申請を承認
2024年 1月	・大浦湾側の工事に着手
2月	・代執行訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告受理申立てを不受理決定

資料32　嘉手納以南　施設・区域の返還時期（見込み）

必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区	返還済（2015年3月31日）
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路	返還済（2013年8月31日）
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域	返還済（2019年3月31日）
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設技術部地区の一部	返還済（2020年3月31日）(注1)
沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域	
キャンプ桑江（キャンプ・レスター）	2025年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のロウワー・プラザ住宅地区	2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の喜舎場住宅地区の一部	2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー	2024年度またはその後(注2)、(注3)
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫地区の大半を含む部分	2025年度またはその後
那覇港湾施設	2028年度またはその後
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	2022年度またはその後
普天間飛行場	2022年度またはその後
米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するにともない、返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の追加的な部分	―
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の残余の部分	2024年度またはその後(注4)

（注）1　白比川沿岸区域も同時期に返還済
2　この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。
3　インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能
4　米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手段が変更されることがある。

資料33 米軍オスプレイのわが国への配備の経緯

2011年 6月 6日	米国防省が2012年の後半に普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22オスプレイに換装する旨の発表
2012年6月13日～	環境レビューの結果、MV-22のパンフレットなどを沖縄県および関係自治体などに説明
6月29日～	MV-22オスプレイの沖縄配備に係る接受国通報及び米国防省プレスリリース ・2012年10月に1個飛行隊を配備（7月下旬に岩国陸揚げ） ・2013年夏にさらに1個飛行隊を配備 ・墜落事故の調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるMV-22オスプレイの飛行運用もせず
7月23日	岩国飛行場へ陸揚げ
9月19日	「MV-22オスプレイの沖縄配備について」を公表（政府として安全性を確認） 合同委員会でオスプレイの運用に関する事項について合意
10月 6日	普天間飛行場への移動完了
2013年 1月28日	県民大会実行委員会、沖縄県議会などが総理宛建白書を提出
4月30日	MV-22飛行隊配備にかかる米側からの説明（2013年夏に岩国陸揚げ）を関係自治体に説明
7月30日	2個目飛行隊、岩国飛行場へ陸揚げ
9月25日	普天間飛行場への移動完了
2015年 5月11日	米国防省が2017年後半からCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する旨の発表
2016年12月13日	沖縄県名護市沖でMV-22オスプレイ1機が不時着水
2017年 2月 1日	木更津駐屯地におけるMV-22オスプレイの定期機体整備の開始
3月14日	米国防省が横田飛行場に配備予定のCV-22オスプレイの到着を延期する旨の発表を行った情報を関係自治体などに提供
8月 5日	第31海兵機動展開部隊（普天間）所属のMV-22オスプレイが豪州東海岸沖で事故
2018年 4月 3日	在日米軍が、2018年夏頃に、CV-22オスプレイを5機配備すること、今後数年間で段階的に計10機を配備する旨の発表
8月22日	在日米軍から、5機のCV-22オスプレイを2018年10月1日に横田飛行場に配備し、2024年頃までに段階的に計10機のCV-22を横田飛行場へ配備する旨の通報があったことを関係自治体などに提供
10月 1日	5機のCV-22オスプレイが横田飛行場に配備
2021年 7月 6日	6機目のCV-22オスプレイが横田飛行場に到着
2023年11月29日	屋久島の沖合でCV-22オスプレイ1機が墜落、乗員8名死亡

資料34 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要

1 目的

駐留軍などの再編を実現することが、わが国の平和および安全の維持に資するとともに、わが国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、次に掲げる特別の措置などを講じ、駐留軍などの再編の円滑な実施に資することを目的

2 特別の措置など(注1)

(1)負担が増加する市町村に対する再編交付金

○ 国は、駐留軍などの再編に当たり、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を指定。駐留軍などの再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要と認められる場合に、当該防衛施設の周辺市町村に対し、住民の生活の利便性の向上および産業の振興に寄与する事業にかかる経費に充てるため、再編交付金を交付
○ 再編交付金は、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度などを考慮し、再編の実施に向けた措置の進捗状況およびその実施から経過した期間に応じて交付

(2)特に負担の大きい地域に対する公共事業の特例

○ 特に負担の大きな市町村を含む地域を再編関連振興特別地域として指定し、道路、港湾などを整備する際の自治体の負担割合の特例を設けることなどにより、当該地域の振興を図ること
○ 関係閣僚からなる「駐留軍等再編関連振興会議」を防衛省に設置し、同会議において、再編関連振興特別地域の指定、同地域の振興計画(再編関連振興特別地域整備計画)の策定などに関して審議すること

(3)駐留軍等労働者に係る措置

○ 駐留軍等労働者の雇用の継続に資するように技能教育訓練などを実施

3 法律の期限(注2)

2027(平成39)年3月31日まで。ただし、再編交付金の交付については、再編の実施の状況に応じて最長で2032(平成44)3月31日まで

(注) 1 当該移転にかかる家族住宅およびインフラの整備への出融資を実施するための株式会社国際協力銀行の業務の特例が規定されていた。しかしながら、2012(平成24)年4月の「2+2」共同発表において、在沖米海兵隊のグアム移転にかかる日本側の財政的コミットメントは直接的な資金提供のみとなり、他の形態での財政支援(出融資)は利用しないことが確認されたことを受け、2017(平成29)年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により、当該規定は廃止された。
2 本法の有効期限については、制定当初は2017(平成29)年3月31日までであったが、2017(平成29)年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により10年間延長され、2027(平成39)年3月31日までとなった。

資料35 23事案の概要

（2024.4.1現在）

施設名	範囲	面積(ha)	種別				備考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
[返還済]							
陸軍貯油施設	1.浦添・宜野湾市間のパイプライン	4			◎		1990.12.31.返還
キャンプ瑞慶覧	2.地下通信用マンホール等部分（登川）	0.1		◎			1991.9.30.返還
	20.泡瀬ゴルフ場	47			◎		2010.7.31.返還
北部訓練場	3.国頭村（伊部岳）地区、東村（高江）地区	480		◎			1993.3.31.返還
	4.県道名護国頭線以南の一部	(256)	◎				
キャンプ・シュワブ	5.国道329号沿いの一部（辺野古）	1	◎				1993.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6.全部	0.1				◎	1993.3.31.返還
那覇冷凍倉庫	7.全部	建物	◎				1993.3.31.返還
砂辺倉庫	8.全部	0.3				◎	1993.6.30.返還
八重岳通信所	9.南側（名護市）および北側（本部町）	19	◎				1994.9.30.返還
恩納通信所	10.全部	62			◎		1995.11.30.返還
	11.東側部分	(26)	◎				
嘉手納飛行場	12.南側の一部（桃原）	2		◎			1996.1.31.返還
知花サイト	13.全部	0.1				◎	1996.12.31.返還
キャンプ・ハンセン	14.金武町内の一部（金武）	3		◎			1996.12.31.返還
	23 東シナ海側斜面の一部（名護市）	162	◎				2014.6.30.返還（55ha） 2017.6.30.返還(107ha)
嘉手納弾薬庫地区	(22.国道58号沿い東側部分（喜納～比謝）、南西隅部分（山中エリア))	74	○				1999.3.25.返還
	15.嘉手納バイパス（国道58号西側）	3	○	◎			1999.3.25.返還
	22.旧東恩納弾薬庫部分	98	◎				2005.3.31.返還（9ha） 2006.10.31.返還(58ha) 2022.3.31.返還（31ha）
トリイ通信施設	16.嘉手納バイパス	4		◎			1999.3.31.返還
工兵隊事務所	17.全部	4	◎				2002.9.30.返還
キャンプ桑江	(19.東側部分の南側)	2	○	○			1994.12.31.返還
	18.北側部分（伊平）	38		◎			2003.3.31.返還
	(18.国道58号沿い)	(5)	○				
普天間飛行場	21.東側沿いの土地（中原～宜野湾）	4		◎			2017.7.31.返還
	17施設、22事案	1,008	8	8	3	3	
[返還合意後、返還未了事案]							
キャンプ桑江	19.東側部分の北側（桑江）	0.5	◎				2001.12.21.返還合意
	1施設、1事案	0.5	1	0	0	0	
合計	17施設、23事案	1,009	9	8	3	3	

（注）1　面積欄の（　）内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。
2　種別欄の○印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。
3　範囲欄の番号は、事案（計23事案）の区別のため、便宜的に表示したもの。
4　種別欄中の「安保協」は、第15回および第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち1990（平成2）年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返還可能とした事案である。

資料36 SACO最終報告（仮訳）

（1996年12月2日）

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、1995年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

1996年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、1996年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなろう。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなろう。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

1996年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

－普天間飛行場　付属文書のとおり

－北部訓練場

以下の条件の下で、2002年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、1997年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。

・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

－安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、1997年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

－ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、1997年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

－楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、2000年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

－読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、2000年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

－キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、2007年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

－瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、2000年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持され

る。

－牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

－那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

－住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

2007年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

－県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

1997年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

－パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

－公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティヴの実施

－嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

1996年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

－KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

－嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を1996年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

－嘉手納飛行場における遮音壁

1997年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

－普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

－事故報告

1996年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとの米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

－日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

－米軍の施設及び区域への立入

1996年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

－米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には1997年1月までに、その他の全ての米軍車両には1997年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

－任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、1997年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

－請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。

・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、1997年度末までに導入される。

・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

－検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

－キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。
－日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO最終報告の不可分の一部をなすものである。）

（東京、1996年12月2日）

1．はじめに

（a）1996年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール大使は、1996年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち(1) ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、(2) キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに (3) 海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。

（b）1996年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配意するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。

（c）SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも1997年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2．SCCの決定

（a）海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

（b）岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。

（c）現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。

（d）危機の際に必要となる可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。

（e）今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3．準拠すべき方針

（a）普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。

（b）普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。

（c）海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、桟橋又はコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。

（d）海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、

電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。

（e）日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。

（f）日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4．ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」（TSG）は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザリー・グループ」（TAG）の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

（a）杭式桟橋方式（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。

（b）箱（ポンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。

（c）半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5．今後の段取り

（a）FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも1997年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。

（b）FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。

（c）FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料37 SACO最終報告の主な進捗状況

【土地の返還】
1. 返還済みの施設

施設名（事案名）	進　捗　状　況
北部訓練場 【過半】	・1999年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設等の後、過半を返還することで日米合同委員会合意 ・2006年2月、1999年4月の合意の変更（ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更）について日米合同委員会合意 ・2016年12月、過半の返還（約4,000ha）
安波（あは）訓練場 【全面】	・1998年12月、全面返還（共同使用の解除）
ギンバル訓練場 【全面】	・2008年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・2011年7月、全面返還（約60ha）
楚辺（そべ）通信所 【全面】	・1999年4月、アンテナ等の通信設備を含む通信システム等のキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・2006年12月、全面返還（約53ha）
読谷補助飛行場（よみたんほじょひこうじょう） 【全面】	・2002年10月、楚辺通信所の移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・2006年12月、全面返還（約191ha）
瀬名波（せなは）通信施設 【大部分】	・2002年3月、アンテナ施設等を含む通信システム等のトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 ・2006年9月、一部返還（マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha） ・2006年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合

2. 米軍再編事案として返還されることとされた施設

施設名（事案名）	進　捗　状　況
普天間飛行場 【全面】→ 【全面】※	※2006年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 ・2015年12月、市道用地としての一部土地の早期返還について、日米間で合意
	【返還済み区域】 ・1997年5月、一部土地の返還（約473m^2） ・1997年9月、一部土地の返還（約62m^2） ・2017年7月、一部土地の返還（約4ha） ・2018年3月、一部土地の返還（約0.4ha） ・2020年12月、一部土地の返還（約0.1ha）
キャンプ桑江（くわえ） 【大部分】→ 【全面】※	※2006年5月、「再編実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 ・2002年7月、青少年センターを提供 ・2005年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 ・2006年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 ・2008年2月、海軍病院の附帯施設（ヘリコプター着陸帯等）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・2008年12月、海軍病院の附帯施設（ユーティリティ）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・2009年5月、海軍病院の関連施設（独身下士官宿舎等）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・2009年10月、海軍病院の関連施設（第1水タンク施設）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・2010年10月、海軍病院の関連施設（第2水タンク施設）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・2011年9月、海軍病院の関連施設（独身将校宿舎、血液保存施設等）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・2013年2月、海軍病院本体等13棟を提供 ・2013年3月、海軍病院開院 ・2013年12月、海軍病院の関連施設（予防医療センター・アルコールリハビリセンター等）の建設の実施について日米合同委員会合意 ・2015年12月、海軍病院の関連施設（独身将校宿舎、血液保存施設等）を提供
	【返還済み区域】 ・2003年3月、北側部分（約38ha）返還
牧港（まきみなと）補給地区 【部分】→ 【全面】※	※2006年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 ・2015年12月、国道拡幅を目的とした一部土地の返還について、合同委員会合意 ・2018年3月、一部土地の返還（約3ha）
	【返還済み区域】 ・1997年5月、一部土地の返還（約38m^2） ・2001年9月、一部土地の返還（約1ha） ・2013年8月、北側進入路の返還（約1ha） ・2018年3月、一部土地の返還（約3ha） ・2019年3月、第5ゲート付近の区域の返還（約2ha） ・2021年5月、一部土地の返還（約0.2ha）
那覇港湾施設 【全面】→ 【全面】※	※2006年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
	【返還済み区域】 ・2000年6月、一部土地の返還（約1ha）

施設名（事案名）	進　捗　状　況
住宅統合キャンプ瑞慶覧 【部分】→ 【部分】※	第一段階 ゴルフレンジ地区 ・1999年４月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・2002年７月、高層住宅２棟を提供 ・2006年７月、アンダーパスを提供 第二段階 サダ地区 ・2002年２月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・2005年９月、高層住宅２棟、低層住宅38棟等を提供 第三段階 北谷東地区 ・2004年３月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・2008年６月、低層住宅35棟等を提供 第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区 ・2005年３月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・2006年３月、建設工事の実施について日米合同委員会合意（第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区） ・2010年２月、アッパープラザ地区に整備した低層住宅24棟等を提供 ・2020年４月、建設工事の実施について日米合同委員会合意（第四段階 普天間地区） ※2006年５月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還と記載 「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」 ・2013年４月、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の下での沖縄住宅統合（OHC）計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸（整備区域において撤去される住宅の代替を含む。）を建設と記載
	【返還済み区域】 ・1997年３月、一部土地の返還（約371m^2） ・1997年５月、一部土地の返還（約598m^2） ・1997年６月、一部土地の返還（約353m^2） ・1997年12月、一部土地の返還（約0.3ha） ・1998年３月、一部土地の返還（約2ha） ・2000年２月、一部土地の返還（約3ha） ・2006年12月、一部土地の返還（約145m^2） ・2015年３月、西普天間住宅地区の返還（約51ha） ・2020年３月、施設技術部地区の一部土地の返還（約11ha）

【訓練及び運用の方法の調整】

事　項	進　捗　状　況
県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練	・1997年度、本土の５演習場に移転
パラシュート降下訓練	・2000年７月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施

【騒音軽減イニシアティブの実施】
1. 実施済みのもの

事　項	進　捗　状　況
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	・2005年６月、洗機施設の移転・整備について日米合同委員会合意 ・2008年９月、洗機施設を提供 ・2009年２月、海軍駐機場の移転について日米合同委員会合意 ・2010年10月、敷地造成、駐機場・誘導路等の建設の実施について日米合同委員会合意 ・2011年４月、駐車場及びユーティリティの建設の実施について日米合同委員会合意 ・2013年２月、整備格納庫タイプⅡ等の建設の実施について日米合同委員会合意 ・2013年７月、駐機スペース等を提供 ・2014年７月、格納庫等の建設の実施について、日米合同委員会合意 ・2016年12月、整備格納庫等の提供について、日米合同委員会合意 ・2017年１月、移駐完了 ・2020年２月、既存施設の一部解体の実施について、日米合同委員会合意 ・2021年３月、既存施設の一部について解体完了
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	・2000年７月、提供

2. 米軍再編事案として取り組んでいるもの

事　項	進　捗　状　況
KC-130航空機の移駐※	※2006年５月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開と記載

資料38 沖縄の基地負担軽減に関する協議体制

名称（設置年）	構成員	目的
沖縄政策協議会 （1996）	内閣総理大臣を除く全閣僚と沖縄県知事	沖縄県に所在する米軍の施設・区域にかかる諸問題や沖縄に関連する基本施策に関し協議
沖縄政策協議会小委員会 （2013）	内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事	基地負担の軽減および沖縄振興策に関する諸課題への対応
普天間飛行場負担軽減推進会議 （2014）	内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事および宜野湾市長	普天間飛行場の負担軽減等について協議
沖縄基地負担軽減推進委員会 （2014）	防衛副大臣、防衛大臣政務官、事務次官、防衛審議官、大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、地方協力局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長	沖縄における米軍施設・区域の早期返還および負担軽減の推進に関する基本的な方針を検討し、当該方針に基づく施策を円滑かつ効果的に促進
政府・沖縄県協議会 （2016）	内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、官房副長官（事務）、沖縄県知事および同県副知事	沖縄県の基地負担軽減、振興策について協議

資料39 各種協定締結状況

（2024.3.31 現在）

	安保・防衛協力文書	地位協定・円滑化協定	防衛装備品・技術移転協定等	物品役務相互提供協定（ACSA）	情報保護協定
米国	日米安全保障条約 1951年 9月 署名 1952年 4月 発効 1960年 1月 署名 1960年 6月 発効 日米防衛協力のための指針（ガイドライン） 1978年11月 策定 1997年 9月 策定 2015年 4月 策定 1996年 4月 日米安全保障共同宣言	日米地位協定 1960年 1月 署名 1960年 6月 発効 2015年 9月 環境補足協定署名・発効 2017年 1月 軍属補足協定署名・発効	日米相互防衛援助協定 1954年 3月 署名 1954年 5月 発効 対米武器技術供与取極 1983年11月 締結（交換公文） 対米武器・武器技術供与取極 2006年 6月 締結（交換公文）	1996年 4月 署名 1996年10月 発効 1998年 4月 署名 1999年 9月 改正 2004年 2月 署名 2004年 7月 改正 2016年 9月 署名 2017年 4月 発効	2007年 8月 署名・発効
オーストラリア	2003年 9月 覚書署名 2007年 3月 日豪安全保障共同宣言 2008年12月 改定 2022年10月 新たな日豪安全保障共同宣言	日豪円滑化協定 2022年 1月 署名 2023年 8月 発効	2014年 7月 署名 2014年12月 発効	2010年 5月 署名 2013年 1月 発効 2017年 1月 署名 2017年 9月 発効	2012年 5月 署名 2013年 3月 発効
インド	2008年10月 日印安全保障共同宣言 2014年 9月 覚書署名		2015年12月 署名 2016年 3月 発効	2020年 9月 署名 2021年 7月 発効	2015年12月 署名・発効
インドネシア	2015年 3月 覚書署名		2021年 3月 署名・発効	—	—
ベトナム	2011年10月 覚書署名（防衛協力・交流） 2015年 9月 覚書署名（PKO分野） 2018年 4月 日越共同ビジョン署名 2019年 5月 覚書署名（防衛産業間協力） 2021年11月 覚書署名（サイバー分野） 2021年11月 覚書署名（衛生分野）		2021年 9月 署名・発効	—	—
シンガポール	2009年12月 覚書署名 2022年 6月 改定		2023年 6月 署名・発効	—	—
フィリピン	2012年 7月 意図表明文書署名 2015年 1月 覚書署名	日比円滑化協定 2023年11月 交渉を開始することを決定	2016年 2月 署名 2016年 4月 発効	—	—
タイ	2019年11月 覚書署名		2022年 5月 署名・発効	—	—
ラオス	2019年10月 覚書署名		—	—	—
マレーシア	2018年 9月 覚書署名		2018年 4月 署名・発効	—	—
韓国	2009年 4月 意図表明文書署名		—	2011年 1月 日韓防衛相会談で、意見交換を進めることで一致	2016年11月 署名・発効
英国	2004年 1月 覚書署名 2012年 6月 改定 2017年 8月 日英安全保障共同宣言	日英円滑化協定 2023年 1月 署名 2023年10月 発効	2013年 7月 署名・発効	2017年 1月 署名 2017年 8月 発効	2013年 7月 署名 2014年 1月 発効 2014年10月 改正議定書署名 2015年 4月 改正議定書発効
フランス	2014年 7月 意図表明文書署名		2015年 3月 署名 2016年12月 発効	2018年 7月 署名 2019年 6月 発効	2011年10月 署名・発効
カナダ	2010年11月 日加安全保障共同宣言		—	2018年 4月 署名 2019年 7月 発効	2022年10月、日加外相会談で、情報保護協定の正式交渉を開始することで一致
ニュージーランド	2013年 8月 覚書署名 2023年 6月 意図表明文書署名		—	2014年 7月 日NZ首脳会談で、検討することで一致	2022年4月、日NZ首脳会談で、情報保護協定の正式交渉を開始することで一致
NATO	2014年 5月 日NATO国別パートナーシップ協力計画（IPCP）策定（2018、2020改訂） 2023年 7月 日NATO国別適合パートナーシップ計画（ITPP）策定		—	—	2010年 6月 署名・発効
ドイツ	—		2017年 7月 署名・発効	2024年 1月 署名	2021年 3月 署名・発効
イタリア	2012年 6月 意図表明文書署名 2017年 5月 覚書署名		2017年 5月 署名 2019年 4月 発効	—	2016年 3月 署名 2016年 6月 発効
スウェーデン	2013年12月 覚書署名		2022年12月 署名・発効	—	—

	安保・防衛協力文書	地位協定・円滑化協定	防衛装備品・技術移転協定等	物品役務相互提供協定（ACSA）	情報保護協定
ロシア	1999年 8月 覚書署名 2006年 1月 改定		—	—	—
ウクライナ	2018年10月 覚書署名		—	—	2024年2月、岸田内閣総理大臣とシュミハリ・ウクライナ首相の会談で、情報保護協定の正式交渉を開始することで合意
UAE	2018年 5月 覚書署名		2023年 5月 署名 2024年 1月 発効	—	—
ジブチ	—	2009年 4月 地位取極	—	—	—
ブラジル	2020年12月 覚書署名		—	—	—

（注）モンゴル、バーレーン、カンボジア、スペイン、カタール、ジョージア、サウジアラビア、ヨルダン、コロンビア、オランダ、カザフスタン、チェコ、フィンランド、オマーン、イスラエル、パキスタン、スリランカ、ポーランド、ブルネイ、バングラデシュ、リトアニアとも覚書に署名、トルコおよびケニアとも意図表明文書に署名

資料40 留学生受入実績（2023年度の新規受入人数）

（単位：人）

国名／機関名	米国	オーストラリア	インド	インドネシア	ベトナム	シンガポール	フィリピン	タイ	カンボジア	マレーシア	韓国	モンゴル	フランス	ドイツ	コソボ	ヨルダン	ケニア	ザンビア	ニュージーランド	パプアニューギニア	フィジー	トンガ	小計
防衛研究所	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
防衛大学校	9	—	—	2	8	—	2	4	3	2	3	2	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43
陸自（教育訓練研究本部など）	3	—	1	1	—	1	—	—	1	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
海自（幹部学校など）	—	2	2	—	1	—	—	2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
空自（幹部学校など）	—	1	1	1	1	—	1	1	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
統合幕僚学校	2	2	—	—	2	1	—	3	—	—	1	—	—	1	1	2	1	3	1	1	1	1	23
合計	15	5	5	4	12	2	3	11	4	2	10	4	8	1	1	2	1	3	1	1	1	1	97

資料41 最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

ハイレベル交流など	20.4	統幕長と豪国防軍司令官との電話会談
	20.5	日豪防衛相電話会談
	20.5	空幕長と豪空軍本部長との電話会談
	20.7	陸幕長と豪陸軍本部長との電話会談
	20.8	海幕長と豪海軍本部長とのテレビ会談
	20.8	空幕長と豪空軍本部長との電話会談
	20.10	日豪防衛相電話会談
	20.10	日豪防衛相会談（東京）
	20.10	☆防衛協力の進展に係る2020年日豪防衛相共同声明
	20.10	空幕長と豪空軍本部長とのテレビ会談
	20.12	陸幕長と豪陸軍本部長とのテレビ会談
	21.4	陸幕長と豪陸軍本部長の電話会談
	21.5	日豪防衛相電話会談
	21.6	第9回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）（VTC）
	21.6	空幕長と豪空軍本部長とのテレビ会談
	21.11	豪陸軍本部長訪日
	22.1	☆日豪円滑化協定　署名
	22.1	統幕長と豪国防軍司令官との電話会談
	22.2	日豪防衛相電話会談
	22.2	統幕長と豪国防軍司令官との電話会談
	22.2	海幕長と豪海軍本部長との懇談（ハワイ・米）
	22.4	統幕長と豪国防軍司令官との会談（ニューデリー・インド（ライシナ対話））
	22.4	空幕長と豪空軍本部長との会談（アメリカ）
	22.4	豪海軍本部長訪日
	22.5	海幕長と豪海軍本部長との懇談（シドニー（インド太平洋シーパワー会議））
	22.5	統幕長と豪国防軍司令官との会談（ブリュッセル・ベルギー（NATO参謀長会議））
	22.6	日豪防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.6	統幕長と豪国防軍司令官との会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.6	日豪防衛相会談（東京）
	22.6	空幕長と豪空軍本部長との会談（VTC）
	22.7	統幕長と豪国防軍司令官、豪統合作戦司令官との会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀総長等会議））
	22.7	陸幕長と豪陸軍本部長とのテレビ会談
	22.7	空幕長と豪空軍本部長との会談（英国）
	22.8	日豪防衛相電話会談
	22.8	海幕長と豪海軍本部長とのテレビ会談
	22.9	空幕長と豪空軍本部長との会談（オーストラリア）
	22.10	空幕長と豪空軍本部長との会談（東京）
	22.10	☆新たな日豪安全保障共同宣言　署名
	22.11	海幕長と豪海軍本部長との懇談（東京（WPNS））
	22.11	海幕長と豪海軍本部長との会談（東京（マラバールKLE））
	22.12	統幕長と豪統合作戦司令官との会談（東京）
	22.12	統幕長と豪国防軍司令官との会談（東京）
	22.12	第10回日豪外務・防衛閣僚協議、日豪防衛相会談（東京）
	23.2	空幕長と豪空軍本部長との会談（オーストラリア）
	23.2	陸幕長と豪陸軍本部長とのテレビ会談
	23.3	統幕長と豪国防軍司令官との会談（ニューデリー・インド（ライシナ対話））
	23.3	日豪次官級協議（キャンベラ）
	23.3	統幕長と豪国防軍司令官との会談（東京）
	23.3	海幕長　公式訪問
	23.4	統幕長と豪国防軍司令官とのテレビ会談
	23.5	統幕長と豪国防軍司令官との会談（カリフォルニア・米（インド太平洋安全保障会議））
	23.5	陸幕長と豪陸軍本部長との会談（ハワイ・米（太平洋地上軍シンポジウム））
	23.6	日豪防衛相会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.7	統幕長と豪国防軍司令官との会談（オーストラリア（タリスマン・セイバー2023視察））
	23.7	統幕長と豪統合作戦司令部本部長との会談（オーストラリア（タリスマン・セイバー2023視察））
	23.8	☆日豪円滑化協定　発効
	23.8	統幕長と豪国防軍司令官との会談（フィジー（インド太平洋参謀総長等会議））
	23.8	陸幕長と豪陸軍本部長との会談（パース・豪（CAS））
	23.9	海幕長と豪海軍本部長との懇談（ハワイ・米（マラバールKLE））
	23.9	陸幕長と豪陸軍本部長との会談（ニューデリー・インド（IPACC））
	23.10	日豪防衛相会談（東京）
	23.10	統幕長と豪国防軍司令官とのテレビ会談
	23.11	海幕長と豪海軍本部長との懇談（シドニー（インド太平洋シーパワー会議））
	23.11	空幕長と豪空軍本部長との会談（ハワイ・米（太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム））
	23.12	陸幕長と豪陸軍本部長との会談（東京（LFS））
	24.3	陸幕長と豪陸軍本部長との会談（カリフォルニア・米）

防衛当局者間の定期協議	21.4 22.7	日豪防衛当局間協議（VTC） 日豪防衛当局間協議（キャンベラ）
部隊間の交流など	22.3	豪空軍P-8Aの訪日に伴う部隊間交流
	22.4.4～27	日豪空中給油適合性確認試験（空自F-2A/B、豪空軍KC-30A）
	22.8	陸上総隊司令部のオーストラリア訪問に伴う部隊間交流
	22.9	豪空軍演習（ピッチブラック22） 空自F-2A×6機、豪空軍F-35×10機、E/A-18G×10機、KC-30×1機
	23.1	豪軍空挺学校長の第1空挺団降下訓練始め参加
	23.3	日米豪ISR共同訓練 空自RC-2、海自EP-3、OP-3C、米空軍RC-135、豪空軍P-8A
	23.4.4～26	日豪空中給油適合性確認試験（空自F-15J/DJ、豪空軍KC-30A）
	23.8	水陸機動団と豪陸軍第1旅団との部隊間交流（ダーウィン）
	23.8.21～23.9.4	F-35Aの米国およびオーストラリアへの機動展開訓練 空自F-35A×4機、KC-767×2機、C-130H×1機、C-2×2機
	23.9.19	日米豪ISR交流
日米豪 3か国の協力 （訓練は資料編58参照）	20.7	日米豪防衛相テレビ会談
	20.9	第8回日米豪シニア・リーダース・セミナー（VTC）（陸幕長）
	21.7	第9回日米豪シニア・リーダース・セミナー（VTC）（陸幕長）
	22.2	日米豪海軍種3国間懇談（ハワイ・米）（海幕長）
	22.6	日米豪防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.8	第10回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー（アデレード）（陸幕長）
	22.10	日米豪防衛相会談（ハワイ）
	23.3	統幕長と米インド太平洋軍司令官及び豪国防軍司令官との会談（ニューデリー（ライシナ対話））
	23.6	日米豪参謀総長級会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.6	日米豪防衛相会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.8	日米豪参謀総長級会談（フィジー（インド太平洋参謀総長等会議））
	23.8	第11回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー（パース・豪）（陸幕長）

陸上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（オーストラリア）
日豪実動訓練	22.8	オーストラリア	特殊作戦群	―	特殊作戦コマンド
豪州における実動訓練	23.9	オーストラリア	特殊作戦群	―	特殊作戦コマンド

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（オーストラリア）
日豪共同訓練	20.9.13～9.17	南シナ海	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇　2隻	駆逐艦「ホバート」、補給艦「シリウス」
日豪共同訓練	20.11.12	九州西方海空域	護衛艦「しまかぜ」	艦艇　1隻	フリゲート「アランタ」
日豪共同訓練	21.3.29～3.31	南シナ海	護衛艦「あけぼの」	艦艇　1隻	フリゲート「アンザック」
日豪共同訓練	21.6.2	関東南方	護衛艦「むらさめ」	艦艇　1隻	フリゲート「バララット」
日豪共同訓練	21.9.18	オーストラリア北方	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇　2隻	哨戒艇「マイトランド」
日豪共同訓練（日豪トライデント）	21.11.10～11.12	四国南方	護衛艦「いなづま」	艦艇　1隻	フリゲート「ワラマンガ」
日豪共同訓練	22.3.5	ベンガル湾	護衛艦「ゆうだち」	艦艇　1隻	フリゲート「アランタ」
日豪共同訓練（日豪トライデント）	23.6.24～6.25	南シナ海	護衛艦「いずも」、「さみだれ」	艦艇　2隻	フリゲート「アンザック」、P-8A
日豪共同訓練（日豪トライデント）	23.11.20～11.21	関東南方から四国南方	護衛艦「さざなみ」、P-1、潜水艦	艦艇　1隻 潜水艦 P-1×1機	駆逐艦「ブリスベン」、補給艦「ストルワート」、P-8A
日豪共同訓練（日豪トライデント）	23.11.22	東シナ海	P-3C	P-3C×1機	フリゲート「トゥーンバ」

航空自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（オーストラリア）
日豪共同訓練	22.3.28～3.30	関東東方の太平洋上の空域	航空戦術教導団	RC-2×1機	P-8A×1機
日豪共同訓練（武士道ガーディアン23）	23.9.4～9.14	小松基地および同周辺空域	第3航空団、第6航空団、第7航空団、航空戦術団、第1輸送航空隊、中部航空警戒管制団	F-35A×6機、F-15×10機、F-2×4機、F-15×6機、KC767×1機	F-35×6機、KC-30×1機、C-130J×1機、C-17×1機

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。
4　人員などの数については公表時のものを基準
5　多国間での訓練は、資料58を参照

資料42 最近の日印防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

【インド】

ハイレベル交流など	20.4	空幕長とインド空軍参謀長との電話会談
	20.5	日印防衛相電話会談
	20.8	空幕長とインド空軍参謀長との電話会談
	20.9	海幕長とインド海軍参謀長とのテレビ会談
	20.9	☆日印物品役務相互提供協定（日印ACSA） 署名、発効（21.7）
	20.9	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話懇談
	20.9	空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談
	20.11	統幕長とインド国防参謀長との電話会談
	20.12	空幕長インド訪問
	20.12	日印防衛相電話会談
	21.2	インド空軍主催空軍参謀長等会議（エアロ・インディア）（VTC）
	21.3	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談
	21.4	統幕長ライシナ・ダイアローグ参加（VTC）
	21.6	空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談
	21.6	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談
	21.9	海幕長とインド海軍参謀長との会談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム））
	21.10	空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談
	22.2	海幕長インド訪問
	22.3	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談
	22.4	統幕長とインド統合参謀本部兼参謀長委員会参謀長との会談（ニューデリー（ライシナ対話））
	22.5	海幕長とインド海軍後部コマンド司令官との会談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	22.5	空幕長とインド空軍参謀長との会談（東京）
	22.6	陸幕長とインド陸軍参謀長とのテレビ会談
	22.7	統幕長とインド統合参謀本部兼参謀長委員会参謀長との会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀総長等会議））
	22.7	海幕長とインド海軍参謀長とのテレビ会談
	22.9	日印防衛相会談、第２回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（東京）
	22.9	空幕長とインド空軍参謀長との会談（ワシントンD.C.（米主催国際空軍参謀長等会同））
	22.11	海幕長とインド海軍参謀長との会談（東京（WPNS））
	22.11	海幕長とインド海軍参謀長との会談（東京（マラバールKLE））
	23.3	陸幕長とインド陸軍参謀長とのテレビ会談
	23.3	統幕長インド訪問、インド国防参謀長と会談（ニューデリー（ライシナ対話））
	23.4	統幕長とインド国防参謀長とのテレビ会談
	23.5	統幕長とインド国防参謀長との会談（カリフォルニア・米（インド太平洋安全保障会議））
	23.9	海幕長とインド海軍参謀長との会談（ハワイ・米（マラバールKLE））
	23.9	陸幕長とインド陸軍参謀長との会談（ニューデリー（IPACC））
	23.11	空幕長とインド空軍参謀長との会談（ハワイ・米（太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム））
	23.12	インド国防参謀長訪日
防衛当局者間の定期協議	23.4	日印次官級防衛政策対話（ニューデリー）
部隊間の交流など	20.10	塩害対処にかかる日印ヘリ部隊間交流（VTC）（空）
	23.3	回転翼操縦者交流（空）
	23.3	情報担当者交流（空）
	24.3	戦闘機操縦者交流（空）

陸上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（インド）
インドにおけるインド陸軍との実動訓練（ダルマ・ガーディアン21）	22.2.27～3.10	インド　カルナータカ州　ベルガウムコマンドトレーニングセンターおよびその周辺	第12旅団第30普通科連隊	人員　約40名	人員　約40名
インドにおけるインド陸軍との実動訓練（ダルマ・ガーディアン22）	23.2.17～3.2	饗庭野演習場等	第３師団第36普通科連隊	―	第５歩兵大隊
インド陸軍との実動訓練（ダルマ・ガーディアン23）	24.2.25～3.9	インド　ラージャスタン州マハジャン・フィールドファイアリング・レンジ	第１師団第34普通科連隊	人員　約40名	第19歩兵大隊

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（インド）
日印親善訓練	20.6.27	インド洋	練習艦「かしま」、「しまゆき」	艦艇　2隻	駆逐艦「ラーナ」、コルベット「クリシュ」
日印共同訓練（JIMEX2020）	20.9.26～9.28	インド西方海空域	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇　2隻	駆逐艦「チェンナイ」、フリゲート「タルカシュ」、補給艦「ディパック」、航空機
日印共同訓練	21.6.13	インド洋	練習艦「かしま」、「せとゆき」	艦艇　2隻	コルベット「クリシュ」
日印共同訓練	21.6.29	東シナ海	補給艦「はまな」	艦艇　1隻	コルベット「キルタン」
日印共同訓練（JIMEX2021）	21.10.6～10.8	インド西方	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇　2隻	駆逐艦「コチ」、フリゲート「テグ」、MIG-29K、P-8Iなど
日印共同訓練	22.1.13	ベンガル湾	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇　2隻	フリゲート「シヴァリク」、コルベット「カドマット」
日印共同訓練	22.5.23	アラビア海	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	補給艦「アディチャ」
日印共同訓練	22.7.23	インド洋	護衛艦「さみだれ」	艦艇　1隻	哨戒艦「スカーニャ」
日印共同訓練（JIMEX2022）	22.9.11～9.17	アンダマン海からベンガル湾	護衛艦「いずも」、「たかなみ」	艦艇　2隻	駆逐艦「ランヴィジェイ」、フリゲート「サヒャドリ」、コルベット「カドマット」、「カヴァラッティ」、哨戒艦「スカーニャ」、補給艦「ジョティ」、潜水艦、P-8I、MIG-29K、DORNIER-228 など
日印共同訓練	22.10.29～30	沖縄東方	補給艦「はまな」	艦艇　1隻	フリゲート「シヴァリク」、対潜コルベット「カモルタ」
日印共同訓練（JIMEX2023）	23.7.5～7.10	ビシャカパトナム港およびベンガル湾周辺海空域	護衛艦「さみだれ」	艦艇　1隻	駆逐艦「デリー」、コルベット「カモルタ」、補給艦「シャクティ」、潜水艦、P-8I、DORNIER-228
日印共同訓練	23.11.28	沖縄周辺	補給艦「とわだ」	艦艇　1隻	コルベット「カドマット」
日印共同訓練	23.12.7	九州南方	補給艦「とわだ」	艦艇　1隻	コルベット「カドマット」

航空自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（インド）
印空軍との戦闘機共同訓練（ヴィーア・ガーディアン23）	23.1.16～1.26	百里基地および同周辺空域、入間基地	第7航空団、航空戦術教導団、中部航空警戒管制団	F-2×4機、F-15×4機	Su-30MKI×4機、C-17輸送機×2機（展開・撤収時の輸送のみ）、IL-78空中給油機×1機（展開・撤収時の支援のみ） 人員　約150名
印空軍との輸送機共同訓練（シンユウ・マイトゥリ23）	23.3.1～3.2	小松基地および同周辺空域	航空支援集団第3輸送航空隊	C-2×1機 人員　約10名	C-17×1機 人員　約10名

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。
4　人員などの数については公表時のものを基準
5　多国間での訓練は、資料58を参照

資料43 最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

【英国】

ハイレベル交流など	20.4	日英防衛相電話会談
	20.5	空幕長と英空軍参謀長との電話会談
	20.7	統幕長と英国防参謀長とのテレビ会談
	20.9	海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長とのテレビ会談
	21.1	日英防衛相テレビ会談
	21.2	第4回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（VTC）
	21.3	海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長とのテレビ会談
	21.3	日英防衛相電話会談
	21.6	防衛審議官と英国防次官とのテレビ会談
	21.7	英国防大臣訪日
	21.7	英第1海軍卿訪日
	21.7	英空軍参謀長訪日
	21.7	陸幕長と英陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.7	海幕長と英第2海軍卿との会談（シンガポール）
	21.7	統幕長と英国防参謀総長とのテレビ会談
	21.8	空幕長と英空軍参謀長との会談（コロラドスプリングス・米（宇宙シンポジウム））
	21.9	英国防閣外大臣訪日
	21.10	統幕長と英国防参謀総長とのテレビ会談
	21.10	統幕長と英国防参謀長とのテレビ会談
	22.1	陸幕長と英陸軍参謀長とのテレビ会談
	22.4	統幕長と英国防参謀総長との会談（ニューデリー・インド（ライシナ対話））
	22.4	空幕長と英国防省宇宙局長との会談（東京）
	22.5	統幕長と英国防参謀総長との会談（ブリュッセル・ベルギー（NATO参謀長会議））
	22.5	海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長との会談（シドニー・豪（IP22））
	22.7	陸幕長訪英
	22.7	空幕長訪英
	22.7	統幕長と英国防参謀総長との会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀総長等会議））
	22.10	日英防衛相会談（VTC）
	22.11	海幕長と英第1海軍卿との会談（東京（WPNS））
	23.1	☆日英円滑化協定　署名
	23.2	防衛審議官と英国防次官との会談（ロンドン）
	23.3	日英防衛相会談（東京）
	23.3	空幕長と英空軍参謀長との会談
	23.3	統幕長と英国防参謀総長とのテレビ会議
	23.3	空幕長と英宇宙コマンド司令官との会談（東京（DSEI Japan））
	23.4	統幕長と英国防参謀総長との電話会議
	23.5	陸幕長と英陸軍参謀長との会談（ハワイ・米（太平洋地上軍シンポジウム））
	23.8	統幕長と英戦略コマンド司令官との会談（東京）
	23.8	統幕長と英国防参謀総長とのテレビ会議
	23.8	海幕長と英第1海軍卿との懇談（ロンドン）
	23.8	統幕長と英戦略コマンド司令官との会談（東京）
	23.9	陸幕長と英陸軍参謀長との会談（ニューデリー・インド（IPACC））
	23.9	統幕長と英国防参謀総長との会議（ノルウェー（多国間戦略協議））
	23.10	空幕長と英空軍参謀長との会談（東京）
	23.10	☆日英円滑化協定　発効
	23.11	海幕長と英第1海軍卿との懇談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	23.11	空幕長と英空軍参謀長との会談（ハワイ・米（太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム））
	23.11	第5回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（東京）
	23.11	日英防衛相会談（東京）
	24.2	英陸軍参謀長訪日
防衛当局者間の定期協議	20.9	第18回日英外務・防衛当局間協議（VTC）
	20.10	第14回日英防衛当局間協議（VTC）
	23.10	第19回日英外務・防衛当局間協議（東京）
部隊間の交流など	23.1	降下訓練始めへの参加
	23.2	日英戦闘機部隊間交流（英国）（空）
	23.12	日英戦闘機部隊間交流（日本）（空）
	24.1	降下訓練始めへの参加

統合幕僚監部

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（英国）
英海軍との海賊対処共同訓練	20.8.29	アラビア海北部西方海域	護衛艦「おおなみ」	艦艇　1隻	フリゲート「アーガイル」
英空母打撃群との共同訓練	21.11.11	アデン湾	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇　1隻	空母「クイーンエリザベス」、駆逐艦「ダイアモンド」、「ディフェンダー」、補給艦「フォートビクトリア」、「タイドスプリング」

陸上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（英国）
英陸軍との実動訓練（ヴィジラント・アイルズ22）	22.11.22～11.30	相馬原演習場、白河布引山演習場、三沢対地射爆撃場および陸上自衛隊富士学校	第1空挺団	－	第1王立騎馬砲兵連隊
英陸軍との実動訓練（ヴィジラント・アイルズ23）	23.11.15～11.26	相馬原演習場、関山演習場、王城寺原演習場および三沢対地射爆撃場	第1空挺団など	－	第1王立グルカライフル大隊、第16空中強襲旅団戦闘団など

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（英国）
日英共同訓練	21.9.14～9.15	日本周辺	潜水艦	艦艇　1隻	潜水艦
日英共同訓練	22.6.20	大西洋（イギリス海峡）	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	哨戒艦「マージー」、海洋観測測量艦「エンタープライズ」
日英共同訓練	22.6.26	大西洋（イギリス海峡）	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	哨戒艦「セヴァーン」

【フランス】

ハイレベル交流など	20.4	日仏防衛相電話会談
	20.6	空幕長とフランス空軍参謀長との電話会談
	20.7	統幕長とフランス軍統合参謀総長とのテレビ会談
	20.10	海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談
	20.11	フランス海軍参謀長訪日
	20.12	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.1	日仏防衛相テレビ会談
	21.5	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.5	海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談
	21.5	空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長とのテレビ会談
	21.7	海幕長とフランス海軍参謀長との会談（シンガポール）
	21.8	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.10	統幕長とフランス軍統合参謀総長とのテレビ会談
	21.11	空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長との会談（ドバイ）
	22.1	第6回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（VTC）
	22.2	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	22.4	空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長、フランス宇宙コマンド司令官との会談（コロラドスプリングス・米（宇宙シンポジウム））
	22.5	統幕長フランス訪問
	22.9	空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長との会談（米主催国際空軍参謀長等会同）
	22.9	海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談
	22.11	海幕長とフランス海軍参謀長との会談（東京（WPNS））
	23.1	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	23.1	防衛事務次官フランス訪問
	23.3	海幕長と仏海軍参謀長との懇談（東京（DSEI Japan））
	23.5	第7回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（VTC）
	23.6	空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長との会談（フランス（パリ・エアショー））
	23.6	統幕長とフランス軍統合参謀総長とのテレビ会議
	23.7	空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長との会談（日本）
	23.9	海幕長とフランス海軍参謀長との懇談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム））
	23.9	陸幕長とフランス陸軍参謀長との会談（ニューデリー・インド（IPACC））
	23.11	陸幕長フランス訪問
防衛当局者間の定期協議	20.7	第22回日仏外務・防衛当局間協議（VTC）
	21.10	第23回日仏外務・防衛当局間協議（東京）
	21.10	第19回日仏防衛当局間協議（東京）
	22.11	第20回日仏防衛当局間協議（パリ）
部隊間の交流など	24.1	降下訓練始めへの参加

統合幕僚監部

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（フランス）
仏空母打撃群との共同訓練	23.1.28～2.1	アデン湾西部およびアラビア海北部	護衛艦「すずつき」	艦艇　1隻	航空母艦「シャルル・ドゴール」、駆逐艦「フォルバン」、「プロヴァンス」、補給艦「マルヌ」
日仏共同訓練	24.1.17	アデン湾東部	護衛艦「あけぼの」	艦艇　1隻	補給艦「JACQUES CHEVALLER」

陸上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（フランス）
ニューカレドニアにおける仏陸軍との実動訓練（ブリュネ・タカモリ23）	23.9.10～9.29	仏領ニューカレドニア	第9師団第5普通科連隊	—	ニューカレドニア駐屯フランス軍　ニューカレドニア海兵歩兵連隊など

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（フランス）
日仏共同訓練	21.5.4	沖縄周辺	補給艦「ましゅう」	艦艇　1隻	フリゲート「シュルクーフ」
日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー）	21.9.17	ニューカレドニア周辺	護衛艦「しらぬい」	艦艇　1隻	哨戒機
日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー）	22.3.17	東シナ海	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	フリゲート「ヴァンデミエール」
日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー22-2）	22.5.25	アラビア海	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	多用途支援艦「ロワール」
日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー22-3）	22.6.14	地中海（トゥーロン沖）	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	フリゲート「オーヴェルニュ」
日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー22-4）	22.6.27	ハワイ周辺	護衛艦「いずも」、「たかなみ」	艦艇　2隻	フリゲート「プレリアル」
日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー22-5）	22.8.25～8.26	ニューカレドニア周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	哨戒艦「ドントルキャストー」、哨戒機「FALCON200」など
日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー23）	23.4.20～4.21	関東南方	護衛艦「くまの」	艦艇　1隻	フリゲート「プレリアル」
日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー23-2）	23.5.29	関東南方	護衛艦「やまぎり」	艦艇　1隻	フリゲート「ロレーヌ」
日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー23-3）	23.6.7	四国南方	護衛艦「くまの」、潜水艦、第8航空団、西部航空警戒管制団	艦艇　1隻 潜水艦 F-2×4機	フリゲート「ロレーヌ」
日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー23-4）	23.8.10	ニューカレドニア周辺	輸送艦「しもきた」	艦艇　1隻	哨戒艦「オーガスト・ベネビッグ」

航空自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（フランス）
日仏共同訓練	23.7.26～7.29	新田原基地および入間基地（それぞれ周辺空域を含む。）	第5航空団、第8航空団、第1輸送航空隊、第2輸送航空隊、中部航空警戒管制団、西部航空警戒管制団	F-15×3機、 F-2×4機、 KC-767×1機、 C-2×1機	RAFALE×2機、 A330MRTT×1機、 A-400M×1機 人員　約120名

【ドイツ】

ハイレベル交流など	20.4	日独防衛相電話会談
	20.10	陸幕長とドイツ陸軍総監との電話会談
	20.11	日独防衛相テレビ会談
	20.11	海幕長とドイツ海軍総監とのテレビ会談
	20.12	日独防衛相フォーラム（VTC）
	21.2	防衛審議官とドイツ国防次官とのテレビ会談
	21.3	☆日独情報保護協定署名・発効
	21.4	第１回日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（VTC）
	21.6	日独防衛相テレビ会談
	21.11	ドイツ連邦軍総監訪日
	21.11	ドイツ海軍総監訪日
	21.11	空幕長とドイツ空軍総監との会談（ドバイ）
	21.11	陸幕長とドイツ陸軍総監とのテレビ会談
	22.1	陸幕長とドイツ陸軍総監とのテレビ会談
	22.3	防衛審議官とドイツ国防次官とのテレビ会談
	22.5	統幕長とドイツ連邦軍総監との会談（ブリュッセル・ベルギー（NATO参謀長会議））
	22.5	第２回日独次官級戦略対話（東京）
	22.6	空幕長とドイツ空軍総監とのテレビ会談
	22.6	海幕長とドイツ海軍総監とのテレビ会談
	22.7	陸幕長ドイツ訪問
	22.9	空幕長とドイツ空軍総監との会談
	22.11	第２回日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（ハイブリッド）
	23.2	第３回日独次官級戦略対話（ミュンヘン（第59回ミュンヘン安全保障会議））
	23.3	統幕長ドイツ訪問
	23.3	空幕長とドイツ空軍総監との会談
	23.3	日独防衛相会談（東京（日独政府間協議））
	23.6	統幕長とドイツ連邦軍総監との会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.6	空幕長とドイツ空軍総監との会談（ドイツ）
	23.7	ドイツ陸軍総監訪日（東京）
	23.12	陸幕長とドイツ陸軍総監とのテレビ会談
	23.12	第４ 回日独次官級戦略対話（ベルリン）
	24.1	☆日独物品役務相互提供協定（日独ACSA） 署名
	24.2	海幕長ドイツ訪問
防衛当局者間の定期協議	21.6	第18回日独政務局長級外務・防衛当局間協議（東京）、第15回日独防衛当局間協議（東京）
	21.9	第16回日独防衛当局間協議（VTC）
	23.10	第17回日独防衛当局間協議（ベルリン）
部隊間の交流など	24.1	降下訓練始めへの参加

統合幕僚監部

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（ドイツ）
ドイツ海軍との共同訓練	21.8.29	アデン湾	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇　１隻	フリゲート「バイエルン」
ドイツ海軍との共同訓練	22.1.29	アデン湾	護衛艦「ゆうだち」	艦艇　１隻	フリゲート「バイエルン」

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（ドイツ）
日独共同訓練	21.9.24	インド洋東方	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇　２隻	フリゲート「バイエルン」
日独共同訓練	21.11.4～11.5	関東南方	護衛艦「さみだれ」	艦艇　１隻	フリゲート「バイエルン」
日独共同訓練	21.12.13	沖縄南方	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇　１隻	フリゲート「バイエルン」

航空自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（ドイツ）
ドイツ空軍との共同訓練	22.9.28	展開経路上の空域	第７航空団	F-2×３機	ユーロファイター2000×３機

【イタリア】

ハイレベル交流など	20.5	日伊防衛相電話会談
	20.8	空幕長とイタリア空軍参謀長との電話会談
	20.10	空幕長とイタリア空軍参謀長との電話会談
	21.8	空幕長とイタリア空軍参謀長との会談（コロラドスプリングス・米（宇宙シンポジウム））
	21.10	空幕長とイタリア空軍参謀長とのテレビ会談
	22.3	空幕長とイタリア空軍参謀長とのテレビ会談
	22.4	空幕長とイタリア航空教育訓練司令官との会談（コロラドスプリングス・米（宇宙シンポジウム））
	22.4	日伊防衛相会談（東京）
	22.7	空幕長とイタリア空軍参謀長との会談（英国）
	22.10	空幕長とイタリア空軍参謀長との会談（東京）
	22.10	海幕長イタリア訪問
	22.11	日伊防衛相電話会談
	23.2	防衛事務次官イタリア訪問
	23.3	日伊防衛相会談（東京）
	23.3	空幕長とイタリア空軍参謀長との会談（東京（DSEI Japan））
	23.3	海幕長とイタリア海軍参謀長との懇談（東京（DSEI Japan））
	23.4	空幕長とイタリア空軍参謀長との会談（コロラドスプリングス・米（宇宙シンポジウム））
	23.5	空幕長イタリア訪問
	23.6	海幕長とイタリア海軍参謀長との懇談（東京）
	23.6	防衛事務次官イタリア訪問
	23.11	陸幕長イタリア訪問
	23.12	日伊防衛相会談（東京）
防衛当局者間の定期協議	22.11	第7回日イタリア防衛当局間協議（東京）
	24.1	第8回日イタリア防衛当局間協議（ローマ）
	24.3	第1回日イタリア外務・防衛当局間協議（ローマ）

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（イタリア）
日伊PASSEX	23.4.8	アデン湾	護衛艦「まきなみ」	艦艇　1隻	フリゲート「CARLO BERGAMINI」
日伊共同訓練	23.7.3	東シナ海	補給艦「はまな」	艦艇　1隻	多用途哨戒艦「フランチェスコ・モロジーニ」

航空自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（イタリア）
日伊共同訓練	23.8.7〜8.8	小松基地および同周辺空域	第3航空団、第6航空団	F-15×4機、KC-767×1機	F-35A×4機、KC-767×1機、CAEW（G550）×1機、G550×1機、C-130J×1機 人員　約160名

【オランダ】

ハイレベル交流など	21.9	海幕長とオランダ海軍司令官との会談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム））
	21.10	統幕長とオランダ参謀総長とのテレビ会談
	21.11	空幕長とオランダ空軍司令官との会談（ドバイ）
	22.5	統幕長オランダ参謀総長との会談（ブリュッセル・ベルギー（NATO参謀長会議））
	22.6	統幕長オランダ参謀総長との会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.7	空幕長とオランダ空軍司令官との会談（英（ロイヤル・インターナショナル・エア・タトゥー））
	22.10	空幕長とオランダ空軍司令官との会談
	22.10	海幕長とオランダ海軍司令官との会談（ヴィネツィア・伊（T-RSS））
	23.3	防衛副大臣とオランダ国防大臣との会談
	23.4	統幕長とオランダ参謀総長との会談（東京）
	23.5	防衛大臣政務官とオランダ参謀総長との会談（オランダ）
	23.6	統幕長とオランダ参謀総長との会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.7	海幕長とオランダ海軍司令官との懇談（東京）
	23.8	陸幕長とオランダ陸軍司令官との会談（オーストラリア（CAS））
	23.9	海幕長とオランダ海軍司令官との懇談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム））
	23.11	空幕長とオランダ空軍司令官との会談（ハワイ・米（太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム））
部隊間の交流など	24.1	降下訓練始めへの参加

【スペイン】

ハイレベル交流など	23.1	防衛副大臣スペイン訪問
	23.9	海幕長とスペイン海軍参謀長との会談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム））
防衛当局者間の定期協議	23.4	第4回日スペイン防衛当局間協議（東京）

統合幕僚監部

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（スペイン）
スペイン海軍との海賊対処共同訓練	22.10.25	アデン湾	護衛艦「はるさめ」	艦艇　1隻	フリゲート「NUMANCIA」

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（スペイン）
日スペイン親善訓練	21.2.26	グアム周辺	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇　1隻	練習帆船「フアン・セバスティアン・デ・エルカーノ」
日スペイン共同訓練	22.6.16	大西洋（ジブラルタル海峡西方）	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	フリゲート「ヴィクトリア」、「アルミランテ・ファン・デ・ボルボ―ン」

【NATO】

ハイレベル交流など	20.4	統幕長とNATO軍事委員長との電話会談
	20.11	統幕長とNATO軍事委員長との電話会談
	21.4	統幕長とNATO軍事委員長とのテレビ会談
	21.10	統幕長とNATO軍事委員長とのテレビ会談
	22.5	統幕長NATO訪問
	22.6	NATO軍事委員長訪日
	22.7	統幕長とNATO軍事委員長との会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀総長等会議））
	22.7	空幕長とNATO軍事委員長との会談
	22.10	海幕長とナポリ統合軍司令部長との会談（ナポリ・伊）
	23.3	防衛副大臣とNATO事務次長との会談（ブリュッセル・ベルギー（第1回EU シューマン安全保障・防衛フォーラム））
	23.3	統幕長とNATO軍事委員長とのテレビ会談
	23.4	統幕長とNATO 軍事委員長とのテレビ会談
	23.6	統幕長とNATO 軍事委員長との会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.7	☆日NATO国別適合パートナーシップ計画（ITPP）　策定
	23.8	統幕長とNATO 軍事委員長との会談（フィジー（インド太平洋参謀総長等会議））
	23.11	空幕長によるNATOパートナー空軍参謀長会議への参加
	24.1	統幕長とNATO 軍事委員長とのテレビ会談
	24.2	防衛大臣政務官とNATO事務次長との会談（ミュンヘン・独）
	24.2	NATO欧州連合軍最高司令官訪日（東京）
防衛当局者間の定期協議	20.10	第16回日NATO高級事務レベル協議（VTC）
	22.12	第17回日NATO高級事務レベル協議（東京）

統合幕僚監部

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（NATO）
サイバー防衛演習（ロックド・シールズ2021）	21.4.13～4.16	エストニア、日本	内部部局、統幕、自衛隊指揮通信システム隊	人員　約30名（防衛省・自衛隊以外の参加者を含む。）	NATO加盟国を含む約30か国
NATOサイバー防衛演習（サイバー・コアリション2022）	22.11.28～12.2	エストニア、日本	統幕など	人員　7名	NATO 加盟国、パートナー国、EUなど
サイバー防衛演習（ロックド・シールズ2022）	22.4.19～4.22	エストニア、日本	内部部局、統幕、陸上自衛隊システム通信団、海上自衛隊システム通信隊群、航空自衛隊作戦システム運用隊、航空自衛隊航空システム通信隊、自衛隊サイバー防衛隊	人員　約70名（防衛省・自衛隊以外の参加者を含む。）	NATO加盟国を含む約30か国
サイバー防衛演習（ロックド・シールズ2023）	23.4.18～4.21	エストニア、日本	内部部局、統幕、陸上自衛隊システム通信団、海上自衛隊システム通信隊群、航空自衛隊作戦システム運用隊、航空自衛隊航空システム通信隊、自衛隊サイバー防衛隊	人員　約120名（防衛省・自衛隊以外の参加者を含む。）	NATO加盟国を含む約40か国
NATOサイバー防衛演習（サイバー・コアリション2023）	23.11.27～12.1	エストニア、日本	統幕など	人員　6名	NATO 加盟国、パートナー国など

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（NATO）
日NATO共同訓練	22.6.6	地中海	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	フリゲート「カルロ・マルゴッティーニ」、「サーリヒレイス」

【EU】

ハイレベル交流など	20.6	統幕長とEU軍事委員長との電話会談
	22.5	統幕長とEU軍事委員長との会談（ブリュッセル・ベルギー（NATO参謀長会議））
	22.10	防衛審議官と欧州対外活動庁事務次長との会談
	23.3	統幕長とEUアタランタ作戦司令官との会談（海賊対処共同訓練の取決め署名式を含む。）
	23.3	防衛副大臣による第1回EUシューマン安全保障・防衛フォーラム出席
	23.3	防衛副大臣と欧州対外活動庁事務総長との会談（ブリュッセル（第1回EUシューマン安全保障・防衛フォーラム））

統合幕僚監部

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（EU）
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	20.6.12	アデン湾西方海域	護衛艦「おおなみ」	艦艇　1隻	フリゲート「NUMANCIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	20.6.21	アデン湾西方海域	護衛艦「おおなみ」	艦艇　1隻	フリゲート「SANTA MARIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	21.2.19	アラビア海北部西方海域	護衛艦「ありあけ」	艦艇　1隻	揚陸艦「CASTILLA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（イタリア）	21.9.14	アデン湾	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇　1隻	フリゲート「フェデリコ・マルティネンゴ」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	21.10.16	アデン湾	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇　1隻	フリゲート「VICTORIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（フランス）	22.9.11	アラビア海北部	護衛艦「はるさめ」	艦艇　1隻	フリゲート「GUEPRATTE」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	22.11.4	アデン湾	P-3C×1	航空機　1機	P-3M×1機
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	23.7.22	アデン湾西部	護衛艦「いかづち」	艦艇　1隻	フリゲート「ナバラ」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（イタリア）	23.9.8	アデン湾西部	護衛艦「いかづち」	艦艇　1隻	多用途哨戒艦「フランチェスコ・モロジーニ」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	23.10.6	アデン湾西部	護衛艦「いかづち」	艦艇　1隻	フリゲート「ナバラ」

【スウェーデン】

ハイレベル交流など	22.6	日スウェーデン防衛副大臣会談（東京）
	22.12	☆日スウェーデン防衛装備品・技術移転協定　署名・発効
	23.5	防衛大臣政務官スウェーデン訪問
	23.6	日スウェーデン防衛相会談（東京）
	23.11	海幕長とスウェーデン海軍参謀長との懇談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））

【デンマーク】

ハイレベル交流など	23.10	統幕長とデンマーク軍統合作戦部長との懇談（東京）

【ノルウェー】

ハイレベル交流など	23.9	統幕長とノルウェー国防軍司令官との会議（ノルウェー（多国間戦略協議））

【フィンランド】

ハイレベル交流など	20.8	日フィンランド防衛相テレビ会談
	22.9	フィンランド国防軍司令官訪日
	22.10	日フィンランド防衛相会談（東京）
	23.5	防衛大臣政務官フィンランド訪問
防衛当局者間の定期協議	22.10	第4回日フィンランド防衛当局間協議（東京）

【エストニア】

ハイレベル交流など	23.9 24.3	統幕長エストニア訪問 エストニア国防軍司令官訪日
防衛当局者間の定期協議	23.7	第1回日エストニア防衛当局間協議（タリン）

【ラトビア】

防衛当局者間の定期協議	23.10	第1回日ラトビア防衛当局間協議（リガ）

【リトアニア】

ハイレベル交流など	22.6 23.6 23.10 23.10 24.2	防衛審議官とリトアニア国防副大臣との会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合）） 防衛審議官とリトアニア国防副大臣との会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合）） 防衛審議官とリトアニア国防副大臣との会談（東京） ☆日リトアニア防衛協力・交流覚書　署名 防衛大臣政務官とリトアニア国防副大臣との会談（ミュンヘン・独（第60回ミュンヘン安全保障会議））
防衛当局者間の定期協議	22.7 23.9	第1回日リトアニア防衛当局間協議（ビリニュス） 第2回日リトアニア防衛当局間協議（ビリニュス）

【ウクライナ】

ハイレベル交流など	21.3 22.3 22.4 23.3 23.6 23.10	日ウクライナ防衛相テレビ会談 日ウクライナ防衛相テレビ会談 日ウクライナ防衛相テレビ会談 日ウクライナ副大臣会談（東京） 日ウクライナ防衛相会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合）） 日ウクライナ防衛相テレビ会談

【オーストリア】

ハイレベル交流など	23.2	防衛審議官とオーストリア国防次官との会談（東京）

【スロベニア】

ハイレベル交流など	23.3	統幕長とスロベニア国防軍参謀長との会談（東京（DSEI Japan））

【チェコ】

ハイレベル交流など	23.1	防衛副大臣チェコ訪問
防衛当局者間の定期協議	23.7	第1回日チェコ防衛当局間協議（プラハ）

【ブルガリア】

ハイレベル交流など	22.10	海幕長とブルガリア海軍司令官との会談（ヴィネツィア・伊（T-RSS））

【ベルギー】

ハイレベル交流など	22.5	統幕長とベルギー統合参謀総長との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））

【ポーランド】

ハイレベル交流など	20.6 22.2 22.2 22.3 22.5 22.10 23.2 23.4 23.7 23.9	防衛審議官とポーランド国防次官との電話会談 日ポーランド防衛相テレビ会談 ☆日ポーランド防衛協力・交流覚書　署名 統幕長とポーランド軍参謀総長とのテレビ会談 統幕長とポーランド軍参謀総長との会談（ブリュッセル・ベルギー（NATO参謀長会議）） 防衛審議官と国防副大臣兼次官との会談（ワルシャワ（ワルシャワ・セキュリティフォーラム）） 統幕長ポーランド訪問 統幕長とポーランド軍参謀総長とのテレビ会談 防衛大臣政務官ポーランド訪問 統幕長ポーランド訪問
防衛当局者間の定期協議	23.7	第3回日ポーランド防衛当局間協議（ワルシャワ）

【ルーマニア】

ハイレベル交流など	22.10 23.8	海幕長とルーマニア海軍司令官との会談（ヴィネツィア・伊（T-RSS）） 防衛大臣政務官ルーマニア訪問
防衛当局者間の定期協議	22.7	第2回日ルーマニア防衛当局間協議（ブカレスト）

【日英伊3か国の協力】

ハイレベル交流など	23.3 23.12	日英伊防衛相会談 日英伊防衛相会合（東京）

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。
4　人員などの数については公表時のものを基準
5　多国間での訓練は、資料58を参照（NATO加盟国などとの訓練は重複記載）

資料44 最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

ハイレベル交流など	22.9	日韓次官級会談（ソウル（ソウル・ディフェンス・ダイアログ））
	23.6	日韓防衛相会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.10	日韓次官級会談（ソウル（ソウル・ディフェンス・ダイアログ））
日米韓3か国の協力 （訓練は資料編58参照）	20.5	日米韓防衛実務者協議（VTC）
	20.11	日米韓参謀総長級会議（VTC）
	21.4	日米韓参謀総長級会議（ハワイ・米）
	21.10	日米韓防衛当局局長級会議（電話）
	22.1	日米韓防衛当局局長級会議（電話）
	22.2	日米韓防衛当局局長級会議（電話）
	22.2	日米韓防衛相電話会談
	22.3	日米韓参謀総長級会議（ハワイ・米）
	22.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.8	陸幕長と米インド太平洋陸軍司令官、韓国陸軍参謀総長との会談（アデレード・豪（CAS））
	22.10	日米韓参謀総長級会議（ワシントンD.C.・米）
	22.11	海幕長と米海軍太平洋艦隊司令官、韓国海軍参謀総長との懇談（東京（WPNS））
	23.4	日米韓防衛実務者協議
	23.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.7	日米韓参謀総長級会議（ハワイ・米）
	23.11	日米韓防衛相テレビ会談
	23.12	日米韓局長級電話会談

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb 会議を指す。

資料45 最近のカナダ、ニュージーランドとの防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

【カナダ】

ハイレベル交流など	20.5	日加防衛相電話会談
	20.6	統幕長とカナダ軍参謀総長との電話会談
	20.11	海幕長とカナダ海軍司令官とのテレビ会談
	20.11	日加防衛相電話会談
	21.1	空幕長とカナダ空軍司令官とのテレビ会談
	21.4	日加防衛相テレビ会談
	21.8	空幕長とカナダ空軍司令官との会談（ハワイ・米（太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム））
	21.9	海幕長とカナダ海軍司令官との会談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム））
	21.11	空幕長とカナダ空軍司令官との会談（ドバイ）
	21.12	日加防衛相テレビ会談
	22.3	第5回日加次官級「2+2」対話（VTC）
	22.4	空幕長とカナダ空軍司令官との会談（コロラドスプリングス・米（宇宙シンポジウム））
	22.5	海幕長とカナダ海軍司令官との会談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	22.5	統幕長とカナダ軍参謀総長との会談（ブリュッセル・ベルギー（NATO参謀長会議））
	22.6	日加防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.9	空幕長とカナダ空軍司令官との会談（ワシントンD.C.・米（国際空軍参謀長等会同））
	22.10	統幕長カナダ訪問
	22.11	海幕長とカナダ海軍司令官との会談（東京（WPNS））
	23.3	統幕長とカナダ軍参謀総長とのテレビ会談
	23.4	空幕長カナダ訪問
	23.4	統幕長とカナダ軍参謀総長とのテレビ会談
	23.6	統幕長とカナダ参謀総長との会談（東京）
	23.6	カナダ軍参謀総長訪日
	23.9	海幕長とカナダ海軍司令官との会談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム））
	23.11	空幕長とカナダ空軍司令官との会談（ハワイ・米（太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム））
防衛当局者間の定期協議	22.12	第12回日カナダ外務・防衛当局間協議、第13回日カナダ防衛当局間協議（オタワ）
部隊間の交流など	23.8	フリゲート「オタワ」、「バンクーバー」および補給艦「アステリクス」の寄港（横須賀）
	23.11	フリゲート「オタワ」「バンクーバー」の寄港（呉）および補給艦「アステリクス」の寄港（横須賀）
	24.1	降下訓練始めへの参加

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（カナダ）
日加共同訓練	20.8.13	ハワイ周辺海空域	護衛艦「あしがら」	艦艇　1隻	フリゲート「レジーナ」、「ウィニペグ」
日加共同訓練（KAEDEX20）	20.11.17	九州西方海空域	護衛艦「しまかぜ」	艦艇　1隻	フリゲート「ウィニペグ」
日加共同訓練（KAEDEX21）	21.11.9	東シナ海	護衛艦「じんつう」	艦艇　1隻	フリゲート「ウィニペグ」
日加共同訓練（KAEDEX22）	22.9.21～9.23	マレーシア沖からシンガポール沖	護衛艦「いずも」、「たかなみ」	艦艇　2隻	フリゲート「ウィニペグ」
日加共同訓練（KAEDEX23）	23.6.13～6.14	ビクトリア周辺	練習艦「かしま」、「はたかぜ」	艦艇　2隻	フリゲート「ウィニペグ」

【ニュージーランド】

ハイレベル交流など	20.5	日ニュージーランド防衛相テレビ会談
	20.9	防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談
	20.12	防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談
	21.4	日ニュージーランド防衛相テレビ会談
	21.12	防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談
	22.1	統幕長とニュージーランド国防軍司令官とのテレビ会談
	22.4	空幕長と統合軍航空コンポーネント司令官との会談（ワシントンD.C.・米（国際空軍参謀長等会同））
	22.5	海幕長ニュージーランド訪問
	22.6	陸幕長・海幕長とニュージーランド統合軍司令官との会談（PALS参加のため訪日）
	22.6	日ニュージーランド防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.7	統幕長とニュージーランド国防軍司令官との会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀総長等会議））
	22.11	海幕長とニュージーランド統合軍司令官との会談（東京（WPNS））
	23.5	海幕長とニュージーランド海軍参謀長との懇談（シンガポール（IMDEX））
	23.6	☆日本国防衛省とニュージーランド国防省との間の太平洋島嶼国地域における海洋安全保障、人道支援・災害救援及び気候変動における防衛協力に関する意図表明文書　署名
	23.7	統幕長とニュージーランド統合軍司令官との会談（オーストラリア（タリスマン・セイバー2023視察））
	23.8	統幕長とニュージーランド国防軍司令官との会談（フィジー（インド太平洋参謀総長等会議））
	24.3	陸幕長とニュージーランド陸軍本部長との会談（カリフォルニア・米）
防衛当局者間の定期協議	20.12	第13回日ニュージーランド防衛当局間協議（VTC）
	21.12	第14回日ニュージーランド防衛当局間協議（VTC）
	23.3	第15回日ニュージーランド防衛当局間協議（東京）
部隊間の交流など	20.11	海自鹿屋航空基地における海自隊員とニュージーランド空軍哨戒機搭乗員の交流

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb 会議を指す。
4　人員などの数については公表時のものを基準
5　多国間での訓練は、資料58を参照

資料46 最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

【インドネシア】

ハイレベル交流など	20.5	日インドネシア防衛相電話会談
	20.8	日インドネシア防衛相テレビ会談
	20.9	統幕長とインドネシア国軍司令官との電話会談
	20.11	海幕長とインドネシア海軍参謀長とのテレビ会談
	20.11	日インドネシア防衛相テレビ会談
	20.11	陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との電話会談
	21.3	日インドネシア防衛相会談（東京（第2回外務・防衛閣僚会合））
	21.3	☆日インドネシア防衛装備品・技術移転協定　署名・発効
	21.8	陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との電話会談
	22.5	海幕長とインドネシア海軍参謀長との会談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	22.6	日インドネシア防衛相会談（プノンペン・カンボジア（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））
	22.7	統幕長とインドネシア国軍司令官との会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀総長等会議））
	22.8	陸幕長インドネシア訪問
	22.11	海幕長とインドネシア海軍参謀長との会談（東京（WPNS））
	22.12	空幕長インドネシア訪問
	23.2	陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との懇談（東京）
	23.4	統幕長とインドネシア国軍司令官とのテレビ会談
	23.6	空幕長とインドネシア空軍参謀長との会談（東京）
	23.8	防衛審議官とインドネシア国防次官の会談（ジャカルタ（拡大ASEAN国防相会議特別事務レベル会合））
	23.8	陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との会談（パース・豪（CAS））
	23.11	防衛副大臣とインドネシア国防副大臣の会談（ジャカルタ（第10回拡大ASEAN国防相会議））
	24.1	防衛審議官とインドネシア国防次官の会談（東京（第13回日ASEAN防衛当局次官級会合））
部隊間の交流など	24.1	降下訓練始めへの参加

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（インドネシア）
インドネシア海軍との親善訓練	20.10.6	南シナ海	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇　2隻	フリゲート「ジョン・リー」、コルベット「スタント」
インドネシア海軍との親善訓練	21.6.30	スラバヤ北方	練習艦「かしま」、「せとゆき」	艦艇　2隻	フリゲート「Gusti Ngurah Rai KRI-332」
日インドネシア親善訓練	23.2.26	ビトゥン周辺	護衛艦「あさぎり」、練習艦「しまかぜ」	艦艇　2隻	フリゲート「ファタヒラ」
日インドネシア親善訓練	23.5.12	ジャワ海	護衛艦「くまの」	艦艇　1隻	コルベット「パチムラ」

【カンボジア】

ハイレベル交流など	20.9	陸幕長とカンボジア陸軍司令官との電話懇談
	21.6	日カンボジア防衛相テレビ会談
	22.2	カンボジア陸軍司令官訪日
	22.4	統幕長カンボジア訪問
	22.6	日カンボジア防衛相会談（プノンペン（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））
	23.2	陸幕長カンボジア訪問
	23.3	カンボジア国防省筆頭長官（次官級）訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	23.4	統幕長とカンボジア王国軍総司令官とのテレビ会談
	23.9	陸幕長とカンボジア陸軍司令官との懇談（ニューデリー・インド（IPACC））
	24.1	防衛審議官とカンボジア国防省長官の会談（東京（第13回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	24.3	第1回日カンボジア次官級協議
防衛当局者間の定期協議	21.12	第6回日カンボジア外務・防衛当局間協議（東京）
	21.12	第7回日カンボジア防衛当局間協議（東京）
	23.2	第7回日カンボジア外務・防衛当局間協議（東京）
	23.2	第8回日カンボジア防衛当局間協議（東京）
部隊間の交流など	24.1	降下訓練始めへの参加

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（カンボジア）
カンボジア海軍との親善訓練	22.3.15	シハヌークビル港周辺海域	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇　2隻	リアム海軍基地所属隊員
カンボジア海軍との親善訓練	23.3.28～3.30	シハヌークビル港、リアム海軍基地	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	リアム海軍基地所属隊員
日カンボジア親善訓練	23.4.24～4.26	シハヌークビル港、リアム海軍基地	掃海母艦「うらが」、掃海艦「あわじ」	艦艇　2隻	リアム海軍基地所属隊員
日カンボジア親善訓練	24.2.24	シハヌークビル港周辺海域	護衛艦「すずなみ」、練習艦「しまかぜ」	艦艇　2隻	哨戒艇「コ・スパーイ」、「コ・クローサー」

【シンガポール】

ハイレベル交流など	20.5	日シンガポール防衛相電話会談
	20.8	統幕長とシンガポール国軍司令官とのテレビ会談
	20.9	海幕長とシンガポール海軍司令官とのテレビ会談
	20.11	陸幕長とシンガポール陸軍司令官とのテレビ会談
	20.12	日シンガポール防衛相テレビ会談
	21.4	海幕長とシンガポール海軍司令官とのテレビ会談
	21.7	海幕長シンガポール訪問（IMSC（International Maritime Security Conference））
	22.5	海幕長とシンガポール海軍司令官との会談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	22.5	防衛審議官とシンガポール国防次官との会談（プノンペン・カンボジア（ADSOMプラス））
	22.6	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.6	☆防衛交流覚書の改定
	22.6	統幕長とシンガポール国軍司令官との会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.7	空幕長とシンガポール空軍司令官との会談
	22.9	防衛審議官とシンガポール国防次官との会談（ソウル（ソウル・ディフェンス・ダイアログ））
	22.10	海幕長とシンガポール海軍司令官との会談（ヴェネツィア・伊（T-RSS））
	22.11	海幕長とシンガポール海軍司令官との会談（東京（WPNS））
	22.11	防衛審議官とシンガポール国防次官との会談（シェムリアップ（第9回ADMMプラス））
	23.2	空幕長とシンガポール空軍司令官との会談
	23.5	海幕長とシンガポール海軍司令官との懇談（シンガポール（IMDEX））
	23.5	陸幕長とシンガポール陸軍司令官との会談（ハワイ・米（LANPAC））
	23.6	統幕長とシンガポール国軍司令官との会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.6	☆日シンガポール防衛装備品・技術移転協定　署名・発効
	23.8	防衛大臣政務官とシンガポール国防担当上級国務大臣との会談
	23.11	海幕長とシンガポール海軍司令官との懇談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	24.1	陸幕長とシンガポール陸軍司令官とのテレビ会談
	24.1	防衛審議官とシンガポール国防次官の会談（東京（第13回日ASEAN防衛当局次官級会合））
防衛当局者間の定期協議	20.11	第16回日シンガポール防衛当局間協議（シンガポール）
	22.4	第17回日シンガポール防衛当局間協議（東京）
	23.3	第18回日シンガポール防衛当局間協議（東京）
部隊間の交流など	23.10	シンガポール陸軍戦闘工兵大隊による化学学校訪問

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（シンガポール）
日シンガポール親善訓練	20.6.22	南シナ海	練習艦「かしま」、「しまゆき」	艦艇　2隻	フリゲート「ストルワート」
日シンガポール親善訓練	22.3.6	ベンガル湾	護衛艦「ゆうだち」	艦艇　1隻	フリゲート「テネイシャス」
日シンガポール親善訓練	22.8.27	関東南方	護衛艦「やまぎり」	艦艇　1隻	フリゲート「イントレピッド」

【タイ】

ハイレベル交流など	20.9	統幕長とタイ国軍司令官とのテレビ会談
	21.5	日タイ防衛相テレビ会談
	22.1	海幕長とタイ海軍司令官とのテレビ会談
	22.5	☆日タイ防衛装備品・技術移転協定　署名・発効
	22.5	海幕長とタイ海軍司令官との会談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	22.6	陸幕長とタイ海兵隊司令官との懇談（東京（PALS））
	22.11	海幕長とタイ海軍司令官との会談（東京（WPNS））
	23.2	タイ海軍司令官訪日
	23.3	タイ国防次官訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	23.5	陸幕長とタイ陸軍司令官との懇談（ハワイ・米（LANPAC））
	23.8	防衛審議官とタイ国防次官の会談
	23.11	海幕長とタイ海軍司令官との懇談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	24.1	陸幕長とタイ陸軍司令官とのテレビ会談
	24.1	防衛審議官とタイ国防次官の会談（東京（第13回日ASEAN防衛当局次官級会合））

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（タイ）
タイ海軍との親善訓練	22.3.30	タイランド港沖	護衛艦「すずつき」	艦艇　1隻	哨戒艇「タピ」

【フィリピン】

ハイレベル交流など	20.4	空幕長とフィリピン空軍司令官との電話会談
	20.5	日フィリピン防衛相電話会談
	20.7	海幕長とフィリピン海軍司令官とのテレビ会談
	20.8	陸幕長とフィリピン陸軍司令官との電話懇談
	20.10	日フィリピン防衛相テレビ会談
	20.11	空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談
	21.1	第7回日フィリピン次官級協議（VTC）
	21.6	日フィリピン防衛相テレビ会談
	21.6	陸幕長とフィリピン陸軍司令官との電話会談
	21.9	海幕長とフィリピン海軍司令官との会談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム））
	21.9	空幕長とフィリピン空軍司令官との会談（ハワイ・米（太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム））
	21.11	空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談
	22.1	空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談
	22.4	第1回日フィリピン外務・防衛閣僚会合、日フィリピン防衛相会談（東京）
	22.4	陸幕長とフィリピン陸軍司令官とのテレビ会談
	22.5	海幕長とフィリピン海軍参謀長との会談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	22.5	防衛審議官とフィリピン国防次官との会談（プノンペン・カンボジア（ADSOMプラス））
	22.6	陸幕長とフィリピン海兵隊司令官との懇談（東京（PALS））
	22.6	空幕長とフィリピン空軍司令官との会談
	22.7	統幕長とフィリピン参謀総長の会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀総長等会議））
	22.7	陸幕長とフィリピン陸軍司令官との懇談
	22.7	陸幕長とフィリピン海兵隊司令官代理との懇談
	22.9	空幕長とフィリピン空軍司令官との会談
	22.11	空幕長とフィリピン空軍司令官との懇談
	22.12	第8回日フィリピン防衛次官級協議（マニラ）
	22.12	陸幕長とフィリピン陸軍司令官及びフィリピン海兵隊司令官との懇談（日米比陸軍種ハイレベル懇談）
	23.2	日フィリピン防衛相会談（東京）
	23.2	空幕長とフィリピン空軍司令官との懇談
	23.2	☆防衛省とフィリピン国防省との間のフィリピンにおける自衛隊の人道支援・災害救援活動に関する取決め　署名
	23.3	統幕長とフィリピン参謀総長の会談（東京（DSEI Japan））
	23.3	フィリピン国防次官代行訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	23.4	統幕長とフィリピン国軍参謀総長とのテレビ会談
	23.4	陸幕長とフィリピン陸軍司令官とのテレビ会談
	23.4	陸幕長とフィリピン海兵隊司令官とのテレビ会談
	23.5	海幕長とフィリピン海軍司令官との懇談（シンガポール（IMDEX））
	23.5	陸幕長とフィリピン陸軍司令官との会談（ハワイ・米（LANPAC））
	23.8	防衛審議官とフィリピン国防次官との会談（ジャカルタ・インドネシア（拡大ASEAN国防相会議特別事務レベル会合））
	23.8	統幕長とフィリピン国軍参謀総長との会談（フィジー（インド太平洋参謀総長等会議））
	23.9	陸幕長とフィリピン陸軍司令官との会談（ニューデリー・インド（IPACC））
	23.11	海幕長とフィリピン海軍司令官との懇談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	23.11	空幕長とフィリピン空軍司令官との会談（ハワイ・米（太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム））
	23.11	陸幕長とフィリピン海兵隊司令官とのテレビ会談
	23.12	統幕長とフィリピン国軍参謀総長とのテレビ会談
	24.1	防衛審議官とフィリピン国防次官との会談（東京（第13回日ASEAN防衛当局次官級会合））
防衛当局者間の定期協議	22.10	第9回日フィリピン防衛当局間協議（マニラ）
部隊間の交流など	22.1	空自C-130Hのフィリピン寄航（国外運航訓練）
	22.12	空自F-15の派遣を伴う部隊間交流
	23.8	水陸機動団、富士学校とフィリピン海兵隊、フィリピン陸軍との部隊間交流（マニラ）
日米比3か国の協力（訓練は資料編58参照）	22.12	日米比陸軍種ハイレベル懇談
	23.4	日米比海兵隊ハイレベルテレビ会談
	23.4	日米比参謀総長級テレビ懇談
	23.6	日米比参謀総長級会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.8	日米比参謀総長級会談（フィジー（インド太平洋参謀総長等会議））
	23.12	日米比陸軍種・海兵隊ハイレベル会談（東京（LFS））

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（フィリピン）
日フィリピン共同訓練	20.7.18	南シナ海	護衛艦「てるづき」	艦艇　1隻	C-90
日フィリピン親善訓練	21.7.11	セレベス海	練習艦「かしま」、「せとゆき」	艦艇　2隻	コルベット「アポリナリオ・マビニ」
日フィリピン親善訓練	21.11.14	南シナ海	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇　2隻	フリゲート「ホセ・リサール」
日フィリピン親善訓練	22.4.9	スービック沖	護衛艦「すずつき」	艦艇　1隻	コルベット「アポリナリオ・マビニ」
日フィリピン親善訓練	22.11.26	スービック周辺	護衛艦「はるさめ」	艦艇　1隻	フリゲート「ホセ・リサール」

航空自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（フィリピン）
日比人道支援・災害救援共同訓練	21.7.5～7.8	クラーク空軍基地および同周辺空域	航空支援集団第1輸送航空隊 C-130H	C-130H×1機	訓練直前に生じた比空軍の事故により、比空軍機は不参加
日比人道支援・災害救援共同訓練	22.6.21～6.24	クラーク空軍基地、カーネル・エルネスト・ラビナ空軍基地および同周辺空域	航空支援集団第1輸送航空隊	C-130H×1機 人員　約20名	C-130H×1機 人員　約50名
日比人道支援・災害救援共同訓練	23.8.6～8.19	クラーク空軍基地同周辺空域	航空支援集団第1輸送航空隊	C-130H×1機 人員　約20名	—

【ブルネイ】

ハイレベル交流など	20.7	日ブルネイ次官級協議（電話）
	21.5	日ブルネイ防衛相級テレビ会談
	21.12	日ブルネイ防衛相テレビ会談
	22.6	日ブルネイ大臣級会談（プノンペン（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））
	22.11	海幕長とブルネイ海軍参謀長との会談（東京（WPNS））
	23.2	日ブルネイ副大臣会談（東京）
	23.6	第1回防衛政策対話（バンダルスリブガワン）
	23.8	統幕長とブルネイ国軍司令官との会談（フィジー（インド太平洋参謀長等会議））
	23.8	陸幕長とブルネイ陸軍司令官との会談（ニューデリー・インド（IPACC））
	24.1	防衛審議官とブルネイ国防次官との会談（東京（第13回日ASEAN防衛当局次官級会合））
部隊間の交流など	21.12	海自インド太平洋・中東方面派遣部隊寄港（ムアラ）
	22.1	空自C-130のブルネイ派遣（国外運航訓練）

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（ブルネイ）
日ブルネイ親善訓練	21.6.8	ムアラ沖周辺	練習艦「かしま」、「せとゆき」	艦艇　2隻	巡視船「ダルタクワ」、警備艇「アフィアット」
日ブルネイ親善訓練	21.12.27	ムアラ沖周辺	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇　2隻	哨戒艦「ダルエーサン」
日ブルネイ親善訓練	23.4.12	ムアラ沖周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	哨戒艦「ダルタクワ」
日ブルネイ親善訓練	24.2.19	ムアラ沖周辺	護衛艦「すずなみ」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	哨戒艦「ダルサラーム」

【ベトナム】

ハイレベル交流など	20.6	日ベトナム次官級協議（VTC）
	20.11	日ベトナム防衛相テレビ会談
	21.6	日ベトナム防衛相テレビ会談
	21.7	陸幕長とベトナム人民軍副総参謀長とのテレビ会談
	21.9	日ベトナム防衛相会談（ハノイ）
	21.9	☆日ベトナム防衛装備品・技術移転協定　署名・発効
	21.11	統幕長とベトナム人民軍総参謀長とのテレビ会談
	21.11	日ベトナム防衛相会談（東京）およびベトナム国防次官訪日
	21.11	☆サイバーセキュリティ分野での協力に関する覚書　署名
	21.11	☆衛生分野での協力に関する覚書　署名
	22.5	陸幕長とベトナム人民軍副総参謀長との懇談
	22.5	海上幕僚長とベトナム海軍副司令官との会談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	22.6	日ベトナム防衛相会談（プノンペン・カンボジア（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））
	22.6	空幕長とベトナム防空・空軍司令官との会談
	22.11	海幕長とベトナム海軍司令官との会談（東京（WPNS））
	23.2	陸幕長ベトナム訪問
	23.3	ベトナム国防次官訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合、第9回日ベトナム次官級協議））
	23.4	統幕長とベトナム人民軍総参謀長とのテレビ会談
	23.8	防衛審議官とベトナム国防次官の会談
	23.8	陸幕長とベトナム人民軍副総参謀長との会談（パース・豪（CAS））
	23.10	ベトナム人民軍総参謀長訪日
	23.11	海幕長とベトナム海軍司令官との懇談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	23.11	防衛審議官とベトナム国防次官の会談
	23.11	空幕長とベトナム防空・空軍司令官との会談（東京）
	24.1	防衛審議官とベトナム国防次官の会談（東京（第13回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	24.2	第10回日ベトナム次官級協議
部隊間の交流など	21.3	空自U-4、C-2、C-130Hのベトナム派遣（国外運航訓練）
	21.9	空自C-2のベトナム派遣（国外運航訓練）
	23.6	航空中央音楽隊のベトナム派遣

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（ベトナム）
ベトナム海軍との親善訓練	21.10.26	ハイフォン沖	護衛艦「しらぬい」	艦艇　1隻	哨戒艇「266号」
ベトナム海軍との親善訓練	21.11.7	カムラン沖	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇　2隻	フリゲート「ディン・ティエン・ホアン」
ベトナム海軍との親善訓練	22.2.26	ダナン沖	護衛艦「いなづま」、練習艦「はたかぜ」	艦艇　2隻	TT400TP「HQ－277」
日ベトナム親善訓練	23.6.23	南シナ海	護衛艦「いずも」、「さみだれ」	艦艇　2隻	フリゲート「リータイトー」

【マレーシア】

ハイレベル交流など	20.7	日マレーシア防衛相電話会談
	20.9	統幕長とマレーシア国軍司令官とのテレビ会談
	21.4	日マレーシア防衛相テレビ会談
	21.4	海幕長とマレーシア海軍司令官とのテレビ会談
	21.7	空幕長とマレーシア空軍司令官とのテレビ会談
	21.11	空幕長とマレーシア空軍司令官との会談（ドバイ）
	22.5	海幕長とマレーシア海軍司令官との会談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	23.2	空幕長とマレーシア空軍司令官との会談
	23.3	マレーシア国防次官訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	23.5	陸幕長とマレーシア陸軍司令官との会談（ハワイ・米（LANPAC））
	23.9	陸幕長とマレーシア陸軍司令官との会談（ニューデリー・インド（IPACC））
	23.11	海幕長とマレーシア海軍司令官との懇談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
防衛当局者間の定期協議	22.10	第7回日マレーシア防衛当局間協議（クアラルンプール）
部隊間の交流など	21.11	日マレーシア部隊間交流（マレーシア）（空）

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（マレーシア）
日マレーシア親善訓練	21.4.2	ポートクラン周辺海空域	護衛艦「あけぼの」	艦艇　1隻	フリゲート「ジェバット」
日マレーシア親善訓練	23.4.5	マラッカ海峡周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	フリゲート「レキル」
日マレーシア親善訓練	24.2.13	アンダマン海	護衛艦「さざなみ」	艦艇　1隻	フリゲート「ジェバット」

【ラオス】

ハイレベル交流など	21.6	日ラオス防衛相テレビ会談
	23.3	ラオス国防次官訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	23.3	防衛審議官ラオス訪問
	24.1	防衛審議官とラオス国防次官との会談（東京（第13回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	24.2	防衛審議官とラオス国防副大臣との会談

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb 会議を指す。
4　人員などの数については公表時のものを基準
5　多国間での訓練は、資料58を参照

資料47　最近のアジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

【カザフスタン】

ハイレベル交流など	22.10	陸幕長とカザフスタン地上軍総司令官とのテレビ会談

【ネパール】

ハイレベル交流など	23.9	陸幕長とネパール陸軍参謀長との会談（ニューデリー・インド（IPACC））

【モンゴル】

ハイレベル交流など	20.6	日モンゴル防衛相テレビ会談
	22.7	統幕長とモンゴル軍参謀総長との会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀長等会議））
	22.11	モンゴル空軍司令官訪日
	23.5	陸幕長とモンゴル陸軍司令官との会談（ハワイ・米（LANPAC））
	23.7	空幕長モンゴル訪問
	23.8	統幕長とモンゴル軍参謀総長との会談（フィジー（インド太平洋参謀総長等会議））
	24.2	日モンゴル防衛相会談（東京）
防衛当局者間の定期協議	24.3	第6回外交・防衛・安全保障当局間協議、第6回防衛当局間協議（ウランバートル）

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb 会議を指す。
4　人員などの数については公表時のものを基準
5　多国間での訓練は、資料58を参照

資料48 最近の太平洋島嶼国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

【ソロモン諸島】

ハイレベル交流など	22.8	防衛副大臣ソロモン諸島訪問

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（ソロモン諸島）
日ソロモン親善訓練	23.8.4	ホニアラ港	護衛艦「しらぬい」	艦艇　1隻	立入検査部隊

【トンガ】

ハイレベル交流など	20.8	日トンガ防衛相電話会談
	22.2	統幕長とトンガ軍参謀総長との電話会談
	22.7	日トンガ防衛相テレビ会談
	22.7	統幕長とトンガ軍参謀総長との会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀総長等会議））
	22.11	海幕長とトンガ海軍司令官との懇談（東京（WPNS））
	23.8	陸幕長とトンガ軍陸上部隊指揮官との会談（パース・豪（CAS））
	23.11	海幕長とトンガ海軍司令官との懇談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
	24.3	日トンガ防衛相会談（東京（JPIDD））

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（トンガ）
日トンガ親善訓練	22.8.20、8.22	ヌクアロファ周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	哨戒艇「ガーハウ・シリヴァ」
日トンガ親善訓練	23.8.30	トンガ周辺	護衛艦「しらぬい」	艦艇　1隻	哨戒艇「ガーハウ・コウラ」

【ナウル】

ハイレベルの交流など	24.3	防衛審議官とナウル警察長官との会談（東京（JPIDD））

【バヌアツ共和国】

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊	人員など（日本）	参加部隊（バヌアツ共和国）
日バヌアツ親善訓練	21.9.13～9.16	バヌアツ周辺	護衛艦「しらぬい」	艦艇　1隻	警察海上部隊　オペレーションセンター
日バヌアツ親善訓練	22.8.10	バヌアツ周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	警察海上部隊　オペレーションセンター

【パプアニューギニア】

ハイレベル交流など	20.6	日パプアニューギニア防衛相電話会談
	24.3	日パプアニューギニア防衛相会談（東京（JPIDD））
部隊間の交流など	23.7	パプアニューギニア軍楽隊と陸自中央音楽隊による慰霊献花演奏

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（パプアニューギニア）
日パプアニューギニア親善訓練	23.7.11	珊瑚海	護衛艦「いずも」	艦艇　1隻	哨戒艇「フランシスアグウィ」

【パラオ】

ハイレベル交流など	22.8	防衛副大臣パラオ訪問
部隊間の交流など	23.1	空自U-4のパラオ派遣（国外運航訓練）

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（パラオ）
日パラオ親善訓練	21.9.1	パラオ周辺	護衛艦「かが」、「むらさめ」、「しらぬい」および搭載航空機（SH-60K）	艦艇　3隻 航空機	巡視船「ケダム」、「レメリク」
日パラオ親善訓練	22.3.6	パラオ周辺	護衛艦「いなづま」、練習艦「はたかぜ」	艦艇　2隻	巡視船「ケダム」
日パラオ親善訓練	22.7.20～7.22	パラオ周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	巡視船「ケダム」
日パラオ親善訓練	23.7.27	パラオ周辺	護衛艦「しらぬい」	艦艇　1隻	巡視船「ケダム」

【フィジー】

ハイレベル交流など	20.8	日フィジー防衛相テレビ会談
	22.2	統幕長とフィジー国軍司令官との電話会談
	22.6	日フィジー防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.7	統幕長とフィジー国軍司令官との会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀総長等会議））
	22.11	海幕長とフィジー海軍司令官との会談（東京（WPNS））
	23.10	防衛審議官によるフィジー内務・入国管理大臣への表敬
	24.3	日・フィジー防衛相会談（東京（JPIDD））

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（フィジー）
日フィジー親善訓練	22.8.15	フィジー周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	哨戒艇「キカウ」

【ミクロネシア連邦】

ハイレベル交流など	24.3	防衛審議官とミクロネシア連邦司法大臣代行との会談（東京（JPIDD））

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊	人員など（日本）	参加部隊（ミクロネシア連邦）
日ミクロネシア親善訓練	22.7.29～7.31	ミクロネシア周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	国境管理・海上監視部　オペレーションセンター

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb 会議を指す。
4　人員などの数については公表時のものを基準
5　多国間での訓練は、資料58を参照

資料49 最近のインド洋沿岸国・中東諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

【スリランカ】

ハイレベル交流など	21.7 22.11 23.11	防衛大臣とスリランカ大統領（国防省を所管）とのテレビ会談 海幕長とスリランカ海軍司令官との懇談（東京（WPNS）） 海幕長とスリランカ海軍司令官との懇談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
部隊間の交流など	23.6	寄航（第45次派遣海賊対処行動水上部隊　護衛艦「いかづち」）

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（スリランカ）
日スリランカ共同訓練（JA-LAN EX）	20.9.24	コロンボ港周辺海空域	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇　2隻	哨戒艦「ガジャバフ」
日スリランカ親善訓練	21.6.20	コロンボ港周辺海域	練習艦「かしま」、「せとゆき」	艦艇　2隻	哨戒艦「サガラ」
日スリランカ共同訓練（JA-LAN EX）	21.10.4	コロンボ周辺	護衛艦「かが」	艦艇　1隻	哨戒艦「サガラ」
日スリランカ親善訓練	22.1.18	トリンコマリー沖	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇　2隻	哨戒艦「サガラ」
日スリランカ親善訓練	22.2.28	コロンボ沖	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇　2隻	哨戒艦「シンデュララ」
日スリランカ親善訓練	22.5.21	コロンボ沖	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	哨戒艦「サユララ」
日スリランカ親善訓練	23.7.29	コロンボ沖	護衛艦「さみだれ」	艦艇　1隻	哨戒艦「ガジャバフ」
日スリランカ親善訓練	23.10.31	トリンコマリー沖	護衛艦「あけぼの」	艦艇1隻	揚陸艦「シャクティ」

【パキスタン】

ハイレベル交流など	20.8 22.5 22.11	防衛大臣とパキスタン陸軍参謀長とのテレビ会談 海幕長とパキスタン海軍参謀長との会談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議）） 海幕長とパキスタン海軍参謀長との会談（東京（WPNS））
防衛当局者間の定期協議	21.6 23.9	第8回日パキスタン外務・防衛当局間協議、第11回日パキスタン防衛当局間協議（VTC） 第9回日パキスタン外務・防衛当局間協議、第12回日パキスタン防衛当局間協議
部隊間の交流など	21.11	日パキスタン空軍部隊間交流（ドバイ・エアショー参加時）

統合幕僚監部

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（パキスタン）
パキスタン海軍との海賊対処共同訓練	20.10.3	アデン湾	護衛艦「おおなみ」	艦艇　1隻	フリゲート「ZULFIQUAR」
パキスタン海軍との海賊対処共同訓練	21.2.26、3.1	アラビア海北部西方海域およびアデン湾	護衛艦「ありあけ」	艦艇　1隻	フリゲート「ALAMGIR」

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（パキスタン）
日パキスタン親善訓練	21.7.10	パキスタン　カラチ沖	護衛艦「ゆうぎり」、搭載航空機（SH-60J）	艦艇　1隻 航空機	フリゲート「アラムジル」 Z-9EC

【バングラデシュ】

ハイレベル交流など	22.5 22.7 22.11 23.4 23.5 23.11	海幕長とバングラデシュ海軍本部長との会談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議）） 統幕長とバングラデシュ国軍首席参謀との会談（シドニー・豪（インド太平洋参謀総長等会議）） 海幕長とバングラデシュ海軍本部長との会談（東京（WPNS）） 統幕長とバングラデシュ軍務局首席参謀との会談（東京） 陸幕長とバングラデュ陸軍参謀長との会談（ハワイ・米（LANPAC）） 海幕長とバングラデシュ海軍参謀長との懇談（シドニー・豪（インド太平洋シーパワー会議））
部隊間の交流など	22.1 23.4	寄港（掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」） 寄港（掃海母艦「うらが」、掃海艦「あわじ」）

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（バングラデシュ）
日バングラデシュ親善訓練	22.1.10～1.11	チッタゴン周辺	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇　2隻	フリゲート「プロッタシャ」、ミサイル艇「ニアムル」

【モルディブ】

部隊間の交流など	20.12	寄航（海賊対処第40次隊 P-3C）
	21.2	寄航（海賊対処第41次隊 P-3C）
	21.5	寄航（海賊対処第42次隊 P-3C）
	21.7	寄航（海賊対処第43次隊 P-3C）
	21.7	寄航（海賊対処行動 C-2）
	21.10	寄航（海賊対処第44次隊 P-3C）
	23.3	寄港（IMED23 掃海母艦「うらが」、掃海艦「あわじ」）
	23.3	寄港（IPD23 護衛艦「さみだれ」）

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（モルディブ）
日モルディブ親善訓練	23.3.30～4.1	マレ	掃海母艦「うらが」、掃海艦「あわじ」	艦艇　2隻	モルディブ沿岸警備隊

【UAE】

ハイレベル交流など	20.6	日UAE防衛相電話会談
	20.7	統幕長とUAE国軍参謀長との電話会談
	21.3	統幕長とUAE国軍参謀長とのテレビ会談
	21.3	日UAE防衛相テレビ会談
	21.3	空幕長とUAE空軍司令官との電話会談
	21.11	日UAE防衛相テレビ会談
	21.11	空幕長UAE訪問（ドバイ国際航空宇宙ショー）
	23.6	空幕長とUAE空軍司令官との会談（パリ・仏（パリ・エアショー））
防衛当局者間の定期協議	22.9	第3回日UAE防衛当局間協議（アブダビ）
部隊間の交流など	21.11	空自C-2輸送機のUAE派遣（ドバイ国際航空宇宙ショーへの参加）
	23.10	気象担当者交流（空）

【イスラエル】

ハイレベル交流など	20.6	統幕長とイスラエル国軍参謀総長との電話会談
	21.11	空幕長とイスラエル空軍司令官との会談（ドバイ）
	22.3	空幕長とイスラエル空軍司令官との電話会談
	22.5	防衛審議官とイスラエル国防次官との会談（東京）
	22.7	空幕長とイスラエル空軍司令官との会談（英国）
	22.8	日イスラエル防衛相会談（東京）
	22.8	防衛審議官とイスラエル国防次官との会談（東京）
	22.11	空幕長とイスラエル空軍司令官との会談（東京）
防衛当局者間の定期協議	21.1	第2回日イスラエル外務・防衛当局間協議（VTC）
	22.12	第6回日イスラエル防衛当局間協議（東京）、第3回日イスラエル外務・防衛当局間協議（東京）

【イラン】

ハイレベル交流など	21.2	日イラン防衛相テレビ会談
	22.4	日イラン防衛相テレビ会談

【エジプト】

ハイレベル交流など	20.6	統幕長とエジプト国軍参謀総長との電話会談

【オマーン】

ハイレベル交流など	24.2	海幕長オマーン訪問
防衛当局者間の定期協議	23.6	第1回日オマーン防衛当局間協議（マスカット）

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（オマーン）
オマーン海軍とのPASSEX	22.6.26	マスカット港および同周辺海域	護衛艦「さみだれ」	艦艇　1隻	哨戒艦「HKASAB」
オマーン海軍とのPASSEX	23.1.5	サラーラ東方海域	護衛艦「すずつき」	艦艇　1隻	コルベット「SADH」
日オマーンPASSEX	23.8.3	アラビア海	護衛艦「いかづち」	艦艇　1隻	哨戒艦「ALRAHMANI」
日オマーン洋上訓練	24.1.5	オマーン湾	護衛艦「あけぼの」	艦艇　1隻	コルベット「アル・マザー」

【カタール】

ハイレベル交流など	21.10	統幕長とカタール軍参謀総長とのテレビ会談
防衛当局者間の定期協議	23.11	第1回日カタール防衛当局間協議

【サウジアラビア】

ハイレベル交流など	20.9	日サウジアラビア防衛相電話会談
	21.2	防衛大臣とサウジアラビア国防副大臣との電話会談
	22.5	海幕長とサウジアラビア海軍司令官との会談（シドニー・豪（IP22））
	23.7	日サウジアラビア防衛相会談（東京）
	23.12	防衛審議官とサウジアラビア国防大臣補佐官との会談（リヤド）

【トルコ】

ハイレベル交流など	22.5	統幕長とトルコ国軍参謀総長との会談（ブリュッセル・ベルギー（NATO参謀長会議））
	23.9	海幕長とトルコ海軍司令官との懇談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム））

統合幕僚監部

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊	人員など（日本）	参加部隊（トルコ）
トルコ海軍との海賊対処共同訓練	22.10.28	アデン湾	護衛艦「はるさめ」	艦艇　1隻	フリゲート「BURGAZADA」

【バーレーン】

ハイレベル交流など	20.8	統幕長とバーレーン国防軍参謀長とのテレビ会談
防衛当局者間の定期協議	20.10	第4回日バーレーン安保対話（VTC）

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（バーレーン）
日バーレーン親善訓練	24.3.11	バーレーン沖	護衛艦「さざなみ」	艦艇　1隻	哨戒艦「アル・ムハッラク」

【ヨルダン】

ハイレベル交流など	23.2	統幕長ヨルダン訪問
	23.4	統幕長とヨルダン統合参謀本部議長とのテレビ会談
	24.2	日ヨルダン防衛相会談（東京）
防衛当局者間の定期協議	20.10	第2回日ヨルダン外務・防衛当局間協議（VTC）
	21.11	第3回日ヨルダン外務・防衛当局間協議（VTC）
	22.12	第4回日ヨルダン外務・防衛当局間協議（東京）

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。
4　人員などの数については公表時のものを基準
5　多国間での訓練は、資料58を参照

資料50 最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

アフリカ諸国

【ジブチ】

ハイレベル交流など	22.5 23.2 23.8	防衛大臣政務官ジブチ訪問 統幕長ジブチ訪問 海幕長ジブチ訪問

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（ジブチ）
日ジブチ親善訓練	22.5.31	アデン湾	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	哨戒艇「キャプテン エルミロブレ」、「アジュダン アリ M. フムド」
日ジブチ共同PASSEX	22.7.28	ジブチ周辺海域	護衛艦「はるさめ」	艦艇　1隻	哨戒艇「アジュダン アリ M. フムド」
日ジブチ巡航訓練	23.11.12	ジブチ周辺海域	護衛艦「いかづち」	艦艇　1隻	哨戒艇「アジュダン アリ M. フムド」

【ケニア】

ハイレベル交流など	24.2	☆日ケニア防衛協力・交流に関する意図表明文書　署名
防衛当局者間の定期協議	24.1	第1回日ケニア防衛当局間協議（ナイロビ）

中南米諸国

【アルゼンチン】

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（アルゼンチン）
日アルゼンチン親善訓練	23.8.3	ブエノスアイレス沖	練習艦「かしま」、「はたかぜ」	艦艇　2隻	哨戒艦「コントラールミラント・コルデロ」、H-3、B-200

【コロンビア】

ハイレベル交流など	22.11	海幕長とコロンビア海軍司令官との会談（東京（WPNS））

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（コロンビア）
日コロンビア親善訓練	22.7.17	カリブ海	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇　2隻	フリゲート「アンティオキア」、「カルダス」

【チリ】

ハイレベル交流など	22.11 23.9 24.3	海幕長とチリ海軍司令官との会談（東京（WPNS）） 海幕長とチリ海軍司令官との懇談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム）） 海幕長とチリ海軍司令官との懇談（公式招待）

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（チリ）
日チリ親善訓練	22.8.5	ハワイ周辺	護衛艦「たかなみ」	艦艇　1隻	フリゲート「アルミランテ・リンチ」
日チリ親善訓練	23.7.23	バルパライソ沖	練習艦「かしま」、「はたかぜ」	艦艇　2隻	フリゲート「コクレーン」、「コンデル」

【ブラジル】

ハイレベル交流など	20.12	日ブラジル防衛相テレビ会談 ☆日本国防衛省とブラジル連邦共和国国防省との間の防衛協力・交流に関する覚書　署名

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（ブラジル）
日ブラジル親善訓練	23.8.10	リオデジャネイロ沖	練習艦「かしま」、「はたかぜ」	艦艇　2隻	フリゲート「インデペンデンシア」、「ウニアン」、AH-11B、UH-12
日ブラジル親善訓練	23.8.24	レシフェ沖	練習艦「かしま」、「はたかぜ」	艦艇　2隻	哨戒艇「マカウ」

【ペルー】

ハイレベル交流など	22.11 23.9	海幕長とペルー海軍本部長との会談（東京（WPNS）） 海幕長とペルー海軍司令官との懇談（ニューポート・米（国際シーパワーシンポジウム））

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（ペルー）
ペルー海軍との親善訓練	21.11.27	東シナ海	護衛艦「あぶくま」	艦艇　1隻	コルベット「ギセ」
日ペルー親善訓練	23.7.14 ～7.15	カヤオ沖	練習艦「かしま」、「はたかぜ」	艦艇　2隻	フリゲート「パラシオス」、コルベット「フェッレ」、潜水艦

【メキシコ】

海上自衛隊

訓練名	期間（年月日）	場所	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（メキシコ）
日メキシコ親善訓練	22.8.5	ハワイ周辺	護衛艦「いずも」	艦艇　1隻	フリゲート「ベニート・フアレス」、揚陸艦「ウスマシンタ」

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb 会議を指す。
4　人員などの数については公表時のものを基準
5　多国間での訓練は、資料58を参照

資料51 最近の日中防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

ハイレベル交流など	20.12	日中防衛相テレビ会談
	21.12	日中防衛相テレビ会談
	22.6	日中防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	23.5	日中防衛相間における「日中防衛当局間ホットライン」による初回通話
	23.6	日中防衛相会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
防衛当局者間の定期協議	21.2	第12回日中高級事務レベル海洋協議（VTC）
	21.3	「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第3回年次会合・専門会合（VTC）
	21.12	第13回日中高級事務レベル海洋協議（VTC）
	22.11	第14回日中高級事務レベル海洋協議（VTC）
	23.2	日中防衛当局間協議（東京）
	23.2	第17回日中安保対話（東京）
	23.4	第15回日中高級事務レベル海洋協議（東京）
	23.10	第16回日中高級事務レベル海洋協議（揚州）

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。
3　VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb 会議を指す。

資料52 最近の多国間ハイレベル交流の実績（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

日米豪印4か国の協力 （訓練は資料編58参照）	22.11	日米印豪海軍参謀長会談（東京（マラバールKLE））
	23.9	日米印豪海軍参謀長級懇談（ハワイ・米（マラバールKLE））
日米豪韓4か国の協力 （訓練は資料編58参照）	23.9	陸幕長と米太平洋陸軍司令官、豪陸軍本部長、韓国陸軍参謀総長との会談（ニューデリー・インド（IPACC））
	23.12	陸幕長と米太平洋陸軍司令官、豪陸軍本部長、韓国陸軍参謀総長との会談（東京（LFS））
日米豪比4か国の協力 （訓練は資料編58参照）	23.6	日米豪比防衛相会談（シンガポール（第20回シャングリラ会合））
	23.12	日米豪比陸軍種・海兵隊ハイレベル会談（東京（LFS））

（注）1　ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。
2　ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。

資料53 最近の多国間安全保障対話の主要実績（インド太平洋地域・2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

	項　目		実　績
インド太平洋地域における安保対話への参加	政府間	○　拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）	
		・閣僚会合	（20.12、21.6、22.11、23.11）
		・高級事務レベル会合（ADSOMプラス）	（20.7、20.11、21.4、22.5、23.8）
		・高級事務レベル会合作業部会（ADSOMプラスWG）	（20.6、20.11、21.2、21.4、21.6、22.2、22.3、22.4、22.10、23.2、23.5、23.7、23.8、24.2）
		・専門家会合（EWG）	
		対テロEWG	（21.6、21.12）
		HA/DR-EWG	（21.4、21.11、22.5、22.11、23.8、23.10、24.3）
		海洋安全保障EWG	（21.3、21.7、22.2、22.5、22.7、22.8、23.2、23.8、23.9、24.3）
		防衛医学EWG	（21.3、21.6、22.6、22.11、23.3、23.9、23.10、24.2）
		平和維持活動EWG	（21.4、21.9、21.12、22.10、22.12、23.3、23.9、23.12）
		地雷処理EWG	（21.9、22.7、23.2、23.9）
		サイバーEWG	（21.3、21.11、22.7、22.11、23.7、23.11）
		○　日ASEAN防衛担当大臣会合	（20.12、22.6、23.11）
		○　ASEAN地域フォーラム（ARF）	
		・国防当局間会合	（20.7、21.5、22.4、23.5）
		・安全保障政策会議	（20.7、21.5、22.6、23.6）
	政府主催	○　ドーハ・フォーラム	
	政府・民間共催	○　ライシナ対話	（22.4、23.2、24.2）
	民間主催	○　IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）	（22.6、23.6）
		○　IISS地域安全保障サミット（マナーマ対話）	（23.11）
防衛省主催による安保対話	○　日ASEAN防衛当局次官級会合		（23.3、24.1）
	○　国際士官候補生会議		（22.3）
	○　日・太平洋島嶼国国防大臣会合		（21.9、24.3）

資料54 防衛省主催による多国間安全保障対話

安全保障対話			概　要	最近の状況
防衛省主催	内部部局など	日ASEAN防衛当局次官級会合（Japan-ASEAN Defense Vice Ministerial Forum）	防衛省の主催により、2009年から開催し、ASEAN加盟各国の防衛当局、ASEAN事務局の次官級などをわが国に招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係の構築を通じて多国間・二国間の関係強化を図ることを目的としている。	2024年1月、東京で開催した第13回会合では、わが国が第8回日ASEAN防衛担当大臣会合にて提示した「ジャスミン」について議論し、ASEAN各国からは、これを支持する旨が表明された。また、わが国とASEANの防衛協力を新たな段階へと進め、より一層地域の平和と安定に貢献していくことで一致した。
		日・太平洋島嶼国国防大臣会合（JPIDD：Japan Pacific Islands Defense Dialogue）	防衛省の主催により、太平洋島嶼国および地域のパートナー国が参加し、2021年が初の開催となった。（第1回は、新型コロナウイルス感染症のため、オンラインで実施。）自由で開かれたインド太平洋、海洋安全保障、宇宙・サイバー、偽情報による影響工作など新たな安全保障課題、気候変動とHA／DR（人道支援・災害救援）などに関する意見交換を行い、参加国との間で相互理解・信頼醸成を促進する場としている。	2024年3月、対面形式では初の開催となった第2回日・太平洋島嶼国国防大臣会合では、太平洋島嶼国（14か国）、パートナー国（米国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、ニュージーランド、チリの7か国）が参加し、共通の安全保障課題や、それらに対する各国の取組などについて、意見交換を実施した。また、今後の太平洋島嶼国における協力・連携のあり方について議論が行われ、わが国からは、「太平洋島嶼国地域における一体となった安全保障の取組のための協力コンセプト」を提示した。
		プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラム（PAP：Professional Airmanship Program）	防衛省の主催により、ASEAN防衛協力の指針「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づく取組として、ASEAN各国やASEAN事務局の空軍士官などを対象にし、知見の共有や意見を交換する場としている。	2023年2月、第3回PAPを対面で開催し、第一線で日々活躍する航空自衛隊員を含め、防衛省・自衛隊とASEANからの参加者との相互理解・信頼醸成、HA/DR分野での専門的・実践的な知見の共有を一層促進した。
	陸自	陸上防衛部長級対話（G5D：G5 Dialogue）	陸自の主催により、2017年度から開催し、わが国と共通の価値観を有し、陸上自衛隊と緊密な関係にある各国の陸軍種などとアジア太平洋地域への平和と安定に陸軍種として主体的に貢献するため、多国間による同地域への関与のあり方について意見交換する場としている。	2018年2月、米国（海兵隊を含む）、オーストラリア、英国、フランスの4か国5軍種の参加を得て、「陸軍種として、アジア太平洋地域の防衛協力の目指す方向性」をテーマとしたグループ討議、化学学校研修などを行った。
		陸軍兵站実務者交流（MLST：Multilateral Logistics Staff Talks）	陸自の主催により、1997年度から毎年開催し、インド太平洋地域、欧州地域の主要国などから兵站実務者を招き、兵站協力などに関する意見を交換する場としている。	2019年11月、インド太平洋地域、欧州地域の25か国から兵站実務者などの参加を得て、第23回陸軍兵站実務者交流を開催し、「都市災害対応における兵站（オリンピック対応含む）」をテーマとして意見交換を行った。
	海自	インド太平洋諸国海軍大学セミナー（IPNCS：Indo-Pacific Naval College Seminar）	海自の主催により、1998年から毎年開催し、インド太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育や学校研究の資を得ること、ならびに、セミナー参加国との防衛交流、相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。（※1988年から2021年までは、アジア太平洋諸国海軍大学セミナー（APNCS：Asia-Pacific Naval College Seminar）として実施。）	2024年2月、23か国（カンボジア、トンガ、フィジーが初参加）の海軍大佐級の参加者を得て、第27回のセミナーを開催（3年ぶりの対面形式）し、「平和で安定し、繁栄したインド太平洋に向けて～法の秩序の基づく国際秩序の維持～」をテーマに、インド太平洋地域における諸課題と海軍の取組などについて、活発な意見交換を実施した。
		西太平洋海軍シンポジウム次世代海軍士官短期交流プログラム（WPNS STEP：Western Pacific Naval Symposium Short Term Exchange Program）	海自の主催により、2011年から毎年開催し、西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）構成国などの海軍の次世代士官の参加を得て、わが国の安全保障環境、防衛政策および防衛力整備、歴史・文化に対する参加者の理解を深化させる場としている。	2023年10月、27か国（フィジーが初参加）の参加を得て、対面形式では4年ぶりとなる第11回WPNS STEPを開催し、参加者による各国の安全保障環境、防衛政策、海軍の取組などに関する発表、「海洋秩序維持・強化のための海軍間の取組」をテーマにした討議を行った。これらの討議、文化交流などを通じ、相互理解や信頼醸成を増進するとともに、各国海軍士官同士の人的ネットワークを構築した。
	空自	航空宇宙防衛力シンポジウム	空自の主催により、2022年から開催し、アジア太平洋地域を中心とした空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。（※1996年から2014年までは国際航空防衛教育セミナーとして、2015年から2021年までは空軍大学セミナーとして、それぞれ実施）	2023年9月、各国空軍大学関係者および研究員を招へいし、「航空宇宙領域の更なる宇宙保障利用」をテーマとして、宇宙航空研究開発機構　山川　宏氏による基調講演、研究発表および意見交換を実施した。
		指揮幕僚課程学生多国間セミナー	空自の主催により、2001年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	2023年11月、15か国の空軍大学学生などの参加を得て、第23回セミナーをオンラインで開催し、「Aerospace Powerの現状と将来」をテーマとして意見交換を実施した。
	防衛大学校	国際防衛学セミナー	防大の主催により、1996年から開催し、アジア太平洋地域の士官学校などの代表者を招へいして、国際情勢および安全保障などに関する討議を行う場としている。	2016年7月、10か国を招へいし、第21回目のセミナーを開催し、「サイバーセキュリティに寄与する士官学校の教育・研究」をテーマとして意見交換を行った。なお、当該セミナーは2016年を最後に閉会した。
		国際士官候補生会議	防大の主催により、1998年から毎年開催し各国の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。	2024年3月、第27回目の会議を開催し、「変容する安全保障の諸側面」をテーマとして意見交換を行った。

安全保障対話			概　要	最近の状況
防衛省主催	防衛研究所	安全保障国際シンポジウム・コロキアム	防研の主催により、1999年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	2023年12月、第24回目の安全保障国際シンポジウムを開催し、「核時代の新たな地平」をテーマとして、日本、米国およびパキスタンの専門家との間で、対面・オンラインを使用してのハイブリッド形式にて意見交換を行った。
		戦争史研究国際フォーラム	防研の主催により、2002年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。	2023年9月、第21回目の戦争史研究国際フォーラムを開催し、「冷戦期の日本の安全保障と朝鮮半島」をテーマとして、日本、米国および韓国の著名な研究者の間で、オンラインによる意見交換を行った。
		ASEANワークショップ	防研の主催により、2010年から毎年開催し、アジア太平洋地域が共通に直面している新たな安全保障問題についてワークショップ形式の研究会を行っている。2018年からは地域をASEAN諸国とした。	2024年1月、日本、オーストラリア、インドネシア、シンガポール、フィリピンおよびベトナムの研究者との間で、「大国間競争時代の地域秩序構築」を議題に対面にて意見交換を行った。

資料55 その他の多国間安全保障対話など

その他の多国間対話			概　要
政府主催	内部部局	南太平洋国防大臣会合（SPDMM：South Pacfic Defense Ministers' Meeting）	南太平洋に位置する諸国の国防大臣が集まり、同地域の平和と安定の維持に不可欠な安全保障にかかるあらゆる議題について議論する会合。2022年の第7回会合に初めてオブザーバーとして参加した。
	内部部局など	拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス：ASEAN Defence Ministers' Meeting-Plus）	2010年10月に発足した、インド太平洋地域における政府主催の国防大臣級会議であり、地域の安全保障に関する問題について意見交換を実施している。2017年10月の第4回ADMMプラスにおいて、大臣会合の開催を従来の2年に一度から年次化することを決定した。
		日ASEAN防衛担当大臣会合（ASEAN-Japan Defence Ministers' Informal Meeting）	日ASEAN防衛担当大臣会合は2014年に初めて開催した。日本とASEAN各国の防衛担当大臣が、広範な安全保障問題について討議するとともに、今後の日ASEAN防衛協力を具体的に進展させる道筋について意見交換を行っている。
		ASEAN地域フォーラム（ARF：ASEAN Regional Forum）	政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、1994年から開催されている。現在25か国+1地域（ASEAN10か国とわが国を含む非ASEAN15か国+1地域）と1機関（EU）がメンバー国となり、外務当局と防衛当局の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野について意見交換を行っている。
		アジア太平洋防衛分析会議（AMORS：Asia-Pacific Military Operations Research Symposium）	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。1993年の第2回から参加している。
		ソウル安全保障対話（SDD：Seoul Defense Dialogue）	韓国国防部主催により、アジア太平洋、欧米各国の国防担当次官級の参加を得て、朝鮮半島問題を含む地域の安全保障課題などに関して意見交換を行う場である。2012年の第1回から参加している。2023年は各国閣僚級の参加を得て開催された。
		ドーハ・フォーラム（Doha Forum）	カタール政府が主催し、地域内外から、外交・安全保障・地球規模課題（気候変動、グローバルパワーの台頭など）・エネルギーなどに関わる閣僚・政府関係者、有識者、国際機関関係者が集まり、自由闊達な議論を目的とする国際会議である。2001年以降毎年開催されており、2019年に初参加した。
		シューマン安全保障・防衛フォーラム（the Schuman Security and Defence Forum）	EU主催により、EU加盟国およびパートナー国などの国防大臣級、有識者、国際機関関係者が集まり、複雑化する安全保障環境を踏まえ、EUの安全保障・防衛に関する様々な議論を行う場である。2023年3月の第1回に参加した。
	統幕	インド太平洋諸国参謀総長等会議（CHOD：Indo-Pacific Chief of Defense Conference）	米国の主催または参加国との持ち回り共催により毎年開催され、インド太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。1998年の第1回から参加している。
		南太平洋参謀総長等会議	南太平洋国防大臣会合に向けて開催される参謀長級会議であり、トンガ、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、チリ、フランス、フィジーの7か国の参謀長などが参加。日本は、2022年からオブザーバーとして参加している。
		太平洋安全保障会議	南太平洋を中心とした海上法執行機関、軍隊、入国管理局や税関などの長が、安全保障上の課題について協議する会議である。日本は、2020年からオブザーバー参加として参加している。
		アジア太平洋地域後方補給セミナー（PASOLS：Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar）	米国と会員国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては1995年の第24回から参加している。2018年の第47回セミナーは、わが国において約30か国および機関の参加を得て開催された。
		ライシナ・ダイアローグ（Raisina Dialogue）	インド外務省およびORF（The Observation Research Foundation））が共催し、世界100か国以上から外相、防衛相、参謀総長などが参加し、安全保障分野を含む多様な分野に関する議論を実施する国際会議である。2018年の第3回から参加している。※第1回：外務審議官、第2回：外務政務官、第3回：統幕長、内閣総理大臣補佐官　第4回・第5回：統幕長
	陸自	インド太平洋地域陸軍参謀総長等会議（IPACC：Indo Pacific Army Chiefs Conference）	米国と参加国の持ち回り共催により、IPAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各国陸軍参謀総長などの意見交換の場である。1999年の第1回から参加している。
		インド太平洋地域陸軍管理セミナー（IPAMS：Indo Pacific Armies Management Seminar）	米国と参加国の持ち回り共催により、インド太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。1993年の第17回から参加している。
		太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC：Land Forces Pacific Symposium and Exposition）	米陸軍協会（AUSA）主催により毎年米国ハワイにおいて実施されるシンポジウムであり、インド太平洋地域の各国陸軍種高官が、地域内における戦略的課題についてパネル討議や懇談などを通じて意見交換する場である。
		陸軍参謀長シンポジウム（CAS：Chief of Army Symposium）	当初は、豪州陸軍本部長会議（CAEX：Chief of Army's Exercise）や陸軍種参謀長セミナー（CALFS：Chief of Army Land Forces Seminar）と呼称していたが、2021年以降、陸軍参謀長シンポジウムと呼称している。豪陸軍の主催により隔年で開催され、豪陸軍の高級幹部のほか、アジア太平洋地域の陸軍種などの長および有識者が参加して、地域の陸軍種の課題などについて幅広く意見交換を行う場である。陸自は2012年の第1回から参加し、これまでに7回参加している。
		太平洋軍水陸両用指揮官シンポジウム（PALS：Pacific Amphibious Leaders Symposium）	アジア太平洋地域内友好国の水陸両用作戦能力向上に資するとともに、米太平洋軍海兵隊との関係強化、相互運用性向上を通じて地域の安定に寄与する観点から、米太平洋軍海兵隊の主催により、2015年5月に初めて開催された。以降、毎年1回開催され、第1回から参加している。
		米国陸軍協会（AUSA）年次総会（AUSA：Association of U.S. Army）	米国陸軍協会（AUSA）の主催により毎年米国ワシントンD.C.で開催されるシンポジウムである。陸自代表団長（陸幕長、陸幕副長）による米陸軍将官との懇談、講演などを実施している。

その他の多国間対話			概　要
政府主催	海自	国際シーパワーシンポジウム（ISS：International Sea power Symposium）	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。1969年の第1回から参加している。
		西太平洋海軍シンポジウム（WPNS：Western Pacific Naval Symposium）	参加国の持ち回りにより開催され、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。1990年の第2回から参加している。
		西太平洋国際掃海セミナー（International MCM Seminar）	WPNS参加国の持ち回りにより開催され、西太平洋掃海訓練が行われない年に、掃海に関して意見交換を行う場である。2000年の第1回から参加している。2007年10月には、海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。
		アジア太平洋潜水艦会議（Asia Pacific Submarine Conference）	米国の主催またはアジア太平洋地域の参加国の持ち回りにより開催され、潜水艦救難などを中心に意見交換を行う場である。2001年の第1回から参加しており、2006年10月には海自主催で実施した。
		インド洋海軍シンポジウム（IONS：Indian Ocean Naval Symposium）	参加国の持ち回りにより隔年ごと開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀総長などがインド洋における海洋安全保障について意見交換を行う場である。2012年の第3回から参加している。
		豪海軍主催インド太平洋シーパワー会議（SPC：RAN Sea Power Conference）（2022年から名称変更、IP：Indo-Pacific Seapower Conference）	太平洋国際海洋展示会（PACIFIC International Maritime Exposition）の一環として、豪海軍の主催により隔年で開催され、世界各国の海軍から参謀長級または将官級の代表が多数参加するため、2国間交流および多国間交流の機会となっている。
		地域シーパワーシンポジウム（RSS：Regional Seapower Symposium）（2022年から名称変更、T-RSS：Trans-Regional Seapower Symposium）	イタリア海軍の主催により隔年で開催され、NATO各国の海軍参謀長などを中心に、海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。2008年の第7回から参加している。
		国際海洋安全保障シンポジウム（IMSS：International Maritme Security Symposium）	インドネシア海軍の主催により隔年で開催され、西太平洋諸国の海軍参謀長などを中心に、海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。2013年の第1回から参加している。
		ゴールダイアログ	スリランカ海軍の主催により毎年開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀長などが海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。2010年の第1回から参加している。
		MILAN（海洋セミナー）	インド海軍主催により隔年で開催される多国間共同訓練（MILAN）の停泊イベントであり、インド洋沿岸国の海軍参謀長などが海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。1995年から開催されており、海自は2022年から参加している。
		国際海洋安全保障会議（IMSC：International Maritime Security Conference）	シンガポール海軍の主催により隔年で開催され、インド太平洋地域沿岸国の海軍参謀長などが海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。海自は2009年の第1回から参加している。
		ランカウィ国際海洋航空宇宙展示会（LIMA：Langkawi International Marimte and Aerospace Exhibition）	マレーシア海軍の主催により隔年で開催され、海軍技術会議および各国参謀長級ラウンドテーブルにおいて、各国の軍事科学技術分野の取組などについて意見交換を行う場である。1991年から開催されており、海自は2017年から参加している。
	空自	太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム（PACS：Pacific Air Chiefs Symposium）	米国の主催により隔年で開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。1989年の第1回から参加している。
		宇宙シンポジウム（Space Symposium）	米国の主催により毎年開催され、各国空軍参謀総長などが宇宙分野における共通の課題について意見交換を行う場である。2019年の第35回シンポジウムから参加している。
		グローバル・エア＆スペース・チーフ・カンファレンス（Global Air and Space Chief's Conference）	英空軍主催により毎年開催され、各国空軍参謀総長などがその年のテーマに沿った航空・宇宙分野の課題などについて意見交換を行う場である。2009年参加以降、これまでに10回参加している。
		エア・スペース・パワー会議（APC：Air and Space Power Conference）	オーストラリアの主催により、隔年で開催される空軍力に関する国際的な意見交換の場である。2000年以降、これまでに7回参加している。
		エアフォース・シンポジウム（Air Force Symposium）	フィリピン空軍の主催により毎年開催され、安全保障に関するテーマに沿って、参加者の意見交換が行われる場である。2015年以降、これまでに6回参加している。
		航空医学カンファレンス（Aerospace Medicine Conference）	インド空軍の主催により毎年開催され、航空医学に関して意見交換を行う場である。2019年以降2回参加している。
		空軍司令官等ドバイ国際会議（Dubai International Air Chiefs Conference）	UAE空軍主催により隔年で開催され、各国空軍参謀総長などがその年のテーマに沿った課題について意見交換を行う場である。2013年以降5回参加している。
		コロンボ・エア・シンポジウム（Colombo Air Symposium）	スリランカ空軍の主催により毎年開催され、空軍力や航空戦略に関して意見交換を行う場である。2016年以降、これまでに3回参加している。
		軍事飛行訓練国際交流会議	中国空軍主催により隔年で開催され、飛行訓練などに関して意見交換を行う場である。2016年以降2回参加している。
		NATOパートナー空軍司令官会議	NATO連合航空司令部により毎年開催され、NATOパートナー国の空軍参謀長などが意見交換を行う場である。2014年以降、これまでに4回参加している。
	情報本部	インド太平洋情報機関長等会議（IPICC：Indo-Pacific Intelligence Chiefs Conference）	米太平洋軍司令部と参加国との持ち回り共催により、アジア太平洋地域などの各国国防情報機関の長などによる意見交換会議である。国境を越えた安全保障上の課題などについて意見交換を行うとともに、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。2011年2月には情報本部が初めて共催し、28か国が参加した。

その他の多国間対話			概　要
政府主催	防衛研究所	ARF国防大学校長等会議	ARF加盟各国の国防大学などが年1回持ち回りで会議を開催している。アジア太平洋地域における安全保障上の課題と国防教育研究機関の役割について、議長国が中心となってテーマを決定し、それに基づき参加各国が発表・質疑応答を行う形式で行われる。日本からは防衛研究所が1997年の第1回より全ての会議に参加しており、2001年の第5回会議、2018年の第22回会議については、議長国として日本での会議を主催した。2020年以降、新型コロナウイルス感染症などの影響により、開催中止あるいはオンラインで実施されていたが、2023年8月にマレーシアで4年ぶりに対面で第25回会議が開催され、これに参加している。
		NATO国防大学国防関係学校長会議	NATO国防大学とNATO加盟国・パートナー国の国防教育機関が持ち回りで開催する年次の国際会議である。各国の学校長が、国防高等教育を改善するための観点から意見交換を実施するとともに、NATO加盟国や中・東欧、地中海の対話国などとの間の教育交流促進に主眼を置く。日本からは防衛研究所が2009年より、ほぼ毎回参加している（2013年度は招待なし）。なお、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったものの、2021年にデンマークで再開された会議に参加し、2022年のドイツでの会議に続き、2023年5月、エストニアのタリンで開催された第52回会議に参加している。
民間主催		IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）（IISS Shangri-La Dialogue）	英国の国際戦略研究所（IISS）の主催により、2002年から開催され、インド太平洋地域の国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場である。2004年の第3回会合と2012年の第11回会合を除き、2002年の第1回から防衛大臣（2012年は防衛副大臣）が参加している。
		IISSシャングリラ・シェルパ会合（IISS Shangri-La Dialogue Sherpa Meeting）	IISS主催による、シャングリラ会合へのシェルパ会合（準備会合）である。シャングリラ会合に参加する国の防衛当局関係者（局長級／参謀副長級）が対象で、地域の安全保障に関する問題について議論を行う。2013年の第1回から参加している。
		IISS地域安全保障サミット（マナーマ対話）（IISS Manama Dialogue）	IISS主催により、2004年から毎年開催され，湾岸諸国の外務・国防・安保・情報関係者を中心に地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場である。2009年の第6回に防衛省の政務レベルとして初めて防衛副大臣が参加し、2010年の第7回、2016年の第12回および2017年の第13回に防衛大臣政務官が参加し、第15回に初めて防衛大臣が参加した。
		ミュンヘン安全保障会議（Munich Security Conference）	1962年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、開催国のドイツをはじめ、米国、英国、フランスなどのNATO諸国、ロシア、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当局幹部など各国要人が出席している。2009年の第45回にわが国の防衛大臣が初めて参加し、2016年の第52回、2017年の第53回、2018年の第54回、2019年の第55回に防衛副大臣が参加、2020年2月の第56回には防衛大臣が参加した。2024年2月の第60回には、防衛大臣政務官が参加した。
		ワルシャワ・セキュリティフォーラム（Warsaw Security Forum）	ポーランドのシンクタンク「カジミェシュ・プワスキ財団」、米国のシンクタンク「ジャーマン・マーシャル・ファンド」が2014年に設立した大西洋諸国の協力や安全保障について協議する国際会議。NATOおよびポーランド大統領府国家安全保障局が共催パートナーを務めており、例年、欧米諸国の首脳、閣僚、議会要職、軍人のほか、軍需産業や学術関係者らが参加している。防衛省は2022年10月に初めて参加した。
		ハリファックス国際安全保障会議（Halifax International Security Forum）	ハリファックス・インターナショナル・セキュリティー・フォーラムがカナダ国防省の後援を得て主催し、米欧諸国から多くの政府関係者（EU各国NATO担当相・国防相）の参加を得て、安全保障などに関して意見交換を行う場である。2009年の第1回から参加している。
		北東アジア協力ダイアログ（NEACD：The Northeast Asia Cooperation Dialogue）	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所（IGCC）が中心となり、参加国（中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア、米国）から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。1993年の第1回から参加（2018年は不参加）している。

資料56 ビエンチャン・ビジョン2.0

アップデートの趣旨

○ 2016年11月の「ビエンチャン・ビジョン」表明以降3年間の日ASEAN防衛協力にかかる取組をレビュー
○ インド太平洋地域を一体と捉えるより広い文脈でビジョンを再定義
○ 日ASEAN防衛協力の実施3原則を提示するとともに、ASEANの強靱性の強化を協力の目的として明示

内 容

1. ビエンチャン・ビジョンに基づく取組のレビュー
(1) 多国間の取組：乗艦協力プログラム、HA／DR招へいプログラム、プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラム
　○ 多様なメニューを通して参加者の技量向上に寄与するとともに、共通の課題に向け参加者が行動を共にする機会を提供して一体感の醸成に寄与するなど、心と心の協力を実施
(2) 二国間の取組：海洋安全保障、HA／DR、施設などの分野にかかる能力構築支援、装備・技術協力、人材育成・学術交流など
　○ 対象国における能力の定着を目指した事業を複数年度にわたる計画の下で実施するなど、透明性の高いプロセスを重視した、きめ細やかで息の長い協力を実施
(3) これらの取組を通じ、特に以下の分野において、ASEAN全体としての能力の蓄積に寄与するとともに、ASEANの中心性と一体性を支援する観点から、取組の継続・発展を通じてASEANの強靱性に寄与することの重要性を確認
　①「法の支配」の貫徹、②海洋安全保障の強化、③災害や非伝統的脅威などの地域的な課題への自律的な対処の支援
　⇒ ASEANの中心性と一体性、それらの素地となる強靱性の3要素の関係性に留意し、より実践的な防衛協力を追求

2.「インド太平洋地域」の文脈でのビエンチャン・ビジョンの再定義
(1) ASEANはインド洋と太平洋の結節であり地域協力の要
(2)「ASEANインド太平洋アウトルック」に示された理念（開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み）は、日本が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンと、基本的な考え方において通底
(3) 日本は、「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンを推進する上で、「ASEANインド太平洋アウトルック」を尊重しつつ、ASEAN諸国および基本理念を共有する全ての国とのパートナーシップを通じた、対等で開かれた協力を推進

3. 日ASEAN防衛協力の実施3原則
(1) 心と心の協力：ASEANの理念の尊重、人的ネットワークの重視、個別ニーズに率先して耳を傾ける姿勢
(2) きめ細やかで息の長い協力：計画的・継続的で透明性のある関与、持続可能なアウトカムの追求
(3) 対等で開かれた協力：ASEANの中心性・一体性・強靱性に資する国際連携の強化

Ⅰ. 協力の目的：東南アジア地域を結節とする「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向けた、
　① 日ASEANの戦略的パートナーシップの強化、②ASEANの強靭性の強化を通じた中心性と一体性への貢献

Ⅱ. 協力の方向性：ASEANの中心性・一体性・強靭性に資する取組を、実施3原則に基づき、以下の重点領域を中心に展開
　① 中心性・一体性の原則に根差したアプローチ
　　○ ASEAN中心の枠組みを主軸として、ASEAN諸国および域外関係国との国際連携を促進
　　○ 防衛当局間の連結性の向上や規範・慣行などの共有により、信頼醸成と相互運用性を促進
　② 重点領域：ASEANの強靭性の強化に資する協力
　　○「法の支配」の貫徹：海洋、航空分野にかかる普遍的な国際規範の形成・共有を促進
　　○ 海洋安全保障の強化：地域の平和と安定を見据えた域内国の取組を支持し、海洋状況把握などにかかる能力向上を促進
　　○ 地域的な課題への自律的な対処の支援：災害や非伝統的脅威などに対する対処能力向上を促進

Ⅲ. 協力の手段：以下の多様な手段を組み合わせ、関係各省庁との緊密な連携の下、実践的な防衛協力を実施
　① 国際規範の実行に向けた認識共有促進：セミナーなどを通じた規範・慣行にかかる知見の共有
　② 能力構築支援：自衛官などの派遣や実務者などの招へいを通じ、相手国の能力向上に向けた自律的・主体的な取組を支援
　③ 防衛装備・技術協力：装備品・技術移転、防衛装備・技術協力にかかる人材育成、防衛産業に関するセミナーなどの開催
　④ 訓練・演習：二国間訓練の実施、多国間共同訓練・演習の実施や参加形態の拡充、自衛隊訓練へのオブザーバー招へい
　⑤ 人材育成・学術交流：留学生・研修生の人的ネットワークの強化、オピニオンリーダー招へい

資料57 防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ（ジャスミン）

要旨
○厳しさと複雑さの増す安全保障環境の中で、日ASEANの防衛分野における協力関係を新たな段階へと進めるため、第8回日ASEAN防衛担当大臣会合（2023年11月）にて提示した新たなイニシアティヴ
○「ビエンチャン・ビジョン2.0」の精神に則り、日本がASEANと共有しているインド太平洋地域の将来像を実現すべく、共に進めたい具体的な防衛協力の内容を4つの柱の下で示したもの

4つの柱	具体的な取組
① 日ASEANで力や威圧によるいかなる一方的な現状変更も許容しない安全保障環境の創出 ・力や威圧によるいかなる一方的な現状変更も許容しない安全保障環境をASEANと共に創出 ・開かれ、安定した海や空を介して、繁栄を確かなものとするために、日本とASEANの実践的な防衛協力を進展させる。 ・第一の柱に資するために具体的に追求していきたい連関する努力として、「法の支配の貫徹」と「海と空の安全保障の強化」を提示 ✓〈法の支配の貫徹〉：法の支配の重要性を再確認し、法の支配の実践者となるとともに、ルール・メイキングに関する協力をすすめながら、宇宙やサイバーを含む様々な領域における法の支配をさらに強固なものとしていく。 ✓〈海と空の安全保障の強化〉：インド太平洋地域の安全で安定した海と空のため、信頼醸成措置の発展や日本とASEANの安全保障能力の向上に引き続き取り組む。	・宇宙領域における法の支配と安全保障に関するセミナー開催 ・空の状況把握（Air Domain Awareness：ADA）に関するセミナー開催 ・「政府安全保障能力強化支援（Official Security Assistance：OSA）」と防衛装備移転や能力構築支援などとの相乗効果の追求 ・「日ASEANサイバー国際法セミナー」 ・「日ASEAN乗艦協力プログラム」 ・「プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラム」など
② 日ASEAN防衛協力の継続と拡充 ・日本とASEANが伝統的に取り組んできた国境を超える課題、そして新たに生じている課題に関する日ASEAN防衛協力の継続と拡充をすすめる。 ✓〈継続〉：海面上昇や自然災害をさらに深刻化させている気候変動、この地域にとって依然として深刻な脅威であるテロといった国境を越える課題への対応におけるASEANとの防衛協力を「継続」 ✓〈拡充〉：宇宙やサイバーといった領域や、AIなどの先端技術をめぐる新たに生じている課題に関する日ASEANの防衛協力を「拡充」	・「日ASEAN環境安全保障セミナー」 ・「日ASEAN防衛当局サイバーセキュリティ能力構築支援」など
③ 日ASEAN防衛関係者のさらなる友情と機会の追求 ・日本とASEANの防衛関係者間の更なる友情と機会を追求 ✓〈友情〉：相互の交流を促進させ、人的基盤の強化を図り、日ASEANの協力関係をさらに深化 ✓〈機会〉：全ての人が、生存するのみならず、繁栄し、尊厳をもって生きることができる機会を創出。日ASEAN防衛協力の中で「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security：WPS）」アジェンダをさらに促進	・ASEAN向けのWPSに関する新たな能力構築支援事業 ・PKOやHA/DRなど、既存の能力構築支援事業でWPSセミナーを実施 ・ASEAN諸国で開催されるWPS関連の訓練やイベントへの積極的な参加 ・防衛大学校、防衛研究所、自衛隊幹部学校への留学生受け入れなど
④ ASEAN・日本・太平洋島嶼国の連携の支持 ・ASEANと他の地域諸国、特に太平洋島嶼国が連携する際、適切な場合に日本が橋渡し役となり、地域間連携を図ることでインド太平洋地域の安全と安定に貢献 ・ASEANと日本と太平洋島嶼国は、海洋安全保障、気候変動、災害対応など、多くの関心事を共有。これらの分野におけるASEAN・日本・太平洋島嶼国の間の連携の向上によって、共通の課題により効果的に対処。ASEANの中心性と一体性を尊重しつつ、地域間連携を支持することで、インド太平洋地域諸国の緊密なパートナーであり続ける。	・「日ASEAN乗艦協力プログラム」と「日太平洋島嶼国及び東ティモール乗艦協力プログラム」の同時開催など

（注） 具体的な取組は、複数の柱に該当するものがある

資料58 多国間共同訓練の参加など（2020年度以降）

（2020.4.1～2024.3.31）

統合幕僚監部

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
EU海上部隊及び韓国海軍との海賊対処共同訓練	20.7.16～7.17	アデン湾西方海域	スペイン、韓国	護衛艦「おおなみ」	艦艇　1隻	（スペイン海軍）フリゲート「サンタ・マリア」（韓国海軍）駆逐艦「テ・ジョヨン」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練	20.10.5～10.6	アデン湾	スペイン、ドイツ	護衛艦「おおなみ」	艦艇　1隻	（スペイン海軍）フリゲート「SANTA MARIA」（スペイン空軍）P-3M（ドイツ海軍）P-3C
サイバー防衛演習（ロックド・シールズ2021）	21.4.13～4.16	エストニア、日本	NATO加盟国を含む約30か国	内部部局、統合幕僚監部、自衛隊指揮通信システム隊	約30名（防衛省・自衛隊以外の参加者を含む。）	NATO加盟国を含む約30か国
フランス海軍等との海賊対処共同訓練	21.5.1	アデン湾	フランス、米国	護衛艦「せとぎり」	艦艇　1隻	（フランス海軍）空母「シャルル・ド・ゴール」、駆逐艦「シュヴァリエ・ポール」（米海軍）駆逐艦「マハン」
EU海上部隊及びジブチ海軍等との海賊対処共同訓練	21.5.10	アデン湾	イタリア、スペイン、ジブチ	護衛艦「せとぎり」	艦艇　1隻	（イタリア海軍）フリゲート「カラビニエリ」（スペイン空軍）P-3M（ジブチ海軍および沿岸警備隊）巡視艇「ダメルジョグ」
多国間共同訓練コブラ・ゴールド21	21.7.10～8.23	タイおよび防衛省市ヶ谷地区	タイ、米国、インドネシア、マレーシア、シンガポール、韓国、中国、インド、オーストラリア	統合幕僚監部、情報本部、自衛艦隊、自衛隊指揮通信システム隊	人員　約20名	－
英空母打撃群との海賊対処共同訓練	21.7.11～7.12	アデン湾	英国、米国、オランダ	護衛艦「せとぎり」哨戒機　P-3C	艦艇　1隻 航空機	（英海軍）空母「クイーン・エリザベス」フリゲート「リッチモンド」、「ケント」補給艦「タイドスプリング」、「フォート・ビクトリア」（米海軍）：駆逐艦「ザ・サリバンズ」（オランダ海軍）フリゲート「エファーツェン」
米国主催大規模広域訓練2021（LSGE21）前段	21.8.2～8.8	珊瑚海からフィリピン東方に至る海空域	米国、オーストラリア	護衛艦「まきなみ」、搭載航空機SH-60K	艦艇　1隻 航空機	（米海軍）強襲揚陸艦「アメリカ」、ドック型輸送揚陸艦「ニューオーリンズ」（豪海軍）強襲揚陸艦「キャンベラ」、フリゲート「バララット」、哨戒機P-8A

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
米国主催大規模広域訓練2021（LSGE21）後段	21.8.24	沖縄南方海空域	米国、英国、オランダ	水陸機動団、第１ヘリコプター団（CH-47JA）、西部方面航空隊（AH-64D）、護衛艦「いせ」および搭載航空機（SH-60K）、護衛艦「あさひ」、第９航空団（F-15J/DJ）、南西航空警戒管制団	艦艇　２隻 航空機	（米海軍）強襲揚陸艦「アメリカ」および搭載航空機（F-35B）、ドック型揚陸艦「ニューオーリンズ」、駆逐艦「ザ・サリバンズ」、F-15C、MV-22B （英海軍） 空母「クイーン・エリザベス」および搭載航空機(F-35B、MERLIN MK2)、駆逐艦「ディフェンダー」、フリゲート「ケント」 （オランダ海軍）フリゲート「エファーツェン」
シンガポール主催「拡散に対する安全保障構想（PSI）」訓練（Deep Sabre21）（※注２）	21.10.28～10.29	日本国内（テレビ会議による参加）	シンガポールなど	統合幕僚監部、陸上自衛隊中央特殊武器防護隊	人員　３名	－
多国間共同訓練コブラ・ゴールド22	22.2.18～3.4	タイ王国および日本国内（防衛省市ヶ谷地区、陸上自衛隊朝霞駐屯地）	タイ、米国、インドネシア、マレーシア、シンガポール、韓国、中国、インド、オーストラリア	統合幕僚監部、陸上総隊、自衛艦隊、システム通信隊群、航空システム通信隊、自衛隊 指揮通信システム隊、情報本部	人員　約60名	－
サイバー防衛演習（ロックド・シールズ2022）	22.4.19～4.22	エストニア、日本	NATO加盟国を含む約30か国	内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊システム通信団、海上自衛隊システム通信隊群、航空自衛隊作戦システム運用隊、航空自衛隊航空システム通信隊、自衛隊サイバー防衛隊	人員　約70名（防衛省・自衛隊以外の参加者を含む。）	NATO加盟国を含む約30か国
ポリネシア駐留仏軍主催HA/DR多国間訓練「MARARA22」	22.5.8～5.19	フランス領ポリネシア	フランスなど	統合幕僚監部、海上幕僚監部、陸上総隊	人員　５名	－
パシフィック・パートナーシップ2022	22.6.14～7.21、8.15～9.12	ベトナム、パラオ、ソロモン諸島	米国、英国、ベトナム、パラオ、ソロモン諸島	統合幕僚監部、自衛隊中央病院、自衛隊横須賀病院、横須賀衛生隊、第１航空団、システム通信団、東京音楽隊、自衛隊呉病院、システム通信団	人員　約20名	－
米国主催「拡散に対する安全保障構想（PSI）」訓練「Fortune Guard 22」（※注２）	22.8.8～8.12	米国（ハワイ）	米国など	統合幕僚監部、陸上自衛隊化学学校	人員　４名	－
日米韓共同訓練	22.10.6	日本海	米国、韓国	護衛艦「ちょうかい」	艦艇　１隻	（米海軍）巡洋艦「チャンセラーズビル」 （韓国海軍）駆逐艦「セジョン・デワン」
日米韓共同訓練	22.10.6	日本周辺海域	米国、韓国	護衛艦「あしがら」	艦艇　１隻	（米海軍）艦艇数隻 （韓国海軍）艦艇数隻
ニューカレドニア駐留仏軍主催HA/DR多国間訓練「赤道22」	22.11.14～11.25	フランス領ニューカレドニア	フランスなど	統合幕僚監部、海上幕僚監部、陸上総隊	人員　４名	－

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
NATOサイバー防衛演習（サイバー・コアリション2022）	22.11.28～12.2	エストニア、日本	NATO加盟国、パートナー国、EUなど	統合幕僚監部など	人員　7名	NATO加盟国、パートナー国、EUなど
仏空母打撃群との共同訓練	23.1.9～1.14	アデン湾西部およびアラビア海北部	フランス、米国	護衛艦「すずつき」	艦艇　1隻	（仏海軍）航空母艦「シャルル・ドゴール」 駆逐艦「フォルバン」、「プロヴァンス」、補給艦「マルヌ」 （米海軍）駆逐艦「トランクストン」
多国間共同訓練コブラ・ゴールド23	23.2.9～3.10	タイおよび日本国内（防衛省市ヶ谷地区）	タイ、米国、インドネシア、マレーシア、韓国、シンガポール、オーストラリア、中国、インド	内局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、陸上総隊、自衛艦隊、システム通信隊群、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空システム通信隊、航空自衛隊補給本部、自衛隊サイバー防衛隊および情報本部	人員　約130名	－
日米韓共同訓練	23.2.22	日本海	米国、韓国	護衛艦「あたご」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「バリー」 （韓国海軍）駆逐艦「セジョン・デワン」
日米韓共同訓練	23.4.17	日本海	米国、韓国	護衛艦「あたご」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ベンフォールド」 （韓国海軍）駆逐艦「ユルゴク・イ・イ」
サイバー防衛演習（ロックド・シールズ2023）	23.4.18～4.21	エストニア、日本	NATO加盟国を含む約40か国	内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊システム通信団、海上自衛隊システム通信隊群、航空自衛隊作戦システム運用隊、航空自衛隊航空システム通信隊、自衛隊サイバー防衛隊	人員　約120名（防衛省・自衛隊以外の参加者を含む。）	NATO加盟国を含む約40か国
南十字星23	23.5.1～5.6	フランス領ニューカレドニア	フランス、米国、オーストラリア、カナダ、ドイツ、インドネシア、ニュージーランド、オランダ、フィリピン、パナマ、トンガ、英国、バヌアツ	統合幕僚監部、海上自衛隊幹部学校	人員　2名	－
多国間「拡散に対する安全保障構想（PSI）」訓練「Eastern Endeavor 23」（※注2）	23.5.31	韓国（済州島周辺海域）	米国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール	護衛艦「はまぎり」	艦艇　1隻	－
日米韓共同訓練	23.7.16	日本海	米国、韓国	護衛艦「まや」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ジョン・フィン」 （韓国海軍）駆逐艦「ユルゴク・イ・イ」
多国間共同訓練GPOIキャップストーン演習（クリス・アマン2）	23.8.13～8.26	マレーシア	オーストラリア、バングラディシュ、ブルネイ、タイ、カナダ、フィジー、インドネシア、モンゴル、ネパール、ペルー、フィリピン、シンガポール、韓国、スリランカ、米国、ウルグアイ、ベトナム、エルサルバドル、ニュージーランド、マレーシア（計20か国）	統合幕僚学校、陸上総隊	人員　6名	－

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
パシフィック・パートナーシップ2023	23.8.18、8.29、10.11～10.20	フィジー共和国、トンガ王国パプアニューギニア独立国	米国、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス フィジー、トンガ、パプアニューギニア	統合幕僚監部、陸上総隊、自衛艦隊、東京音楽隊、第1航空団、自衛隊中央病院、自衛隊横須賀病院、自衛隊入間病院	人員　約230名	－
日米韓共同訓練	23.8.29	東シナ海	米国、韓国	護衛艦「はぐろ」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ベンフォールド」 （韓国海軍）駆逐艦「ユルゴク・イ・イ」
国際平和協力演習（拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）人道支援・災害救援演習）	23.10.14～10.21	インドネシア	ADMMプラス参加国（18か国）およびASEAN事務局（実務者級）	統合幕僚監部、陸上総隊、東北方面隊、東部方面隊、航空支援集団、空自幹部学校	C-130×1機 人員　約30名	－
日米韓共同訓練	23.11.26	東シナ海	米国、韓国	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	（米海軍）空母「カール・ヴィンソン」、駆逐艦「スタレット」、駆逐艦「キッド」 （韓国海軍）駆逐艦「セジョン・デワン」
パシフィック・パートナーシップ2024	23.11.19～12.2、12.21～12.30	ソロモン諸島、パラオ	米国、オーストラリア、ソロモン諸島、パラオ	統合幕僚監部、呉衛生隊、佐世保衛生隊、第7航空団、第8航空団、自衛隊中央病院、自衛隊阪神病院、自衛隊横須賀病院、自衛隊入間病院	人員　約20名	－
NATOサイバー防衛演習（サイバー・コアリション2023）	23.11.27～12.1	エストニア、日本	NATO加盟国、パートナー国、EUなど	統合幕僚監部など	人員　6名	NATO加盟国、パートナー国など
日米韓共同訓練	23.12.20	九州北西の空域	米国、韓国	第8航空団	F-2×4機	（米空軍）B-1×2機、F-16×3機 （韓国空軍）F-15×2機
日米韓共同訓練	24.1.14～1.17	東シナ海	米国、韓国	護衛艦「ひゅうが」、「こんごう」	艦艇　2隻	（米海軍）空母「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「プリンストン」、駆逐艦「スタレット」、「キッド」 （韓国海軍）駆逐艦「セジョン・デワン」、「ワン・ゴン」
令和5年度日米共同統合演習（指揮所演習）	24.2.1～2.8	防衛省市ヶ谷地区その他の演習参加部隊などの所在地、在日米軍横田基地およびアメリカ合衆国ハワイ州パールハーバー・ヒッカム統合基地	米国、オーストラリア	内部部局、各幕僚監部、情報本部、陸上総隊、各方面隊、自衛艦隊、各地方隊、航空総隊、航空支援集団、自衛隊情報保全隊、自衛隊サイバー防衛隊など	－	－
多国間共同訓練コブラ・ゴールド24	24.2.4～3.11	タイ王国	タイ、米国、インドネシア、マレーシア、韓国、シンガポール、オーストラリア、中国、インドなど	統合幕僚監部、陸上幕僚監部、陸上総隊、北部方面隊、警務隊、自衛艦隊、システム通信隊群、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、宇宙作戦群、航空システム通信隊、航空自衛隊補給本部、自衛隊サイバー防衛隊、情報本部	人員　約200名	－

（注）1　人員などの数については公表時のものを基準（人員が概数のものについては、概数同士を足し合わせているため、実際の計とは一致しない場合がある。）
2　「拡散に対する安全保障構想（PSI）」訓練※の実績は、資料61と重複する。

陸上自衛隊

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
令和３年度国内における仏陸軍及び米海兵隊との実動訓練（ARC21）（※注２）	21.5.11～5.17	相浦駐屯地、霧島演習場および九州西方海空域	米国、フランス	水陸機動団、西部方面航空隊	―	（仏陸軍）第６軽機甲旅団 （米海兵隊）第３海兵師団、第３海兵兵站群、第１海兵航空団
豪州における米豪軍との実動訓練（サザン・ジャッカルー21）	21.5.23～7.4	オーストラリアノーザンテリトリー州マウント・バンディ演習場	米国、オーストラリア	第14旅団第50普通科連隊基幹	―	（豪陸軍）第１旅団 （米海兵隊）第３海兵機動展開部隊ダーウィンローテーション部隊
令和３年度豪州における米豪英軍との実動訓練（タリスマン・セイバー21）（※注２）	21.6.25～8.7	オーストラリアクイーンズランド州ショールウォーターベイ演習場など	米国、オーストラリア、英国	水陸機動団第２水陸機動連隊	―	（豪陸軍）第１師団 （米海兵隊）第３海兵機動展開部隊ダーウィンローテーション部隊 （英海兵隊）ロイヤルマリーンコマンドウ
比国における米比海兵隊との実動訓練（カマンダグ21）	21.9.28～10.8	フィリピン	米国、フィリピン	水陸機動団	―	（米海兵隊）第31海兵機動展開隊 （フィリピン海兵隊）第９海兵大隊
豪州における米豪軍との実動訓練（サザン・ジャッカルー22）	22.5.9～5.27	ショールウォーターベイ演習場およびガリポリバラックス（クイーンズランド州）	米国、オーストラリア	13普通科連隊、中央即応連隊	―	（豪陸軍）第７旅団 第６歩兵連隊 （米海兵隊）第１海兵機動展開部隊ダーウィン・ローテーション部隊
多国間訓練（カーン・クエスト22）	22.6.6～6.20	モンゴル	モンゴル、米国など	陸上総隊司令部、中央即応連隊、国際活動教育隊、第18普通科連隊	―	―
米海軍主催多国間共同訓練（RIMPAC2022）（※注２）	22.7.3～7.25	米国ハワイ州カウアイ島太平洋ミサイル射撃場	米国など	西部方面特科隊第５地対艦ミサイル連隊（12式地対艦ミサイル）など、海上自衛隊第３航空隊	―	（米陸軍）第17砲兵旅団、哨戒機部隊、無人偵察機部隊
米国及び尼国における米尼陸軍との実動訓練（ガルーダ・シールド22）	22.7.26～8.5	米国グアム島 アンダーセン米空軍基地およびその周辺、インドネシアスマトラ島 バトゥラジャ演習場およびその周辺	米国、インドネシア	第１空挺団	―	（米陸軍）第11空挺師団、第374空輸航空団など （インドネシア陸軍）第18空挺旅団
日米豪韓加共同訓練（パシフィック・ヴァンガード22）（※注２）	22.8.25～8.29	グアム島および同周辺海空域	米国、オーストラリア、韓国、カナダ	水陸機動団、護衛艦「いずも」、「たかなみ」など	―	（米海軍）潜水艦、貨物弾薬補給艦「アメリア・イアハート」 （米海兵隊）第３海兵機動展開部隊第５航空艦砲連絡中隊 （豪海軍）駆逐艦「シドニー」など （韓国海軍）駆逐艦「セジョン・デワン」など （カナダ海軍）フリゲート「バンクーバー」
比国における米比海兵隊との実動訓練（カマンダグ22）	22.10.3～10.14	フィリピンルソン島海軍教育訓練ドクトリンコマンド（NETDC）およびその周辺地域	米国、フィリピン	水陸機動団、中央特殊武器防護隊、対特殊武器衛生隊	―	（米海兵隊）第31海兵機動展開隊 （米海軍）第７艦隊 （フィリピン海兵隊）第６海兵大隊など

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
令和５年度多国間訓練（カーン・クエスト23）	23.6.19～7.2	モンゴル国ファイブヒルズ訓練場	オーストラリア、バングラデシュ、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、マレーシア、モンゴル、ネパール、フィリピン、カタール、韓国、シンガポール、タイ、トルコ、英国、米国、ベトナム	陸上総隊司令部、中央即応連隊、国際活動教育隊、第11普通科連隊など	－	－
令和５年度豪州における米豪軍との実動訓練（サザン・ジャッカルー23）	23.6.22～7.13	豪州クイーンズランド州 タウンズビル演習場など	米国、オーストラリア	第44普通科連隊１コ普通科中隊、東北方面特科連隊１コ特科中隊	－	（米海兵隊）第１海兵機動展開部隊ダーウィン・ローテーション部隊 （豪陸軍）第７旅団
米豪主催多国間共同訓練（タリスマン・セイバー23）（※注2）	23.7.20～8.4	(1)　水陸両用作戦 ア　統合火力誘導訓練 豪州クイーンズランド州ショールウォーターベイ演習場 イ　着上陸予行 豪州クイーンズランド州ミッジポイント ウ　総合訓練 豪州クイーンズランド州スタネージ (2)　対空戦闘 豪州クイーンズランド州ショールウォーターベイ演習場 (3)　対艦戦闘 豪州ジャービスベイ特別地域	オーストラリア、カナダ、フィジー、フランス、ドイツ、インドネシア、日本、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、トンガ、英国、米国	(1)　水陸両用作戦 陸上自衛隊：陸上総隊（水陸機動団および第１ヘリコプター団） 海上自衛隊：護衛艦「いずも」、輸送艦「しもきた」 (2)　対空戦闘 陸上自衛隊：東部方面隊（第２高射特科群） (3)　対艦戦闘 陸上自衛隊：西部方面隊（第５地対艦ミサイル連隊）、富士学校（特科教導隊）および北部方面隊（第２情報隊）	－	(1) 水陸両用作戦 （米海兵隊）第31海兵機動展開隊等 （米海軍）第７艦隊（強襲揚陸艦「アメリカ」、ドッグ型輸送揚陸艦「グリーンベイ」、「ニューオーリンズ」） （独海軍）第１艦隊（１コ小隊／海上大隊） (2) 対空戦闘 （米海兵隊）第31海兵機動展開隊 (3) 対艦戦闘 （豪海軍）第816飛行隊および第822X飛行隊
令和５年度米尼軍等との実動訓練（スーパー・ガルーダ・シールド23）	23.8.27～9.13	(1)　インドネシアジャワ島アセンバグス演習場、グラディ降下場など (2)　国内　習志野演習場など	オーストラリア、カナダ、フィジー、フランス、ドイツ、インドネシア、日本、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、トンガ、英国、米国	第１空挺団、水陸機動団など	－	（米軍）第25歩兵師団、第11空挺師団、第31海兵機動展開隊など （尼軍）第２師団など （豪軍）第９旅団など （英軍）第16空中強襲旅団 （星軍）GUARDS※ ※　国内外の事案に対応するシンガポール陸軍の緊急即応連隊
令和５年度比国における米比海兵隊との実動訓練（カマンダグ23）	23.11.9～11.20	フィリピン　イリノイ州ボヘアドール海兵隊基地、カビテ州カビテ海軍基地、プエルト・プリンセサ州ウエスト・ロドルホ海兵隊基地、タギッグ州ボニファシオ海兵隊基地など	米国、フィリピンなど	陸上総隊司令部、水陸機動団、中央特殊武器防護隊、対特殊武器衛生隊、富士学校	－	（米海兵隊） 第３海兵沿岸連隊、第３海兵遠征機動展開部隊、第11海兵遠征機動展開隊など （比海兵隊）第４海兵隊大隊、海兵沿岸連隊など （訓練研修）英国海兵隊および韓国海兵隊

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
令和５年度日米豪共同指揮所演習（YS-85）	23.11.30～12.13	朝霞駐屯地、東千歳駐屯地、仙台駐屯地など	米国、オーストラリア	(1) 実施部隊 陸上幕僚監部、陸上総隊、北部方面隊、東北方面隊、教育訓練研究本部、補給統制本部など (2) 協力部隊など 統合幕僚監部、海上自衛隊、航空自衛隊、北海道防衛局、東北防衛局など	－	（米軍） (1) 実施部隊 太平洋陸軍司令部、在日米陸軍司令部、第１軍団、第７歩兵師団、第11空挺師団、第３マルチドメイン・タスクフォース、第８戦域戦力維持コマンドなど (2) 協力部隊など 太平洋艦隊、太平洋空軍など （豪陸軍） (1) 実施部隊 第１師団

（注）１　人員などの数については公表時のものを基準（人員が概数のものについては、概数同士を足し合わせているため、実際の計とは一致しない場合がある。）
　　２　海上自衛隊も参加（海自の欄に重複で記載）

海上自衛隊

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
日米豪共同訓練	20.7.19～7.23	南シナ海およびフィリピン東方沖からグアム周辺海域に至る海空域	米国、オーストラリア	護衛艦「てるづき」	艦艇　1隻	（米海軍）空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「アンティータム」、駆逐艦「マスティン」 （豪海軍）強襲揚陸艦「キャンベラ」、駆逐艦「ホバート」、フリゲート「アランタ」、「スチュアート」、補給艦「シリウス」
米海軍主催多国間共同訓練（SEACAT2020）	20.7.21～7.23	－	米国など	海上幕僚監部	－	－
米国主催環太平洋合同演習（RIMPAC2020）	20.8.17～8.31	ハワイ諸島周辺海空域	－	護衛艦「いせ」、「あしがら」	艦艇　2隻 人員　約550名	－
日米豪韓共同訓練（パシフィック・ヴァンガード20）	20.9.12～9.13	グアム島周辺海空域	米国、オーストラリア、韓国	護衛艦「いせ」、「あしがら」	艦艇　2隻	（米海軍）駆逐艦「バリー」、補給艦「ジョン・エリクソン」、潜水艦、航空機 （豪海軍）フリゲート「アランタ」、「スチュアート」 （韓国海軍）駆逐艦「イ・スンシン」、「ソエ・リュ・ソンニョン」
日米豪共同訓練	20.10.19～10.20	南シナ海	米国、オーストラリア	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ジョン・S・マケイン」 （豪海軍）フリゲート「アランタ」
日米印豪共同訓練（マラバール2020）	20.11.3～11.6	インド洋東方海空域（ベンガル湾）	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「おおなみ」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ジョン・S・マケイン」 （インド海軍）駆逐艦「ランヴィジェイ」、フリゲート「シヴァリク」、補給艦「シャクティ」、潜水艦「シンドゥライ」、P-8I　など （豪海軍）フリゲート「バララット」
	20.11.17～11.20	アラビア海北部海空域	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「むらさめ」、第51航空隊	艦艇　1隻 人員　2名	（米海軍）空母「ニミッツ」、巡洋艦「プリンストン」、駆逐艦「ステレット」、P-8A （インド海軍）空母「ヴィクラマディチャ」、駆逐艦「コルカタ」、「チェンナイ」、フリゲート「タルワー」、潜水艦「カンデリ」、補給艦「ディパック」、P-8I、MIG-29K、DORNIERなど （豪海軍）フリゲート「バララット」
日米豪共同訓練	20.11.6～11.7	ベンガル湾	米国、オーストラリア	護衛艦「おおなみ」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ジョン・S・マケイン」 （豪海軍）フリゲート「バララット」
日米仏共同訓練	20.12.15～12.17	沖ノ鳥島周辺海空域	米国、フランス	護衛艦「ひゅうが」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ジョン・S・マケイン」、P-8A （仏海軍）潜水艦「エメロード」
令和2年度米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練（シードラゴン2021）	21.1.14～1.28	グアム島周辺海空域	米国など	第12飛行隊	P-1×2機 人員　約40名	－
パキスタン海軍主催多国間共同訓練（AMAN21）	21.2.11～2.16	アラビア海北部海空域	パキスタンなど	護衛艦「すずなみ」	艦艇　1隻 人員　2名	－
日米仏共同訓練	21.2.19	九州西方海空域	米国、フランス	補給艦「はまな」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「カーティス・ウィルバー」 （仏海軍）フリゲート「プレリアル」

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
日仏ベルギー共同訓練	21.3.17～3.18	アデン湾	フランス、ベルギー	護衛艦「ありあけ」	艦艇　1隻	（仏海軍）空母「シャルル・ド・ゴール」、駆逐艦「プロヴァンス」、補給艦「ヴァール」 （ベルギー海軍）フリゲート「レオポルド1世」
日米仏ベルギー共同訓練	21.3.19～3.20	アラビア海	米国、フランス、ベルギー	護衛艦「ありあけ」	艦艇　1隻	（米海軍）巡洋艦「ポートロイヤル」、強襲揚陸艦「マキンアイランド」 （仏海軍）空母「シャルル・ド・ゴール」、駆逐艦「プロヴァンス」、「シェバリエ・ポール」 （ベルギー海軍）フリゲート「レオポルド1世」
日仏米豪印共同訓練（ラ・ペルーズ21）	21.4.5～4.7	ベンガル湾	フランス、米国、オーストラリア、インド	護衛艦「あけぼの」	艦艇　1隻	（仏海軍）強襲揚陸艦「トネール」、フリゲート「シュクーフ」 （米海軍）ドック型輸送揚陸艦「サマセット」 （豪海軍）フリゲート「アンザック」、補給艦「シリウス」 （インド海軍）フリゲート「サツプラ」、コルベット「キルタン」、P-8I
日豪加共同訓練	21.4.8	スマトラ島西方	オーストラリア、カナダ	護衛艦「あけぼの」	艦艇　1隻	（豪海軍）フリゲート「アンザック」、補給艦「シリウス」 （カナダ海軍）フリゲート「カルガリー」
日米豪仏共同訓練（ARC21）（※注3）	21.5.11～5.17	東シナ海	米国、オーストラリア、フランス	護衛艦「いせ」、「あしがら」、「あさひ」、「こんごう」 輸送艦「おおすみ」 ミサイル艇「おおたか」、「しらたか」 哨戒機 潜水艦	艦艇　8隻 哨戒機	（米海軍）ドック型輸送揚陸艦「ニューオーリンズ」、P-8A、（米海兵隊）MV-22 （豪海軍）フリゲート「パラマッタ」 （仏海軍）強襲揚陸艦「トネール」、フリゲート「シュルクーフ」
米スリランカ主催共同訓練（CARAT）	21.6.30	トリンコマリー沖	米国、スリランカ	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇　1隻	（米海軍）沿海域戦闘艦「チャールストン」、P-8A （スリランカ海軍）哨戒艦「ガジャバフ」、「サユララ」、BELL212など
日米豪韓共同訓練	21.6.30～7.3	オーストラリア東方	米国、オーストラリア、韓国	護衛艦「まきなみ」および搭載航空機（SH-60K）	艦艇　1隻 航空機	（米海軍）駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」 （豪海軍）駆逐艦「ブリスベン」 （韓国海軍）駆逐艦「ワン・ゲオン」
日米豪韓共同訓練（パシフィック・ヴァンガード21）	21.7.5～7.10	オーストラリア東方	米国、オーストラリア、韓国	護衛艦「まきなみ」および搭載航空機（SH-60K）	艦艇　1隻 航空機	（米海軍）駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」、P-8A （豪海軍）駆逐艦「ブリスベン」、潜水艦、P-8 （韓国海軍）駆逐艦「ワン・ゲオン」
日豪韓共同訓練	21.7.14～7.17	オーストラリア東方	オーストラリア、韓国	護衛艦「まきなみ」および搭載航空機（SH-60K）	艦艇　1隻 航空機	（豪海軍）駆逐艦「ブリスベン」、フリゲート「パラマッタ」 （韓国海軍）駆逐艦「ワン・ゲオン」
米豪主催多国間共同訓練（タリスマン・セイバー21）（※注3）	21.7.18～7.27	オーストラリア東方	米国、オーストラリア、カナダ、韓国	護衛艦「まきなみ」および搭載航空機（SH-60K）	艦艇　1隻 航空機	（米海軍）強襲揚陸艦「アメリカ」、ドック型輸送揚陸艦「ニューオーリンズ」、ドック型揚陸艦「ジャーマンタウン」、駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」、補給艦「アラン・シェパード」、「ラバハノック」、P-8A （豪海軍）強襲揚陸艦「キャンベラ」、揚陸艦「チャールズ」、駆逐艦「ブリスベン」、フリゲート「パラマッタ」、「バラット」、P-8 （カナダ海軍）フリゲート「カルガリー」 （韓国海軍）駆逐艦「ワン・ゲオン」

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
米海軍主催多国間共同訓練（SEACAT2021）	21.8.10～8.20	シンガポール共和国および所定場所（リモート形式）	米国など	海上幕僚監部	人員　2名	－
日米印豪共同訓練（マラバール2021）フェーズ1前段	21.8.23～9.10	グアム島および同島周辺海域	米国、インド、オーストラリア	特別警備隊	－	（米海軍）駆逐艦「バリー」、補給艦「ユーコン」、「ビックホーン」、P-8A、C-17、太平洋特殊作戦コマンド （インド海軍）フリゲート「シヴァリク」、コルベット「カドマット」、P-8I、海軍特殊作戦部隊 （豪海軍）フリゲート「ワラマンガ」
日米印豪共同訓練（マラバール2021）フェーズ1後段	21.8.26～8.29	西太平洋（フィリピン海）	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「かが」、「むらさめ」、「しらぬい」 潜水艦 P-1	艦艇　4隻 P-1	（米海軍）駆逐艦「バリー」、補給艦「ユーコン」、P-8A （印海軍）フリゲート「シヴァリク」、コルベット「カドマット」、P-8I （豪海軍）フリゲート「ワラマンガ」
日英米蘭共同訓練（PACIFIC CROWN21-1）	21.8.25～8.26	沖縄南方	英国、米国、オランダ	護衛艦「いせ」、「あさひ」および搭載航空機（SH-60K）	艦艇　2隻 航空機	（英海軍）空母「クイーン・エリザベス」、フリゲート「ケント」、駆逐艦「ディフェンダー」 （米海軍）駆逐艦「ザ・サリバンズ」 （オランダ海軍）フリゲート「エファーツェン」
日英米蘭共同訓練（PACIFIC CROWN21-2）	21.8.27～8.28	沖縄東方から東シナ海	英国、米国、オランダ	護衛艦「いせ」、「てるづき」および搭載航空機（SH-60K）	艦艇　2隻 航空機	（英海軍）空母「クイーン・エリザベス」、駆逐艦「ディフェンダー」、補給艦「フォート・ビクトリア」、「タイドスプリング」 （米海軍）駆逐艦「ザ・サリバンズ」 （オランダ海軍）フリゲート「エファーツェン」
日英米蘭加共同訓練（PACIFIC CROWN21-3）（※注2）	21.9.2～9.7	東シナ海から四国南方を経て関東南方に至る海空域	英国、米国、オランダ、カナダ	護衛艦「いせ」、「あさひ」、「はるさめ」、「たかなみ」、「きりしま」、「おおなみ」、「てるづき」および搭載航空機（SH-60J/K） 潜水艦 P-1	艦艇　8隻 航空機	（英海軍）空母「クイーン・エリザベス」、駆逐艦「ディフェンダー」、（英空軍）F-35B（空母艦載機） （米海軍）駆逐艦「ザ・サリバンズ」、P-8A、（米海兵隊）F-35B（英空母艦載機） （オランダ海軍）フリゲート「エファーツェン」 （カナダ海軍）フリゲート「ウィニペグ」
日英米蘭加共同訓練（PACIFIC CROWN21-4）（※注2）	21.9.8～9.9	関東東方	英国、米国、オランダ、カナダ	護衛艦「いせ」、「いずも」および搭載航空機（SH-60J/K） MCH-101	艦艇　2隻 航空機	（英海軍）空母「クイーン・エリザベス」、駆逐艦「ディフェンダー」、補給艦「フォート・ビクトリア」、「タイドスプリング」、（英空軍）F-35B（空母艦載機） （米海兵隊）F-35B（英空母艦載機） （オランダ海軍）フリゲート「エファーツェン」 （カナダ海軍）フリゲート「ウィニペグ」

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
日米英蘭加新共同訓練	21.10.2～10.3	沖縄南西	米国、英国、オランダ、カナダ、ニュージーランド	護衛艦「いせ」、「きりしま」、「やまぎり」	艦艇　3隻	（米海軍）空母「ロナルド・レーガン」、「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「シャイロー」、「レイク・シャンプレーン」、駆逐艦「ザ・サリバンズ」、「チャフィー」 （英海軍）空母「クイーン・エリザベス」、フリゲート「ケント」、駆逐艦「ディフェンダー」、補給艦「フォート・ビクトリア」、「タイドスプリング」 （オランダ海軍）フリゲート「エファーツェン」 （カナダ海軍）フリゲート「ウィニペグ」 （ニュージーランド海軍）フリゲート「テ・カハ」
日米英蘭加新共同訓練	21.10.4～10.9	南シナ海	米国、英国、オランダ、カナダ、ニュージーランド	護衛艦「しらぬい」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ザ・サリバンズ」 （英海軍）空母「クイーン・エリザベス」、フリゲート「ケント」、駆逐艦「ディフェンダー」、補給艦「フォート・ビクトリア」、「タイドスプリング」 （オランダ海軍）フリゲート「エファーツェン」 （カナダ海軍）フリゲート「ウィニペグ」 （ニュージーランド海軍）フリゲート「テ・カハ」
日米印豪共同訓練（マラバール2021）フェーズ2	21.10.11～10.14	ベンガル湾	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇　2隻	（米海軍）空母「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「レイク・シャンプレーン」、駆逐艦「ストックデール」、補給艦「ユーコン」、P-8A （インド海軍）駆逐艦「ランヴィジャイ」、フリゲート「サツプラ」、P-8I、潜水艦 （豪海軍）フリゲート「バララット」、補給艦「シリウス」
米比主催共同訓練（Exercise SAMA SAMA 2021）	21.10.11～10.12	海上幕僚監部	米国、フィリピン	海上幕僚監部	人員　3名	－
日米豪英共同訓練（Maritime Partnership Exercise）	21.10.15～10.18	ベンガル湾	米国、オーストラリア、英国	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇　2隻	（米海軍）空母「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「レイク・シャンプレーン」、駆逐艦「ストックデール」、「ザ・サリバンズ」、補給艦「ユーコン」、P-8A （豪海軍）フリゲート「バララット」 （英海軍）空母「クイーンエリザベス」、駆逐艦「ディフェンダー」、フリゲート「リッチモンド」、補給艦「フォート・ビクトリア」、「タイドスプリング」
日米豪共同訓練	21.10.25	沖縄東方	米国、オーストラリア	護衛艦「あきづき」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ベンフォールド」 （豪海軍）駆逐艦「ブリスベン」
海上自衛隊演習（実動演習（日米共同演習及び日米豪加独共同訓練））	21.11.21～11.30	日本周辺	米国、オーストラリア、カナダ、ドイツ	－	艦艇　約20隻 航空機　約40機	（米海軍）艦艇約10隻 （豪海軍）艦艇2隻 （カナダ海軍）艦艇1隻 （ドイツ海軍）艦艇1隻
令和3年度米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練（シードラゴン2022）	22.1.2～1.20	グアム島周辺	米国など	P-1　2機	航空機　2機 人員　約50名	－

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
米国主催国際海上訓練（IMX/CE22）	22.1.31～2.17	バーレーン周辺	米国など	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇　2隻 人員　約200名	－
コープ・ノース22における日米豪共同訓練（※注3）	22.2.2～2.18	米国グアム島アンダーセン空軍基地および 同周辺海空域	米国、オーストラリア	救難飛行艇（US-2）	航空機US-2×1機 人員　約30名	－
インド海軍主催多国間共同訓練（MILAN2022 ）	(1) 停泊フェーズ 22.2.25～2.28 (2) 洋上フェーズ 22.3.1～3.4	インド東部ヴィシャーカパトナム周辺	インドなど	(1) 停泊フェーズ 海上幕僚長ほか海上幕僚監部幕僚等5名 (2) 洋上フェーズ 護衛艦「ゆうだち」	艦艇　1隻 人員　6名	－
日米豪共同訓練	22.3.14～3.16	南シナ海	米国、オーストラリア	護衛艦「ゆうだち」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「マンセン」、P-8 （豪海軍）フリゲート「アランタ」、（豪空軍）AP-3C
日米豪共同訓練（NOBLE PARTNER 22）	22.6.19～6.24	太平洋	米国、オーストラリア	護衛艦「いずも」、「たかなみ」	艦艇　2隻	（米海軍）空母「エイブラハム・リンカーン」、巡洋艦「モービル・ベイ」、駆逐艦「グリッドレイ」、「サンプソン」、「スプルーアンス」 （豪海軍）強襲揚陸艦「キャンベラ」、フリゲート「ワラマンガ」、補給艦「サプライ」
米海軍主催多国間共同訓練（RIMPAC2022）（※注3）	22.6.29～8.4	ハワイ諸島および同周辺海空域など	米国など	護衛艦「いずも」、「たかなみ」および搭載航空機3機、P-1×1機、第4整備補給隊、陸上自衛隊西部方面隊	艦艇　2隻 航空機　4機 人員　40名	－
日米豪共同訓練	22.7.4～7.6	東シナ海から沖縄東方に至る海空域	米国、オーストラリア	護衛艦「あさひ」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「デューイ」 （豪海軍）フリゲート「パラマッタ」
日米ソロモン親善訓練	22.8.8	ソロモン諸島周辺	米国、ソロモン諸島	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	（米海軍）沿海域戦闘艦「オークランド」 （ソロモン諸島海上警察）巡視船「タロ」
日米豪韓加ミサイル警戒演習（PACIFIC DRAGON 2022）	22.8.8～8.14	ハワイ周辺	米国、オーストラリア、韓国、カナダ	護衛艦「はぐろ」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「フィッツジェラルド」・「ウィリアム・P・ローレンス」、F/A-18F （豪海軍）駆逐艦「シドニー」 （韓国海軍）駆逐艦「セジョン・デワン」 （カナダ海軍）フリゲート「バンクーバー」
日加新共同訓練	22.8.9	太平洋	カナダ、ニュージーランド	護衛艦「いずも」、「たかなみ」	艦艇　2隻	（カナダ海軍）フリゲート「ウィニペグ」 （ニュージーランド海軍）補給艦「アオテアロア」
日米豪韓加共同訓練（パシフィック・ヴァンガード22）（※注3）	22.8.21～8.29	グアム島および同周辺	米国、オーストラリア、韓国、カナダ	護衛艦「いずも」、「たかなみ」、潜水艦、P-1、UP-3D、陸上自衛隊水陸機動団など	艦艇　3隻 航空機　2機	（米海軍）潜水艦、貨物弾薬補給艦「アメリア・イアハート」、P-8A、EA-18G （米海兵隊）第3海兵機動展開部隊第5航空艦砲連絡中隊 （豪海軍）駆逐艦「シドニー」、フリゲート「パース」 （韓国海軍）駆逐艦「セジョン・デワン」、「ムンム・デワン」 （カナダ海軍）フリゲート「バンクーバー」
日仏豪共同訓練（ラ・ペルーズ22）	22.8.30～9.1	ニューカレドニア周辺	フランス、オーストラリア	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	（仏海軍）フリゲート「ヴァンデミエール」 （豪海軍）フリゲート「ワラマンガ」

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
日米加共同訓練（ノーブル・レイヴン22）	22.8.30～9.7	グアム周辺から南シナ海	米国、カナダ	護衛艦「いずも」、「たかなみ」	艦艇　2隻	（米海軍）駆逐艦「ヒギンズ」、補給艦「ラパハノック」、「ジョン・エリクソン」 （カナダ海軍）フリゲート「バンクーバー」
豪州海軍主催多国間共同訓練（KAKADU2022）	22.9.12～9.26	ダーウィン周辺	オーストラリアなど	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	－
日米加共同訓練（ノーブル・レイヴン22-2）	22.9.23～10.1	南シナ海	米国、カナダ	護衛艦「いずも」、「たかなみ」、潜水艦	艦艇　3隻	（米海軍）駆逐艦「ヒギンズ」、補給艦「ビッグ・ホーン」 （カナダ海軍）フリゲート「ウィニペグ」
日米韓共同訓練	22.9.30	日本海	米国、韓国	護衛艦「あさひ」	艦艇　1隻	（米海軍）空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「チャンセラーズビル」、駆逐艦「バリー」、「ベンフォールド」、潜水艦 （韓国海軍）駆逐艦「ムンム・デワン」
日米豪加共同訓練（ノーブル・ミスト22）	22.10.4～10.8	南シナ海	米国、オーストラリア、カナダ	護衛艦「きりさめ」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ミリウス」、「ヒギンズ」、（米沿岸警備隊）巡視船「ミジェット」 （豪海軍）駆逐艦「ホバート」、フリゲート「アルンタ」、補給艦「ストルワート」 （カナダ海軍）フリゲート「ウィニペグ」
米豪比主催共同訓練（Exercise SAMASAMA/LUMBAS 2022）	22.10.11～10.18	スールー海	米国、オーストラリア、フィリピン、フランス、英国	護衛艦「きりさめ」、US-2	艦艇　1隻 航空機　1機	（米海軍）駆逐艦「ミリウス」、P-8A （豪海軍）駆逐艦「ホバート」、補給艦「ストルワート」 （フィリピン海軍）フリゲート「ホセ・リサール」、C-90など （仏領ポリネシア駐留軍）FALCON200 （英海軍）哨戒艦「スペイ」
多国間共同訓練	22.11.6、11.7	関東南方	オーストラリア、カナダ、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、韓国、シンガポール、タイ、米国	－	－	－
日米印豪共同訓練（マラバール2022）	22.11.8～11.15	関東南方	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「たかなみ」、「しらぬい」、「ひゅうが」、輸送艦「くにさき」、補給艦「おうみ」、潜水艦、P-1、UP-3D、特別警備隊	艦艇　6隻 航空機　2機	（米海軍）空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「チャンセラーズビル」、駆逐艦「ミリウス」、P-8A、特殊作戦部隊 （インド海軍）フリゲート「シヴァリク」、対潜コルベット「カモルタ」、P-8I、特殊作戦部隊 （豪海軍）フリゲート「アランタ」、補給艦「ストルワート」、潜水艦、P-8A
日米豪共同訓練	22.11.19、11.20	関東南方から四国南方	米国、オーストラリア	護衛艦「せとぎり」	艦艇　1隻	（米海軍）空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「チャンセラーズビル」、駆逐艦「ミリウス」 （豪海軍）補給艦「ストルワート」
米スリランカ主催共同訓練（CARAT2023）	23.1.19～1.27	コロンボ沖	米国、スリランカ、モルディブ	海上幕僚監部	－	（米海軍）揚陸艦「アンカレッジ」、P-8A （スリランカ海軍）フリゲート「カジャバフ」、「ビヤバフ」 （モルディブ）モルディブ国防軍司令部など
パキスタン海軍主催多国間共同訓練（AMAN23）	23.2.9～2.14	アラビア海北部	パキスタンなど	護衛艦「すずつき」、海上幕僚監部	艦艇　1隻	－

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
米国主催国際海上訓練（IMX/CE23）	23.2.26～3.19	バーレーン周辺	米国など	掃海母艦「うらが」、掃海艦「あわじ」	艦艇　2隻 人員　約200名	－
日米豪共同訓練（※注2）	23.3.6～3.8	九州周辺	米国、オーストラリア	EP-3、OP-3C、RC-2	航空機　3機	（米空軍）RC-135 （豪空軍）P-8A
日仏米豪印英加新共同訓練（ラ・ペルーズ23）	23.3.13、3.14	スリランカ東方	フランス、米国、オーストラリア、インド、イギリス、カナダ、ニュージーランド	護衛艦「すずつき」	艦艇　1隻	（仏海軍）強襲揚陸艦「ディクスミュード」、フリゲート「ラファイエット」 （米海軍）沿海域戦闘艦「チャールストン」 （豪海軍）フリゲート「パース」 （インド海軍）フリゲート「サヒャドリ」、補給艦「ジョッティ」 （英海軍）哨戒艦「テイマー」 （カナダ海軍）カナダ海軍司令部など （ニュージーランド海軍）ニュージーランド海軍司令部など
令和4年度米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練（シードラゴン2023）	23.3.13～3.30	グアム島および同周辺海空域	米国など	第1航空隊（P-1）	航空機 人員　約40名	－
日米韓共同訓練	23.4.3～4.4	東シナ海	米国、韓国	護衛艦「うみぎり」	艦艇　1隻	（米海軍）空母「ニミッツ」、駆逐艦「ディケイター」、「ウェイン・E・メイヤー」 （韓国海軍）駆逐艦「チェ・ヨン」、「テー・ジョヨン」、「ユルゴク・イ・イ」、補給艦「ソヤン」
日米豪加共同訓練（ノーブル・ウルフ）	23.6.3～6.5	東シナ海	米国、オーストラリア、カナダ	護衛艦「しらぬい」、P-1	艦艇　1隻 航空機	（米海軍）駆逐艦「チャンフーン」 （豪海軍）フリゲート「アンザック」 （カナダ海軍）フリゲート「モントリオール」、補給艦「アステリクス」
日米豪共同訓練	23.6.3～6.15	日本周辺（太平洋上）	米国、オーストラリア	P-3C、潜水艦	艦艇　1隻 航空機	（米海軍）P-8A （豪空軍）P-8A
インドネシア海軍主催多国間共同訓練（コモド2023）	23.6.4～6.9	インドネシア共和国マカッサル	インドネシアなど	海上自衛隊医官、海上幕僚監部勤務者	－	－
日米仏共同訓練（Multi Big-Deck Event）（※注2）	23.6.7～.6.10	沖縄東方から東シナ海	米国、フランス	（1）海上自衛隊 護衛艦「いずも」、「さみだれ」 （2）航空自衛隊 第9航空団、南西航空警戒管制団	艦艇　2隻 F-15×1機	（米海軍）空母「ロナルド・レーガン」、「ニミッツ」、巡洋艦「アンティータム」、「ロバート・スモールズ」、「バンカー・ヒル」、駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」、「ディケイター」・「ウェイン・E・メイヤー」・「チャンフーン」 （米空軍）B-52 （フランス海軍）フリゲート「ロレーヌ」
日米加仏訓練〈ノーブル・タイフーン〉	23.6.10～6.14	沖縄南方から南シナ海	米国、カナダ、フランス	護衛艦「いずも」、「さみだれ」	艦艇　2隻	（米海軍）空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「アンティータム」、「ロバート・スモールズ」、駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」、「チャンフーン」、補給艦「ラパハノック」 （カナダ海軍）フリゲート「モントリオール」 （フランス海軍）フリゲート「ロレーヌ」
日米加共同訓練（ノーブル・レイブン23）	23.6.14～6.19	南シナ海	米国、カナダ	護衛艦「いずも」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」 （カナダ海軍）フリゲート「モントリオール」

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
日米仏共同訓練（ノーブル・バッファロー）	23.6.14～6.19	南シナ海	米国、フランス	護衛艦「さみだれ」	艦艇　1隻	（米海軍）空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「ロバート・スモールズ」 （フランス海軍）フリゲート「ロレーヌ」
日豪キリバス親善訓練	23.6.24	キリバス周辺	オーストラリア、キリバス共和国	護衛艦「しらぬい」 海上保安庁MCT（Mobile Cooperation Team）	艦艇　1隻	（キリバス共和国）警察巡視船「テアノアイⅡ」 （豪）海事サービスアドバイザー
日米豪韓共同訓練（PACIFIC VANGUARD23）	23.7.1～7.10	グアム島周辺	米国、オーストラリア、韓国	護衛艦「しらぬい」、潜水艦	艦艇　2隻	（米海軍）駆逐艦「ハワード」、潜水艦、貨物弾薬補給艦「セザール・チャベス」、給油艦「ユーコン」、P-8A （米海兵隊）第3海兵機動展開部隊第5航空艦砲連絡中隊 （豪海軍）司令部幕僚 （韓国海軍）駆逐艦「ムンム・デワン」
令和5年度機雷戦訓練（陸奥湾）及び掃海特別訓練（日米印伊共同）	23.7.16～7.28	陸奥湾	米国、インド、イタリア	掃海母艦×1隻、護衛艦×2隻、掃海艦×2隻、掃海艇×8隻、MCH-101、P-3C、P-1	艦艇　13隻 航空機　8機	（米海軍）掃海艦、掃海機（MH-53E）、水中処分員 （インド海軍）水中処分員 （イタリア海軍）水中処分員
米豪主催多国間共同訓練（タリスマン・セイバー23）（※注3）	23.7.20～8.4	オーストラリア連邦クイーンズランド州ミッジポイント、スタネージおよび同周辺海空域	米国、オーストラリアなど	（1）海上自衛隊 護衛艦「いずも」、輸送艦「しもきた」・LCAC （2）陸上自衛隊 水陸機動団、第1ヘリコプター団、水陸両用車（AAV-7）、輸送ヘリコプター（CH-47）	艦艇　2隻 航空機など	（米海軍） 強襲揚陸艦「アメリカ」、ドッグ型輸送揚陸艦「グリーンベイ」、「ニューオリンズ」など （米海兵隊） 第31海兵機動展開部隊
日米印豪共同訓練（マラバール2023）	23.8.11～8.21	シドニーおよび豪州東方海空域	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「しらぬい」、特別警備隊	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」、補給艦「ラパハノック」、潜水艦、P-8A、特殊作戦部隊 （インド海軍）駆逐艦「カルカッタ」、フリゲート「サヒャドリ」 （豪海軍）駆逐艦「ブリスベン」、揚陸艦「チャールズ」、潜水艦、特殊作戦部隊 （豪空軍）P-8A、F-35A
米海軍主催多国間共同訓練（SEACAT2023）	23.8.14～8.16	シンガポール共和国	米国など	護衛艦「さみだれ」	艦艇　1隻	―
日米加共同訓練（ノーブル・チヌーク）	23.8.21～8.28	千島列島東方から関東南方	米国、カナダ	護衛艦「ひゅうが」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ベンフォールド」 （カナダ海軍）フリゲート「オタワ」、「バンクーバー」、補給艦「アステリクス」
日米豪比共同訓練	23.8.24	マニラ周辺	米国、オーストラリア、フィリピン	護衛艦「いずも」、「さみだれ」	艦艇　2隻	（米海軍）沿海域戦闘艦「モービル」 （豪海軍）強襲揚陸艦「キャンベラ」、フリゲート「アンザック」 （豪空軍）F-35A （フィリピン海軍）揚陸艦「ダバオ・デル・スール」
日米加共同訓練（ノーブル・スティングレイ）	23.9.5～9.6	沖縄南方	米国、カナダ	護衛艦「いずも」、「さみだれ」、潜水艦	艦艇　3隻	（米海軍）駆逐艦「ラルフ・ジョンソン」 （カナダ海軍）フリゲート「オタワ」
日米コロンビア親善訓練	23.9.8	カルタヘナ周辺海域	米国、コロンビア	練習艦「かしま」、「はたかぜ」	艦艇　2隻	（米海軍）沿海域戦闘艦「デトロイト」 （コロンビア海軍）哨戒艦「ビクトリア」、AS365（ヘリコプター）

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
米比主催共同訓練（EXERCISE SAMASAMA2023）	(1) 停泊フェーズ 23.10.2 ～10.7 (2) 洋上フェーズ 23.10.8 ～10.13	マニラおよびレガズピ周辺海空域	米国、フィリピン、カナダ、英国	護衛艦「あけぼの」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「デューイ」 （フィリピン海軍）哨戒艦「サン・アントニオ」、C-90 （カナダ海軍）フリゲート「バンクーバー」 （英海軍）哨戒艦「スペイ」
日米韓共同訓練	23.10.9 ～10.10	東シナ海	米国、韓国	護衛艦「ひゅうが」	艦艇　1隻	（米海軍）空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「アンティータム」、「ロバート・スモールズ」、駆逐艦「シャウプ」 （韓国海軍）駆逐艦「ユルゴク・イ・イ」、補給艦「チョンジー」
日米豪加新共同訓練（ノーブル・カリブー）	23.10.23	南シナ海	米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド	護衛艦「あけぼの」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」 （豪海軍）フリゲート「ブリスベン」 （カナダ海軍）フリゲート「オタワ」 （ニュージーランド海軍）フリゲート「テマナ」
令和5年度海上自衛隊演習（実動演習（共同演習））	23.11.10 ～11.20	日本周辺海空域	米国、オーストラリア、カナダ、フィリピン	護衛艦「ひゅうが」他艦艇約15隻、哨戒機「P-1」他航空機約20機	艦艇　約15隻 航空機　約20機	（米海軍）空母「カール・ヴィンソン」他艦艇約10隻、P-8他航空機約10機 （豪海空軍）駆逐艦「ブリスベン」、P-8A×1機 （カナダ海空軍）フリゲート「バンクーバー」他艦艇2隻、CP-140×1機 （フィリピン海軍）派遣幕僚
令和5年度米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練（シードラゴン2024）	24.1.8 ～1.24	グアム島周辺	米国など	P-1	航空機 人員　約40名	―
日米豪共同訓練（コープ・ノース24）（※注2）	24.2.5 ～2.23	グアム島周辺	米国、オーストラリア	US-2	US-2 航空機 人員　約30名	―
インド海軍主催多国間共同訓練（MILAN2024）への参加	(1) 停泊フェーズ 2.19 ～2.23 (2) 洋上フェーズ 2.24 ～2.27	ビシャカパトナムおよび同周辺海空域	インドなど	護衛艦「さざなみ」	艦艇　1隻	―
日米豪共同訓練	24.2.7 ～2.8	南シナ海	米国、オーストラリア	護衛艦「さざなみ」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ジョン・フィン」、沿海域戦闘艦「ガブリエル・ギフォーズ」 （豪海軍）フリゲート「ワラマンガ」
日米豪共同訓練	24.2.17 ～2.18	ベンガル湾	米国、オーストラリア	護衛艦「さざなみ」	艦艇　1隻	（米海軍）駆逐艦「ハルゼー」 （豪海軍）フリゲート「ワラマンガ」

（注）1　人員などの数については公表時のものを基準（人員が概数のものについては、概数同士を足し合わせているため、実際の計とは一致しない場合がある。）
2　航空自衛隊も参加（空自の欄に重複で記載）
3　陸上自衛隊も参加（陸自の欄に重複で記載）

航空自衛隊

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
米宇宙軍主催多国間机上演習（シュリーバー演習2020）	20.11.4～11.5	市ヶ谷（オンライン）	米国、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、ニュージーランド、英国	航空幕僚監部、統合幕僚監部、内部部局	人員　18名	－
米宇宙軍主催多国間机上演習（シュリーバー演習2021）	21.9.29～9.30	市ヶ谷（オンライン）	米国、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、ニュージーランド、英国	航空幕僚監部、統合幕僚監部、内部部局	人員　18名	－
コープ・ノース21における日米豪共同訓練及び日米豪仏人道支援・災害救援共同訓練（※注2）	日米豪共同訓練：21.1.18～2.28	米国グアム島アンダーセン空軍基地、ファラロン・デ・メディニラ空対地射場ならびに同周辺空域、パラオ共和国バベルダオブ島ロマン・トメトゥチェル国際空港、アンガウル島	米国、オーストラリア	航空総隊第2航空団、第8航空団、警戒航空隊団、航空支援集団第3輸送航空隊	F-15J／DJ×6機 F-2A×3機 E-767×1機 C-2×1機 人員　約250名	－
	日米豪仏人道支援・災害救援共同訓練：21.1.18～2.28	米国グアム島アンダーセン空軍基地、ファラロン・デ・メディニラ空対地射場ならびに同周辺空域、パラオ共和国バベルダオブ島ロマン・トメトゥチェル国際空港、アンガウル島	米国、オーストラリア	航空総隊基地警備教導隊、航空支援集団第3輸送航空隊	C-2×1機 人員　約110名	－
日英米蘭加共同訓練（PACIFIC CROWN21）（※注2）	21.9.2～9.9	四国沖、関東東方の太平洋上の空域ならびに横田基地	英国、米国、オランダ、カナダ	第3航空団、第5航空団、第8航空団、第9航空団、警戒航空団、第1輸送航空隊	F-2A/B×4機、 F-15J/DJ×8機、 F-35A×2機、E-767×1機、E-2C/D×1機、KC-767×1機	（英海軍）空母「クイーン・エリザベス」、フリゲート「ケント」、駆逐艦「ディフェンダー」、補給艦「タイドスプリング」、（英空軍）F-35B（空母艦載機） （米海軍）駆逐艦「ザ・サリバンズ」、P-8A、（米海兵隊）F-35B（英空母艦載機） （オランダ海軍）フリゲート「エファーツェン」 （カナダ海軍）フリゲート「ウィニペグ」
ミクロネシア連邦等における人道支援・災害救援共同訓練（クリスマス・ドロップ）	21.12.1～12.13	米国グアム島アンダーセン空軍基地、アメリカ合衆国北マリアナ諸島、パラオ共和国、ミクロネシア連邦ならびに同周辺空域	米国など	航空支援集団第1輸送航空隊	C-130H×1機 人員　約20名	－
コープ・ノース22における日米豪共同訓練等（※注2）	日米豪共同訓練：22.2.2～2.18	米国グアム島アンダーセン空軍基地及びファラロン・デ・メディニラ空対地射場ならびにこれらの周辺空域	米国、オーストラリア	第2航空団、第8航空団、航空戦術教導団、航空救難団、警戒航空団、第1輸送航空隊	F-15J/DJ×6機、 F-2A×6機、 U-125A×1機、 UH-60J×1機、 E-767×1機、 KC-767×1機 人員　約380名	－
	人道支援・災害救援共同訓練：22.2.2～2.18	米国グアム島アンダーセン空軍基地および北マリアナ諸島ならびにこれらの周辺空域	米国、オーストラリア、フランス	航空救難団、第1輸送航空隊、第2輸送航空隊、第3輸送航空隊、航空保安管制群、航空気象群、航空機動衛生隊	U-125A×1機、 UH-60J×1機 人員　約150名（日米豪共同訓練と重複して参加するものを含む。）	－
豪空軍演習（ピッチ・ブラック22）	22.8.20～9.8	オーストラリア北部準州ダーウィン空軍基地および同周辺空域	オーストラリアなど	第7航空団	F-2A×6機 人員　約150名	－

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
ミクロネシア等における人道支援・災害救援共同訓練（クリスマス・ドロップ）	22.11.30～12.12	米国グアム島アンダーセン空軍基地、米国北マリアナ諸島、パラオ、ミクロネシアならびにこれらの周辺空域	米国、オーストラリアなど	航空支援集団	C-130H×1機 人員　約20名	－
コープ・ノース23における日米豪共同訓練等	23.2.8～2.24	(1) 米国グアム島 (2) 米国北マリアナ諸島 (3) 前2号に規定する場所の周辺空域 (4) パラオ共和国ロマン・トメトゥチェル国際空港 (5) 海上自衛隊硫黄島航空基地	米国、オーストラリアなど	第8航空団、第9航空団、航空戦術教導団、航空救難団、警戒航空団、第1輸送航空隊、第2輸送航空隊、第3輸送航空隊、航空保安管制群、航空気象群、航空機動衛生隊	F-15J/DJ×6機、F-2A/B×6機、UH-60J×1機、E-767×1機、K/C-130H×2機、KC-767×1機 人員　約500名	－
日米豪共同訓練（※注2）	23.3.6～3.8	九州周辺空域	米国、オーストラリア	航空戦術教導団、第31航空群	RC-2×1機、EP-3×1機、OP-3C×1機	（米空軍）RC-135×1機、 （豪空軍）P-8A×1機
米宇宙軍主催多国間机上演習（シュリーバー演習2023）	23.3.20～3.31	米国マックスウェル空軍基地	米国、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、ニュージーランド、英国	内部部局、統合幕僚監部、航空幕僚監部	人員　18名	－
日米仏共同訓練（Multi Big-Deck Event）（※注2）	23.6.7～6.10	沖縄東方から東シナ海	米国、フランス	(1) 海上自衛隊 護衛艦「いずも」、「さみだれ」 (2) 航空自衛隊 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×4機 艦艇　2隻	（米海軍）空母「ロナルド・レーガン」、「ニミッツ」、巡洋艦「アンティータム」、「ロバート・スモールズ」、「バンカー・ヒル」、駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」、「ディケイター」・「ウェイン・E・メイヤー」・「チャンフーン」 （米空軍）B-52 （フランス海軍）フリゲート「ロレーヌ」
モビリティ・ガーディアン23における多国間共同訓練	23.7.3～7.21	(1) 米国イリノイ州 (2) 米国グアム島 (3) 米国ハワイ州 (4) パラオ共和国 (5) 小牧基地 (6) 八雲分屯基地 (7) 在日米軍横田基地	米国など	航空支援集団	C-130H×2機 人員　約240名	－
米空軍主催多国間共同訓練（シルバー・フラッグ）	23.8.5～8.12	米国グアム島アンダーセン空軍基地	米国など	－	人員　約20名	－
米比主催パシフィック・エアリフト・ラリー23における多国間共同訓練への参加及び日比人道支援・災害救援共同訓練	23.8.6～8.19	フィリピン共和国パンパンガ州クラーク空軍基地および同周辺空域	米国、フィリピン、マレーシア、インドネシアなど	航空支援集団、第1輸送航空隊	C-130H×1機 人員　約20名	－
日米韓共同訓練	23.10.22	九州北西の空域	米国、韓国	第8航空団	F-2×4機	（米空軍）B-52×1機、F-16×3機 （韓国空軍）F-15K×2機
ミクロネシア等における人道支援・災害救援共同訓練（クリスマス・ドロップ）	23.11.29～12.12	米国グアム島アンダーセン空軍基地、米国北マリアナ諸島、パラオ、ミクロネシアならびにこれらの周辺空域	米国など	航空支援集団	C-130H×1機 人員　約20名	－
日米豪基地警備共同訓練	23.12.4～12.8	入間基地	米国、オーストラリア	航空総隊	人員　10名	（米空軍）在日米空軍10名 （豪空軍）豪空軍5名

訓　練　名	期間（年月日）	場　所	参　加　国	参加部隊（日本）	人員など（日本）	参加部隊（相手国）
日米韓共同訓練	23.12.20	九州北西の空域	米国、韓国	第８航空団	F-2A ×４機	（米空軍）B-1 ×２機、F-16 ×３機 （韓国空軍）F-15K ×２機
日米豪共同訓練 コープ・ノース24 （※注2）	24.2.5 ～2.23	米国グアム島および北マリアナ諸島ならびに同周辺空域	米国、オーストラリアなど	第８航空団、第９航空団、航空戦術教導団、航空救難団、警戒航空団、第１輸送航空隊、航空保安管制群、航空気象群、航空機動衛生隊、自衛隊入間病院、補給本部	F-15J/DJ ×６機 F-2A ×６機 U-125A ×１機 UH-60J ×１機 E-767 ×１機 C-130H ×１機 人員　約500名	－
仏宇宙コマンド主催多国間宇宙演習（AsterX2024）	24.2.29 ～3.15	フランス トゥールーズ国立宇宙研究センター	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、韓国、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、アラブ首長国連邦、米国	宇宙作戦群	人員　２名	
米宇宙コマンド主催多国間宇宙演習（グローバル・センチネル2024）	24.2.5 ～2.16	米国ヴァンデンバーグ宇宙軍基地	オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、イギリス、イタリア、イスラエル、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、タイ、米国	宇宙作戦群	人員　７名	

（注）１　人員などの数については公表時のものを基準（人員が概数のものについては、概数同士を足し合わせているため、実際の計とは一致しない場合がある。）
　　２　海上自衛隊も参加（海自の欄に重複で記載）

資料59 国際機関などへの防衛省職員の派遣実績

（2024.3.31現在）

(1) 国連機関への職員派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9～02.6.30、 04.8.1～07.7.31	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（将補）（注）1
97.6.23～00.6.23	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1尉）（注）1
02.10.1～07.6.30	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局運用・計画部長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1佐）
05.7.11～09.7.10	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
09.1.9～13.1.8	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
13.8.27～16.8.31	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1尉）
22.9.12～	化学兵器禁止機関（OPCW）査察官（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（2佐）
02.12.2～05.6.1	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
05.11.28～08.11.27	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
11.1.16～14.1.15	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
13.9.18～16.9.17	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部部隊形成課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
15.6.1～17.11.30	国連平和維持活動局（国連PKO局）運用部アフリカ第1部上級連絡官（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（1佐）
16.3.1～16.8.31	国連フィールド支援局後方支援部戦略支援課（ニューヨーク）	事務官1名（注）2
16.8.29～19.8.26	国連平和活動局軍事部軍事計画課（ニューヨーク）（注）3	陸上自衛官1名（2佐）
17.2.11～20.2.18	国連活動支援局後方支援部戦略支援課（ニューヨーク）（注）4	事務官1名
18.4.1～20.12.31	国連安保理決議第1540号に関する1540委員会専門家グループ（ニューヨーク）	教官1名
19.10.19～22.5.8	国連平和活動局軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
20.8.8～23.8.25	国連活動支援局特別活動部パートナーシップ支援課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
21.3.15～	国連活動支援局特別活動部パートナーシップ支援課（ニューヨーク）	事務官1名
22.7.3～	国連平和活動局軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
22.12.5～	国連平和活動局軍事部軍事能力評価室（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（1佐）
24.2.10～	国連活動支援局特別活動部パートナーシップ支援課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
24.3.29～	国連平和活動局軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）

（注）1　OPCW査察局長については、07.8.1付での自衛官退官後も引き続き09.7まで勤務した。
2　外務省事務官の身分での派遣
3　19.1.1の組織改編により、「国連平和維持活動局」から「国連平和活動局」に名称を変更
4　19.1.1の組織改編により、「国連フィールド支援局」から「国連活動支援局」に名称を変更

(2) PKOセンターなどへの派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
08.11.21～08.11.30	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官２名（2佐）
09.5.22～09.6.6	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官１名（将補）
09.8.28～09.9.5	バマコ平和維持学校（マリ）	陸上自衛官２名（2佐）
10.4.10～10.4.17	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官1名（2佐）(注1)
10.8.14～10.8.30	バマコ平和維持学校（マリ）	陸上自衛官１名（1佐）
11.11.15～11.11.20	コフィ・アナン国際平和維持訓練センター（ガーナ）	陸上自衛官１名（1佐）
12.7.31～12.8.5	国際平和維持訓練センター（ケニア）	陸上自衛官１名（1佐）
12.12.15～12.12.19	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	航空自衛官１名（2佐）
13.3.9～13.3.14	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官１名（1佐）
13.8.28～13.9.1	国際平和維持訓練センター（ケニア）	陸上自衛官１名（2佐）
13.10.5～13.10.9	国際平和維持訓練センター（ケニア）	海上自衛官１名（1佐）
14.3.8～14.3.13	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官１名（1佐）
14.3.23～14.5.25	国際平和維持訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
14.8.12	国際平和維持訓練センター（ケニア）(南スーダンでの出張講義)	陸上自衛官１名（2佐）
14.10.5～14.10.9	国際平和維持訓練センター（ケニア）	海上自衛官１名（1佐）
14.10.6～14.10.23	国際平和維持訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
15.3.19～15.4.1	国連平和維持センター（インド）	海上自衛官１名（1佐）
15.6.4～15.7.1	平和支援訓練センター（エチオピア）(注2)	陸上自衛官１名（2佐）
15.9.5～15.9.20	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官１名（1佐）
15.10.22～15.11.7	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
16.3.21～16.4.1	国連平和維持センター（インド）	海上自衛官１名（1佐）
16.5.31～16.6.17	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
16.11.4～16.11.19	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
17.3.6～17.3.19	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官２名（2佐）
17.6.2～17.6.18	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官２名（2佐）
17.12.1～17.12.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官２名（2佐）
18.6.30～18.7.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
18.8.22～18.8.28	インドネシア国軍平和維持ミッションセンター（インドネシア）	陸上自衛官１名（2佐）
18.11.2～18.11.18	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
19.3.3～19.3.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
19.6.28～19.7.12	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
19.11.8～19.11.22	平和支援訓練研究センター（エチオピア）(注3)	陸上自衛官１名（2佐）
20.3.6～20.3.15	平和支援訓練研究センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
22.3.4～22.3.16	平和支援訓練研究センター（エチオピア）	陸上自衛官１名（2佐）
23.11.9～11.18	コフィ・アナン国際平和維持訓練センター（ガーナ）	陸上自衛官１名（2佐）
24.2.2～2.11	コフィ・アナン国際平和維持訓練センター（ガーナ）	陸上自衛官１名（2佐）

（注）１　初の女性自衛官派遣
　　２　15年6月、「国際平和維持訓練センター」から「平和支援訓練センター」に名称変更
　　３　19年10月、「平和支援訓練センター」から「平和支援訓練研究センター」に名称変更

資料60 自衛隊が行った国際平和協力活動など

（2024.3.31現在）

(1) ペルシャ湾機雷掃海派遣

派遣地		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
ペルシャ湾など	ペルシャ湾掃海派遣部隊	91.4～91.10	約510人	約510人	・ペルシャ湾における機雷の除去とその処理

(2) 国際平和協力業務

		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア暫定機構（UNTAC）（PKO）	停戦監視要員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視 ・停戦監視
	施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路・橋の修理など ・給油・給水活動 ・給食、宿泊または作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動（ONUMOZ）（PKO）	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・中長期的な業務計画の立案や輸送業務に関する企画・調整
	輸送調整部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援（人道）	ルワンダ難民救援隊	94.9～12	260人	260人	・医療・防疫・給水活動
	空輸派遣隊	94.9～12	118人	118人	・ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）（PKO）	司令部要員	96.2～09.2	1～13次要員：2人	38人	・広報・予算の作成ならびに輸送・整備などの業務に関する企画・調整
		09.2～13.1	14～17次要員:3人		
	輸送部隊	96.2～12.8	1～33次要員：43人	1,463人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
		12.8～13.1	34次要員：44人		
東ティモール避難民救援	空輸部隊	99.11～00.2	113人	113人	・援助物資やUNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01.10	138人	138人	・援助物資の航空輸送
国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）（02.5.20からは国連東ティモール支援団（UNMISET）（PKO）	司令部要員	02.2～04.6	1次要員：10人 2次要員：7人	17人	・施設業務の企画調整や兵站業務の調整など
	施設部隊	02.3～04.6	1、2次要員：680人 3次要員：522人 4次要員：405人	2,287人	・道路、橋の維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊および現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援（人道）	空輸部隊	03.3～4	50人	50人	・援助物資の航空輸送
イラク被災民救援（人道）	空輸部隊	03.7～8	98人	98人	・物資などの航空輸送
国連ネパール政治ミッション（UNMIN）（PKO）	軍事監視要員	07.3～11.1	6人	24人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の監視など
国連スーダン・ミッション（UNMIS）（PKO）	司令部要員	08.10～11.9	2人	12人	・軍事部門の兵站全般に関する調整 ・データベース管理

		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）（PKO）	司令部要員	10.2～13.1	2人	12人	・施設関係業務の企画調整、兵站全般に関する企画調整
	施設部隊	10.2～13.1	1次要員：203人 2次要員：346人 3、4次要員：330人 5、6次要員：317人 7次要員：297人 撤収支援要員：44人	2,184人	・瓦礫除去、道路補修、軽易な施設建設など
国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）（PKO）	軍事連絡要員	10.9～12.9	2人	8人	・東ティモール内各地の治安状況についての情報収集
国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）（PKO）	司令部要員	11.11～	1～5次要員：3人 6次要員以降：4人	55人	・軍事部門の兵站全般の需要に関する調整 ・データベースの管理 ・施設業務に関する企画・調整 ・航空機の運航支援に関する企画・調整
	派遣施設隊	12.1～17.5	1次要員：239人 2～4次要員：349人 5、6次要員：401人 7～10次要員：353人 11次要員：354人 撤収支援要員：58人 （1～4次要員数は、現地支援調整所の要員数も含む）	3,912人	・インフラ整備など 【5次要員以降は下記の業務も追加】 ・施設部隊活動にかかるUNMISSなどとの協議・調整 ・後方補給業務などに関する調整
	現地支援調整所	12.1～13.12			・施設部隊活動にかかるUNMISSなどとの協議・調整 ・後方補給業務などに関する調整
シナイ半島国際平和協力業務（国際連携）	司令部要員	19.4～	1～4次要員：2人 5次要員以降：4人	12人	・エジプトおよびイスラエルとMFOとの連絡調整 ・MFOの各種施設の更新に関する計画の作成、進捗管理
ウクライナ被災民救援（人道）	空輸隊	22.5～6	142人	142人	・UNHCRの人道救援物資を航空輸送

（注）1　このほか、海上自衛隊（カンボジア、東ティモール）、航空自衛隊（カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、ハイチ、南スーダン）の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施
2　ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23人を派遣した。

(3) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
ホンジュラス国際緊急援助活動（ハリケーン災害）	医療部隊	98.11～12	80人	185人	・治療・防疫活動
	空輸部隊		105人		・医療部隊の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に必要な物資輸送（地震災害）	海上輸送部隊	99.9～11	426人	426人	・国際緊急援助活動に必要な物資（仮設住宅）の海上輸送
インド国際緊急援助活動（地震災害）	物資支援部隊	01.2	16人	94人	・援助物資の引き渡しや援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人		・援助物資、支援部隊などの航空輸送
イラン国際緊急援助活動に必要な物資輸送（地震災害）	空輸部隊	03.12～04.1	31人	31人	・国際緊急援助活動に必要な物資（テントなど）の航空輸送
タイ国際緊急援助活動（地震・津波災害）	派遣海上部隊	04.12～05.1	590人	590人	・被災者の捜索および救助活動
インドネシア国際緊急援助活動（地震・津波災害）	統合連絡調整所	05.1～03	22人	925人	・国際緊急援助活動などにかかる統合調整
	医療・航空援助隊		228人		・援助物資などの航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・援助物資などの海上輸送
	空輸部隊		82人		・援助物資などの航空輸送

		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
ロシア連邦カムチャッカ半島沖国際緊急援助（潜水艇事故）	海上派遣部隊	05.8	346人	346人	・ロシア潜水艇の救助
パキスタン等地震における国際緊急援助活動（地震災害）	航空援助隊	05.10～12	147人	261人	・援助活動に関する航空輸送
	空輸部隊		114人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動（地震災害）	医療援助隊	06.5～6	149人	234人	・医療・防疫活動
	空輸部隊		85人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動（地震災害）	統合連絡調整所	09.10	21人	33人	・国際緊急援助活動などにかかる統合調整
	医療援助隊		12人		・医療活動
ハイチ国際緊急援助活動（地震災害）	統合連絡調整所	10.1～2	33人	234人	・ハイチ共和国関係機関、関係国などとの調整
	空輸部隊		97人		・国際緊急援助隊などの航空輸送 ・当該航空輸送の復路において国際緊急援助活動の救助活動として行うハイチ共和国とアメリカ合衆国間の被災民に関する航空輸送
	医療援助隊		104人		・医療活動
パキスタン水害における国際緊急援助（洪水災害）	統合運用調整所	10.8～11	27人	514人	・国際緊急援助活動などにかかる統合調整
	航空援助隊		184人		・物資などの航空輸送
	海上輸送隊		154人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送
	空輸部隊		149人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
ニュージーランド国際緊急援助活動を行う要員及び物資輸送（地震災害）	空輸部隊	11.2～3	40人	40人	・国際緊急援助活動を行う人員、物資の航空輸送
フィリピン国際緊急援助活動（台風災害）	現地運用調整所	13.11～12	約10人	約1,100人	・国際緊急援助活動などにかかる統合調整
	統合任務部隊		約1080人		・医療（診療・ワクチン）・防疫活動 ・救援物資などの輸送
マレーシア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動（捜索）	現地運用調整所	14.3～5	約10人	約140人	・マレーシア関係機関、関係国などとの調整
	国際緊急援助活動飛行隊		約130人		・捜索を含む救助活動
西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動に必要な物資の輸送（感染症）	現地調整所	14.11～12	4人	14人	国際緊急援助活動に従事する外務省、国際協力機構（JICA）、UNMEERその他関係機関との調整
	空輸隊		10人		・航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動（航空機事故）	現地支援調整所	14.12～15.1	3人	約350人	・消息不明のエア・アジア8501便の捜索を含む救助活動に関する情報収集、関係機関、関係国との調整
	国際緊急援助水上部隊		約350人		・消息不明のエア・アジア8501便の捜索を含む救助活動
西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動（感染症）	疫学調査支援	15.4～5	1人	1人	・シエラレオネでのWHOが行う疫学調査などに対する支援
ネパール国際緊急援助活動（地震災害）	統合運用調整所	15.4～5	4人	約140人	・ネパール連邦民主共和国関係機関・関係国などとの調整
	医療援助隊		約110人		・医療活動
	空輸部隊		約30人		・医療活動の実施に必要な機材・物資の航空輸送
ニュージーランド国際緊急援助活動（地震災害）	航空隊	16.11	約30人	約30人	・被災状況の確認
インドネシア国際緊急援助活動（地震・津波災害）	現地調整所	18.10	約10人	約60人	・被災状況や現地活動にかかる情報収集 ・インドネシア共和国関係機関、関係国などとの調整
	空輸隊		約50人		・人員・物資の輸送
ジブチ国際緊急援助活動（大雨・洪水災害）	海賊対処行動部隊の一部（注）	19.11～12	約230人	約230人	・公共施設（小中学校）の排水や機能復旧、緊急援助物資の輸送・配布
オーストラリア国際緊急援助活動（森林火災災害）	現地調整所	20.1～2	約10人	約80人	・オーストラリア連邦国関係機関、関係国などとの調整
	空輸隊		約70人		・消火や救援活動に必要な物資、消防隊員などの航空輸送

		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
トンガ王国における国際緊急援助活動（火山災害）	現地調整所	22.1～2	7人	約370人	・トンガ王国・オーストラリア連邦関係機関、関係国などとの調整
	国際緊急援助空輸隊等		約120人		・緊急援助物資の航空輸送
	統合任務部隊		約240人		・緊急援助物資の海上輸送、給水活動
トルコ共和国における国際緊急援助活動（地震災害）	現地調整所	23.2～3	10人	約60人	・トルコ共和国関係機関、関係国などとの調整
	国際緊急援助空輸隊等		約50人		・緊急援助物資、国際緊急援助活動に必要な機材などの航空輸送

（注）海賊対処行動のために派遣されていた部隊（（7）海賊対処行動を参照））の一部をもって、活動を実施

（4）テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

派遣地		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
インド洋	補給活動等を行う部隊	01.11～07.11	約320人	約10,900人	・各国艦船への補給など
在日米軍基地など	輸送活動を行う部隊		－	約2,900人	・物品の輸送

（5）補給支援特措法に基づく補給支援活動など

派遣地		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
インド洋	補給支援部隊	08.1～10.2	約330人	約2,400人	・各国艦船への補給など

（6）イラク人道復興支援特措法に基づく活動

派遣地		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
イラク南東部など	復興支援群（1次～10次） 業務支援隊（1次～5次）	04.1～06.7	約600人	約5,600人	・医療・給水・公共設備の復旧整備など
クウェートなど	後送業務隊	06.6～06.9	約100人	約100人	・物品の後送に必要な業務
ペルシャ湾など	海上輸送部隊	04.2～04.4	約330人	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
クウェートなど	輸送航空隊（1期～16期）	03.12～08.12	約210人	約3,500人	・人道復興関連物資などの航空輸送
クウェートなど	撤収業務隊	08.12～09.2	約130人	約130人	・撤収にかかる業務

（7）海賊対処行動（海上警備行動としての派遣を含む。）

派遣地		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
ソマリア沖・アデン湾	水上部隊	09.3～16.12	約400人	約10,000人	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
		16.12～	約200人※	約4,400人※	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
ソマリア沖・アデン湾ジブチ	航空隊（海自）	09.5～11.2	約100人	約1,640人	アデン湾の警戒監視、総務、経理、広報、衛生などの業務など
		11.2～12.6	約120人		
		12.6～14.7	約110人		
ソマリア沖・アデン湾ジブチ		14.7～15.7	約70人	約210人	アデン湾の警戒監視など
ソマリア沖・アデン湾ジブチ		15.7～	約60人※	約2,160人※	アデン湾の警戒監視など（20.1から、海賊対処行動を実施している国際推奨航路上空を中心としたアデン湾およびアラビア海北部の西側の公海の範囲内における情報収集を実施）
ジブチ	支援隊（海自）	14.7～23.2	約30人	約660人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整や航空隊が海賊対処行動を行うために必要な支援など
		23.2～	約40人		
バーレーンなど	第151連合任務部隊司令部派遣隊	14.8～21.6	20人以内	約70人	第151連合任務部隊に参加する各国部隊などとの連絡調整
	第151連合任務群司令部派遣隊	21.6～	15人以内	7人	第151連合任務群に参加する各国部隊などとの連絡調整
	連合海上部隊司令部派遣隊	21.6～	1～2名内	10人	第151連合任務群司令部、第151連合任務群に参加する各国部隊などとの連絡調整
ジブチ	現地調整所	12.7～14.7	3人	約12人	水上部隊や航空隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ共和国関係当局などとの連絡調整

派遣地		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
ジブチ	航空隊（陸自）	09.5～11.2	約50人	約970人	活動拠点やP-3Cの警備など
		11.2～12.6	約60人		
		12.6～14.7	約80人		
	支援隊（陸自）	14.7～23.2	約80人	約1,710人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整や航空隊が海賊対処行動を行うために必要な支援など
		23.2～	約90人		
	支援隊（空自）	24.1～	数名	数名	

(8) 中東地域における情報収集活動

派遣地		派遣期間	人　数	延べ人数	主な業務内容
オマーン湾、アラビア海北部およびバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾	水上部隊	20.2～22.2	約200人	約1,200人	日本関係船舶の航行の安全確保のための情報収集活動
	水上部隊（派遣海賊対処行動水上部隊が兼務）	22.2～	約200人	約1,400人	日本関係船舶の航行の安全確保のための情報収集活動
ソマリア沖・アデン湾ジブチ	航空隊（海自）（派遣海賊対処行動航空隊が兼務）	20.1～	約60人	約1,080人	海賊対処行動を実施している国際推奨航路上空を中心としたアデン湾およびアラビア海北部の西側の公海の範囲内における情報収集

（注）中東地域における情報収集活動は、海賊対処部隊の活用によるものであり、水上部隊、航空隊の人数および延べ人数は、それぞれ（7）海賊対処行動の※の内数

資料61 PSI訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（2013年度以降）

（2024.3.31現在）

実施時期	訓　　練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応
2012年7月	日本主催PSI航空阻止訓練	日本	統幕、陸幕、空幕、航空総隊、航空支援集団、北部方面隊、中央即応集団、陸自第7化学防護隊、中央特殊武器防護隊、内部部局が参加（航空機2機を含む。）
2012年9月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	統幕、海幕、内部部局が参加（艦艇1隻、航空機1機を含む。）
2013年2月	米・UAE共催PSI訓練	UAE	オブザーバー派遣（統幕）
2014年8月	米国主催PSI海上阻止訓練	米国	統幕が参加（艦艇1隻を含む。）
2015年11月	ニュージーランド主催PSI阻止訓練	ニュージーランド	統幕が参加
2016年9月	シンガポール主催PSI海上阻止訓練	シンガポール	統幕が参加
2017年9月	オーストラリア主催PSI海上阻止訓練	オーストラリア	統幕、陸幕、海幕、内部部局が参加（航空機1機を含む。）
2018年7月	日本主催PSI海上阻止訓練	日本	統幕、陸上総隊、自衛艦隊、東部方面隊、横須賀地方隊、化学学校、内部部局が参加（艦艇2隻、航空機2機、車両3両を含む。）
2019年7月	韓国主催PSI訓練	韓国	統幕、化学学校が参加
2021年10月	シンガポール主催PSI訓練	シンガポール	統幕、陸自中央特殊武器防護隊がVTCにより参加
2022年8月	米国主催PSI訓練	米国	統幕、陸自化学学校等が参加
2023年5月	韓国主催PSI訓練	韓国	統幕、陸上総隊、自衛艦隊（艦艇1隻）

資料62 装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針

（令和5年10月12日）

はじめに

政府は、令和4年12月、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を策定した。その中で、防衛生産・技術基盤は、自国での装備品等の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を装備品等に取り込むために不可欠な、いわば防衛力そのものであり、その強化が必要不可欠であるとされるとともに、我が国の防衛産業は装備品等のライフサイクルの各段階（研究、開発、生産、維持・整備、補給、用途廃止等）を担っており、装備品等と防衛産業は一体不可分であって、防衛産業が高度な装備品等を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していくため、国は必要な予算措置等、これに必要な法整備、及び政府系金融機関等の活用による政策性の高い事業への資金供給を行うとされた。令和5年2月にこれらを実現するための法律案が国会に提出され、国会における審議を経て、同年6月7日に「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」（令和5年法律第54号。以下「法」又は「本法」という。）が成立した。

法第3条において、防衛大臣は、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針（以下「本基本方針」という。）を定めることとしている。

装備品等の開発及び生産のための基盤（以下「基盤」という。）の強化に関する施策は、基盤の強化を通じて装備品等の安定的な製造等の確保を図り、防衛力の整備や自衛隊の任務遂行を円滑かつ確実なものとすることを通じ、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するものでなければならない。こうした観点から、本法で規定された施策が適切に実施され有効に効果を発揮するために、本基本方針を定める。また、本基本方針を定めることで、平成26年に策定した「防衛生産・技術基盤戦略」に代わり、今後の基盤の維持・強化の方向性を新たに示す。

なお、本基本方針において使用する用語は、本法において使用する用語の例による。

第1章　我が国を含む国際社会の安全保障環境及び装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項

第1節　我が国を含む国際社会の安全保障環境

我が国を含む国際社会は、今、ロシアによるウクライナ侵略が示すように、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入している。

我が国周辺国の軍事動向に目を向けると、中国は、国防費を継続的に高い水準で増加させ、十分な透明性を欠いたまま、核・ミサイル戦力を含む軍事力を広範かつ急速に増強している。また、東シナ海、南シナ海等における海空域において、力による一方的な現状変更の試みを強化している。さらに、中国は、ロシアとの戦略的な連携を強化し、国際秩序への挑戦を試みている。開発金融等に関する活動の実態も十分な透明性を欠いており、また、他国の中国への依存を利用して相手国に経済的な威圧を加える事例も起きている。中国は、台湾について平和的統一の方針は堅持しつつも、武力行使の可能性を否定せず、さらに、台湾周辺海空域において軍事活動を活発化させている。現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、我が国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきものである。北朝鮮は体制を維持するため、大量破壊兵器や弾道ミサイル等の増強に集中的に取り組んでおり、近年、かつてない高い頻度での弾道ミサイルの発射等を繰り返し、関連技術・運用能力を急速に向上させている。こうした北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。ロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがすものであり、欧州方面における防衛上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、我が国周辺においても北方領土を含む極東地域において、ロシア軍は活発な軍事活動を継続している。こうしたロシアの軍事動向は、我が国を含むインド太平洋地域において、中国との戦略的な連携と相まって防衛上の強い懸念である。

また、科学技術の急速な進展が安全保障の在り方を根本的に変化させ、各国は将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなり得る先端技術の開発を行っている。加えて、サイバー領域等におけるリスクの深刻化、偽情報の拡散を含む情報戦の展開、気候変動等のグローバルな安全保障上の課題も存在する。

第2節　装備品等に係る技術の進展の動向

科学技術は、社会や人々の生活だけでなく安全保障の在り様を大きく変え、近年は特に、民生分野において様々な技術が急速に発展しており、安全保障にも大きな影響を与えている。

人工知能（以下「AI」という。）や情報通信技術等の分野では、民生用と安全保障用の技術の区別が極めて困難になっている。ロシアによるウクライナ侵略においては、これらの技術が応用された無人機による攻撃や監視・偵察活動が実施されている。AIを搭載した無人機の開発は世界各国で進められており、最近では、スウォーム（群れ）飛行ができる小型無人機や潜水艦発見用の無人艦、空対空戦闘の自動化等、多様な研究開発が行われている。また、情報通信技術の発達によりサイバー攻撃が頻発しており、社会に深刻な影響を及ぼしているほか、安全保障にとっても現実の脅威となっている。

このほか、社会に変革をもたらす重要な技術として、量

子技術に注目が集まっている。特に、量子暗号通信や量子センサ、量子コンピュータ、更に量子コンピュータでは解読できない耐量子計算機暗号といった、軍事分野への応用が期待されている技術の実用化に向けた研究開発が各国において進められている。また、3Dプリンタのような積層製造技術も実用化が加速している。積層製造技術を活用することにより、複雑な構造物の製造が低コストで可能となり、在庫に頼らない部品調達によって兵站に革命が起きる可能性があるとされている。

近年開発が進められている極超音速滑空兵器は、通常の弾道ミサイルとは異なる低い軌道を、マッハ5を超える極超音速で長時間飛翔すること、機動性を有すること等から、探知や迎撃がより困難になると指摘されている。また、多様な経空脅威に対処するための手段として、レールガンや高出力レーザー兵器、高出力マイクロ波等の高出力エネルギー兵器の開発が進められている。

さらに、将来的な技術として例えば、鳥や昆虫の飛行に必要な構造や機能等を模倣した生物模倣技術の活用が研究されている。情報収集が可能な小型の虫型ドローン等、世界各国でこれまでにない画期的な装備品等の研究開発が進められている。

こうした中、我が国を守り抜くためには、重要な技術分野を特定・育成し、他国に先駆けた先進的な能力や技術的優位性を確保することで、画期的な装備品等の創製につなげることが極めて重要である。例えば、物理分野で優位性を獲得するために必要な技術として、無人化・自律化技術や、将来の戦いに適応し得る宇宙関連技術・微小ロボット技術、従来使われていなかったエネルギーを活用するための技術、新たな機能を実現する素材・材料関連技術等があげられる。

また、情報分野においては、より早く、正確に情報を得るためのセンシング技術や、膨大な情報を瞬時に処理するためのコンピューティング技術、これまで見えなかったものを検知するための量子イルミネーション技術や素粒子検出技術、仮想・架空情報を活用するためのメタバース技術や立体ホログラム投影技術、部隊内外において瞬時に情報共有を可能とするBeyond 5G技術、効率的・効果的にサイバー空間を防御するためのサイバーキルチェーン自動分断・対処技術等があげられる。認知分野では、脳科学を活用した認知能力向上のためのトレーニング技術や、認知分野可視化技術等があげられる。このような先端技術に加えて、防衛特有の従来技術分野においても、デジタル技術の活用等により、既存の装備品等の着実な能力向上に取り組むことが重要である。

このように、装備品等に係る技術の進展の動向は大きく様変わりしており、新たな技術が常時現れ、旧来の技術に取って代わる速度も著しく加速化している。我が国周辺の安全保障環境が急速に厳しさを増している中、科学技術・イノベーションの創出は、我が国の経済的・社会的発展をもたらす源泉である。新しい戦い方に必要な装備品等の調達、ひいては我が国の安全保障環境の改善のためには、官民の先端技術研究の成果や新たに生み出される様々な技術を、従来の考え方にとらわれず積極的かつ迅速に活用していくことが重要である。

第3節　基盤を取り巻く環境

我が国における基盤には、いくつかの特徴がある。まず前提として、工廠（装備品等に係る国営工場）を持たない我が国においては、基盤の重要な役割を民間企業に大きく依存している。したがって、防衛力の抜本的強化が求められる中、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等の確保を担保する防衛産業の重要性はますます高まっている。その上で、装備品等の製造等に当たっては、高度な要求性能や保全措置への対応が必要となり、企業がそのための投資に踏み込むには、経済合理性の観点から一定の予見可能性が必要となる。また、これら企業は得てして独自仕様、少量多種生産を求められ、装備品等の運用期間の長さから、長期にわたる製造等の体制確保も必要となる。さらに、顧客は基本的には防衛省・自衛隊に限定されることもあり、企業にとって投資回収の機会は限られる。加えて、依然として日本社会においては、防衛事業に対する忌避感やレピュテーションリスクといった問題がある。

上記のような特徴にも起因し、基盤の弱体化が進んでいる。高度な要求性能や保全措置への対応の必要性等により、多大な経営資源の投入を必要とする一方、収益性は調達制度上の水準より低い。諸外国では営業利益率が10%を超える防衛関連企業もある中、我が国の防衛産業の利益率の実態は2～3%にとどまるという産業界の調査結果もある。また、防衛関連企業の売上高に占める防衛部門の比率も、我が国の企業は諸外国と比して低い傾向にある。そうした中、防衛事業からの撤退や事業規模の縮小を決断する企業が断続的に現れており、加えて、既存の企業による新たな投資や新規参入も低調になりがちである。その結果、自衛隊の運用に必要不可欠な装備品等の安定的な調達に支障が生じるだけでなく、長期的には、適正な競争環境やイノベーションが失われ、安全保障分野における我が国の技術的優位性を喪失するおそれもある。

さらに、近年、基盤を取り巻く様々なリスクが顕在化している。産業全体のICT化が進展する昨今、民生技術を含め外国の先端技術を収集し、軍事に転用する動きが活発化する中、装備品等に関する機微な情報を保有する防衛産業に対しては、軍を含む国家が関与する疑いのあるサイバー攻撃の脅威が深刻化している。例えば、令和3年、外国軍が関与している可能性が高いとされるサイバー攻撃集団によって、防衛関連企業を含む国内の約200の企業や研究機関等に対して大規模なサイバー攻撃が実行されたことが判明した。また、装備品等の製造等に用いる設備や部品に、外国由来の悪意ある要素が入り込み、サプライチェーンの安全性・信頼性を揺るがす情報窃取等の懸念が生じている。さらに、重要な物資の囲い込みが国際的に進む中、

例えば外国政府による輸出規制の動きに伴い、装備品等の製造等に必要な原材料等が確保できず、結果として安定的な供給が確保できなくなるリスクも現実味を帯びている。このような比較的新しいリスクの低減も念頭に置き、政府は施策を講じる必要がある。

第2章　基盤の維持・強化に関する基本的な考え方

第1節　基盤の維持・強化に関する基本的な考え方及び方向性

1．基盤の維持・強化の意義

国内に基盤を維持・強化する意義については、以下の三点が挙げられてきた。第一に、我が国の安全保障の主体性の確保である。我が国の国土の特性、政策等に適合した運用構想に基づく要求性能を有する装備品等の取得を可能とすること、取得後の維持・整備、改善・改修、技術的支援、部品供給等の継続的な運用支援や装備品等の追加取得等を円滑にすること、機密保持等の観点から外国に依存できない装備品等の調達を可能とすることは、国内の基盤の存在が前提であり、我が国の安全保障の主体性を高める意義がある。新しい戦い方に対応した高度な装備品等の早期獲得や、自衛隊の十分な継戦能力の維持・確保が求められる中、こうした意義は一層増大している。

第二に、対外的な安全保障上の効果である。防衛力を自らの意思で、一定の迅速性を持って構築できる能力を我が国が備えていることを対外的に認識させることは、抑止力の向上に潜在的に寄与する。また、装備品等を外国からの輸入により取得する、あるいは他国と国際共同開発・生産を含む防衛装備・技術協力を実施する場合において、国内に一定の基盤を保持することは、条件交渉を有利にする効果も期待できる。

第三に、国内産業への経済的・技術的寄与である。基盤の重要な担い手たる我が国の防衛産業は、防衛省と直接の契約関係にあるプライム企業と、その下に広がる中小企業を中心とした広範多重なサプライヤーから構成されており、その裾野は広い。また、技術に係る民生・軍事の境界はなくなりつつあることから、装備品等の分野における技術的進展は直ちに民生分野へ波及し得るとともに、逆もまた然りである。したがって、国内の基盤を維持・強化する営みは、民生分野を含め広く国内産業を経済的に強化し、技術的に高度化させる意義が期待される。

その上で、国内において基盤を維持・強化する意義については、近年、新たな要素が出現している。経済的手段による外的脅威が顕在化し、経済安全保障の観点から我が国の自律性の向上、技術的優位性、不可欠性の確保等が喫緊の課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるサプライチェーンの途絶に伴い、重要物資及びそのサプライチェーンのブロック化が進行し、諸外国において、国内産業重視の動きが活発化してきた。同盟国といえども、最先端技術については、厳しい技術管理政策の下で容易に開示・供与しない傾向が強まっている。こうした中、我が国防衛に直結する装備品等の安定的な製造等及び技術的優位性を確保する観点から、基盤を装備品等の完成品からその部品・構成品に至るまで幅広く国内に維持・強化する必要性は一段と高くなっている。

2．基盤の維持・強化の対象

装備品等は、多数の部品・構成品の集合体であり、また、その製造等を担う企業も、完成品を防衛省に納めるプライム企業に加え、部品・構成品のプライム企業への納入等を担う多数のサプライヤーが存在しており、装備品等の安定的な製造等を確保するには、いずれも同様に重要である。このような観点から、基盤の維持・強化のための方策を講じるに当たっては、完成品としての装備品等のみならず、それに用いる部品・構成品の安定的な製造等の確保も念頭に置き、プライム企業のみならずサプライヤーも含めた装備品等のサプライチェーン全体を対象としていく。

3．装備品等の取得に関する考え方

装備品等の取得方法を決定することは、当該装備品等のライフサイクルの各段階における我が国の基盤の在り方を決定するに等しく、基盤に直接的な影響を及ぼす。したがって、先述の基盤の維持・強化の意義を踏まえ、その趣旨を担保する取得方法を確立させる必要がある。装備品等の取得については、現在、国内開発、ライセンス国産及び輸入といった複数の方法を採用しているが、そのいずれを採用するかを決定するに当たっては、我が国を防衛するための装備品等の運用構想に合致する所要の性能を有するものを取得することが当然の前提であり、また、経費面においても継続的な取得や維持整備が可能であることが必要である。その上で、我が国に比較優位がある分野を育成し、劣後する分野や欠落する分野を必要に応じ補完する観点に加え、本節第1項のとおり、基盤を国内に維持・強化する必要性が一段と高くなっていることを踏まえ、取得方法を決定していく必要がある。

そのため、装備品等を新たに取得するに当たっては、以下の分野を中心に国産による取得を追求する。

ア　運用構想、性能、取得経費、ライフサイクルコスト、スケジュール等の諸条件を国内技術で満たすことができるもの

イ　有事の際の継戦能力の維持と平素からの運用、維持整備に係る改善能力の確保の観点から不可欠なもの（例：弾薬、艦船）

ウ　機密保持の観点から外国に依存すべきでないもの（例：通信、暗号技術）

エ　我が国の地理的、政策的な特殊性を踏まえた運用構想の実現に不可欠なもの

オ　外国からの最新技術の入手が困難なもの

カ　経済的手段による外的脅威の対象となり得るもの

また、国産による取得により難い場合であっても、我が国への技術移転による技術力向上や将来的な我が国による

改修の自由度の確保に努める観点から、国際共同開発・生産又はライセンス国産による取得を追求する。

その上で、装備品等の取得に当たり、国産のものと海外のものが共に存在し、いずれもアに示す諸条件を満たす場合において選定を行う必要があるときには、選定対象となる装備品等のライフサイクルの各段階への国内企業の参画や我が国への技術移転等の範囲及び規模等を評価した上で、国産のものと海外のものいずれの装備品等を取得するか選定する。なお、こうした選定の適切性の検証を可能とする観点から、プロセスの透明化に取り組むとともに、選定後のライフサイクルの各段階でマイルストーンを定め、コスト、スケジュール等を国民に説明できるよう徹底した管理を推進する。

また、装備品等の取得の在り方は、事業者の事業計画にも大きく影響を及ぼす。したがって、主要な装備品等の調達予定数量を可能な限り明確にする等、防衛事業に係る将来の予見可能性の向上を図っていく。

４．国際協力に関する考え方

各国が軍事分野での研究開発にしのぎを削り、技術の進展が著しい昨今、必要な基盤を自国のみで維持することは困難であり、装備・技術面での国際協力を推進していくことが不可欠となっている。他国に依存すべきでない装備品等に係る基盤は国内において維持・強化することを基本としつつも、国際共同研究・開発、更には生産を見据えた積極的な国際協力やライセンス国産を推進し、各国の優れた技術を我が国の装備品等に取り込むことが必要である。

他方、国際共同開発・生産をはじめとする国際協力については、国家間の調整や事業管理に多大な労力が必要となる場合が多く、その調整次第では、我が国が求める要求性能が十分に満たされない可能性がある。また、技術流出のリスクや我が国で管理できないコスト上昇のリスク等を伴うため、装備・技術面での国際協力を推進するに当たっては、こうした課題にも留意する必要がある。

その上で、装備・技術面での国際協力は、相手国との安全保障上の協力関係や相互運用性の強化に貢献し、我が国自身にとって有用であるのみならず、我が国と共通の価値観を有する国々の能力が向上することによって、地域の安定に寄与することが期待できるという面もあり、こうした意義も踏まえて戦略的に推進していく。

また、重要な技術や物資の各国による囲い込みが進展する中、装備品等のサプライチェーンを自国のみで完結させることは不可能であり、同盟国・同志国と相互に補い合う関係を構築することが不可欠となっている。装備品等を安定的に調達するためには、取得のみならずその後の維持・整備も見据えてサプライチェーンを維持する必要があることも踏まえ、同盟国・同志国との連携強化を通じ、グローバルなサプライチェーンの脆弱性や国家・地域間の相互依存リスクの低減に努める必要がある。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略に際し、各国が装備品等の供与によりウクライナを支援する状況を見ても、装備品等の他国との相互運用可能性及び相互交換可能性を担保するために仕様の共通化等を図る必要性が顕在化している。装備品等の開発に当たっては、有事の際の継戦能力の維持の観点や国際協力の観点も踏まえ、国際標準に準拠した仕様を念頭に置いて開発していくことが必要である。

装備移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に進めるため、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行うこと等により、官民一体となって推進していく。

５．防衛産業のあるべき姿

基盤の維持・強化を企図した各種取組は、その結果として実現すべき防衛産業のあるべき姿を念頭に置きながら推進される必要がある。国の立場からは、基盤は、自国での装備品等の製造等を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を装備品等に取り込むために不可欠な、いわば防衛力そのものであるという認識の下、防衛産業においては、必要な装備品等の製造等を行い、高い可動率を支えることのできる能力が維持されることが最も重要である。また、国内企業や外国企業との間で適正な競争環境が維持されることは、切磋琢磨を促し、装備品等の価格適正化や関連する技術等の改善につながり得る。加えて、新規企業が積極的に防衛事業に参入するとともに、既に防衛事業に従事する企業によっても新規事業への投資、生産工程の改善が活発になされることは、防衛産業の活性化の観点から重要である。特に、民生分野で進展の著しいAIや情報通信技術等の分野における先端ソフトウェア技術を有するスタートアップ企業等、従来防衛分野との関連が薄かった企業を防衛産業に取り込んでいくことが不可欠である。さらに、今後、国際共同研究・開発・生産を含む装備・技術面での国際協力を積極的に推進していく観点からは、国内における適正な競争環境の維持にとどまらず、企業が国際的なマーケットにおける競争力を獲得できるよう、技術革新をキャッチアップし、技術的優位性を獲得することも求められる。また、近年顕在化している経済的手段による外的脅威を含む、様々なリスクに対して適切に対応可能な能力を備えることは、喫緊の課題となっている。

一方、企業の立場からは、収益性や安定性があること、防衛事業により得られた技術が当該企業の民生事業にスピンオフし、相乗効果があること、敵対的買収を防ぐ抑止力になり得ること等の総合的な観点から、サプライチェーンの各層にあるそれぞれの企業にとって、防衛事業に従事するメリットが具体的に期待できることが求められる。

欧米等諸外国の防衛関連企業は、防衛事業を主体として

いる場合が多いのに比し、我が国の大手防衛関連企業は基本的に民生事業を主体としており、各企業の総売上高に占める防衛事業の売上高の比率（防需依存度）は10％未満にとどまるものがほとんどである。防需依存度が低いと、当該企業体内におけるリソース配分等の優先度が低下する傾向があること等から、国際的な競争力を持った防衛産業としていくためには、防需依存度が高い企業が主体となった防衛産業を構築していくことが重要である。なお、個々の企業の組織の在り方は、あくまで各社の経営判断によるものであることに留意する必要がある。競争力を持った防衛産業とするために、どのような施策が効果的かについては、他省庁の施策とも連携しつつ、企業の事業連携及び部門統合等も含め、引き続き官民間でよく意見交換していくことが必要である。

第2節　装備品等の安定的な製造等の確保を図るための国及び装備品製造等事業者の役割

国及び装備品製造等事業者は、自国での装備品等の製造等を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を装備品等に取り込むために不可欠である基盤を、いわば防衛力そのものと認識し、両者分担して、法に基づく措置のほか、基盤の維持・強化に係る各種施策に取り組む必要がある。また、国は、次章及び第4章に記載する各種施策を実行するための十分な体制を構築する必要がある。

もとより、企業は営利を目的とすることから、民生事業と同様、収益性や安定性があること、防衛事業により得られた技術が当該企業の民生事業にスピンオフし、相乗効果があること、敵対的買収を防ぐ抑止力になり得ること等の総合的な観点から、防衛事業に従事するメリットを装備品製造等事業者が具体的に期待できることが必要となる。したがって、国は、装備品製造等事業者が防衛事業に携わり、更に継続すると判断するに足る環境を整えることを重視し、基盤の維持・強化を進めることが重要である。

一方、装備品製造等事業者においても、自らが国防を担う重要な存在であるとの認識を改めて強く持った上で、国が実施する各種施策も活用しながら、基盤の維持・強化に主体的に取り組むことが期待される。その際、我が国を取り巻く安全保障環境や我が国の安全保障政策の方向性を踏まえ、自衛隊の運用を支える装備品等の安定的な製造等の確保に必要な生産力・技術力を維持するとともに、民生事業を含めた企業が有する技術のほか、スタートアップ企業等の先端技術も積極的に取り入れ、防衛事業に積極的に活用することが期待される。

いずれにしても、防衛省・自衛隊は防衛力であり、また、防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものと位置づけられるものである関係上、防衛省・自衛隊及び装備品製造等事業者は、防衛力整備・運用の構想等について、共通の認識に立った上で、相互の役割を分担して果たしていくことが重要であり、そのために、双方が各レベルにおいて緊密な意思疎通を継続的・日常的に行っていくことが求められる。

第3章　本法に基づく措置に関する基本的な事項

第1章で述べたように、我が国の装備品製造等事業者においては、防衛事業からの撤退や事業規模の縮小、既存の装備品製造等事業者による新たな投資や新規参入の停滞、装備品等に関する機微な情報を保有する装備品製造等事業者に対するサイバー攻撃の脅威の深刻化、装備品等の開発や生産に用いる設備や部品に外国由来の悪意ある要素が入り込むことでサプライチェーンの安全性・信頼性を揺るがす情報窃取等の懸念、外国政府による原材料等の輸出規制により装備品等の安定的な製造等を確保できなくなるリスク、といった様々な課題がある。

他方で、このような装備品製造等事業者から構成される基盤は、いわば我が国の防衛力そのものであることから、これを強化しなければならない。本法は、かかる観点から特に喫緊の対処が必要となる基盤の強化のための施策を規定するものである。

なお、民生品の製造基盤の強化については、本法以外の他の施策により措置することが適当であることから、本法に規定する措置の対象となる装備品等には、基本的に民生品を含めないこととしている。

第1節　装備品等の安定的な製造等の確保を図るための装備品製造等事業者に対する財政上の措置その他の措置に関する基本的な事項

1．特定取組の基本的な考え方

装備品等の製造等に際しては、外国政府が輸出を規制して原材料等の輸入が困難となるリスク、老朽化した設備が更新されず生産性や技術水準が低迷し納入遅延や要求性能未達となるリスク、工程においてマルウェアやスパイウェアが混入するといった懸念部品のリスク、サイバー攻撃によって性能等の情報が流出するリスク、事業継続が困難となって防衛事業から撤退するリスクといった、装備品等の安定的な製造等を損なう様々なリスクが想定される。

このようなリスクに効果的に対応し、プライム企業とサプライヤーから構成されるサプライチェーンが効果的・効率的に機能し、安定的な製造等に寄与するよう、以下の特定取組がなされる必要があり、特定取組の種類ごとに、その基本的な考え方を明らかにする。

(1) 供給網強靱化

装備品等のサプライチェーンには、代替性の低い特殊な設備や技術を有するサプライヤーや、入手ルートが限定される原材料等が存在しており、一般の工業製品と比較し、その脆弱性が懸念される。また、サプライヤーの買収・撤退、天災・事故等が生じた場合には、生産・物流の機能低下、装備品等の製造等に必要な部品・構成品の調達遅延及びコスト上昇が懸念される。そのため、装備品等の運用に支障を来すことがないよう、サプライチェーンの冗長性や

代替性の確保等、サプライチェーンリスクへの対応が急務である。

このため、装備品安定製造等確保計画の認定を受けた装備品製造等事業者は、当該計画に基づいて、例えば以下のような措置を実施することが求められる。

・供給途絶リスクに備えて原材料等の輸入元を当該リスクのある外国から当該リスクの小さい複数の外国に切り替えること
・希少性の高い原材料等を、調達・補給計画等の想定を踏まえ備蓄しておくこと
・指定装備品等の製造等に供給途絶リスクのある原材料等を必要としないようにするため若しくは当該原材料等がより少量で足りるようにするための原材料等の国産化等のための生産技術の導入又は代替品及び仕様変更品のために研究・開発・改良をすること
・指定装備品等に誤作動や情報漏えいを生じさせる部品やプログラムの混入の余地を排除するため、製造等の工程や設備等を変更等すること

(2) 製造工程効率化

民生部門では、AIや3Dプリンタ等の先端技術を活用する等の製造設備等の高度化が急速に進展している。一方、防衛部門では、装備品等に特有の多品種少量生産及び投下資本回収の長期化に加え、安全保障環境への依存による将来需要の不確実性を背景とする、設備の老朽化、作業員の高齢化等による生産性や品質の低下、防衛事業からの撤退の可能性等、指定装備品等の安定的な製造等が困難となるリスクが存在する。このようなリスクを低減するためには、例えば以下のような取組を通じて、原価低減、柔軟な製造体制の構築、開発期間や調達リードタイムの短縮等、指定装備品等の製造工程等の効率化を図ることが求められる。

・製造工程の合理化・省人化
・熟練作業者の経験値等、製造工程上のノウハウの電子データ化とその分析
・装備品等の製造等に特有の多品種少量生産や長期間にわたる部品等の製造等に柔軟に対応するための製造方法等の改善
・製造等に供する設備の故障頻度の低下

これらの観点から、装備品安定製造等確保計画の認定を受けた装備品製造等事業者は、当該計画に基づき、以下のような効率化に資する設備投資及び設備の導入可能性調査を実施することが求められる。

・最新の工作機械や3Dプリンタ等の先端技術を備えた機器の導入により製造工程の効率化を図ること
・AI等のプログラムの導入により製造工程の自動化を図ること
・デジタルトランスフォーメーションによる製造工程の効率化を図ること

(3) サイバーセキュリティ強化

指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者から、その保有する技術や設計図等の情報が流出すれば、我が国の防衛戦略や技術的優位性に深刻な悪影響を与え、装備品等の安定的な調達及び同盟国等との信頼関係に著しい支障が生じかねない。そのため、防衛省は「防衛産業サイバーセキュリティ基準」(装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日)) を定めて、令和5年度から逐次適用を開始している。当該基準を満たし、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するためには、官民共用のクラウドである防衛セキュリティゲートウェイを活用することのほか、自社が保有する情報システムに対して、当該基準に適合した追加的な情報セキュリティ対策を講ずることが適当となる場合があり、そのためには、自社において、高度な情報セキュリティ対策に対応する機能を備えた情報システム・施設等の整備といった設備投資等を行う必要がある。

このため、装備品安定製造等確保計画の認定を受けた装備品製造等事業者は、当該計画に基づいて、例えば以下のような措置を実施していくことが求められる。

・多要素によるシステム利用者の認証
・システムの常時監視とログの分析
・脆弱性スキャンの実施と結果の分析
・情報セキュリティ事故等への対処テストの実施
・電子錠等を備えた入退管理機器による施設の物理的セキュリティの確保

(4) 事業承継等

指定装備品等の全部又は大部分の製造等の事業を行う装備品製造等事業者が当該事業から撤退することは、当該事業者の経営判断によるものである。

この際、かかる防衛事業からの撤退による装備品等の供給途絶や、事業承継等に係る調整の長期化により、装備品等について納入の遅延や可動率の低下が生じるおそれがある。そのような事態を生じさせないため、装備品製造等事業者が円滑かつ確実に事業承継等を進めることができるよう、製造設備や技術資料等の取得等を行う必要がある。

このため、装備品安定製造等確保計画の認定を受けた装備品製造等事業者は、当該計画に基づいて、例えば以下のような措置を実施していくことが求められる。

・安定的かつ効率的な製造能力の確保が期待できる施設や設備の取得等
・製造等に必要な技術資料やライセンスの取得
・教育訓練等による従業員の育成

2．装備品安定製造等確保計画の対象

装備品安定製造等確保計画の対象となる「指定装備品等」とは、自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等であって、その製造等を行う特定の装備品製造等事業者による製造等が停止された場合において、防衛省によるその適確な

調達に支障が生ずるおそれがある装備品等である。

なお、自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等とは、具体的には、武器、弾火薬、車両、艦船、航空機、レーダー、誘導武器、情報システム、各種需品等といったものが挙げられ、それが欠けることで自衛隊の任務の達成が困難となるもののことをいう。

３．財政上の措置に関する事項

防衛大臣は、装備品製造等事業者から提出された特定取組に係る装備品安定製造等確保計画について、それが当該装備品製造等事業者の上位サプライヤーやプライム企業が把握又は管理する製造等の方針に適合し、防衛省に納入される指定装備品等の安定的な製造等に不可欠であるかどうかを確認した上で、当該装備品安定製造等確保計画を認定する。防衛省は、かかる特定取組に必要な費用を確認した上で、特定取組に係る契約を認定装備品安定製造等確保事業者と締結し、当該事業者に対して直接、当該契約の定めに従って遅滞なく対価を支払うものとする。

第２節　装備品等の安定的な製造等の確保に資する装備移転が適切な管理の下で円滑に行われるための措置に関する基本的な事項

１．装備移転仕様等調整に係る取組の基本的な考え方

装備移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策手段であり、我が国はこれを官民一体となって推進しているところである。また、装備移転については、同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻を抑止するための外交・防衛政策の戦略的な手段となる。さらに、我が国と外国政府との防衛協力を実施していくに当たって、装備移転の適切な管理が確保され、円滑に移転が実施されることで、結果として装備品等の販路が拡大されれば、防衛産業の成長にも効果的である。

装備移転に際しては、我が国政府が、我が国と外国政府との協力関係を十分に考慮した上で、我が国の安全保障環境上の観点から適切な仕様・性能の変更・調整を装備品製造等事業者に実施させる必要がある。とりわけ我が国の装備品等に用いられている先進的な技術に係る情報を保全することにより、我が国の防衛分野における技術面での諸外国に対する優位性が失われる懸念について適切に対応する等の必要がある。

このような問題意識から、本法においては、防衛装備移転三原則による適切な管理の下、装備移転を安全保障上適切なものとするための取組を促進することを目的とし、装備移転を実施しようとする装備品製造等事業者が行う装備移転仕様等調整に要する費用を助成することとした。

２．助成金交付の対象となる装備品製造等事業者

装備移転仕様等調整は、相手国政府との防衛の分野における協力の関係の内容に応じて、装備品等に係る秘密の保全その他の我が国の安全保障上の観点から適切なものとするために防衛大臣の求めに応じて行われる仕様及び性能の調整のことをいい、移転先の国が使用するものとして適切な水準とするために行われる。助成金は、このような装備移転仕様等調整を実施した上で、外国政府に対して装備移転を実施しようとする装備品製造等事業者に対して交付される。この場合の装備品製造等事業者については、移転先の外国政府に完成品を製造・販売するプライム企業のみに限定されるものではなく、設計等の一部を担うサプライヤーも対象となり得る。

３．助成金の使途

装備移転に当たっては、これを安全保障上の観点から適切なものとするため、防衛大臣の求めに応じ、装備品製造等事業者が認定装備移転仕様等調整計画に基づき、移転対象物品の仕様や性能を変更するための設計の変更や、それに伴って必要となる一連の作業を実施することになるところ、これらに要する費用について助成金を交付する。

なお、装備移転仕様等調整は、このような安全保障上の必要性から防衛大臣が装備品製造等事業者に求めるものであるため、その費用については、国が負担するべきものである。また、仮に装備移転仕様等調整を行った後、国際競争入札等において見込まれた装備移転が実現しなかった場合でも、装備移転仕様等調整に要した費用の返還を装備品製造等事業者に対して求めることはない。

第３節　装備移転支援業務及び基金に関して指定装備移転支援法人が果たすべき役割に関する基本的な事項

１．指定装備移転支援法人の役割

指定装備移転支援法人は、基金から装備移転仕様等調整を行うために必要な資金を認定装備移転事業者に対し助成する業務を実施するものであり、認定装備移転仕様等調整計画に従って、装備移転の実施に際して必要な基金を管理し、助成金を交付するという役割を担う。その他、装備品製造等事業者による装備移転仕様等調整に関する事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うといった業務についても実施することとなる。

前節で述べたように、装備移転は、我が国の防衛にとって重要な政策手段であり、官民一体となって推進しているところ、指定装備移転支援法人が担う上記の装備移転支援業務は、装備移転が防衛省の政策目的に適合したものとして認定装備移転事業者によって円滑に行われるようにする点で重要であり、適切にその役割を果たすことができる法人にこれを実施させる必要がある。

２．基金に関する事項

指定装備移転支援法人は、認定装備移転事業者への支援

に関し、基金から助成金を交付するに先立って必要な審査をし、交付決定後は検査の実施等により適正に執行するものとする。また、基金の管理に当たっては、防衛大臣が定める装備移転支援実施基準等の範囲で、基金の資産を毀損することのないよう適正な運用を行うものとする。

具体的には、次に掲げる事項に留意するものとする。

・助成金の執行に当たっては、指定装備移転支援法人は、防衛大臣と連携し、認定装備移転仕様等調整計画が適正かつ確実に遂行されていることを確認するものとする。
・防衛大臣が認定装備移転仕様等調整計画の認定を取り消す等の措置を講じた場合には、その措置の内容に応じ、助成金の返還等の所要の手続を遅滞なく実施するものとする。
・基金は他の事業との区分経理を求められているところ、本法の規定に従い、適正な会計処理を実施するものとする。
・基金の管理については、本法の規定を踏まえ、資産運用の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、運用上のリスクが低い方法で運用するものとする。

第4節　装備品等契約における秘密の保全措置に関する基本的な事項

1．装備品等に含まれる秘密の保全の意義

装備品等のライフサイクルの各段階を担う契約事業者は装備品等の安定的な調達・使用のために一体不可分の関係にある。

装備品等の製造等に当たっては、より質の高い装備品等を安定的に調達するため、先端技術等の装備品等に含まれる秘密情報を、契約事業者に提供している。

一方で、近年、安全保障上の懸念国によるサイバー攻撃、産業スパイ、企業買収等の働きかけ等、装備品等に含まれる秘密情報の流出の脅威がこれまで以上に高まっており、仮に契約事業者から情報が漏えいした場合には、装備品等の性能等が明らかになり、自衛隊の円滑な運用、ひいては我が国の防衛上の支障が生じるおそれがある。

これに加え、諸外国からの装備品等の調達や次期戦闘機の開発をはじめ、国際的な共同研究・開発・生産が進展する中で、装備品等に含まれる秘密情報の諸外国との共有に当たって、仮に契約事業者から情報が漏えいした場合には、当該諸外国からの信頼低下や共同開発の継続が困難となり、国際的な連携に齟齬を来すおそれがある。

今般の措置は、こうした装備品等に含まれる秘密情報の保全の必要性を踏まえ、秘密情報を取り扱うこととなる契約事業者の従業者に対して、これまでの契約上の守秘義務に加え、法律上の守秘義務も課すこととし、情報を漏えい等した場合の罰則を設けることで、産業保全制度のより一層の強化を図り、また、国家間の信頼関係の強化や情報管理の徹底による契約事業者の信頼性の向上により、もって基盤の強化につなげるものである。

2．装備品等秘密の保全の基本的な考え方

今般の措置は、これまで契約による担保の下に契約事業者に提供していた秘密情報を「装備品等秘密」として改めて指定し、これを取り扱う契約事業者及びその従業者に装備品等秘密であることを明示し、情報管理の徹底を求めるものである。こうした秘密情報を含む文書等を契約事業者に提供する必要がある場合には、装備品等秘密に指定するとともに、装備品等秘密の表示や指定の有効期間等を記載した「装備品等秘密指定書」を併せて契約事業者に提供することにより、これまで以上に契約事業者及びその従業者による情報管理ができることとなる。

なお、法第27条に規定する装備品等秘密は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第59条第1項の規定により自衛隊員が漏らしてはならないとされる秘密のうち、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」及び特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する「特定秘密」は含まれないものであって、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第16条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第16条第1項の規定により「秘」に指定された、いわゆる省秘を想定している。

また、今般措置する漏えい時の罰則は、故意に漏えいした者や外部から漏えいを働きかけた者等を対象としており、現在、自衛隊員等を対象にした秘密漏えい時の罰則と同様の措置とすることで、装備品等秘密を取り扱う関係者に対し、より効果的に漏えい等の防止をする。

こうした措置を講ずるに当たり、事業者に対しては装備品等秘密の保護の必要性等について十分な説明を行って理解を得つつ、従来からの施設の保全措置、保全教育、定期検査等の各種保全措置を引き続き確実に実施することによって、防衛省及び契約事業者の双方が、装備品等秘密の情報管理の徹底を図っていく。

第5節　防衛大臣による指定装備品製造施設等の取得及びその管理の委託に関する基本的な事項

1．基本的な考え方

法第2章の規定による措置では防衛省による適確な調達を図ることができないと認める場合には、当該指定装備品等の製造等をする施設である指定装備品製造施設等を防衛省が取得することができることとする。これにより、法第2章の措置でも安定的な製造等の確保が困難な装備品等について、装備品製造等事業者が固定資産を保有することにより負うリスクを軽減して、装備品等の製造等の事業継続を確保し、供給途絶を防ぐことを期する。

本制度が適用されるのは、例えば、

○　装備品等の製造等からの事業撤退に際し、
　・自ら指定装備品製造施設等を所有するリスクを負わないのであれば装備品等の製造等の事業を行える装備品製造等事業者が存在する場合

・事業承継先の装備品製造等事業者は存在するものの、撤退に係る現在の指定装備品製造施設等が耐用年数を経過し老朽化しており、承継先の事業者がこれを新規取得することは困難なため、国が新規に建設する場合

○　指定装備品製造施設等が事故や災害で滅失し、装備品製造等事業者による復旧の目途が立たない場合に、国が新規に建設するとき

等が想定されるところ、様々な事例における必要性を踏まえ、個別具体的に検討していくことが必要である。なお、指定装備品製造施設等の防衛省による取得は、管理の委託を受けて指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者が存在することが前提である。また、法第30条第1項に基づき、防衛省から委託を受けて管理する指定装備品製造施設等において指定装備品等の製造等を行う事業主体は民間企業であり、通常の企業活動と何ら変わりなく、効率的な運営が実施されることを期待するものである。

２．指定装備品製造施設等の管理を委託される者に関する事項

基本的に、施設委託管理者は、防衛大臣から管理の委託を受ける指定装備品製造施設等（以下「受託指定装備品製造施設等」という。）において指定装備品等の製造等を行うこととなる装備品製造等事業者である。

３．取得する指定装備品製造施設等に関する事項

防衛大臣による取得の対象は、指定装備品等の製造等を行うことができる土地、施設及び設備である。取得すべき指定装備品製造施設等は、個別の事例に応じて選定するものとする。

４．施設委託管理業務の内容、権利義務関係その他の実施体制に関する事項

施設委託管理者は、受託指定装備品製造施設等を、指定装備品等の製造等が必要となった場合に直ちにこれを安定的に行うことができるよう維持管理するものとする。また、施設委託管理者は、受託指定装備品製造施設等の維持管理のため、十分な従業員を確保し、その技能を維持するものとする。

防衛大臣は、受託指定装備品製造施設等の維持管理に必要な費用を負担する。ただし、維持管理又は指定装備品等の製造等に際して施設委託管理者の善管注意義務違反によって受託指定装備品製造施設等の破損が生じた場合には、この限りでない。

５．目的外使用に関する事項

受託指定装備品製造施設等については、指定装備品等の製造等という主目的を達成することを前提として、防衛大臣が、その目的外の使用を例外的に承認することができる。

このような主目的を達成する観点から、受託指定装備品製造施設等における施設委託管理者による指定装備品等以外の製品（以下「他製品」という。）の製造等を行う期間は、基本的に、指定装備品等の製造等を行う期間を超えないものとする。また、他製品の製造等を行う期間に、指定装備品等の製造等が必要となった場合には、当該指定装備品等の製造等を優先するものとする。

なお、防衛大臣は、他製品の製造等のために受託指定装備品製造施設等を使用する施設委託管理者から、適正な対価を徴収しなければならない。

６．受託指定装備品製造施設等の譲渡に関する事項

指定装備品製造施設等の国による取得については、財政上の措置等のあらゆる手段を講じてもなお、指定装備品等の適確な調達を図ることができない場合に用いる政策手段であること等に鑑み、法第33条第1項の規定により、できるだけ早期に、取得した指定装備品製造施設等の譲渡に努めることとする。一方で、本法においては、装備品等の安定的な製造等の確保を進めることを目的としているところ、これに支障が生じてまで、早期に譲渡する努力義務を防衛大臣に課しているものではない。

このため、法第33条第2項において防衛大臣は、指定装備品等の円滑な製造等に支障が生ずることがないよう配慮することとし、装備品等の調達の安定性及び経済合理性を踏まえつつ、法の趣旨に即した適切な時期の中でできるだけ早期に譲渡を進めることとする。なお、具体的な譲渡の時期等については、施設委託管理先の装備品製造等事業者の声も聞きつつ、個別の事例に即して適切に検討する。

第4章　基盤の維持・強化に関するその他の必要な事項

基盤を強化するため、法に基づく措置のほか、以下の施策を実施する。また、必要に応じて、関係省庁と連携し、政府一体として基盤の強化を図る。

１．防衛事業の魅力化（適正な利益の算定等）

防衛事業は高度な要求性能や保全措置への対応の必要性等により、多大な経営資源の投入を必要とする一方、収益性は調達制度上の水準より低い傾向にある。営利を追求する民間企業にとって、防衛事業を維持する必要性をステークホルダーに説明するに当たり、収益性や安定性があること、防衛事業により得られた技術が当該企業の民生事業にスピンオフし、相乗効果があること、敵対的買収を防ぐ抑止力になり得ること等の総合的な観点から、防衛事業に従事するメリットを企業が具体的に期待できることが重要となる。

原価計算方式の価格算定において、企業努力を正当に評価し、企業の適正な利益を算定する仕組を構築して、その運用を確立するほか、調達制度についても、適正性を確保しつつ、より一層の効率化を促すための各種契約制度の見直しを不断に行い、防衛事業の魅力化を進める。

また、防衛事業に対する忌避感やレピュテーションリスクを低減させていくため、防衛産業の重要性やその技術的優位性、経済力や科学技術力に波及する効果等についても、政府として積極的に訴求する等の施策を講じていく。

２．企業の競争力・技術力の維持・強化

魅力が低下する防衛産業においては、企業による新たな投資や新規参入のインセンティブが低調である。これを放置すれば、適正な競争環境・イノベーションは失われ、ひいては安全保障分野における我が国の技術的優位性の喪失につながるおそれがある。

第2章第1節第3項で示した装備品等の取得に関する考え方に基づき、国内の基盤を維持・強化する観点を一層重視した装備品等の取得を促進する。また、会計法令に則り、財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）の趣旨を踏まえつつ、随意契約の活用も検討する等、契約制度の柔軟な運用を推進するとともに、防衛事業における長期資金の需要に応え、防衛産業の持続的発展を促すため、政府系金融機関等の活用により、金融面から支援を行う。さらに、新たな研究開発手法の導入や研究機関の創設をはじめ、我が国の基盤を強化する各種取組を推進し、将来の戦い方に直結する、我が国を守り抜くために必要な機能・装備を早期に実現するとともに、官民の連携の下で、我が国が持つ科学技術・イノベーション力を結集して、将来にわたって防衛分野における技術的優位性を確保し、他国に先駆け先進的な能力を実現する。その際、防衛に用途が限定される分野においては、従来技術の維持向上にも留意する。

３．防衛産業の活性化（新規参入促進）

事業としての魅力が低い中、防衛産業への新規参入は低調にとどまる。このままでは、産業全体の活力が失われるとともに、民生分野での先端技術を安全保障分野に取り込む機会を逸するおそれもある。

企業向けのマッチングイベントの開催や、新規参入企業のための相談窓口の設置等を進め、中小企業やスタートアップ等による防衛事業への新規参入を促すとともに、防衛事業への参入障壁の解消に努める。

４．撤退企業への適切な対応

近年、企業による防衛事業からの撤退や事業規模の縮小の判断が断続的に生起している。こうした動きは防衛産業の衰退のみならず、装備品等の安定的な製造等にも重大な支障となり得る。

第一に、防衛事業の魅力化に係る取組を進めるとともに、防衛力整備の見通しに係る適時の説明等、企業の防衛事業に係る将来の予見性を高める取組を推進することで、撤退を生起させないよう努める。その上で、サプライチェーン調査の実効的な実施等により、撤退の予兆を早期に把握し、事業撤退が不可避の場合には、円滑な事業承継を担保し、装備品等の安定的な製造等の確保に努める。

５．強靱なサプライチェーンの構築

装備品等のサプライチェーンをめぐっては、輸出規制等により原材料等の供給が途絶するリスクや、懸念ある設備や部品により情報が窃取されるリスク等が存在し得る。こうした脆弱性を放置しては、装備品等の安定的な製造等を脅かすとともに、情報窃取により我が国の相対的な技術的優位性を毀損するおそれがある。

サプライチェーン調査の実効的な実施等により、サプライチェーン上のリスクを早期に把握した上で、そうしたリスクを低減するための装備品製造等事業者による取組を後押しする。調査の実施に当たっては、指定装備品等の安定的な製造等の確保の観点からその実効性を向上させるため、装備品製造等事業者による主体的な協力を促す。また、装備品等のサプライチェーンを相互に補完する関係を構築するため、米国をはじめ諸外国との連携を強化する。

６．産業保全の強化

先端技術をめぐる国家間の競争が激化し、国家による様々な手段による軍民双方の技術情報の獲得が試みられており、防衛産業は、その最前線の様相を呈している。装備品等や防衛産業のICT化が急速に進む中、近年、国家の関与が疑われる集団によるものとみられる防衛関連企業へのサイバー攻撃と被害が生じており、サイバー脅威への対策が急務となっている。また、米国をはじめとする諸外国と実質的に同等となるハイレベルの国際的な保全水準を確保しなければ、米国からの最先端装備品等の導入や、諸外国との国際的な共同研究・開発・生産の更なる進展にとって支障となりかねない。

国際水準を踏まえた産業保全施策を推進するとともに、それに対応するために企業が投資するに当たっては、防衛調達における経費負担等により、政府として下支えする。加えて、防衛省・企業間の安全な情報共有環境を創出する等、防衛事業に関して機微情報を取り扱う企業が一定の必要な保全体制を整えるよう取り組む。

７．機微技術管理の強化

先端技術をめぐる国家間の競争が激化し、民生技術を含めた先端技術が様々な手段により収集され、軍事に転用される動きが活発化する中、国家としての機微技術の管理を強化することが必要となっている。

機微技術を適切に管理する体制を構築するとともに、そのための諸外国との連携を推進する。

８．装備移転の推進

装備移転については、同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻を抑止するための外交・防衛政策の戦略的な手段となるのみならず、装備品等の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性

の確保にも効果的であるにもかかわらず、現状は十分に進展していない。

政府が主導し、官民の一層の連携の下に適切な装備移転を推進するとともに、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行っていく。

９．有償援助調達の合理化

有償援助調達（以下「FMS」という。）は、高い性能や機密性を有する装備品等を調達でき、米国等と共同購入することでスケールメリットが期待できる一方、価格は見積りで納期が確定でないことや、原則前払いで納入後に精算を行う等の特徴が存在している。また、近年、FMS調達額が高水準で推移しており、国内の基盤の維持・強化とのバランスに留意する必要がある。

外部人材も活用して防衛装備庁の米国における活動を強化する等、FMS調達の合理化に一層取り組むとともに、FMS装備品等の製造等に国内の企業が参画することを促進し、これへの裨益を重視した在り方を追求していく。

資料63 防衛技術指針2023（Executive Summary）

策定の趣旨

防衛技術指針 2023は、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の策定を受け、「防衛技術基盤の強化」の方針を具体化するものであり、各種の取組を省として一体的かつ強力に推進する際の指針となるものである。また、防衛省における防衛技術基盤の強化の方針を省外にも発信することで、企業等の予見可能性を高めるとともに、防衛技術基盤の強化についての共通認識を醸成し、技術的な連携を強力に進める基盤の構築を目指す。

防衛技術基盤の現状と課題

科学技術の進展は、我が国に経済的・社会的発展をもたらすとともに、安全保障環境にも大きな影響を及ぼし、戦闘様相も変えつつある。この結果、装備体系の能力向上のみを続けるだけでは、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保ち続けることができなくなる可能性がある。切迫した安全保障環境に対応するためには、我が国の科学技術・イノベーション力をスピンオンし、安全保障目的、防衛目的で最大限に活用していくとともに、防衛省の研究開発の成果をスピンオフして社会に還元していくことが必要である。防衛省の研究開発においても、我が国を守り抜くという観点で、これまでとは異なる新たなアプローチ、手法を取っていくことが必要になっている。

防衛技術基盤の強化を通して目指す将来像

防衛省・自衛隊は、自分の国を自分で守り抜ける防衛力を持つことが必要であり、それを技術的に支えることが、防衛技術基盤の強化の目的である。このため、本指針が目指す将来像は、「将来にわたり、技術で我が国を守り抜くこと」とする。

目指す将来像を実現するためのアプローチ

目指す将来像を実現するアプローチとして、2つの柱を設定する。

第1の柱「我が国を守り抜くために必要な機能・装備の早期創製」

将来の戦い方に直結する、我が国を守り抜くために必要な機能・装備を迅速に創製し、5年以内、又はおおむね10年以内の早期装備化を実現していく。

第2の柱「技術的優越の確保と先進的な能力の実現」

10年以上先も見据え、官民の連携の下で、我が国が持つ科学技術・イノベーション力を結集して、様々な技術を機能・装備として実用化し、将来にわたり我が国を守り抜くための機能・能力という新たな価値を創出することで、我が国の防衛に変革をもたらす防衛イノベーションを実現し、将来にわたって我が国の技術的優越を確保し、他国に先駆け先進的な能力を実現する。

目指す将来像を実現するための手法

第1の柱、第2の柱を実現していくためには、防衛省・自衛隊が必要とする機能・装備を「創る」こと、戦略的な視点で技術を「育てる」こと、様々な科学技術について「知る」ことが必要である。これらの取組を、防衛省内のみならず、関係府省庁、研究機関、企業、大学等と共に、技術の保全を意識しつつ、シナジーを生み出しながら、無理なく持続的、自律的に連携し、共に成長を続けられる環境と仕組みを構築していく。

「創る」 防衛力を迅速に強化すべく、あらゆる手段を講じて、機能・装備の研究開発期間の短縮等を実現していく。必要な機能・装備を迅速に実装し、運用現場で実証し、その結果や教訓事項をさらなる改善に反映していく、早期装備化を指向した研究開発手法も積極的に取り込みながら、迅速かつ柔軟に機能・装備を提供していく。研究開発の中で、部隊運用が可能な品質の試作品を製造し、試験的に部隊配備を行い、できるだけ早く運用の現場で実証し、抑止力の向上につなげるなどの新たな手法も導入していく。防衛省外の研究開発リソースや、各種課題の解決に向けたアイデア等も積極的に活用する「オープンイノベーション」を進めていく。

省内の政策部門、運用部門、技術部門が一体となって、将来の戦い方の構想と、機能・装備の研究開発及び取得の方向性を創る。技術の将来を予測し、将来の戦い方を見通していくとともに、民生分野の科学技術に関する豊富な知見を有する省外の専門家にも協力してもらい、新たな脅威に対する技術の活用方策を考えていく。

研究開発には、技術的知見、人材、施設、試験設備等の研究開発の基盤が不可欠である。研究開発の基盤を有する防衛装備庁の研究所、試験場及び研究開発事業を支えてきた企業等と目標を共有し、企業等の予見可能性を高め、方向性を合わせて事業を実施していく。研究開発を進める上で不可欠な基盤装備技術を継続的に維持・強化するための投資も行っていく。スタートアップを含む、防衛分野の研究開発とは関係が薄かった企業等とも連携し、コミュニケーションを取りながら、多様な企業等が事業に参画できる仕組みを構築していく。スタートアップ等が持つ技術を防衛関連企業が機能・装備にインテグレートできる技術基盤を構築していく。安全保障技術研究推進制度は、民生分野では育成されにくいニッチな技術を創ることや、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究の発掘、育成に力を入れており、今後も本制度を活用して、新たな技術基盤を創り続けていく。多様な役割を果たす人材を柔軟かつ適時に必要な部門に配置できるよう、人材育成の更なる強化、経験者採用の拡大など、人材の活用、登用に関する新たな取組も積極的に進めていく。

「育てる」 これまでの研究開発の経験のみにとらわれず、新たに育てていくべき技術を見出していくとともに、

従来の研究開発手法とは異なる新たなアプローチも積極的に取っていく。チャレンジングな研究も推奨し、予期しない技術的リスクを許容できる研究開発の仕組みも創っていく。

防衛省のリソースに限界があることや、防衛省の研究開発投資が政府全体の科学技術・イノベーション投資のごく一部であることを踏まえ、省外にある様々な科学技術を防衛分野で積極的に活用していく。目的の違う研究開発の成果を防衛目的で効果的に活用していくために、防衛省のニーズや取組の方向性を努めて具体的に発信し、防衛省事業に参画しやすい環境を創り、新たなパートナーの開拓や、研究者同士のネットワーク構築、拡大を進める。企業等の努力が報われ、ビジネスが自ずと育つ仕組みも構築していく。「防衛分野」と、「防衛とは関係なかった分野」を掛け合わせることによる新たな"化学反応"を起こし、これまでとは違う発想で技術的なソリューションを育てていく。技術を育てるために、我が国と海外の科学技術・イノベーション力を最大限に活用する。

防衛省の研究開発の成果は、我が国の科学技術・イノベーション力の底上げにもつながっている。地球規模課題への対応などに寄与するという観点も踏まえ、様々な研究開発を防衛省で進め、我が国の科学技術・イノベーション力を育てていく。安全保障技術研究推進制度を通して、目的指向の基礎研究を実施する人材を拡大するとともに、多様な研究者の確保、新たな研究分野の開拓、新規研究分野における人的つながりの構築、強化などを進め、科学技術・イノベーション力の裾野を広げていく。

「知る」国内外の民生分野の技術動向や、我が国のスタートアップを含む企業等の状況、研究機関、大学等が持つ先端技術、革新技術や、研究開発プロジェクトとその成果を知り、科学技術の最新状況を正確に把握した上で、防衛省がこれから何をしていくべきかを考えていく。

様々な科学技術が、戦いの現場で使われ始めている中で、科学技術が今どう使われているのか、新たに生まれる科学技術が、今後どう使われうるのか、その結果、安全保障環境や我が国の防衛にどういった変化を及ぼすのか等を正確かつ迅速に把握し、防衛省として必要な対策を講じていく。

防衛省が、技術に関して何を、どのような目的で行っているのか、それらが我が国を守るという観点でどのような効果があるのかなどを、積極的に省外に知らせていく。防衛省の研究開発事業の計画や将来の見通しを可能な限り省外とも共有し、省外関係者の予見可能性を向上させる。

おわりに

防衛省は、従来の考え方にとらわれずに「創る」「育てる」「知る」の取組を進め、第1の柱、第2の柱を実現していくとともに、安全保障と科学技術・イノベーションの橋渡しができる組織として、両者の融合をさらに積極的に進め、将来にわたり、技術で我が国を守り抜くという将来像を実現するために、多様な政策、施策を積極的に打ち出し、実行していく。

別紙　我が国を守り抜く上で重要な技術分野

「将来にわたり、我が国を守り抜く上で、どのような機能・能力が必要なのか」を考え、それをブレークダウンして「我が国を守り抜く上で重要な技術分野」を具体化する。

「将来の活動において我が国を守り抜くための機能・能力」は、「物理分野」「情報分野」「認知分野」の3つで優勢を獲得するための機能・能力と仮定する。その上で、「物理分野で優勢を獲得するための機能・能力」「情報分野で優勢を獲得するための機能・能力」「認知分野で優勢を獲得するための機能・能力」を、以下のとおり具体化した。

○　隊員の負担、損害を局限しつつ、隊員以外の付随的な損害も局限する無人化、自律化
○　従来使っていなかったプラットフォームの活用
○　従来使っていなかったエネルギーの活用
○　新たな機能を実現する素材・材料、新たな製造手法
○　より早く、正確に情報を得るためのセンシング
○　膨大な情報を瞬時に処理するためのコンピューティング
○　これまで見えなかったもの（例えば遠くのもの、電磁波や隊員の意思決定プロセス）の見える化
○　仮想、架空情報をあたかも現実かのように見せる能力
○　未来の状況を予測して先手を打つ判断能力の強化
○　組織内外において、どこでも誰とでも正確、瞬時に情報共有を可能とするネットワーク
○　効率的、効果的にサイバー空間を防御する能力
○　認知能力の強化

これらの機能・能力を実現する上で重要な技術分野をブレークダウンして、我が国を守り抜く上で重要な技術分野を例示する。

（以上）

資料64 安全保障技術研究推進制度の2023年度新規採択研究課題

【大規模研究課題（タイプS)】10件

研究課題名	概要	研究代表者所属機関
層状無機固体の精密構造制御に基づく新規プロトン伝導体の創製	本研究では、プロトン伝導を担うゲスト層と骨格を担うホスト層とを分離して設計できる電解質としてナノシート積層膜に注目し、燃料電池の電解質として機能するかの原理検証とその基盤技術を構築するとともに、ナノシート積層構造に基づく新しい機能を創出します。	熊本大学
災害医療対応・外傷処置・外傷手術XR（注1）遠隔支援システムの開発	本研究では、災害やテロなどの現場での被災者医療対応において、メタバース（注2）内に被災者および被災地環境デジタルツイン（注3）を半自動生成し、そのデジタルツインを通して現場医療者と遠隔地の医療者が協力して最適な医療対応ができるシステムを実現します。	北海道大学
パワーデバイス冷却機能強化を指向したダイヤモンドウェハ大型化	本研究では、高耐圧素子の冷却能力を飛躍的に向上させる高熱伝導かつ高耐圧な放熱板を実現するため、熱伝導率に抜群の物性値を有するダイヤモンドを利用したウェハの大面積化に取組みます。また、結晶成長技術、プロセス・評価技術と共に、冷却能力の最大化を目指します。	産業技術総合研究所
計算力学とゲームAIを応用したOODA意思決定・群制御の研究	本研究は、複数無人機の運用者支援のため、リスク観測・状況判断・計画決定・実行のOODAループ（注4）を自律化する研究です。計算力学とゲームAIを応用した階層型自律アーキテクチャ（注5）とデータモデル（注6）で、学習軽量化、意思決定の冗長化、判断根拠の見える化を目指します。	クラスターダイナミクス（株）
超短パルスレーザを用いたCBRNE検知ライダシステムの開発	本研究では、超短パルスレーザを用いた多光子励起によって発生する共鳴ラマン散乱（注7）の現象を明らかにするとともに、本原理に基づく広域遠隔検知技術の実現に向けた基礎研究を行い、CBRNE（注8）災害に対処できる新たなライダ技術（注9）の確立を目指します。	（株）四国総合研究所
実験・計算科学の融合による革新的塗膜創製と機序解明の基礎研究	本研究では、ナノ炭素の微量添加により初めて発現する低摩擦性を含む革新的多機能材料を、計算科学とミクロ・マクロ領域評価の融合による新規SEM（注10）評価法の活用により創製し、その多機能性の原理を明らかにすると共に、深海のような高圧など過酷な環境での適用可能性を追求します。	（株）GSIクレオス
UHTCマトリックス複合材料及びプロセス技術に関する研究	本研究では、UHTC（注11）の組成探索を行い、マトリックス（注12）及び皮膜としたUHTC複合材料の研究により、耐環境性及び靭性に優れたUHTCマトリックス複合材料を実現します。また、曳糸性（注13）に優れたUHTC組成を見出して、繊維化技術を開発し、高温耐性に優れたUHTC繊維を実現します。	（株）超高温材料研究センター
高速放電技術のための新規コンデンサ材料の探索	本研究では、スマホなどの電子部品材料に使用されるコンデンサ材料について、マテリアルズ・インフォマティクス（注14）を駆使して、80年以上発見できていない、チタン酸バリウムを凌駕する誘電率を持つ材料を探索します。	（一財）ファインセラミックスセンター
超高耐圧α型酸化ガリウムパワー半導体の高度化のための基礎研究	本研究では、超高耐圧α型酸化ガリウムパワー半導体（注15）の実現に向けて、先行研究で蓄積したエピタキシャル成膜（注16）技術、デバイス作製技術を高度化して高耐圧・大電流化の開発に取組み、耐圧10kV級MOSFET（注17）で100Aでの動作実証を目指します。	（株）FLOSFIA
衛星による測位・時刻同期の革新的な欺瞞対策技術の開発	測位衛星による測位・時刻同期システムは、自動運転、ドローン管制、高速無線通信システムなどを支える社会インフラですが、欺瞞や改竄などの攻撃に脆弱であることから、本研究では、現状有効な対策がないミーコニング（注18）に対し、無線指紋（注19）技術を活用した革新的な防御手法を開発します。	LocationMind（株）

【小規模研究課題（タイプA・C）】13件

研究課題名	概要	研究代表者所属機関
マルチ機能を持つ軽量・高強度マグネシウム合金の基盤構築	本研究では、研究代表者らが開発した、高熱伝導性・高強度・高延性・不燃性・高耐食性というマルチ機能を持つ画期的な軽量・高強度Mg-Al-Ca-Mn系合金を対象に、マルチ機能マグネシウム合金の材料設計指針の確立と実用化を見据えた基盤技術の開発を行います。	熊本大学
混晶エンジニアリングによる超高耐圧AlGaNパワー素子の創出	本研究では、大幅な省エネルギーに貢献するパワー素子の候補として、超ワイドギャップ半導体であるAlGaN混晶を用いた縦型パワー素子の研究を行います。同材料の特異な物性を利用した混晶制御および分極ドーピングにより、新概念の超高耐圧・高速パワー素子の創出を目指します。	産業技術総合研究所
ISBT（注20）の革新による未開拓周波数・常温動作QCLの研究開発	本研究は、半導体のサブバンド間遷移機構の革新と窒化物半導体の導入により、これまで実現が不可能であったテラヘルツ波（注21）量子カスケードレーザー（注22）（QCL）の常温動作、ならびに5～12THz、1～3μm帯の未開拓周波数のQCLを実現することを目的とします。これにより、生体センシングやガスセンシングなどでの社会利用の拡大を目指します。	理化学研究所
積層造形によるAl合金の熱物性と機械的特性の制御に関する研究	本研究では、積層造形用のAl合金を対象に、極低温における熱物性や機械的特性・造形時の凝固割れを支配する因子を解明し、それぞれの予測モデル式構築、および制御指針の獲得を目指します。さらに、モデル式からマテリアルズ・インフォマティクス技術による新規合金創出を目指します。	川崎重工業（株）
脳科学とAIによる精神状態、認知能力の最適化に関する基礎研究	不安、落ち着き、感情といった精神状態の揺らぎは認知能力に影響します。本研究では、脳科学とAI技術を融合させ、行動・生体情報から精神状態を推定し、より良い精神状態に誘導することで認知能力を向上させる視聴覚刺激提示AIの研究開発に取組みます。	（株）KDDI総合研究所
電離圏プラズマを利用する新しい宇宙推進エネルギー工学	本研究では、地球低軌道を覆う電離圏プラズマ（注23）中で電子プラズマ波を操り、電子ビームを長距離伝送させ、スペースデブリ（注24）に照射し軌道変換させるというシナリオについて検討を行い、「電離圏プラズマ」を利用する新しい宇宙推進・エネルギー工学を切り拓きます。	大阪公立大学
高耐性を有する水中音響通信デジタル変復調方式の研究	本研究では、周囲騒音やドップラーシフトなど水中音響通信にとって過酷な条件を克服する通信技術を確立するため、新発想のデジタル変復調（注25）方式とディープラーニング（注26）を利用した新方式の受信機について検討し、従来の通信方式との比較検討及び水槽実験により有効性を実証します。	北見工業大学
荒天中操船に対応したHMD型デジタルツインシミュレータ開発	荒天時の海難事故の多くは適切な操船判断により回避できると考えられることから、本研究では、デジタルツインを利用した荒天中での操船訓練及びリアルタイム操船支援の実現を目指し、操船機能を有するHMD（注27）型シミュレータの実用化に向けた研究・開発を行います。	海上・港湾・航空技術研究所
ヒドリドイオンを利用した還元的分子検知と除去に関する基礎研究	本研究では、半導体表面のヒドリドイオン（注28）を利用した還元的分子検知と除去に資する基礎研究に取組みます。酸素の授受を用いた従来法に対し、真逆のアプローチを検証することで、分子検知と除去技術に新たな自由度を付与し、機能向上に貢献します。	物質・材料研究機構
異種材料の低温大気圧耐食性接合と固相分離を両立する極薄架橋層	本研究では、移動体IoT用の電子基板や構造部品の製造基盤となるCu、Feなどの金属材料と樹脂材料を複合化した構造に対し、低温大気圧下での接合性と耐水性、冷却による効率的な分離回収性を付与可能な、極薄架橋（注29）層の形成手法を確立します。	物質・材料研究機構
スピン波のカオス的干渉を利用する超高速物理演算デバイスの開発	本研究では、従来のデバイスより高集積かつ低消費電力で動作する超高速物理演算デバイスの実現に向けて、磁性体内で起こるスピン波（注30）の複雑なふるまいを利用した新規の脳型情報処理技術を研究し、幅広い分野で利用できるAI機能搭載機器へ応用するための道筋を開拓します。	物質・材料研究機構
スピン偏極電子の磁場応答の可視化	本研究では、試料への磁場印加とスピン分解光電子分光（注31）を両立した革新的な計測装置を開発し、量子機能性材料内部のスピン偏極電子の磁場応答を可視化します。また、物質と磁場の相互作用や磁壁移動の物理を微視的に解明し、次世代磁気デバイス開発を推進します。	量子科学技術研究開発機構

物理法則に立脚した解釈性・説明性の高いマルチモーダルAI	本研究では、物理法則の性質を組み込むことで信頼性と解釈性を高め、さまざまな形式の実測データに対応することで精度と実用性を高めたAIモデルを構築し、工業製品などの最適な設計やより高度な制御のための汎用的なフレームワークの構築を目指します。	（株）RICOS

（注）1 XR（クロスリアリティ）：VR（仮想現実）、AR（拡張現実）、MR（複合現実）など現実世界と仮想世界を融合する技術の総称。
2 メタバース：多人数が自由に行動できる、通信ネットワーク上に構築された三次元の仮想空間のこと。
3 デジタルツイン：現実世界に実在するものを、サイバー空間上に再現する先進技術のこと。
4 OODAループ：Observe, Orient, Decide, Actのプロセスを繰り返す意思決定方法。変化の予測が困難な状況で用いられる。
5 階層型自律アーキテクチャ：自律化の意思決定に階層構造の要素を取り込んだアーキテクチャ。
6 データモデル：この場合、学習情報を意思決定階層の視点に応じたデータ構造に格納したもの。
7 共鳴ラマン散乱：物質を励起した際に生じる散乱現象の一つ。物質ごとに固有の波長の散乱が生じる。
8 CBRNE：Chemical, Biological, Radiological, Nuclear, Explosive
9 ライダ技術：通常の場合は、レーザ光を照射して、その反射光情報を元に、対象物までの距離やその性質などを計測する技術。
10 SEM：Scanning Electron Microscope（走査型電子顕微鏡）
11 UHTC：Ultra-High Temperature Ceramics（超高温セラミックス；ここでは2,000℃以上の極限の高温にも耐えることが出来るセラミックスのこと）
12 マトリックス：複合材料の強化材料を支持するための母材。
13 曳糸性：液状の材料を引き延ばした時に、どれほど糸の形になりやすいかを表す性質。
14 マテリアルズ・インフォマティクス：機械学習などの情報科学を用いて、材料開発の効率化を図る取り組みのこと。
15 パワー半導体：高い電圧や大きな電流を取り扱うことのできる半導体。電力・周波数の制御や直流交流の変換などに用いられる。
16 エピタキシャル成膜：単結晶基板上濃度・厚さを制御した高品質半導体単結晶膜を形成すること。
17 MOSFET：金属酸化膜半導体（MOS）構造の電界効果型トランジスタ（FET）のこと。動作速度が速く、緻密な制御が可能。
18 ミーコニング：受信した測位信号をコピーして時間差をつけて再放送することで、測位を妨害する技術。
19 無線指紋：無線電波信号の中に発生する、送信機のアナログ回路の製造ばらつきや、通信環境により発生するゆらぎなどが由来の、機器個体を判別可能な特徴。
20 ISBT：Inter Sub-Band Transition（サブバンド間遷移）の略。量子井戸中に形成されたエネルギー準位間の遷移のこと。厚みにより遷移エネルギーが決まることから、複数の結晶格子をもつ材料の周期的な薄層などにより、同じ材料系で広範な波長の光を発振できる。
21 テラヘルツ波：電波のような透過性とレーザー光線のような直進性を兼ね備えた電磁波。
22 量子カスケードレーザー：単一の電子から複数の光子が放出される「量子カスケード」過程を利用することで、通常の半導体レーザーより強い強度のレーザを発振する半導体レーザー。
23 電離圏プラズマ：大気圏上層部で太陽光により大気の一部が電離した状態。
24 スペースデブリ：過去に打ち上げられた人工衛星など、現在使われなくなった宇宙のごみ。
25 変復調：データを伝送する際に送信側で適切な電気信号に変換し、受信側で電気信号をデータに復元すること。
26 ディープラーニング：人の脳を模したニューラルネットワークを用いた機械学習の手法の一つ。
27 HMD：Head Mounted Display、ヘッドマウントディスプレイ
28 ヒドリドイオン：水素化物イオン。水素原子が電子1個を受け取ってイオン化した陰イオンのこと。H^-。
29 架橋：原子やイオンまたは分子の間を、他の原子などが橋を架けるようにつなぐこと。
30 スピン波：磁石の性質を持つスピンのベクトルが、その向きを変えながら波として空間を伝搬する現象。
31 スピン分解光電子分光：物質中の電子の束縛エネルギー、運動量及びスピンを測定する手法。

資料65 防衛装備移転三原則

（平成26年４月１日　国家安全保障会議決定
　　閣　議　決　定
令和５年12月22日　一　部　改　正）

政府は、防衛装備の海外移転については、昭和42年の佐藤総理による国会答弁（以下「武器輸出三原則」という。）及び昭和51年の三木内閣の政府統一見解によって慎重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国が平和国家としての道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、一方で、共産圏諸国向けの場合は武器の輸出は認めないとするなど時代にそぐわないものとなっていた。また、武器輸出三原則の対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎むものとした結果、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったため、政府は、個別の必要性に応じて例外化措置を重ねてきた。このような中、平成26年４月１日、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配意した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則として本原則を定めた。今般、「国家安全保障戦略について」（令和４年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）を踏まえ、一部改正をすることとした。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本原則を堅持してきた。他方、現在、我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。そして、我が国が位置するインド太平洋地域は安全保障上の課題が多い地域であり、この地域において、我が国が、自由で開かれたインド太平洋というビジョンの下、同盟国・同志国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を実現し、地域の平和と安定を確保していくことは、我が国の安全保障にとって死活的に重要である。

これらを踏まえ、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際社会の主要プレーヤーとして、同盟国・同志国等と連携し、国際協調を旨とする積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びインド太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、一方的な現状変更を容易に行い得る状況の出現を防ぎ、安定的で予見可能性が高く、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化することとしている。

こうした我が国の安全保障上の目標を達成する上で、防衛装備の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。そして、防衛装備の適切な海外移転は、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力（以下「平和貢献・国際協力」という。）の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進に資するものであり、また、同盟国である米国及び同志国等との安全保障・防衛分野における協力の強化、ひいては地域における抑止力の向上に資するものである。さらに、防衛装備の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることに鑑み、防衛装備の適切な海外移転は、いわば防衛力そのものと位置付けられる我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである。

他方、防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上の影響が大きいことから、各国政府が様々な観点を考慮しつつ責任ある形で防衛装備の移転を管理する必要性が認識されている。その際、経済安全保障の観点も踏まえ、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等にも留意する必要がある。

以上を踏まえ、我が国としては、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、次の三つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行った上で、官民一体となって防衛装備の海外移転を進めることとする。また、武器製造関連設備の海外移転については、これまでと同様、防衛装備に準じて取り扱うものとする。

１　移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

①当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、

②当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は

③紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

２　移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記１以外の場合は、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点に

おいて利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3　目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決定し、その決定に従い、経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の運用を適切に行う。その上で、運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて、時宜を得た形で改正を行う。

本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

政府としては、国際協調を旨とする積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のために積極的に寄与していく考えであり、防衛装備並びに機微な汎用品及び汎用技術の管理の分野において、武器貿易条約の履行及び国際輸出管理レジームの更なる強化に向けて、一層積極的に取り組んでいく考えである。

資料66 防衛装備移転三原則の運用指針

平成26年 4 月 1 日	国家安全保障会議決定			
平成27年11月24日	一	部	改	正
平成28年 3 月22日	一	部	改	正
令和 4 年 3 月 8 日	一	部	改	正
令和 5 年12月22日	一	部	改	正
令和 6 年 3 月26日	一	部	改	正

防衛装備移転三原則（平成26年4月1日閣議決定。以下「三原則」という。）に基づき、三原則の運用指針（以下「運用指針」という。）を次のとおり定める。

（注）用語の定義は三原則によるほか、6のとおりとする。

1　防衛装備の海外移転を認め得る案件

防衛装備の海外移転を認め得る案件は、次に掲げるものとする。

（1）平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの（平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。）

ア　移転先が外国政府である場合

イ　移転先が国際連合若しくはその関連機関、国連決議に基づいて活動を行う機関、国際機関の要請に基づいて活動を行う機関又は活動が行われる地域の属する国の要請があってかつ国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けた活動を行う機関である場合

（2）我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの（我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。）

ア　米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転であって、次に掲げるもの

(ア)　国際共同開発・生産のパートナー国に対する防衛装備の海外移転

(イ)　国際共同開発・生産のパートナー国以外の国に対する部品や役務の提供

(ウ)　国際共同開発・生産のパートナー国以外の国に対する完成品に係る防衛装備の海外移転（我が国の防衛力整備上の必要性から参画し、パートナー国以外の国に対する完成品の直接移転が必要となる次に掲げる国際共同開発・生産である場合に限る。）

・グローバル戦闘航空プログラム（我が国から移転された防衛装備を国際連合憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束を我が国と移転先国との間で締結している場合に限る。ただし、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国へ移転する場合を除く。）

イ　米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの

(ア)　法律に基づき自衛隊が実施する物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転

(イ)　米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供

(ウ)　我が国との間で安全保障面での協力関係がある国からのライセンス生産品に係る防衛装備のライセンス元国からの要請に基づく提供（ライセンス元国からの更なる提供を含む。）に関する防衛装備の海外移転（自衛隊法上の武器（弾薬を含む。以下同じ。）に該当するライセンス生産品に係る防衛装備をライセンス元国以外の国に更に提供する場合にあっては、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国へ提供する場合を除く。）

(エ)　我が国との間で安全保障面での協力関係がある国への修理等の役務提供

(オ)　我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する次に掲げるものに関する防衛装備の海外移転

①　部品

②　救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する完成品（当該本来業務の実施又は自己防護に必要な自衛隊法上の武器を含む。）

ウ　自衛隊を含む政府機関（以下「自衛隊等」という。）の活動（自衛隊等の活動に関する外国政府又は民間団体等の活動を含む。以下同じ。）又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であって、次に掲げるもの

(ア)　自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供（要修理品を良品と交換する場合を含む。）

(イ)　公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出

(ウ)　危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出

（3）国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国に対する防衛装備（自衛隊法上の武器及びその技術情報を除く。）の海外移転

（4）誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合の海外移転

2　海外移転の厳格審査の視点

（1）個別案件の輸出許可

個別案件の輸出許可に当たっては、1に掲げる防衛装備の海外移転を認め得る案件に該当するものについて、

・仕向先及び最終需要者の適切性

・当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼ

す懸念の程度

の2つの視点を複合的に考慮して、移転の可否を厳格に審査するものとする。

具体的には、仕向先の適切性については、平和貢献・国際協力の観点や我が国の安全保障の観点から積極的な意義があるかなど、仕向国・地域が国際的な平和及び安全並びに我が国の安全保障にどのような影響を与えているか等を踏まえて検討し、最終需要者の適切性については、最終需要者による防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等を考慮して検討する。特に、自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転については、仕向国・地域において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否かを含めた国際的な平和及び安全への影響、仕向国・地域と我が国の安全保障上の関係等を考慮して、慎重に検討する。

また、安全保障上の懸念の程度については、移転される防衛装備の性質、技術的機微性、用途（目的）、数量、形態（完成品又は部品か、貨物又は技術かを含む。）並びに目的外使用及び第三国移転（以下「第三国移転等」という。）の可能性等を考慮して検討する。

なお、最終的な移転を認めるか否かについては、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、移転時点において利用可能な情報に基づいて、上述の要素を含む視点から総合的に判断することとする。

（2）第三国移転等に係る事前同意

第三国移転等に係る事前同意に当たっては、事前同意を与える相手国にとっての安全保障上の意義等を考慮しつつ、(1) における

・仕向先及び最終需要者の適切性
・当該防衛装備の第三国移転等が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度

の2つの我が国の視点を複合的に考慮して、事前同意の可否を厳格に審査するものとする。

3　適正管理の確保

防衛装備の海外移転に当たっては、海外移転後の適正な管理を確保するため、原則として第三国移転等について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、次に掲げる場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。その場合であっても、技術的機微性が高い場合等については、原則として相手国政府に義務付けることとする。

（1）平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合として、次のいずれかに該当する場合

ア　緊急性・人道性が高い場合

イ　移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合

ウ　国際入札の参加に必要となる技術情報又は試験品の提供を行う場合

エ　金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合

（2）部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合

（3）移転先国以外の国の輸出管理制度の下で適切に管理されている完成品に係る部品等を移転する場合

（4）部品等をライセンス元に納入又は輸入元に移転する場合

（5）他国政府又は他国企業が主導する装備品等のサプライチェーンに参画するために部品等を納入する場合

（6）我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合

（7）自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合

（8）誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

仕向先の管理体制の確認に当たっては、合理的である限りにおいて、政府又は移転する防衛装備の管理に責任を有する者等の誓約書等の文書による確認を実施することとする。そのほか、移転先の防衛装備の管理の実態、管理する組織の信頼性、移転先の国又は地域の輸出管理制度やその運用実態等についても、移転時点において利用可能な情報に基づいて確認するものとする。

海外移転後の防衛装備が適切に管理されていないことが判明した場合、当該防衛装備を移転した者等に対する外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく罰則の適用を含め、厳正に対処することとする。

なお、我が国から防衛装備が移転された移転先が我が国の事前同意に基づき第三国移転するに当たっては、当該移転先又はその政府による当該第三国移転先に対する適正な管理の確認をもって我が国として適正な管理を確保することも可能とする。

4　審査に当たっての手続

（1）国家安全保障会議での審議

防衛装備の海外移転に関し、次の場合は、国家安全保障会議で審議するものとする。イ、ウ又はエに該当する防衛装備の海外移転について外為法に基づく経済産業大臣の許可の可否を判断するに当たっては、当該審議を踏まえるものとする。

ア　基本的な方針について検討するとき。

イ　移転を認める条件の適用について特に慎重な検討を要するとき。

ウ　防衛装備の海外移転又は第三国移転等に係る事前同意に当たって、仕向先等の適切性、安全保障上の懸念の程度等について特に慎重な検討を要するとき。

エ　同様の類型について、過去に政府として自衛隊法上の武器の海外移転又は第三国移転等に係る事前同意を認め得るとの判断を行った実績がないとき（1（2）ウ又は1（4）に掲げる防衛装備の海外移転

を認め得る案件を除く。）。

オ　防衛装備の海外移転の状況について報告を行うとき。

（2）国家安全保障会議幹事会での審議

防衛装備の海外移転に関し、次の場合には、国家安全保障会議幹事会で審議するものとする。イ又はウに該当する防衛装備の海外移転について外為法に基づく経済産業大臣の許可の可否を判断するに当たっては、当該審議を踏まえるものとする。

ア　基本的な方針について検討するとき。

イ　同様の類型について、過去に政府として海外移転又は第三国移転等に係る事前同意を認め得るとの判断を行った実績がないとき（外国政府や外国企業との調整段階における技術情報の提供であって、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合を除く。）。

ウ　同様の類型について、過去に政府として自衛隊法上の武器の海外移転又は第三国移転等に係る事前同意を認め得るとの判断を行った実績がある仕向先に対して、新たに同様の自衛隊法上の武器を海外移転するとき（1（2）ウ又は1（4）に掲げる防衛装備の海外移転を認め得る案件を除く。）。

エ　防衛装備の海外移転の状況について報告を行うとき。

（3）関係省庁間での連携

防衛装備の海外移転の可否の判断においては、総合的な判断が必要であることを踏まえ、防衛装備の海外移転案件に係る調整、適正管理の在り方において、関係省庁が緊密に連携して対応することとし、各関係省庁の連絡窓口は、次のとおりとする。ただし、個別案件ごとの連絡窓口は必要に応じて別の部局とすることができるものとする。

ア　内閣官房国家安全保障局

イ　外務省総合外交政策局安全保障政策課

ウ　経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

エ　防衛省防衛装備庁装備政策部国際装備課

5　定期的な報告及び情報の公開

（1）定期的な報告

経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許可（第三国移転等に係る事前同意を含む。）の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議において報告の上、公表するものとする。

（2）情報の公開

4（1）の規定により国家安全保障会議で審議された案件（第三国移転等に係る事前同意に係るものを含む。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。情報の公開に当たっては、従来個別に例外化措置を講じてきた場合に比べて透明性に欠けることのないよう留意する。

6　その他

（1）定義

ア　「国際共同開発・生産」とは、我が国の政府又は企業が参加する国際共同開発（国際共同研究を含む。以下同じ。）又は国際共同生産であって、以下のものを含む。

㈠　我が国政府と外国政府との間で行う国際共同開発

㈡　外国政府による防衛装備の開発への我が国企業の参画

㈢　外国からのライセンス生産であって、我が国企業が外国企業と共同して行うもの

㈣　我が国の技術及び外国からの技術を用いて我が国企業が外国企業と共同して行う開発又は生産

㈤　部品等を融通し合う国際的なシステムへの参加

㈥　国際共同開発又は国際共同生産の実現可能性の調査のための技術情報又は試験品の提供

イ　「自衛隊法上の武器」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう（なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）。

ウ　「部品」とは、完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、それのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。

（2）これまでの武器輸出三原則等との整理

三原則は、これまでの武器輸出三原則等を整理しつつ新しく定められた原則であることから、今後の防衛装備の海外移転に当たっては三原則を踏まえて外為法に基づく審査を行うものとする。三原則の決定前に、武器輸出三原則等の下で講じられてきた例外化措置については、引き続き三原則の下で海外移転を認め得るものと整理して審査を行うこととする。

（3）施行期日

この運用指針は、平成26年4月1日から施行する。

（4）改正

この運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて、速やかに改正の要否について検討を行った上で、時宜を得た形で改正を行う。三原則は外為法の運用基準であることを踏まえ、この運用指針の改正は、経済産業省が内閣官房、外務省及び防衛省と協議して案を作成し、国家安全保障会議で決定することにより行う。

資料67 自衛官の定員と現員、自衛官の定員と現員の推移

（2024.3.31 現在）

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定　　員	150,245	45,414	46,976	4,519	247,154
現　　員	134,011	42,375	43,025	4,100	223,511
充 足 率（%）	89.2	93.3	91.6	90.7	90.4

区分	非任期制自衛官								任期制自衛官	
	幹部		准尉		曹		士			
定　　員	46,483		4,898		141,657		54,116			
現　　員	43,052	（2,762）	4,738	（126）	139,037	（10,433）	22,290	（3,775）	14,394	（2,865）
充 足 率（%）	92.6		96.7		98.2		67.8			

（注）1　定員は予算定員
　　2　現員の（　）は女子で内数
　　3　統合幕僚監部等の「等」は、内部部局、防衛装備庁、情報本部、共同の部隊を指す。

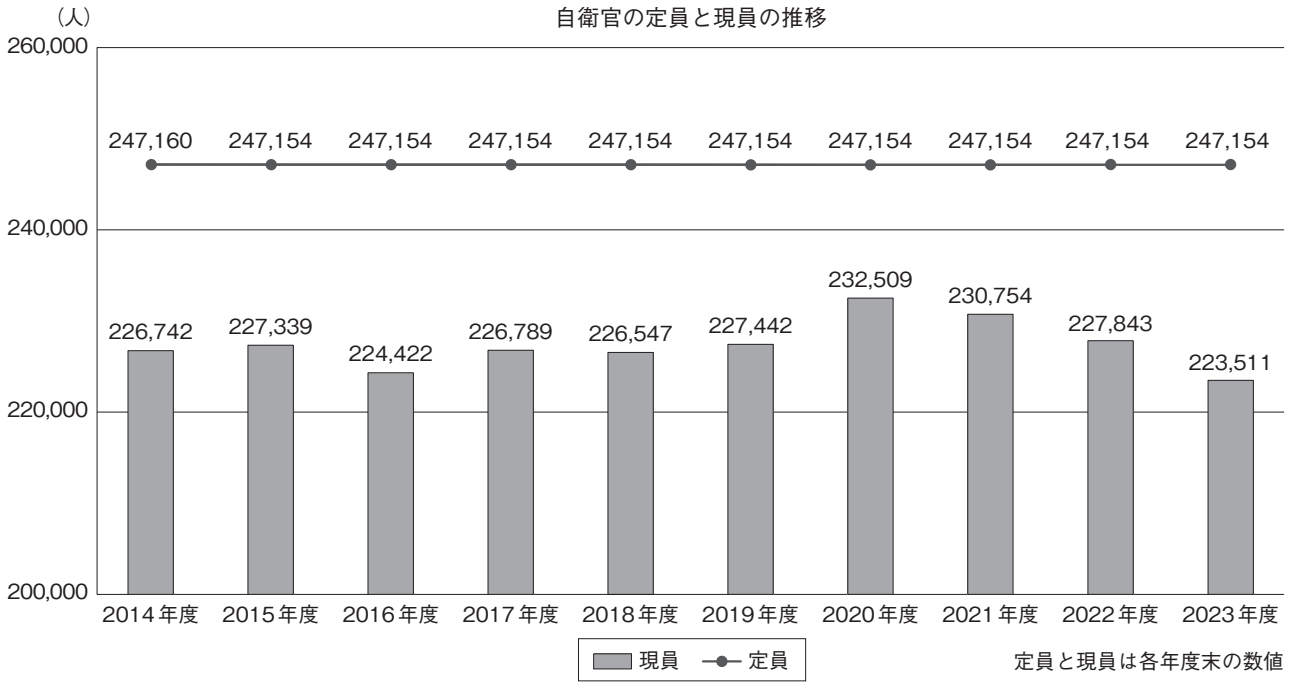

資料68 自衛官などの応募と採用状況

区分			採用計画数	応募者数	採用者数	応募者数÷採用者数	計画達成率
一般幹部候補生		陸	240	1,581（246）	292（47）	5.4（5.2）	122%
		海	120	1,010（183）	137（24）	7.4（7.6）	114%
		空	94	1,317（337）	97（36）	13.6（9.4）	103%
		計	454	3,908（766）	526（107）	7.4（7.2）	116%
曹	技術海曹	海	27	30（4）	8（3）	3.8（1.3）	30%
	技術空曹	空	19	14（2）	9（2）	1.6（1.0）	47%
航空学生		海	74	515（69）	71（5）	7.3（13.8）	96%
		空	72	1,075（146）	78（7）	13.8（20.9）	108%
		計	146	1,590（215）	149（12）	10.7（17.9）	102%
一般曹候補生		陸	4,200	10,975（2,039）	2,532（361）	4.3（5.6）	60%
		海	1,630	4,063（831）	1,042（205）	3.9（4.1）	64%
		空	1,400	4,922（1,422）	1,395（369）	3.5（3.9）	100%
		計	7,230	19,960（4,292）	4,969（935）	4.0（4.6）	69%
自衛官候補生		陸	7,030	11,769（2,108）	1,897（270）	6.2（7.8）	27%
		海	1,398	3,620（749）	444（61）	8.2（12.3）	32%
		空	2,200	4,644（1,381）	880（209）	5.3（6.6）	40%
		計	10,628	20,033（4,238）	3,221（540）	6.2（7.8）	30%
防衛大学校学生	推薦	人社	45	167（57）	52（21）	3.2（2.7）	116%
		理工	145	293（44）	164（29）	1.8（1.5）	113%
		計	190	460（101）	216（50）	2.1（2.0）	114%
	総合選抜	人社	－	71（13）	16（4）	4.4（3.3）	－
		理工	－	105（14）	40（6）	2.6（2.3）	－
		計	50	176（27）	56（10）	3.1（2.7）	112%
	一般	人社	45	4,063（1,886）	42（10）	96.7（188.6）	93%
		理工	195	5,657（1,334）	204（24）	27.7（55.6）	105%
		計	240	9,720（3,220）	246（34）	39.5（94.7）	103%
防衛医科大学校医学科学生			85	5,933（2,019）	83（18）	71.5（112.2）	98%
防衛医科大学校看護学科学生（自衛官候補看護学生）			75	1,245（952）	75（68）	16.6（14.0）	100%
高等工科学校生徒	推薦		120	314	117	2.7	98%
	一般		230	1,305	236	5.5	103%
	合計		350	1,619	353	4.6	101%

（注）1 （ ）は女子で内数
2 数値は令和5（2023）年度における自衛官などの募集にかかるものである。
3 防衛大学校学生（総合選抜）の採用計画数は、専攻学科別に区分していない。

資料69 防衛省の職員等の内訳

（2024.3.31 現在）

特別職			一般職	
	定員内	定員外	定員内	定員外
防衛大臣 防衛副大臣 防衛大臣政務官（2人） 防衛大臣補佐官 防衛大臣政策参与（3人以内）	防衛大臣秘書官		事務官等　26人	非常勤職員
	自衛隊の隊員			
	防衛事務次官	自衛官候補生		
	防衛審議官	予備自衛官　47,900人		
	書記官等　839人	即応予備自衛官　7,981人		
	事務官等　20,173人	予備自衛官補　4,621人		
	自衛官　247,154人	防衛大学校学生		
		防衛医科大学校学生		
		陸上自衛隊高等工科学校生徒		
		非常勤職員		

（注）1　定員数は法令上の定員
　　2　防衛省の職員等の「等」は、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官を指す。

資料70 再就職等支援のための主な施策

区分	再就職等支援施策		内容
退職予定自衛官に対する施策	職業適性検査		退職予定の自衛官に対し、適性に応じた進路指導などを行うための検査
	就職補導教育		任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識及び再就職にあたっての心構えを付与
	業務管理教育		若年定年退職予定の自衛官に対し、社会への適応性を啓発するとともに、再就職及び退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与
	職業訓練	技能訓練	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において有用な資格などを取得できる能力を付与（大型自動車、フォークリフト、電気工事士、危険物取扱者、ボイラー技士、車両系建設機械、普通自動車、クレーン運転士、介護職員初任者研修、大型特殊自動車、登録販売者、ファイナンシャルプランナー、調剤薬局事務、電気工事施工管理技士、消防設備点検資格者、ガス溶接作業主任者など）
		防災・危機管理教育	若年定年退職予定の幹部自衛官に対し、防災行政の仕組み及び国民保護計画などの専門知識を付与（本教育の受講は、内閣府が行う地域防災マネージャー証明の要件）
		通信教育	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において有用な資格などを取得できる能力を付与（危険物取扱者、電気工事士、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士、マンション管理士、衛生管理者、ボイラー技士、行政書士、消防設備士、進学希望者に対する大学進学支援など）
	インターンシップ		再就職先のミスマッチなどによる早期離職を防止するとともに、再就職先の拡充を図る観点から、退職予定自衛官に対するインターンシップを実施
	進路相談等部外委託		退職予定の自衛官に対し、個々のニーズに沿った進路相談などを部外の専門家に委託
部内援護担当者に対する施策	援護担当者教育		援護担当者の質的向上を図るための労働行政、援護活動などの教育
部外に対する施策	企業主などに対する援護広報		企業主などに対する退職予定自衛官の有用性などの広報
	企業主などに対する部隊見学など招へい		企業主などを部隊などに招へいし、部隊などの見学、再就職等支援状況の説明などを実施

資料71 退職自衛官の地方公共団体の防災・危機管理部門における在職状況

2024.3.31現在：665名

都道府県	在職状況
北海道	北海道庁５名、札幌市役所２名、函館市役所２名、小樽市役所、旭川市役所、室蘭市役所、釧路市役所、帯広市役所２名、岩見沢市役所、留萌市役所、苫小牧市役所、稚内市役所、芦別市役所、赤平市役所、紋別市役所、士別市役所、名寄市役所３名、千歳市役所４名、滝川市役所、富良野市役所、登別市役所、恵庭市役所２名、伊達市役所、北広島市役所２名、北斗市役所２名、松前町役場、知内町役場、七飯町役場、鹿部町役場、森町役場、島牧村役場、蘭越町役場、ニセコ町役場、留寿都村役場、喜茂別町役場、倶知安町役場、余市町役場、長沼町役場、月形町役場、浦臼町役場、沼田町役場、当麻町役場、美瑛町役場、上富良野町役場、中富良野町役場２名、南富良野町役場、下川町役場、天塩町役場、豊富町役場、礼文町役場、利尻町役場、幌延町役場、美幌町役場２名、遠軽町役場２名、壮瞥町役場、厚真町役場、安平町役場、新ひだか町役場、音更町役場３名、士幌町役場、上士幌町役場、芽室町役場、幕別町役場、足寄町役場、釧路町役場２名、標茶町役場、弟子屈町役場、別海町役場
青森県	青森県庁２名、青森市役所３名、弘前市役所、八戸市役所３名、十和田市役所、三沢市役所、つがる市役所、鰺ヶ沢町役場、深浦町役場
岩手県	岩手県庁、盛岡市役所、宮古市役所、花巻市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、雫石町役場、矢巾町役場、大槌町役場、山田町役場、岩泉町役場、野田村役場、洋野町役場
宮城県	宮城県庁、仙台市役所２名、石巻市役所、塩竈市役所、名取市役所、角田市役所、栗原市役所、東松島市役所、富谷市役所、柴田町役場、丸森町役場、山元町役場、利府町役場、大和町役場、大衡村役場、南三陸町役場
秋田県	秋田県庁３名、秋田市役所、大館市役所、湯沢市役所、由利本荘市役所、潟上市役所、大仙市役所、羽後町役場
山形県	山形県庁、山形市役所、米沢市役所、酒田市役所、上山市役所、村山市役所、天童市役所、東根市役所、尾花沢市役所、高畠町役場、白鷹町役場
福島県	福島県庁２名、福島市役所２名、郡山市役所、いわき市役所、伊達市役所、本宮市役所
茨城県	茨城県庁、水戸市役所、古河市役所、龍ケ崎市役所、下妻市役所、高萩市役所、かすみがうら市役所、五霞町役場、境町役場２名
栃木県	栃木県庁、宇都宮市役所、小山市役所
群馬県	群馬県庁２名、中之条町役場
埼玉県	埼玉県庁、さいたま市役所、川越市役所、行田市役所、朝霞市役所、和光市役所、桶川市役所、久喜市役所、吉川市役所、川島町役場
千葉県	千葉県庁、千葉市役所、市川市役所、船橋市役所、館山市役所、木更津市役所、松戸市役所、野田市役所、茂原市役所、成田市役所、佐倉市役所、習志野市役所、柏市役所、市原市役所、流山市役所、八千代市役所、富津市役所、浦安市役所、四街道市役所、袖ケ浦市役所、八街市役所、印西市役所、白井市役所、富里市役所、香取市役所、山武市役所、いすみ市役所、酒々井町役場、栄町役場、鋸南町役場
東京都	東京都庁10名、中央区役所、墨田区役所、江東区役所、品川区役所３名、目黒区役所、大田区役所２名、世田谷区役所、渋谷区役所２名、北区役所、荒川区役所、板橋区役所、足立区役所、葛飾区役所、調布市役所、日野市役所、狛江市役所、瑞穂町役場
神奈川県	神奈川県庁４名、横浜市役所７名、川崎市役所、相模原市役所２名、横須賀市役所２名、平塚市役所、鎌倉市役所、藤沢市役所３名、小田原市役所、茅ヶ崎市役所、逗子市役所、三浦市役所２名、海老名市役所４名、座間市役所、南足柄市役所、綾瀬市役所、葉山町役場、大磯町役場、中井町役場、大井町役場、松田町役場、山北町役場、開成町役場、箱根町役場２名、湯河原町役場２名、愛川町役場
新潟県	新潟県庁、新潟市役所、新発田市役所、加茂市役所、燕市役所、上越市役所２名、聖籠町役場、関川村役場
富山県	富山県庁、富山市役所２名、砺波市役所
石川県	石川県庁、金沢市役所、輪島市役所、加賀市役所２名、宝達志水町役場
福井県	福井県庁４名、勝山市役所、あわら市役所
山梨県	山梨県庁、富士吉田市役所、南アルプス市役所、身延町役場、忍野村役場、山中湖村役場、富士河口湖町役場
長野県	長野県庁、長野市役所、松本市役所、茅野市役所、塩尻市役所、安曇野市役所、松川町役場
岐阜県	岐阜県庁２名、各務原市役所、飛騨市役所、海津市役所
静岡県	静岡県庁５名、静岡市役所、浜松市役所、熱海市役所、島田市役所２名、磐田市役所、御殿場市役所３名、裾野市役所、御前崎市役所、菊川市役所、西伊豆町役場、小山町役場
愛知県	愛知県庁、名古屋市役所、豊橋市役所２名、岡崎市役所、春日井市役所、碧南市役所、刈谷市役所、豊田市役所、西尾市役所、蒲郡市役所、常滑市役所２名、小牧市役所、稲沢市役所、新城市役所、東海市役所、大府市役所、知多市役所、高浜市役所、豊明市役所、田原市役所、清須市役所、北名古屋市役所２名、弥富市役所、あま市役所、長久手市役所、豊山町役場、大口町役場、大治町役場、蟹江町役場、飛島村役場、美浜町役場、武豊町役場、幸田町役場
三重県	三重県庁、津市役所、四日市市役所、伊勢市役所、桑名市役所、名張市役所、亀山市役所、鳥羽市役所、志摩市役所
滋賀県	滋賀県庁、湖南市役所、高島市役所
京都府	京都府庁２名、京都市役所、舞鶴市役所、城陽市役所、八幡市役所２名、京田辺市役所、木津川市役所２名、精華町役場２名
大阪府	大阪府庁、大阪市役所、堺市役所、岸和田市役所、池田市役所、泉大津市役所、貝塚市役所、茨木市役所、八尾市役所、泉佐野市役所２名、富田林市役所、河内長野市役所、大東市役所、高石市役所、四條畷市役所、大阪狭山市役所、千早赤阪村役場
兵庫県	兵庫県庁２名、神戸市役所５名、姫路市役所、明石市役所、豊岡市役所、西脇市役所、川西市役所、加西市役所、加東市役所、猪名川町役場
奈良県	奈良県庁２名、奈良市役所２名、大和高田市役所、橿原市役所、五條市役所２名、生駒市役所２名、田原本町役場２名、広陵町役場
和歌山県	和歌山県庁、那智勝浦町役場
鳥取県	鳥取県庁５名、鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、南部町役場、日南町役場
島根県	島根県庁、松江市役所、浜田市役所、出雲市役所、奥出雲町役場
岡山県	岡山県庁、岡山市役所、倉敷市役所、笠岡市役所、浅口市役所、鏡野町役場
広島県	広島県庁３名、広島市役所、呉市役所、府中市役所、三次市役所、大竹市役所、廿日市市役所、海田町役場、熊野町役場、坂町役場
山口県	山口県庁、下関市役所、山口市役所、萩市役所、防府市役所２名、岩国市役所、光市役所、長門市役所、和木町役場、平生町役場

都道府県	在職状況
徳島県	徳島県庁９名、徳島市役所、阿南市役所、吉野川市役所２名、阿波市役所、美馬市役所、松茂町役場、東みよし町役場
香川県	香川県庁、丸亀市役所、坂出市役所、善通寺市役所、観音寺市役所、さぬき市役所、三豊市役所、綾川町役場、まんのう町役場
愛媛県	愛媛県庁、松山市役所、今治市役所、宇和島市役所、新居浜市役所、西条市役所、西予市役所、上島町役場、伊方町役場、愛南町役場
高知県	高知県庁、高知市役所、須崎市役所、香南市役所
福岡県	福岡県庁、北九州市役所、福岡市役所２名、久留米市役所、飯塚市役所２名、筑後市役所、小郡市役所、春日市役所、大野城市役所２名、宗像市役所、太宰府市役所、朝倉市役所、みやま市役所、糸島市役所、那珂川市役所２名、篠栗町役場、久山町役場、粕屋町役場、芦屋町役場、岡垣町役場、大刀洗町役場
佐賀県	佐賀県庁４名、唐津市役所、武雄市役所、吉野ヶ里町役場、上峰町役場、玄海町役場
長崎県	長崎県庁５名、長崎市役所、佐世保市役所２名、島原市役所、諫早市役所、大村市役所、対馬市役所、壱岐市役所２名、西海市役所
熊本県	熊本県庁６名、熊本市役所、八代市役所、荒尾市役所、水俣市役所、山鹿市役所、菊池市役所、合志市役所２名、大津町役場、菊陽町役場、山都町役場、球磨村役場、あさぎり町役場
大分県	大分県庁、大分市役所、別府市役所、中津市役所、杵築市役所２名、由布市役所、日出町役場
宮崎県	宮崎県庁２名、宮崎市役所、都城市役所３名、延岡市役所２名、日南市役所、小林市役所２名、日向市役所、串間市役所、西都市役所、えびの市役所、高原町役場、高鍋町役場、新富町役場、都農町役場、門川町役場
鹿児島県	鹿児島県庁５名、鹿児島市役所、鹿屋市役所、出水市役所、垂水市役所、薩摩川内市役所、霧島市役所２名、姶良市役所、さつま町役場、湧水町役場、錦江町役場、瀬戸内町役場
沖縄県	浦添市役所、北谷町役場、与那国町役場

（注）2024.3.31 現在で防衛省が把握しているもの（非常勤職員を含む）。

資料72 演習場一覧

区分	名称	所在地	土地面積				備考
			行政財産	他省庁財産	民公有財産	合計	
大演習場	矢臼別	北海道	168,134	－	15	168,149	
	北海道	北海道	95,802	50	106	95,958	7地区より成る。
	王城寺原	宮城	42,487	11	4,059	46,557	
	北富士	山梨	19,659	6	26,930	46,595	
	東富士	静岡	29,338	5,139	53,831	88,308	
	日出生台	大分	49,870	－	－	49,870	
	合計	6件	405,289	5,205	84,942	495,436	
中演習場	鬼志別	北海道	14,925	－	－	14,925	
	上富良野	北海道	42,851	－	17	42,867	
	然別	北海道	33,288	－	4	33,292	
	岩手山	岩手	22,891	－	0	22,891	
	白河布引山	福島	18,108	1	1,716	19,825	
	相馬原	群馬	6,312	－	2,725	9,036	
	関山	新潟	15,856	－	2,994	18,850	
	あいば野	滋賀	22,555	－	2,234	24,789	
	青野ヶ原	兵庫	6,085	－	－	6,085	
	日本原	岡山	14,654	－	4,982	19,635	
	大野原	長崎、佐賀	5,992	－	83	6,075	
	大矢野原	熊本	16,328	12	－	16,340	
	十文字原	大分	6,328	－	79	6,407	
	霧島	宮崎、鹿児島	11,093	5	－	11,098	
	合計	14件	237,266	19	14,833	252,117	
小演習場	50件		62,171	106	3,393	65,675	
合計	70件		704,725	5,330	103,168	813,222	

（注）1　単位：千平方メートル
2　単位未満を四捨五入したので計と付合しないことがある。
3　「0」は単位未満を、「－」は該当数量のないことを示す。

資料73 市民生活の中での活動

項　目	活動の細部と実績
不発弾などの処理（自衛隊法附則）	○陸自が、地方公共団体などの要請を受けて実施 ○2023年度の処理実績：件数2,348件（平均すれば週約45件）、量にして約37.5トン。特に、沖縄県での処理実績は、処理件数では441件（全国の処理件数の約19%）、処理量では約19.7トン（全国の処理量の約53%）（なお、発見された不発弾などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力）
機雷等の除去（自衛隊法84条の2）	○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海、ならびに、地方公共団体などの通報を受けて爆発性の危険物の除去および処理を実施 ○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了 ○2023年度の処理実績：197個、約4.1トン（なお、発見された爆発性の危険物などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力）
医療面での活動（自衛隊法27条、防衛省設置法4条1項10号など）	○防衛医科大学校病院（埼玉県所沢市）および一部の自衛隊病院（全国11か所のうち、自衛隊中央病院（東京都世田谷区）など8か所）では一般市民の診療を実施 ○防衛医科大学校病院は、特定機能病院（高度の医療の提供等）および第3次救急医療機関（重篤な救急患者の受け入れ）として運営 ○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の巡回診療、防疫などを実施 ○陸自開発実験団部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市および埼玉県狭山市）が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 ○防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、災害・救急医療に関する研究などを実施
運動競技会に対する協力（自衛隊法100条の3など）	○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会及び国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 ○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放するなど様々な形で地域社会との交流を実施

資料74 在日米軍施設・区域（共同使用施設を含む。）別一覧

2024年1月1日現在

施設・区域名	用途	所在地							面積（千m²）	2-1（a）面積	2-4（a）面積	2-4（b）面積
キャンプ千歳	通信	北海道千歳市							4,274	4,274	4,263	0
東千歳駐屯地	演習場	北海道千歳市							81	0	0	81
北海道・千歳演習場	演習場	北海道恵庭市	北海道千歳市	北海道札幌市	北海道北広島市				92,288	0	0	92,288
千歳飛行場	飛行場	北海道千歳市	北海道苫小牧市	北海道幌泉郡えりも町					2,584	0	0	2,584
別海矢臼別大演習場	演習場	北海道野付郡別海町	北海道厚岸郡厚岸町	北海道厚岸郡浜中町					168,178	0	0	168,178
釧路駐屯地	兵舎	北海道釧路郡釧路町							26	0	0	26
鹿追駐屯地	演習場	北海道河東郡鹿追町							59	0	0	59
上富良野中演習場	演習場	北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡中富良野町	北海道富良野市					34,688	0	0	34,688
札幌駐屯地	演習場	北海道札幌市							8	0	0	8
鹿追然別中演習場	演習場	北海道河東郡鹿追町							32,832	0	0	32,832
帯広駐屯地	演習場	北海道帯広市							757	0	0	757
旭川近文台演習場	演習場	北海道旭川市							1,438	0	0	1,438
丘珠駐屯地	その他	北海道札幌市							2	0	0	2
名寄演習場	演習場	北海道名寄市							1,734	0	0	1,734
滝川演習場	演習場	北海道滝川市	北海道樺戸郡新十津川町						1,367	0	0	1,367
美幌訓練場	演習場	北海道網走郡美幌町							2,269	0	0	2,269
倶知安高嶺演習場	演習場	北海道虻田郡倶知安町							928	0	0	928
遠軽演習場	演習場	北海道紋別郡遠軽町							1,082	0	0	1,082
三沢飛行場	飛行場	青森県三沢市	青森県八戸市	青森県上北郡東北町	青森県むつ市				15,968	15,780	5,183	188
八戸貯油施設	倉庫	青森県八戸市	青森県三沢市	青森県上北郡おいらせ町					173	173	1	0
三沢対地射爆撃場	演習場	青森県三沢市	青森県上北郡六ヶ所村						7,656	7,656	7,655	0
仙台駐屯地	演習場	宮城県仙台市							51	0	0	51
八戸駐屯地	兵舎	青森県八戸市							53	0	0	53
岩手岩手山中演習場	演習場	岩手県滝沢市	岩手県八幡平市						23,264	0	0	23,264
大和王城寺原大演習場	演習場	宮城県加美郡色麻町	宮城県黒川郡大和町	宮城県黒川郡大衡村					45,377	0	0	45,377
霞の目飛行場	飛行場	宮城県仙台市	宮城県岩沼市						260	0	0	260
青森小谷演習場	演習場	青森県青森市							3,183	0	0	3,183
弘前演習場	演習場	青森県中津軽郡西目屋村	青森県弘前市						4,904	0	0	4,904

施設・区域名	用途	所在地							面積（千m²）	2-1（a）面積	2-4（a）面積	2-4（b）面積
神町大高根演習場	演習場	山形県村山市	山形県東根市						1,308	0	0	1,308
車力通信所	通信	青森県つがる市							135	135	0	0
赤坂プレス・センター	事務所	東京都港区							27	27	0	0
横田飛行場	飛行場	東京都福生市	東京都西多摩郡瑞穂町	東京都武蔵村山市	東京都羽村市	東京都立川市	東京都昭島市	埼玉県狭山市	7,139	7,136	139	3
多摩サービス補助施設	その他	東京都稲城市	東京都多摩市						1,948	1,948	0	0
木更津飛行場	飛行場	千葉県木更津市							2,095	2,095	2,082	（建物）
キャンプ朝霞	通信	埼玉県和光市							118	118	0	0
所沢通信施設	通信	埼玉県所沢市							966	966	0	0
入間飛行場	演習場	埼玉県入間市	埼玉県狭山市						4	0	0	4
大和田通信所	通信	埼玉県新座市	東京都清瀬市						1,199	1,199	0	0
硫黄島通信所	通信	東京都小笠原村							6,630	3,810	132	2,820
ニューサンノー米軍センター	その他	東京都港区							7	7	0	0
高田関山演習場	演習場	新潟県妙高市	新潟県上越市						14,080	0	0	14,080
百里飛行場	飛行場	茨城県小美玉市							1,089	0	0	1,089
相馬原演習場	演習場	群馬県高崎市	群馬県北群馬郡榛東村						5,796	0	0	5,796
朝霞駐屯地	演習場	埼玉県朝霞市	埼玉県和光市	埼玉県新座市					17	0	0	17
羽田郵便管理事務所	事務所	東京都大田区							（建物）	0	0	（建物）
根岸住宅地区	住宅	神奈川県横浜市							429	429	0	0
横浜ノース・ドック	港湾	神奈川県横浜市							523	523	（建物）	0
キャンプ座間	事務所	神奈川県相模原市	神奈川県座間市						2,292	2,292	170	0
厚木海軍飛行場	飛行場	神奈川県綾瀬市	神奈川県大和市						5,056	2,497	1,076	2,559
相模総合補給廠	工場	神奈川県相模原市							1,967	1,967	0	0
池子住宅地区及び海軍補助施設	住宅	神奈川県逗子市	神奈川県横浜市						2,884	2,884	0	0
吾妻倉庫地区	倉庫	神奈川県横須賀市							802	802	254	0
横須賀海軍施設	港湾	神奈川県横須賀市							2,363	2,363	49	（建物）
相模原住宅地区	住宅	神奈川県相模原市							593	593	0	0
長坂小銃射撃場	演習場	神奈川県横須賀市							97	0	0	97
浦郷倉庫地区	倉庫	神奈川県横須賀市							194	194	0	0
富士営舎地区	兵舎	静岡県御殿場市							1,177	1,177	47	0
鶴見貯油施設	倉庫	神奈川県横浜市							184	184	0	0
沼津海浜訓練場	演習場	静岡県沼津市							28	28	28	0

施設・区域名	用途	所在地							面積（千m²）	2-1 (a) 面積	2-4 (a) 面積	2-4 (b) 面積
富士演習場	演習場	山梨県富士吉田市	山梨県南都留郡山中湖村	静岡県御殿場市	静岡県駿東郡小山町	静岡県裾野市			133,925	0	0	133,925
滝ヶ原駐屯地	演習場	静岡県御殿場市							8	0	0	8
岐阜飛行場	その他	岐阜県各務原市							1,626	0	0	1,626
小松飛行場	飛行場	石川県小松市	石川県輪島市						1,606	0	0	1,606
今津饗庭野中演習場	演習場	滋賀県高島市							24,085	0	0	24,085
伊丹駐屯地	演習場	兵庫県川西市	兵庫県伊丹市						20	0	0	20
経ヶ岬通信所	通信	京都府京丹後市							36	36	0	0
福知山射撃場	演習場	京都府福知山市							55	0	0	55
秋月弾薬庫	倉庫	広島県江田島市							559	559	0	0
川上弾薬庫	倉庫	広島県東広島市							2,604	2,604	0	0
広弾薬庫	倉庫	広島県呉市							359	359	0	0
岩国飛行場	飛行場	山口県岩国市	広島県大竹市						8,648	8,648	5,615	0
祖生通信所	通信	山口県岩国市							24	24	0	0
呉第六突堤	港湾	広島県呉市							12	12	0	0
第一術科学校訓練施設	演習場	広島県江田島市							(建物)	0	0	(建物)
原村演習場	演習場	広島県東広島市							1,687	0	0	1,687
日本原中演習場	演習場	岡山県勝田郡奈義町	岡山県津山市						18,844	0	0	18,844
美保飛行場	飛行場	鳥取県境港市	鳥取県米子市						1,020	0	0	1,020
灰ヶ峰通信施設	通信	広島県呉市							1	1	0	0
板付飛行場	飛行場	福岡県福岡市							515	23	0	491
佐世保海軍施設	港湾	長崎県佐世保市							496	488	12	9
佐世保ドライ・ドック地区	港湾	長崎県佐世保市							83	41	28	41
赤崎貯油所	倉庫	長崎県佐世保市							754	754	0	0
佐世保弾薬補給所	倉庫	長崎県佐世保市							582	582	0	0
庵崎貯油所	倉庫	長崎県佐世保市							227	227	45	0
横瀬貯油所	倉庫	長崎県西海市							679	679	0	0
針尾島弾薬集積所	倉庫	長崎県佐世保市							1,297	1,297	48	0
立神港区	港湾	長崎県佐世保市							135	135	28	0
新田原飛行場	飛行場	宮崎県児湯郡新富町							1,833	0	0	1,833
崎辺小銃射撃場	演習場	長崎県佐世保市							(建物)	0	0	(建物)
針尾住宅地区	住宅	長崎県佐世保市							354	354	0	0
日出生台・十文字原演習場	演習場	大分県玖珠郡玖珠町	大分県玖珠郡九重町	大分県由布市	大分県別府市	大分県速見郡日出町	大分県杵築市	大分県大分市	56,317	0	0	56,317

施設・区域名	用途	所在地							面積（千m²）	2-1（a）面積	2-4（a）面積	2-4（b）面積
築城飛行場	飛行場	福岡県行橋市	福岡県築上郡築上町	福岡県春日市					906	0	0	906
大村飛行場	その他	長崎県大村市							（建物）	0	0	（建物）
大矢野原・霧島演習場	演習場	熊本県上益城郡山都町	宮崎県えびの市	鹿児島県姶良郡湧水町					26,965	0	0	26,965
北熊本駐屯地	演習場	熊本県熊本市							21	0	0	21
健軍駐屯地	演習場	熊本県熊本市							39	0	0	39
鹿屋飛行場	飛行場	鹿児島県鹿屋市							490	0	0	490
北部訓練場	演習場	沖縄県国頭郡国頭村	沖縄県国頭郡東村						36,590	35,331	0	1,259
奥間レスト・センター	その他	沖縄県国頭郡国頭村							546	546	0	0
伊江島補助飛行場	演習場	沖縄県国頭郡伊江村							8,015	8,015	0	0
八重岳通信所	通信	沖縄県名護市	沖縄県国頭郡本部町						37	37	1	0
キャンプ・シュワブ	演習場	沖縄県名護市	沖縄県国頭郡宜野座村						20,626	20,626	7,077	0
辺野古弾薬庫	倉庫	沖縄県名護市							1,214	1,214	0	0
キャンプ・ハンセン	演習場	沖縄県国頭郡金武町	沖縄県国頭郡宜野座村	沖縄県国頭郡恩納村	沖縄県名護市				48,748	48,133	39,385	615
金武レッド・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県国頭郡金武町							14	14	0	0
金武ブルー・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県国頭郡金武町							381	381	0	0
嘉手納弾薬庫地区	倉庫	沖縄県中頭郡読谷村	沖縄県沖縄市	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県国頭郡恩納村	沖縄県うるま市			26,276	26,276	163	0
天願桟橋	港湾	沖縄県うるま市							31	31	0	0
キャンプ・コートニー	兵舎	沖縄県うるま市							1,339	1,339	0	0
キャンプ・マクトリアス	兵舎	沖縄県うるま市							379	379	0	0
キャンプ・シールズ	兵舎	沖縄県沖縄市							700	700	0	0
トリイ通信施設	通信	沖縄県中頭郡読谷村							1,895	1,895	0	0
嘉手納飛行場	飛行場	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県沖縄市	沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県那覇市	沖縄県糸満市			19,856	19,856	23	（建物）
キャンプ桑江	兵舎	沖縄県中頭郡北谷町							676	676	0	0
キャンプ瑞慶覧	兵舎	沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県中頭郡北中城村	沖縄県宜野湾市	沖縄県沖縄市	沖縄県うるま市			5,342	5,342	0	0
泡瀬通信施設	通信	沖縄県沖縄市							552	552	0	0
ホワイト・ビーチ地区	港湾	沖縄県うるま市							1,568	1,568	221	0
普天間飛行場	飛行場	沖縄県宜野湾市							4,758	4,758	0	0
牧港補給地区	倉庫	沖縄県浦添市							2,675	2,675	0	0
那覇港湾施設	港湾	沖縄県那覇市							559	559	3	0
陸軍貯油施設	倉庫	沖縄県うるま市	沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県沖縄市	沖縄県宜野湾市			1,277	1,277	14	0
鳥島射爆撃場	演習場	沖縄県島尻郡久米島町							41	39	0	2

施設・区域名	用途	所在地							面積（千m^2）	2-1（a）面積	2-4（a）面積	2-4（b）面積
出砂島射爆撃場	演習場	沖縄県島尻郡渡名喜村							245	245	245	0
久米島射爆撃場	演習場	沖縄県島尻郡久米島町							2	2	0	0
津堅島訓練場	演習場	沖縄県うるま市							16	16	0	0
黄尾嶼射爆撃場	演習場	沖縄県石垣市							874	874	0	0
赤尾嶼射爆撃場	演習場	沖縄県石垣市							41	41	0	0
沖大東島射爆撃場	演習場	沖縄県島尻郡北大東村							1,147	1,147	1,147	0
浮原島訓練場	演習場	沖縄県うるま市							254	0	0	254
那覇飛行場	その他	沖縄県那覇市							7	0	0	7
全国計	130施設・区域								980,126	262,630	75,133	717,496
本土（沖縄以外）計	97施設・区域								793,444	78,085	26,855	715,359
沖縄計	33施設・区域								186,682	184,545	48,278	2,137

注）・本表は、日米地位協定第２条第１項（a）に基づき米軍が使用している施設・区域（米側が管理。同協定第２条第４項（a）に基づき、自衛隊等も使用するものを含む。）及び同協定第２条第４項（b）に基づき米軍が一定の期間を限って使用している施設・区域（日本側が管理）別の面積等の一覧である。
・「面積」欄の数値は、日米地位協定第２条第１項（a）に基づき米軍が使用している施設・区域の面積と、同協定第２条第４項（b）に基づき米軍が一定の期間を限って使用している施設・区域の面積の合計である。
・「2-4（a）面積」欄の数値は、日米地位協定第２条第４項（a）に基づき、自衛隊が一時的に使用している施設・区域の面積であり、「2-1（a）面積」欄の数値の内数である。
・計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。
・「0」は、該当する面積がないことを示す。

資料75 防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要

分類	施策名	内容	対象施設、事業の例
防衛施設周辺環境整備法（注1）等	障害防止工事の助成	自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施等により生ずる障害を防止または軽減するため、地方公共団体等が行う工事に対して助成	○用水路、ため池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など
	騒音防止工事の助成	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響で著しいものを防止または軽減するために地方公共団体等が行う工事に対して助成	○小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保健所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設
	住宅防音工事の助成	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する区域において、その障害を防止または軽減するために住宅の所有者等が行う工事に対して助成	○住宅
	移転補償等	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域において、建物等を当該区域以外の区域への移転又は除却により通常生ずべき損失の補償等を実施	○建物の移転などの補償 ○土地の買入れ ○移転先地の住宅などの用に供する土地にかかる道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備等	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域に所在する土地に緑地帯の整備等を実施	○植樹、緑地整備など
	民生安定施設の助成	防衛施設の設置又は運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の阻害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備に対して助成	○道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センターなど ○農業用施設、漁業用施設など
	特定防衛施設周辺整備調整交付金	防衛施設の設置又は運用がその周辺地域の生活環境や開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に対し、公共用の施設の整備又はその生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など
駐留軍再編特別措置法（注2）等	再編交付金	駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加等を考慮し、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要と認められる場合に、再編関連特定周辺市町村に対し、住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など
	再編関連訓練移転等交付金	訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設の周辺地域において、航空機騒音等による住民生活の安定に及ぼす影響が再編交付金の交付終了後も継続することを考慮し、住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	
	再編関連特別地域整備事業	駐留軍等の再編の円滑な実施に資するため、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる防衛施設が所在する県が広域的な観点から行う住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	
	再編推進事業	駐留軍等の再編の実施に向けた措置の推進を図り、駐留軍等の再編を的確かつ迅速に実施することの重要性に鑑み、再編関連特定周辺市町村が行う施設の整備に対して助成	○民生安定施設と同様の施設
米空母艦載機部隊配備特別交付金		米空母艦載機部隊が我が国の安全保障に果たす役割の重要性及び米空母艦載機部隊の配備が航空機騒音等により住民の生活の安定に及ぼす著しい影響を考慮し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など
訓練交付金		自衛隊又は外国の軍隊の訓練が周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響を考慮し、訓練のために使用された特定防衛施設以外の施設の所在市町村が行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など

（注）1　防衛施設周辺環境整備法：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）
2　駐留軍再編特別措置法：駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）

資料76 南極地域観測協力実績

回次	期間	活動日数	南極圏活動日数	物資輸送量	観測隊員	越冬隊員	総航程（海里）
第43次	2001.11.11～2002.4.6	151日	91日	約1,100トン	56人	40人	約22,000
第44次	2002.11.11～2003.4.7	151日	99日	約1,230トン	57人	40人	約22,000
第45次	2003.11.11～2004.4.8	151日	99日	約1,120トン	56人	40人	約21,000
第46次	2004.11.11～2005.4.9	151日	99日	約980トン	55人	40人	約21,000
第47次	2005.11.11～2006.4.10	151日	99日	約1,080トン	53人	37人	約22,000
第48次	2006.11.11～2007.4.11	151日	99日	約1,110トン	56人	36人	約21,000
第49次	2007.11.11～2008.4.12	151日	99日	約870トン	49人	35人	約20,000
第51次	2009.11.10～2010.4.9	151日	99日	約1,130トン	48人	28人	約21,000
第52次	2010.11.11～2011.4.5	146日	99日	約1,310トン	60人	28人	約20,000
第53次	2011.11.11～2012.4.9	151日	98日	約820トン	56人	30人	約19,000
第54次	2012.11.11～2013.4.10	151日	99日	約680トン	55人	31人	約21,000
第55次	2013.11.8～2014.4.7	151日	99日	約1,160トン	46人	30人	約20,000
第56次	2014.11.11～2015.4.10	151日	99日	約1,017トン	53人	24人	約18,000
第57次	2015.11.16～2016.4.14	151日	89日	約1,040トン	52人	30人	約24,000
第58次	2016.11.11～2017.4.10	151日	99日	約1,060トン	62人	33人	約20,000
第59次	2017.11.12～2018.4.11	151日	99日	約1,000トン	59人	27人	約20,000
第60次	2018.11.10～2019.4.9	151日	99日	約1,000トン	57人	31人	約20,000
第61次	2019.11.12～2020.4.10	151日	99日	約1,000トン	57人	31人	約20,000
第62次	2020.11.6～2021.2.22	109日	51日	約1,045トン	44人	31人	約16,000
第63次	2021.11.10～2022.3.28	139日	99日	約1,140トン	69人	31人	約20,000
第64次	2022.11.11～2023.4.10	151日	99日	約1,120トン	69人	27人	約20,000
第65次	2023.11.10～2024.4.8	151日	99日	約1,160トン	75人	25人	約20,000

※第50次は協力を行っていない。

資料77 部外土木工事の実績

年度	工事別実施件数				
	計	整地	道路	除雪	その他
1988年以前	7,987	5,152	2,208	307	320
1989	39	33	4	2	0
1990	40	33	5	2	0
1991	29	23	6	0	0
1992	27	23	4	0	0
1993	25	22	2	0	1
1994	20	19	1	0	0
1995	20	15	5	0	0
1996	10	7	3	0	0
1997	11	9	2	0	0
1998	13	11	2	0	0
1999	12	10	1	0	1
2000	10	9	1	0	0
2001	7	6	1	0	0
2002	5	5	0	0	0
2003	3	3	0	0	0
2004	2	2	0	0	0
2005	1	1	0	0	0
2006	0	0	0	0	0
2007	0	0	0	0	0
2008	2	2	0	0	0
2009	0	0	0	0	0
2010	0	0	0	0	0
2011	1	1	0	0	0
2012	0	0	0	0	0
2013	1	0	1	0	0
2014	2	0	2	0	0
2015	1	1	0	0	0
2016	1	0	1	0	0
2017	0	0	0	0	0
2018	0	0	0	0	0
2019	0	0	0	0	0
2020	1	1	0	0	0
2021	1	0	1	0	0
2022	1	0	1	0	0
2023	0	0	0	0	0
合計	8,272	5,388	2,251	311	322

資料78 「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋（内閣府大臣官房政府広報室）

調査時期：2022年11月17日～12月25日
詳細については、〈https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-bouei/index.html〉参照

1 自衛隊についての関心

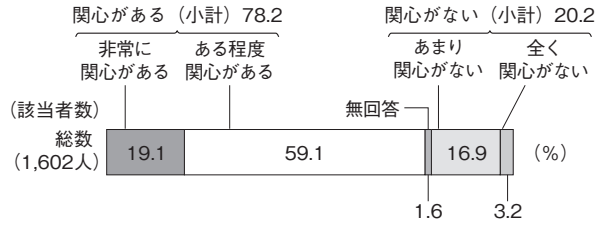

2 自衛隊に対する印象

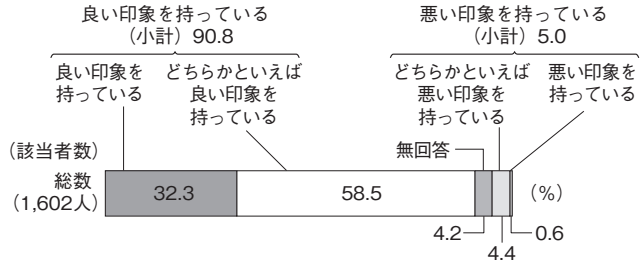

3 自衛隊の規模の考え

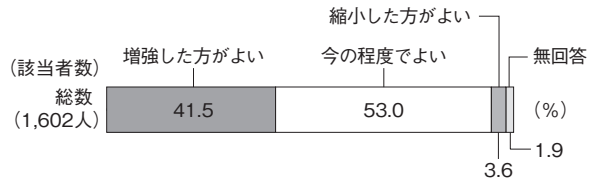

4 自衛隊に期待する役割（複数回答）

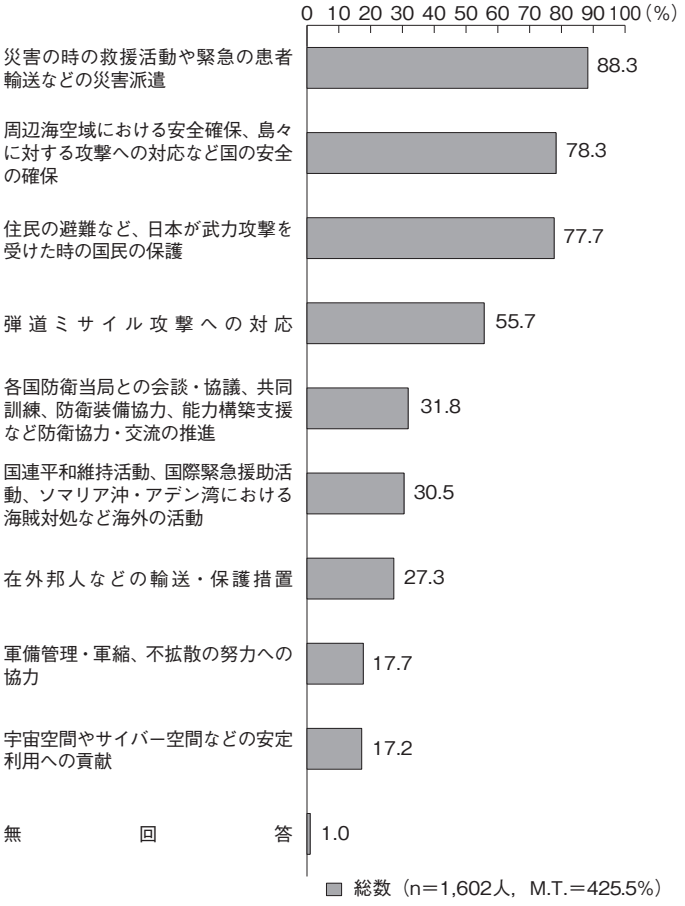

5 自衛隊の海外での活動の今後の取組の考え

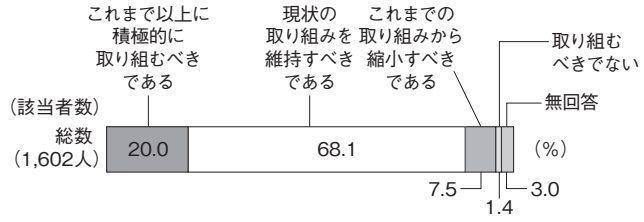

6 平和安全法制が日本の安全保障に役立つことの考え

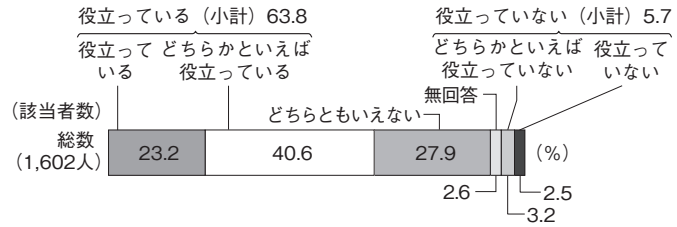

7 先進的な科学技術の防衛用途への活用の賛否

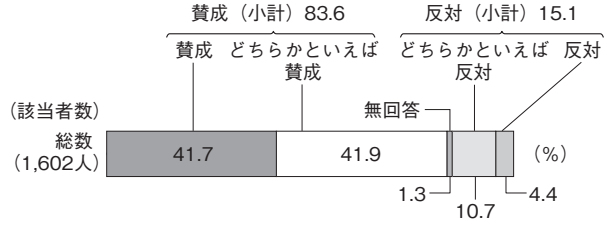

資料79 防衛省における情報公開の実績（2023年度）

	防衛省本省	地方防衛（支）局	防衛装備庁	計
1　開示請求受付件数	2,691	1,582	162	4,435
2　開示決定等件数	3,592	1,663	189	5,444
全部開示決定件数	1,936	660	110	2,706
一部開示決定件数	1,201	983	79	2,263
不開示決定件数	455	20	0	475
3　審査請求件数	1,846	0	0	1,846
4　訴訟件数	3	0	0	3